

参 考 資 料
クリーンセンター再整備に関する特別委員会
クリーンセンター・環境課
令和7年12月5日

資料一覧

総務常任委員会 所管事務調査【鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化について】

日時：2025年（令和7年）10月14日（火）午前10時～ 場所：全員協議会室

- ① 生ごみ分別収集・資源化に関する、鎌倉市・逗子市・葉山町部長・課長協議 概要
(2024年11月22日開催)
- ② 令和7年度 第1回 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会（概要）
(2025年4月23日開催)
- ③ 令和7年度 第2回 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会（概要）
(2025年6月3日開催)
- ④ 逗子市と葉山町との生ごみ資源化共同処理に関する協議 資料（2025年7月3日付）
- ⑤ 令和6年度 循環型社会形成推進交付金の内示について（令和6年4月1日付）
令和6年度 循環型社会形成推進交付金交付額確定通知書（令和7年4月11日付）
- ⑥ 葉山町議会「クリーンセンター再整備に関する特別委員会」資料
(2025年8月21日開催)
- ⑦ 葉山町議会「クリーンセンター再整備に関する特別委員会」資料
(2025年9月1日開催)
- ⑧ 葉山町議会「クリーンセンター再整備に関する特別委員会」資料
(2025年9月29日開催)

生ごみ分別収集・資源化に関する、鎌倉市・逗子市・葉山町 部長・課長協議 概要

日 時	2024年（令和6年）11月22日（金）10時00分～11時40分
場 所	逗子市役所5階 第3会議室
出席者	逗子市： 【環境都市部】 石井部長 【資源循環課】 鷺原課長 【環境クリーンセンター】 小川所長
	葉山町： 【環境部】 新倉部長 【環境課】 齊木課長 【クリーンセンター】 角田所長
	鎌倉市： 【環境部】 加藤部長、不破次長 【環境施設課】 月花課長 【ごみ減量対策課】 中澤担当課長
【概要】	
<p>(逗子市) 11月15日の葉山町議会の「クリーンセンター再整備に関する特別委員会」の内容を受け、翌月曜日の11月18日に鎌倉市の可燃ごみ受入れの政策会議があり、その後に逗子市としても3月の開始を予定していた生ごみの分別収集・資源化の実施時期を延期せざるを得ないと判断について、出席していた市長、副市長に話をした。同日午後には鎌倉市及び葉山町には本市部長から話をした。2日前に葉山町の新倉部長から連絡があり、葉山町長と逗子市長と面談をしたい、角田所長からその前に部長級協議をしたいとの要望を受け、本日の開催に至っている。</p> <p>(鎌倉市) 冒頭に確認しておくが、鎌倉市はオブザーバーとして呼ばれているのか。また、逗子市は今後の方向性について市長に確認して決められたとのことだが、本日の協議内容を受け入れる余地があるのか。</p> <p>(逗子市) 協議の位置づけはこの場で確認をしたい。2市1町の部長協議なのか、逗子市・葉山町の協議にオブザーバーとして鎌倉市に出席いただいているのか。葉山町からの要望により開催しているため、そこは判断しづらい。変わるべき可能性があるのかということは、月曜日に葉山町長が逗子市長と面談する。それまでは最終確定ではない。ただし、当初予算が間に合わないだろうという事情もある。</p> <p>(鎌倉市) 決定事項の共有だけであれば、本日は決定事項を確認した後、持ち帰り検討させていただくため退席したい。再考の余地があるのであれば、オブザーバーとしてどこまで踏み込んだ発言ができるかというところもあるが、本市の考え方を伝えたい。なお、葉山町長</p>	

と逗子市長との面談への参加はしない方向としたい。

(葉山町) 11月15日のクリーンセンター再整備に関する特別委員会で各議員から質問があり、逗子市、鎌倉市に対してどうなのかという話があった。11月5日の会議において、各部長、各担当者には動向を話したということを議会に報告した。延期するに当たっての不安の声が多かったところがある。鎌倉市、逗子市には迷惑をかけないように民間にお願いをして対応しようという動きを議会には答えたところである。それを聞いて逗子市では今回の判断に至っていると思う。また、鎌倉市にはそれに影響して迷惑をかけていることをお詫びする。葉山町の動きの中でご迷惑をおかけしている部分について、状況をお話したい。

(逗子市) 誤解がないようにお願いしたいのは、今週の月曜日に市長、副市長に相談をして急に逗子市としての考えが変わったということではなく、8月頃に工期が遅れる可能性があるという話が初めて出たときから、市長、副市長には相談をしていて、当然、施設の完成が遅れたら生ごみの分別収集ができないため、その対応は後手に回らないように対策を考えるように指示を受けており、我々もそのような考えでいた。その後に民間に出すという提案が2市1町の会議であったわけだが、規約とは異なるため協議をしないといけないという話をしていた。その事務委託の協議が何もできないままここまで来てしまったということをご理解いただきたい。今週の頭に突然逗子市の考えが変わったわけではないということは、誤解しないでいただきたい。

(葉山町) 以前に話をしていた中で葉山町としては唐突に感じた。前々から考えていたとあったが、葉山町、鎌倉市にも事前に言ってもらいたかったと考えている。その件について町長に話をし、致し方ない部分も重々分かっている。来週、首長、部長、課長でご挨拶させていただきたいと考えている。我々としては唐突と言う印象があったため、事前に話ができれば話してもらいたい。

(逗子市) 逗子市としても特別委員会の資料が前日に送られてきて、内容を見たときは事前の協議もなく資料が唐突に出されたという印象は正直ある。自分は特別委員会を聞くことができなかつたが、課長は聞いている。民間委託として3者想定しているという資料があったが、内容が決まっているものではなく仮定のものということだったが、あたかも決まったかのように事前の調整なく出されていたため、逗子市としても驚いたところがある。月曜日に町長はどのような話をされる予定なのか。

(葉山町) ご心配ご迷惑をおかけしてしまったという話をする。今後の流れ、民間を用意するという考え方もあることも話ができると思う。

(逗子市) まだ市長と話をできていないが、逗子市長からも市としての状況等をお話することになると思う。

(葉山町) 逗子市のみでなく鎌倉市にも多大なご迷惑をかけることになるため、迷惑をかけないように民間3社、4社に声をかけて探していた。協議をかけなかつたといえばそれまでだが、失礼があったということかもしれないが、鎌倉市には大きなしわ寄せをさせてしまったところは申し訳なく思う。

(葉山町) 民間委託については契約をしていないし、細かいところは詰め切れていないため、特別委員会ではあのような話をした。まだ共和化工株式会社からは工程の延期の申請が正式

に出てきていないため、工期がいつまで延期なのか確定していない中で特別委員会をむかえ、いつまでか明確に議会に説明ができない状況だった。そのため、仮に6月まで伸びた場合として話をし、議員からは仮の話をしてという指摘もあったが、あくまで状況の報告も含めて見込みとして出して説明をした。実際のところは株式会社Jバイオリサイクルとは具体的な話を進めている。今月に入って伺い、先週もリモート会議を行い、実際に持込量を想定して、鶴見の工場と千葉の工場に全量を割り振って何とかできるという見込みの話をしているところがある。鶴見の工場に関しては横浜市にも事前協議のお願いをしている。8月に工事が遅れるかもしれないという話をした後に、鎌倉市と逗子市との2市1町の計画に問題がないように民間に出すことも考えることは伝えてきているところである。工事の遅れの位置づけとして、事務委託の中の緊急的な状況の対応と同等に民間委託に出す、それが駄目であれば逗子市で焼却するという制度設計をしていると思っているため、対応の流れをもとに説明をした。逗子市から葉山町の処理施設で処理をしないことについて、事務委託上の問題があるのでないかと話を受けて、県市町村課に確認をした中で問題がないと回答を得ている。工事が完全に遅れるということがはっきりしてきたのがこのところであったため、逗子市から協議ができていないと言われればそういうところがあった。はっきりしない中での話だったので、逗子市にとって満足できる情報でなかったのかと思うが、話ができる範囲では話しながら進めてきたつもりである。現事務委託の内容では民間に出せないというのであれば、事務委託の内容の変更について協議する可能性としてはあるのではないか。来週月曜日の首長会議では、そのような話をさせていただくこともあるのかと思う。葉山町としては体制を整えて、予定どおり逗子市の生ごみを含めて、鎌倉市の搬入量の計画を崩さないようにしたいというのが今の葉山町のスタンスである。

(逗子市) 11月15日の特別委員会の内容を聞いていて不安に思っているのは、工期が延長することに伴う費用負担をどこに求めるのかという話があったと思う。原因者の共和化工株式会社に求めるものでよいかと確認があったときに、100%共和化工株式会社に責任があるという話ができていないという答弁があった。このまま進めた場合、民間委託の費用負担について誰がどのように出すのかを町議会にどのように説明するのか、共和化工株式会社に求めた場合に支払ってもらえるのか。12月3日に工期延長申請が出れば答えが出るのか。交付金の件も3月末までに竣工ができない場合は出来高でしかもらえない。4月以降は単費になるという話があり、その部分の損害がある。本来3月末までに竣工できれば交付金の対象となった部分について、誰がどのように補填するのか。町議会とどのように話をして解決していくのか心配している。民間委託が仮に進んだ場合も同じ問題がある。延長を決定したことは了解したが、いつから開始できるのか、市民に生ごみの分別収集・資源化について、これまで1,000人近い市民の方に説明をしてきた。本来であればいつから開始するのか説明したいところだが、それができない状況である。

(逗子市) その辺りは実際にどうなのか。完成の目途について、共和化工株式会社に求めていく部分の考え方について、共同処理の施設を負担し合って整備する中では避けられない。

(葉山町) 共和化工株式会社とは主張が対立しているところがある。民間事業者のため自分たちは悪くないという主張を強くしている。葉山町が共和化工株式会社に対してどうするの

かと言われれば、基本的なスタンスとしては葉山町に過失がない部分は共和化工株式会社に求める。交付金、補助金の話については、100%はもらえないところであり、その中でも年度内に大きな部分ができれば出来高として認めてもらえるとの話を受けていたため、共和化工株式会社とは決裂しないように、なるべく工事を進めることを優先して話をしているところがあり、深い協議はできていない。交付金については逗子市にも影響するため、なるべく交付金をもらえるように大きい工事から優先して進めるように話をして、町も協力するという工事の面と、工期が遅れたことに対する対立している部分がある。工事を止められるようなことがないよう工事優先で動いているところである。このご時世で公共工事も含め予定より工期延長があるところではある。色々な理由があつて遅れているが、社会情勢もあり生ごみ資源化処理施設を造る段階になって事業者が見つからず空白の時間ができてしまい、工期を詰めれば何とかできるということができない段階となってしまった。民間委託で何とか凌いで進めたいと考えている。工期ははつきりとしたものは出てきていないが、事業者からは6月、7月が竣工という話が出てきています。正式なものではない。あくまでは話の中で出でいることしか分からない。

(逗子市) 現時点では費用負担、工期も決まっておらず、いつ決まるかも分からぬという状況か。

(葉山町) 分からないが、葉山町と共和化工株式会社との話かと思う。民間委託をするにあたって費用負担を逗子市に求めることがあるのかという特別委員会の質問については、逗子市と協議をしてからという答弁をした。協議として災害や事故発生時と同様に少し負担を求めるができるのか、それとは全く違うため負担を求めることができないのか、それも含めて協議であると考えている。

(逗子市) 客観的に協議が調わないと来年度当初予算を議会に提案できない。工期もまだ伸びる可能性があるのかどうか、費用負担に関わるものであるが、それも分からぬ状況である。当初予算を要求できるタイミングをほぼ逸しているというところがある。

(鎌倉市) 特別委員会の中で増額変更もあり得るとの発言があったとのことだが、共和化工株式会社から増額の要望が出てきているのか。

(葉山町) 先方からも増額の要求を受けており、今協議をしている。

(鎌倉市) 増額要望がある中で工事をそのまま進めてよいのか。増額要望があれば、財源を確保して契約変更をして工事を進めることになるかと思う。それまで工事は一時中断するものではないのか。

(葉山町) 特別委員会では、年内を目途に工事増額分と物価スライドの部分を確定させて、年明けの議会で契約変更も含めて補正予算なりを提案するとの話をした。債務負担行為が4年間で最終年度になるため、その部分の議決もいただかないといけないことについて説明をした。事業者から求めている資料が出てこなかつたり、出てきても間違いが多かつたり、話し合いがなかなか進まない状況がある。当然、増額要求を満額認めるわけではない。

(鎌倉市) 万一、増額分の議決を得られなかった場合は、12月まで行っている現工事は当初予算で対応可能な部分のみとなるのか。

(葉山町) そうなる。実際の工期は令和4、5、6年度の3年間であるが、毎年工事が思う

ように進まず、毎年減額補正、契約変更をしている。生ごみ資源化処理施設の事業者がつかまらなくなってしまったのが決定打となった。事業者との話し合いがなかなか進んでいないというところがある。町長も話し合いに入って道筋をつけてきたところではあった。

(逗子市) 特別委員会で契約に基づいた損害賠償請求を進めていかないのかという主旨の質問があったが、契約の約款 46 条に発注者の損害賠償請求として本工事を完成することができないときはとあるため、委員会で求められていてなぜそれをしなかったのかという話になってくると思うが、共和化工株式会社の言い分もあるというところか。

(鎌倉市) 工事費等の議論は次の機会とし、現時点では工事を優先した交渉を行っているということか。

(葉山町) なるべく影響が出ないような動きをしているところが実情である。

(鎌倉市) 約款 46 条に基づいて損害賠償請求をすると、工事が中断してしまうリスクも考えての対応ということか。

(葉山町) 当然そういうところもあるし、協議の中で工事を止めざるを得ないという表現をされたこともあり、町としてはそういうところを危惧している。

(鎌倉市) 契約変更をした中での増額経費については、損害とは言えなくなるかもしれないが、そうではない部分の増額経費もしくは追加でかかった経費は損害と言える状態が4月以降に発生すると思う。工事を優先して3月末まで進め、4月以降に交渉のやり方が変わってきたときに結果的にできなくなってしまうことがあると思うがいかがか。

(葉山町) 今まで契約については、共和化工株式会社との契約解除を検討したこともなくはない。とはいっても2市1町に大きく影響するところもあり、そこまでの決断には至らずにきたことがある。これまで大きな工事はやっておらずこのような話は想定していなかったため、戸惑いや経験不足で対処の仕方が良くなかったことはあると思うが、新年度以降どのような動きになるのかは、共和化工株式会社との話の中からすると不安があり、大丈夫だという内容ではない。必要としているものがなかなか出てこなかつたり、話が進まなかつたり、お互いの立場もあると思うが難しい事業者であると感じている。今は枠組みを崩さないで全力でやっていくことを葉山町としては考えている。

(鎌倉市) 施工事業者が工期を守らないのであれば、全額損害賠償の対象として施工事業者の責任において3月末に間に合わせる方法を検討させることは考えられるのか。

(葉山町) 今の段階では不可能だと思われる。

(鎌倉市) そのような協議はできないという理解でよいか。

(葉山町) 仮にそのような対応を葉山町が取った場合は、争いごとに発展し工事が止まるにつながると考えている。

(鎌倉市) 事業者の責任を明確にしないと、リスクを行政側が負うことになるのではないか。交渉を通じて難しかじ取りをしていることは理解しているが、4月以降に持ち越すと、本来であれば事業者の責任に基づく損害賠償として認定できるところが、難しくなってしまう可能性もあるのではないか。

(逗子市) 建屋は何とかできたとしても中身に時間がかかるかもしれないというのは、状況としてはどうか。手配の関係はある程度の目星がついているのか。

(葉山町) 手配がついていないというのは聞いていない。工事は今月5日に始まり、その分押した部分がある。機械的な部分を入れるのは3月までには厳しい。資源物棟の仕上げが出っ張るというところである。6月、7月と言われてそうかと思っているのは、生ごみ処理施設のスタートが8月から12月になっているというところがあり、少なくとも4か月遅れている。突貫工事をしていつまで縮められるかという協議をしていたときもあったが、無理な工程を作つて、それがまた間に合わないということになりかねない。今後、また社会情勢の影響を受けて、また事業者が見つからないという話になる可能性もある。今回も声をかけた事業者が時期が少しずれた中で他の仕事にいってしまったと聞いている。

(逗子市) 11月に着工できればという町長のご発言があり、何とかなるかとも思っていたが。

(逗子市) 着工したということは事業者と共和化工株式会社とが契約したということか。

(葉山町) まだ契約したとは言えない。

(葉山町) 契約しているから動いていると思うが、そういうものではないとのよく分からぬ回答がある。現場の責任者に直接尋ねてもそのような回答でよく分からない。工事は毎日進んではいる。生ごみ資源化処理施設と資源物棟以外の他の施設はできているところまでは進んでいる。生ごみ以外のものについては、新しい施設でやっていくということは委員会でも説明させていただいた。

(逗子市) 心配して毎週日曜日に見に行っており、工事が進んでいることは確認している。先週の日曜日は足場があったが、それよりも進んでいるということか。躯体工事、破除袋機、脱臭装置、それぞれ違う事業者で、一括して共和化工株式会社が受注しているのかと思うが、それぞれの事業者がきちんと動いてくれるのか、それがうまく進んでいくのか心配している。躯体工事はエルラインになりそうだということだが。

(葉山町) エルラインが工事はしている。資源物棟は違う事業者で、すでに接触はしているということは聞いている。

(逗子市) 計量施設は2回計量だと思うが、生ごみ資源化処理施設の横の計量施設は最後にできる形か。

(葉山町) 設置場所に残土が300立米ほどある。土砂の回収を間違えたという話があり、土砂を移しながら工事を進めており、残土をどけないと工事を進められない。場内に戻したいところもあると聞いている。今日の夕方に町内会長に話に行き、300立米の土砂を一度外に出して工事を進められるよう進めていく。

(逗子市) 今日お聞きした内容を踏まえて市長に報告したうえで、月曜日の協議を進めたいと思う。外部に委託する費用について聞いてみたところ費用がかなり高い。葉山町での生ごみ処理単価は23円/kg程度、逗子市の焼却費用の来年度予算は34.72円/kgであり、無理に高いコストで外部に持っていく選択をしてよいのかと考えている。

(葉山町) 事務委託の責任において処理すべきと考えているところで、金額的なところについては協議していく必要がある。

(逗子市) 民間委託費用は当初予算として出して、そこで否決されたら外に出せなくなるのではないか。

(葉山町) 2市1町の話をしている中で、共和化工株式会社と町の責任の所在をはっきりさせないとといった話をされると思うが、特別委員会の中でも町の責任としてこのようなことを考えていると説明してきている。確かに否決されたら処理をできないという懸念がないわけではない。

(逗子市) 予算執行差し止めや住民監査請求がされたときに葉山町としてどうなのか。

(葉山町) そのようなリスクがないわけではない。

(逗子市) 責任を共和化工株式会社に求めるとなると工事もストップするのではないか。

(逗子市) そのような不確定要素があまりにも多い中で、生ごみ分別収集に踏み切るという判断は逗子市としてはしづらい。予算提案も難しく、先行きも不透明であり踏み切れないというところがある。月曜日に町長のお話を伺って協議をしたい。

(葉山町) 葉山町としては、今回の工事が遅れていることについて、収集に影響が出てしまうと逗子市、鎌倉市に影響が出てしまうため、その影響がないようにと判断した。2市1町での共同処理を運営していかないと町として思っており、金額の心配や工期の心配があると思うが、工期を待っていたらいつになるか分からぬ。工事を進めていく中で並行して運営していく必要があるため、工期は切り離して考えていただきたいと思っている。工期が遅れているのでそこのバックアップ体制は取りながら予定通りの収集を進めていくことが最善だという結論を出した。

(逗子市) 過去も可燃ごみ共同処理、容器包装プラスチックの共同処理、生ごみも最初の時点でもそうだったが、協議が遅れて最初の予定からことごとく遅れている。生ごみも当初は6年度当初から始めるというところが1年近く遅れて、3月から始めるようになった。広域連携として協議が整わない段階でスタートはできないと思う。鎌倉市への影響は大変心苦しいところであるが、協議が整っていない段階で市民にも、市議会にも説明がつかない。鎌倉市、葉山町には誠意をもって対応しないといけないが、市民の方を向いて仕事をしている。市民にしっかりと説明ができる状況にならぬ進めることは厳しい。鎌倉市への影響は大変心苦しく思っている。

(葉山町) 今回の逗子市が生ごみの分別収集を見送ることについて、鎌倉市にも影響する中では、葉山町としては協議をお願いしたいと思っている。協議をせずに唐突にきたと感じている。葉山町としてそれを防ぐ余地がなかったのかと考えると残念であり、金額的には示せるように準備をしている段階にあった。事務委託について葉山町として県に確認をしているが、逗子市としてできないのであれば事務委託の変更について協議できればと思う。

(逗子市) 規約の中でどこをどのように読めば、外部委託が可能という県の見解か。

(葉山町) 県からは、葉山町が責任を持って生ごみを処理するという内容になっていると県は理解している。葉山町の施設ができずに処理ができないため外部に出すことは問題ないと聞いている。

(逗子市) そうは読めない。

(逗子市) それは市町村課か。

(葉山町) 市町村課である。

(逗子市) 資源循環推進課と県政には確認しているか。廃棄物処理法上問題がないか懸念し

ている。

(葉山町) 事務委託の内容のため市町村課に確認をした。廃棄物担当課には確認をしていない。葉山町としては問題があるとは理解していないが、必要ならば確認する。アドバイスとしては有り難く思う。

(鎌倉市) 緊急事態が発生している中、2市1町として対応を検討する必要があること、鎌倉市として対応できることを提案できればと思い参加した。民間処理施設での処理や処理経費について、葉山町は逗子市に請求しないということができるのか、それができるのであれば、逗子市としては事務委託の解釈を柔軟に対応して受入れができるのかを両者で協議してもらいたい。その上で、鎌倉市が民間事業者と単価交渉をして価格を下げることができて、何とか乗り切れればという思いもあり、そのような提案ができるのならばと考え、本日参加したがいかがか。

(葉山町) 民間への費用についても、逗子市とは具体的な話は全くできていない状況があった。きちんと話をさせていただきたいと思っている。逗子市が心配に思っていることも聞かせていただき、どう対処するかの話をしたい。

(葉山町) 民間委託の話ではなく、生ごみの事務委託についてまだ協議がつまつたない。そこも含めて話をしていくかないといけないと考えていたところで、逗子市から生ごみの分別収集を延期するという話があった。アプローチが足りなかつたというところは反省点ではある。当然協議は今も続いているため、そこも含めて話をさせていただき、鎌倉市からのお話もありがたい話のため、話の中でお願いすることもあると思う。

(葉山町) 葉山町としては、収集を遅らせることで逗子市では費用がかかってくると聞いている。鎌倉市でもその分の費用がかかってくる。そこも非常に懸念点であるため、そこも含めて協議していきたい。

(鎌倉市) 例えば、共和化工株式会社が東御市や益子町の処理施設において安価で処理できるのであれば、逗子市も乗れるのか。可能性があるならば、そのような交渉ができるのではないか。

(葉山町) 市の施設だったかと思う。

(鎌倉市) 益子町は民間の施設である。

(鎌倉市) 鎌倉市としては、2市1町の共同処理のため、助け合いながらできればと思っている。本市においては、ごみ中継施設整備期間中は、既存中継施設の運用上、住民協議で概ねご理解はいただいている中では搬出入車両数の変更は厳しい部分がある。それぞれの状況を踏まえ、2市1町における最善の方策を考えたい。もう少しげくばらんに意見交換をする場を設けてもらえればと思う。

(葉山町) オペレーションなど担当者レベルの話し合いも進めていかないとならない。

(逗子市) もちろん進めていく必要がある。

(逗子市) それぞれ持ち帰り首長に報告し、月曜日の首長会議で結論を出していきたい。一通り意見は出し終えたということでおいか。

(葉山町) 特別委員会で11月5日の協議会で工期が遅れることを伝えたと言ったが、町議員から市議員に確認したところ聞いていないと言われたと聞いている。町議員から特別委員

会で嘘を言ったのかと言われている。

(逗子市) 11月5日には聞いている。それより前の段階の話ではないか。

(葉山町) 11月5日に工事延長について話をしたことは共通認識でよい。

(鎌倉市) 工期の延長と、それによる鎌倉市への影響はない旨の説明を受けたと認識している。

(逗子市) そこでも協議が必要だという話はしている。

(鎌倉市) 本件は上限 20,000 トンの中で協議をしていくものと考えており、議案に対しては問題がないと思っている。次年度予算については別途調整したい。

(逗子市) 逗子市、葉山町間の首長協議の前の部長協議に鎌倉市はオブザーバーとして参加したこととしたい。

(葉山町) 12月議会に鎌倉市と逗子市との事務委託を提案する考えでよい。

(鎌倉市) 予定通り、提案する。

以上

令和7年度（2025年度）第1回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会（概要）

1 日時

令和7年（2025年）4月23日（水）10時から11時10分まで

2 場所

鎌倉市役所本庁舎2階 第1委員会室

3 出席者

(1) 鎌倉市

加藤環境部長、不破環境部次長兼環境施設課長、和田環境部次長兼環境センター担当課長、大窪ごみ減量対策課担当課長、鈴木環境センター担当課長、木村環境施設課課長補佐、鬼頭環境施設課課長補佐、高橋ごみ減量対策課担当係長、進藤ごみ減量対策課担当係長、渡辺環境センター担当係長

(2) 逗子市

石井環境都市部長、三澤環境都市部次長、鷺原資源循環課長、小川環境クリーンセンター所長、森下資源循環課副主幹（資源循環係長事務取扱）、鈴木資源循環課資源循環係専任主査、斎藤資源循環課資源循環係主任、岩崎環境クリーンセンター副主幹（処理係長事務取扱）、鈴木環境クリーンセンター収集係長

(3) 葉山町

町田環境部長、齊木環境課長、角田クリーンセンター所長、臼井環境課課長補佐兼クリーンセンター所長補佐、鈴木環境課係長、宮関クリーンセンター副主幹、藤井クリーンセンター主査兼環境課主査

(4) 神奈川県

小島資源循環推進課指導グループリーダー、三瀬資源循環推進課指導グループ主任主事

(5) 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター

小野崎環境課副技幹、石井環境課技師

4 議事事項

(1) 職員紹介

(2) 議題

ア 各市町のごみ処理施策の進捗状況及び令和7年度実施事業について

イ 2市1町ごみ処理広域化実施計画に基づくごみの減量・資源化施策の推進について

ウ 2市1町ごみ処理広域化実施計画の中間評価について

エ 県ごみ処理広域化・集約化計画改定に伴うブロック割の見直しについて

(3) その他

5 配付資料

- (1) 次第
- (2) 【資料 1】鎌倉市説明資料
- (3) 【資料 2-1～2-3】逗子市説明資料
- (4) 【資料 3-1～3-2】葉山町説明資料
- (5) 【資料 4-1】中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（令和 6 年 3 月 29 日環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）
- (6) 【資料 4-2】令和 7 年度神奈川県市町村等一般廃棄物主管課長会議資料（抜粋）
- (7) 【参考資料】鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会名簿
- (8) 【参考資料】鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会規約

6 議事概要

(1) 職員紹介

鎌倉市、逗子市、葉山町、県資源循環推進課、県横須賀三浦地域県政総合センター環境課の順に職員紹介を行った。

(2) 議題

ア 各市町のごみ処理施策の進捗状況及び令和 7 年度実施事業について

(ア) 鎌倉市

鎌倉市から資料 1 に基づき、ごみ処理施策等の進捗状況及び令和 7 年度実施事業について説明を行った。

[質疑応答]

(逗子市) 名越中継施設整備計画地は埋蔵文化財包蔵地に指定されており、前回協議会において試掘調査を行うと伺ったが、結果はいかがか。

(鎌倉市) 整備計画地の隣接地において防火水槽を設置する計画であり、試掘調査の結果、文化財が確認されたことから、今後本調査を実施する予定である。

整備計画地も同様に埋蔵文化財包蔵地に指定されているため、令和 7 年 3 月に試掘調査を行ったところ、文化財は確認されなかったことから、本調査は不要と考えており、施設整備スケジュールに影響はない。

(逗子市) レッドゾーン対策工事は具体的にどのようなものか。

(鎌倉市) 名越中継施設整備計画地の一部は、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されている。対策工法については、県藤沢土木事務所と協議を行い、崖中腹部に待ち受けフェンスを設置するとともに、フェンスから法尻までワイヤーネットを設置し、地山を抑える工法を予定している。

(イ) 逗子市

逗子市から資料 2-1～2-3 に基づき、ごみ処理施策等の進捗状況及び令和 7 年度実施事業について説明を行った。

[質疑応答]

(葉山町) 資料 2-2 に記載の焼却処理施設維持管理事業工事請負費のうち起債の取扱いはどうなっているか。

当初実施を予定していた工事に係る経費は予算計上されたと理解してよい。

(逗子市) 資料 2-2 に記載の①～⑥の工事すべてに起債を充てる予定であることを財政部局に確認している。今後正式に県に申請するため、決定次第、共有したい。

焼却施設の維持管理において必要な工事を精査し、予算要求した経費は全額計上されている。具体的な事業費については、今後事業者と調整のうえ、事務委託の連絡会議において報告する。なお、施設の不具合等により追加工事が必要になる場合は別途予算措置を行うこととなる。

(葉山町) 既存焼却施設の維持管理に当たっては、令和 16 年度までの修繕計画等を財政部局と共有しているのか。社会情勢を踏まえると、工事経費の増額等も考えられる。

(逗子市) 2 市 1 町ごみ処理広域化実施計画に位置付けている修繕経費に基づき、実際の施設の状況を加味して、各年度の維持管理費を計上している。

令和 7 年度においては、平成 12～13 年度に改修したコンベアが 25 年を経過することから修繕経費を計上した。他の設備で懸念する事項があるのは、コンベアと同時期にダイオキシン対策工事を行った煙突が挙げられるが、昨年度実施した調査では問題はなかったが、煙突の修繕が必要となると維持管理経費が増額となる可能性はある。また、焼却炉の耐火物が剥離するなどの緊急修繕が必要となる場合も同様である。

(葉山町) 既存焼却施設の稼働期間の終期が近づくと、あまり経費をかける必要がないとの意向が出てくることも考えられる。2 市 1 町の可燃ごみの処理において逗子市既存焼却施設は必要不可欠な施設であるため、2 市 1 町で協力し、必要経費は獲得していくなければならないと思う。

(逗子市) 予算要求に当たっては、財政部局に対して必要性を説明し、理解を得ていると考えている。

2 市 1 町広域化実施計画策定時においても稼働期間を見据えた修繕計画をプラントメーカーと相談し、修繕工事のメニューを精査しており、必要経費として引き続き計上していく。ただし、実施計画策定時にも老朽化した施設であるとの前提是共有しており、突発的に施設に不具合があった場合には、追加で対策を行わなければならない。施設の維持管理については、協議会において情報共有を図りながら進めていきたい。

(ウ) 葉山町

葉山町から資料 3-1 及び 3-2 に基づき、ごみ処理施策等の進捗状況及び令和 7 年度実施事業について説明を行った。

[質疑応答]

(逗子市) 実証実験として紙おむつの拠点回収を開始されているが、将来的には紙おむつの分別回収や資源化を見据えているのか。

(葉山町) 将来的には資源化に繋げていければよいと考えている。

今回実施する実証実験においては、紙おむつとペット関連ごみと一緒に排出可能としているが、全町的に展開し、資源化を行う場合には、分けて排出してもらえるよう回収ボックスを見直すことも考えられる。ただし、現時点では回収した紙おむつ及びペット関連ごみは燃やすごみとして処理することとなる。

(逗子市) 仮に紙おむつを分別回収し、逗子市既存焼却施設に搬入する場合、紙おむつは水分が多いため、まとまって搬入されるとごみ質の変化が懸念される。

(葉山町) 将来的に全町で展開する場合には、搬入方法には配慮したい。

実証実験においては、回収ボックスから回収した紙おむつ等は、クリーンセンターにて積み替えのうえ、逗子市既存焼却施設に搬入する予定である。

(逗子市) 令和7年度にプラスチック製品の再商品化の試行を行い、令和9年度以降の大枠認定をめざすとされているが、容器包装プラスチックはどのように考えられているか。

(葉山町) プラスチック製品の再商品化に係る試行及び処理については、資料3-1に記載のとおり進めたい。

容器包装プラスチックについては、逗子市との事務委託により実施しているため、現時点では変更はないものと考えている。

イ 2市1町ごみ処理広域化実施計画に基づくごみの減量・資源化施策の推進について

鎌倉市からごみの減量・資源化施策について説明を行い、逗子市と鎌倉市の可燃ごみ処理や葉山町と逗子市の生ごみ資源化処理に係る動向を踏まえ、処理の一元化等について改めて検討していくことが確認された。

ウ 2市1町ごみ処理広域化実施計画の中間評価について

逗子市から中間評価の作業状況等について報告があり、引き続き中間評価(素案)の作成を進め、令和7年5月を目途に作業部会及び協議会を開催することが確認された。

エ 県ごみ処理広域化・集約化計画改定に伴うブロック割の見直しについて

鎌倉市から資料4-1及び4-2に基づき、県ごみ処理広域化・集約化計画改定に伴うブロック割の見直しについて説明を行い、当該計画の改定に合わせて、2市1町でブロック割の見直しに係る検討を進めていくことが確認された。

(3) その他

特になし

以上

令和7年度（2025年度）第2回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会（概要）

1 日時

令和7年（2025年）6月3日（火）15時30分から16時40分まで

2 場所

鎌倉商工会議所 301会議室

3 出席者

(1) 鎌倉市

加藤環境部長、不破環境部次長兼環境施設課長、和田環境部次長兼環境センター担当課長、大窪ごみ減量対策課担当課長、鈴木環境センター担当課長、木村環境施設課課長補佐、鬼頭環境施設課課長補佐、高橋ごみ減量対策課担当係長、進藤ごみ減量対策課担当係長、渡辺環境センター担当係長、大島環境施設課主事

(2) 逗子市

石井環境都市部長、三澤環境都市部次長、鷺原資源循環課長、小川環境クリーンセンター所長、森下資源循環課副主幹（資源循環係長事務取扱）、鈴木資源循環課資源循環係専任主査、斎藤資源循環課資源循環係主任、岩崎環境クリーンセンター副主幹（処理係長事務取扱）、鈴木環境クリーンセンター収集係長

(3) 葉山町

町田環境部長、齊木環境課長、角田クリーンセンター所長、臼井環境課課長補佐兼クリーンセンター所長補佐、鈴木環境課係長、宮関クリーンセンター副主幹、藤井クリーンセンター主査兼環境課主査

(4) 神奈川県

三瀬資源循環推進課指導グループ主任主事

(5) 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター

小野崎環境課副技幹、石井環境課技師

4 議事事項

(1) 確認事項

- ア 令和7年度第1回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会議事概要について
- イ 令和7年度第1回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会作業部会議事概要について

(2) 議題

- ア 各市町のごみ処理施策の進捗状況について
- イ 2市1町ごみ処理広域化実施計画の中間評価について

(3) その他

5 配付資料

- (1) 次第
- (2) 【資料 1】令和 7 年度第 1 回 2 市 1 町ごみ処理広域化検討協議会議事概要案
- (3) 【資料 2】令和 7 年度第 1 回 2 市 1 町ごみ処理広域化検討協議会作業部会議事概要案
- (4) 【資料 3】2 市 1 町ごみ処理広域化実施計画中間評価書(案)
- (5) 【机上配布資料】(資料 1 ~ 3)葉山町説明資料
- (6) 【参考資料 1】鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会名簿
- (7) 【参考資料 2】鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会規約

6 議事概要

(1) 確認事項

- ア 令和 7 年度第 1 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会議事概要について
事務局から資料 1 に基づき「第 1 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会議事概要案」について説明があり、確認された。
- イ 令和 7 年度第 1 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会作業部会議事概要について
事務局から資料 2 に基づき「第 1 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会作業部会議事概要案」について説明があり、確認された。

(2) 議題

- ア 各市町のごみ処理施策の進捗状況について

(ア) 鎌倉市

鎌倉市からごみ処理施策の進捗状況について説明を行った。

[質疑応答]

(逗子市) 土壤汚染の概況調査において、基準不適合が確認されたとのことだが、中継施設整備のスケジュールに影響はあるか。

(鎌倉市) 名越中継施設整備の工程に影響がないよう進めていきたいと考えているが、今後実施する調査結果も踏まえて、県と協議していく。

(横三センター) 現時点は、表層部分の調査であり、今後、深度方向や地下水に係る詳細調査を実施することとなる。鎌倉市からの形質変更等届出及び土壤調査結果報告書に基づき、県において区域指定を行うこととなる。区域指定に当たっては、「要措置区域」と「区画形質変更時届出区域」があり、「要措置区域」に指定された場合には、措置(土壤汚染の対策)を講じた後でないと形質変更ができないため、整備工程に影響が出る可能性がある。

(イ) 逗子市

令和 7 年 4 月 23 日に開催された第 1 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会で報告した状況からの進捗がない旨の報告があった。

(ウ) 葉山町

葉山町から【机上配布資料】(資料 1 ~ 3)葉山町説明資料に基づき、ごみ処理施策の進捗状について説明を行った。

[質疑応答]

(横三センター) 資料3の3燃やすごみ収集状況について、資料に記載のある月の令和7年の燃やすごみの量が、令和6年度と比較するとかなり減っているかと思うが要因は。

(葉山町) 令和6年として記載している量は生ごみの分別収集が開始していないため、生ごみも含んだ数値になる。開始から3か月程度しか経過していないため、結論付けることは難しいが、町民に分別の協力を周知したことにより、適切に排出いただいていることが大きな要因かと思う。

(横三センター) 生ごみ資源化施設については、葉山町の想定どおり稼働できているという認識か。

(葉山町) 事業者から試運転後に詳細な結果の報告を受ける予定であるが、現状、順調に稼働できているとの報告を受けている。

(逗子市) 生ごみ受入量が34,930kgに対して、除袋の量が2,030kgであり、多いように感じるが想定の範囲内か。また、除袋は水分を含んだ状態か。

(葉山町) 逗子市及び葉山町ともに事務委託の協議に当たって、不適切物量は10%程度であると見込んでいたため、想定の範囲内かと考える。

除袋は乾いた状態であるが、排出する際に二重三重を認めているため、袋の量は多くなっていると思われる。

(逗子市) 令和7年の燃やすごみの量は、紙おむつの収集量を含めているか。

(葉山町) 紙おむつを含めた数値である。実証実験で設置している回収ボックスは町内で3箇所あるが、計量し、燃やすごみの量として計上している。

(逗子市) 対象月の令和6年と令和7年を比較すると相当の量が減少しているが、生ごみの分別収集が大きな要因として考えるか。

(葉山町) 生ごみの分別収集は、開始から3か月程度しか経過していないため、結論付けることは難しいが、町民に分別の協力を周知したことにより、適切に排出いただいていることが大きな要因かと思う。

(逗子市) 収集量の減少は、生ごみの分別収集が開始され、排出時の水切りも要因と考えるか。水切りが普及されれば、ごみの減量効果につながると考えている。

(葉山町) 実際に収集した生ごみを確認すると、水気を含んだものが多くある。ごみの減量に当たっては、電動生ごみ処理器及びキエ一口の販売台数が増えたことも要因かと考える。

イ 2市1町ごみ処理広域化実施計画の中間評価について

逗子市から中間評価(案)について報告があり、中間評価案の枠組(まとめ方・評価内容等)について了承された。中間評価の策定に当たっては、体裁を整えた上で、各市町で決裁を得ることが確認された。

[質疑応答]

(逗子市) いつまでに確定する必要があるか。

(鎌倉市) 鎌倉市は、議会ごとにごみ処理施策の進捗状況を報告しており、令和7年6月議会

においても報告を予定していることから、中間評価書を資料として提出したいと考えている。委員会が6月20日前後に開催されるため、6月18日頃までに確定するようなスケジュールでお願いしたい。

(逗子市) 逗子市は、議会ごとに報告する慣例はないため、議員への情報提供という対応となると思う。

(葉山町) 葉山町は、特別委員会と常任委員会があるが、報告するのであればどちらの委員会が適切か、また、報告しないのであれば議員に情報提供するかなど、取扱いは検討したい。

中間評価において、各施策の実施状況で×や△と評価された項目については、第Ⅱ期（令和7年度から令和11年度まで）の計画を推進するために、本協議会等で議論し、2市1町で連携しながら進めていきたいと考えるがいかがか。

(鎌倉市) 中間評価で整理した課題及び未着手となっている事項は、作業部会を含め協議会において議題として扱い、連携を強化していきたい。

(葉山町) 生ごみの資源化の実施についても、うまく連携できなかった部分もあるため、どのように連携すれば円滑に進められるかを前向きに議論したい。

(3) その他
特になし

以上

2025年（令和7年）7月3日

逗子市と葉山町との生ごみ資源化共同処理に関する協議 資料

(1) 逗子市からの生ごみの搬入曜日の平準化及び水曜日の搬入について

- 現在、逗子市では、可燃ごみの収集を月・火・木・金の各曜日に行っており、生ごみについては、可燃ごみと同一の曜日に収集することを制度設計で決定し、市議会と市民に説明を行っています。なお、今後、可燃ごみ・生ごみの収集日を変更する考えはありません。
- 平準化に関する検討内容と結果
 - ① 収集した生ごみを環境クリーンセンターへ運搬し、生ごみ収集運搬車両へ積み置くことについては、廃掃法上できないことを県資源循環推進課に確認しています。
 - ② 収集した生ごみを環境クリーンセンターへ運搬し、場内に保管することについては、プラットフォーム上でストックする場合は汚水処理ができないこと、その他、コンテナを設置するスペースが確保できないことから不可能と判断しています。
- 以上により、生ごみを水曜日に搬入する考えはありません。

葉山町の処理方針：生ごみ資源化処理施設に搬入された生ごみは、全量を当日中に破袋して処理を行い、仮に勤務時間内に全量処理が終了しなければ、時間外勤務を行って処理することとしている。＊この処理方針は共和化工(株)からの指示によるものとのこと

逗子市としての考え方

- 生ごみ資源化処理施設へ搬入された生ごみについて、当日中に全量を処理するのではなく、一部を袋に入れたまま、施設内やサテライトセンター等へストックし、処理量が平準化されるよう処理を行う。
- 生ごみをストックする曜日については、搬入量の多い曜日限定で実施したり、全曜日（水曜日を除く）において実施したりする方法が考えられます。
- 2025年5月1日開催の破除袋機の試運転見学会において、資源循環課長が共和化工(株)の社員に本件について尋ねたところ「搬入した生ごみを、当日中に全量処理するか、袋に入れたまま翌朝以降に処理を開始するかは、葉山町の施設運用による」との回答を受けています。
- 例えば、火曜日の午後に施設へ搬入された生ごみを破袋せずに施設内等へストックしておき、翌日8時30分以降にそれらの処理を開始することについて、何らかの問題が生じるのか教示いただきたい。
- 事務委託による共同処理では、受託側は受託側施設において、委託側が搬入するごみ全量を適正に処理する責任があり、処理の平準化及び処理方法については、受託側の施設の処理能力やストックヤード等の状況を考慮して、受託側が受け入れ態勢を整えるものと考えます。
- これまで、逗子市と葉山町との事務委託による共同処理（可燃ごみ・容器包装プラスチック）では、葉山町に対して搬入曜日の平準化を求めることがなく、全量を全ての曜日において受け入れています。

(2) 逗子市からの搬入に伴う搬入車両の車種や搬入車両のルート（別紙参照）

一週間当たり 24 台、合計 33.6 トンを想定

○試算：葉山町・逗子市搬入量を平準化した場合、単位：トン

	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	
葉山町	7. 23	7. 23	0	7. 23	7. 23	28.9/週×52 週=1,503/年
逗子市	8. 4	8. 4	0	8. 4	8. 4	33.6/週×52 週=1,747/年
	15.63	15.63	0	15.63	15.63	62.5/週×52 週=3,250/年

*葉山町の生ごみ分別に関する制度設計より、葉山町生ごみ量を約 1,500 トン/年で試算

*計画施設規模は 10 トン/日（稼働日数 365 日）

○参考：葉山町の生ごみ収集量の実績（2025 年 6 月 17 日の特別委員会資料より）

4 月：119,050 kg 【試算：収集日 17 日（水曜日を除く）、平均 7.00 トン/日】

5 月：118,270 kg、【試算：収集日 18 日（水曜日を除く）、平均 6.57 トン/日】

* 1 週間当たり（4 日間収集）26.3 トン～28 トンの収集量

(3) 逗子市の年末年始の臨時収集に対応した生ごみの受入れについて

・逗子市では、年末年始「12 月 29 日～1 月 3 日」の間において、例年 12 月 30 日まで臨時収集を行っており、さらに前後の土曜日・日曜日にも臨時収集を行う場合があります。

逗子市が臨時収集において生ごみ収集を行う場合は、生ごみ資源化処理施設にて受入れができる態勢を整えていただくよう求めます。

*逗子市では 2024 年 12 月 28 日(土)に、可燃ごみ（南・西地区）を臨時収集しています。

*葉山町ではごみ収集について、例年、12 月 28 日を年末最終日、1 月 4 日を年始初日としています。最終日・初日が(土)(日)の場合は直前・直後の平日

その他協議が必要な事項

不適物の組成分析方法について、組成分析の検討

堆肥の引取・配布方法について、詳細事項、指示書の作成について等

(2)

●搬入コース及び想定台数

地区	コース	ルート	月曜日	火曜日	木曜日	金曜日	(台)週計
南・西	1～3]～ス	桜山隧道経由	5		4		9
	4～8]～ス	葉桜団地・トーピア経由	2		2		4
北・東	11,12]～ス	桜山隧道経由		2		2	4
	9,10]～ス	葉桜団地・トーピア経由		4		3	7
日計	台数	7	6	6	5	24	
	搬入量(見込)(t)	9.8	8.4	8.4	7	33.6	

*積載平均1.4 t／台で試算

●使用予定車両 パッカー車(最大積載量2 t～3 t)

●水曜日の搬入方法等 水曜日は生ごみの収集を行なわないため、搬入は行わない。

前日の火曜日収集分を保管・積み置きし、翌日搬出するについては、県廃棄物対策課に相談したところ、
 (逗子市の施設の)現状及び車両に積み置くことは法令に抵触する可能性が高いとの指摘を受けた。
 以上により、水曜日の生ごみ直送及び保管・積み置きしたものの搬入は行わない。

【堆肥の配布方法】

●搬出方法や場所等 フレコンバッグ入り(1m³バック)を週に1回水曜日に2 tダンプ車で1乃至2往復搬送する。
 クリーンセンター内露天で一時保管し配布場所へ定期的に配送する。

環循適発第 2404011 号
令和 6 年 4 月 1 日

神奈川県知事 殿

環境省
環境再生・資源循環局長
(公印省略)

令和 6 年度循環型社会形成推進交付金の内示について

標記について、別表のとおり交付することに内定したので、関係事業者あて通知願いたい。

(本件担当官の氏名、連絡先等)

(施設) 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 施設第一係
係長 滝口 光祥

電話番号 : 03-5521-8337 E メールアドレス : hairi-shisetsu@env.go.jp

(浄化槽) 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 整備係
久保田 啓介

電話番号 : 03-5501-3155 E メールアドレス : hairi-jokaso@env.go.jp

(原) 废棄物処理施設整備費
(目) 循環型社会形成推進交付金

財源	地域	都道府県名	地域計画期間	事業主体名	施設区分	施設区分詳細	規模	既内示額	今回内示額	燃内示額	(単位:千円)	
											(事業主体)	
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	H30 R6	横浜市	工ホールギー回収型医療物処理施設(1/3)	ごみ焼却施設	1,050 t/日	0	307,282	307,282		
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	H30 R6	横浜市	施設整備に関する計画支援事業(1/3)	ごみ焼却施設	0	5,441	5,441	5,441	316,056	
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	H30 R6	横浜市	施設整備に関する計画支援事業(1/3)	エヌルギー回収型医療物処理施設	0	3,333	3,333	3,333	3,333	
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R6	川崎市	施設整備に関する計画支援事業(1/3)	エヌルギー回収型医療物処理施設	500 t/日	0	38,553	38,553	38,553	38,553
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R3	川崎市	施設整備効率化事業費(台帳作成費)	净化槽整備効率化事業費(台帳作成費)	5 基	0	755	755		
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R3	相模原市	施設整備に関する計画支援事業(1/2)	環境配慮型投資を行なうグリーン化推進整備事業(補助率1/2)	100 基	0	188	188	188	28,742
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R3	相模原市	施設整備に関する計画支援事業(1/2)	環境配慮型投資を行なうグリーン化推進整備事業(補助率1/2)	100 基	0	24,267	24,267		
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R3	相模原市	施設整備に関する計画支援事業(1/2)	ごみ焼却施設	300 t/日	0	4,532	4,532		
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R2	横浜市	通常事業	通常事業	10 基	0	2,603	2,603		2,603
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R3	平塚市	通常事業	通常事業	1 基	0	277	277		277
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	H30	鎌倉市	通常事業	通常事業	3 基	0	422	422		422
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	H30	鎌倉市	通常事業	通常事業	0	5,473	5,473		5,473	5,485
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R4	藤沢市	通常事業	通常事業	5 基	0	1,270	1,270		1,270
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R2	小田原市	净化槽整備事業	净化槽整備事業	20 基	0	5,445	5,445		5,445
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R4	茅ヶ崎市	净化槽整備事業	净化槽整備事業	3 基	0	359	359		359
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R2	三浦市	净化槽整備事業	净化槽整備事業	11 基	0	2,928	2,928		2,928
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R3	三浦市	净化槽整備事業	净化槽整備事業	0	2,728	2,728		2,728	33,221
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R2	三浦市	施設整備に関する計画支援事業(1/3)	ストックヤード	1,635 m ²	0	12,359	12,359		
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R2	三浦市	施設整備に関する計画支援事業(1/3)	施設整備中燃焼施設	40 t/日	0	15,176	15,176		
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R5	秦野市	通常事業	通常事業	6 基	0	1,586	1,586		1,586
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R2	三浦市	净化槽整備事業	净化槽整備事業	75 基	0	18,637	18,637		18,637
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R3	大和市	净化槽整備事業	净化槽整備事業	2 基	0	137	137		137
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R5	伊勢原市	净化槽整備事業	净化槽整備事業	6 基	0	1,445	1,445		1,445
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R3	海老名市	净化槽整備事業	净化槽整備事業	1 基	0	277	277		277
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R5	厚木市	净化槽整備事業	净化槽整備事業	6 基	0	1,516	1,516		1,516
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R3	大和市	施設整備に関する計画支援事業(1/3)	エヌルギー回収型医療物処理施設	0	4,859	4,859		4,859	23,295
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R5	南足柄市	施設整備に関する計画支援事業(1/3)	エヌルギー回収型医療物処理施設	0	16,840	16,840			
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R3	南足柄市	通常事業	通常事業	3 基	0	851	851		851
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R5	秦野市	通常事業	通常事業	62 基	0	6,552	6,552		6,552
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	H30	秦野市	ごみ堆肥化施設	ごみ堆肥化施設	10 t/日	0	141,287	141,287		
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R3	大磯町	通常事業	通常事業	2 基	0	528	528		
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R3	大磯町	汚泥再生処理センター	汚泥再生処理センター	0	8,421	8,421		8,421	8,446
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R3	二宮町	通常事業	通常事業	8 基	0	1,524	1,524		1,524
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R5	中井町	净化槽整備効率化事業費(台帳作成費)	净化槽整備効率化事業費(台帳作成費)	8 基	0	3,402	3,402		3,402
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R5	松田町	净化槽整備効率化事業費(台帳作成費)	净化槽整備効率化事業費(台帳作成費)	15 基	0	3,886	3,886		3,886
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R5	山北町	净化槽整備効率化事業費(台帳作成費)	净化槽整備効率化事業費(台帳作成費)	5 基	0	1,308	1,308		1,308
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R2	箱根町	净化槽整備効率化事業費(台帳作成費)	净化槽整備効率化事業費(台帳作成費)	1 基	0	269	269		269
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R2	真鶴町	净化槽整備効率化事業費(台帳作成費)	净化槽整備効率化事業費(台帳作成費)	8 基	0	1,124	1,124		1,124
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R2	湯河原町	净化槽整備効率化事業費(台帳作成費)	净化槽整備効率化事業費(台帳作成費)	1 基	0	250	250		250
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R7	愛川町	净化槽整備効率化事業費(台帳作成費)	净化槽整備効率化事業費(台帳作成費)	5 基	0	1,380	1,380		1,380
令和6年度当初予算(一般会計)	本土	神奈川県	R3	厚木臺甲斐葉施設組合	マテリアルサイクル推進施設	粗大ごみ処理施設	12 t/5h	0	416,714	416,714		

別紙様式(1)

資循第 1042 号

令和 6 年度循環型社会形成推進交付金交付額確定通知書

葉山町長 殿

令和 6 年 8 月 27 日付環循適発第 2408272 号で交付決定した令和 6 年度循環型社会形成推進交付金については、令和 7 年 4 月 1 日付葉セ第 2 号の事業実績報告に基づき、交付額を金 141,287,000 円に確定したので通知する。

令和 7 年 4 月 11 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

(本件担当官の氏名、連絡先等)

担当者の所属部署・職名・氏名 資源循環推進課 主任主事 川村 沙由梨

連絡先 (電話番号・E メールアドレス)

電話番号 (045)210-4159

E メールアドレス haiki-kouiki.4154-6@pref.kanagawa.lg.jp

クリーンセンター再整備工事の協議の経過報告

1 前回クリーンセンター再整備に関する特別委員会（6月17日）以降の経緯

日付	内容
6月17日（木）	クリーンセンター再整備工事に関する特別委員会
7月3日（木）	堆肥の主な成分試験結果報告書【別添1】
7月4日（金）	共和化工(株)打合せ 視察資料打合せ
7月7日（月）	生ごみ資源化処理施設の施設使用承諾 <input type="checkbox"/> 令和7年7月7日から施設引き渡し時まで
7月11日（金）	共和化工(株)打合せ 増工事に関する協議 【別添2】
7月18日（金）	建築基準法に基づく完了検査➡ 日付検査済証
7月24日（木）	共和化工(株)より11日の協議に対する回答書【別添3】及び汚染土処分増額確定について【別添4】が提出される。
7月31日（木）	工事しゅん工届及び葉山町クリーンセンター再整備工事に係る協議継続に関する合意書【別添5】が提出される。
8月13日（水）	完成検査➡合格 8月29日（金）請負代金支払い完了後、工事目的物引き渡し予定

検査結果報告書

1 / 1

No. KM2500036125-A6-001

2025 年 7 月 3 日

葉山町長 山梨崇仁 様

環境計量証明事業所 長野県登録環境第66号
〒390-1242 長野県松本市大字和田 4010-5
環境未来株式会社 総合検査センター



施設名又は 試料名	葉山町クリーンセンター 製品堆肥		
採取場所名	生ごみ資源化処理施設内		
採取者	共和化工株式会社		
採取日時	2025年6月11日(11時40分)	受付年月日	2025年6月11日
天候	—	採取時の温度	気温 — 水温 —
検査年月日	2025年6月11日～2025年7月3日		

貴依頼の試料についての検査の結果を次のとおり報告します。

検査結果報告書

1 / 1

No. KM2500036125-A6-002

2025 年 7 月 3 日

葉山町長 山梨崇仁 様

環境計量証明事業所 長野県豈蘇環境第66号
〒390-1242 長野県松本市丸子町4010-5
環境未来株式会社 総合検査センター



施設名又は 試料名	葉山町クリーンセンター 製品堆肥		
採取場所名	生ごみ資源化処理施設内		
採取者	共和化工株式会社		
採取日時	2025年6月11日(11時40分)	受付年月日	2025年6月11日
天候	—	採取時の温度	気温 — 水温 —
検査年月日	2025年6月11日～2025年7月3日		

貴依頼の試料についての検査の結果を次のとおり報告します。

設計変更に伴う共和化工積算額と葉山町査定額の比較

1 設計変更部分の金額増減計

	項目	直接工事費金額	
		共和化工積算	葉山町査定
1	杭撤去変更による減額	-1,380,000 円	共和化工の積算のとおり -1,380,000 円
2	解体撤去工事の追加（アスベ スト）による増額	39,400,000 円	14,177,000 円
3	解体撤去工事追加（地中障害 物）による増額	9,640,000 円	6,387,000 円
4	ブロック積擁壁の追加変更に による増額	5,500,000 円	607,000 円
5	誘導員休憩所の削除変更によ る増額	13,731,000 円	-3,893,000 円
(1)	誘導員休憩所の変更	-5,620,000 円	-5,620,000 円
(2)	資源物棟建築面積の変更	17,624,423 円	0 円
(3)	資源物棟設備の変更	1,727,577 円	共和化工の積算のとおり（千円止） 1,727,000 円
6	消臭剤変更の縮小変更に伴う 減額	-1,277,000 円	共和化工の積算のとおり -1,277,000 円
7	その他の減額	-2,666,000 円	共和化工の積算のとおり -2,666,000 円
(1)	生ごみ資源化処理施設外観イ ラスト	-810,000 円	共和化工の積算のとおり -810,000 円
(2)	資源物の備品	-1,856,000 円	共和化工の積算のとおり -1,856,000 円
小計		62,947,000 円	11,955,000 円

項目	共和化工積算	葉山町査定
諸経費計	13,921,000 円	2,642,055 円
工事価格	76,868,000 円	14,597,055 円
消費税相当額（10%）	7,686,800 円	1,459,705 円
設計変更分 工事価格（税込）	84,554,800 円	16,056,760 円

※諸経費は22.1%（千円止め）として積算。

2 設計変更に伴う全体工事金額

項目	金額	
	共和化工積算	葉山町査定
ア 令和4年度出来高	442, 568, 500 円	442, 568, 500 円
イ 令和5年度出来高	94, 146, 800 円	94, 146, 800 円
ウ 令和6年度出来高	982, 342, 900 円	982, 342, 900 円
エ 令和7年度出来高	149, 496, 600 円	80, 998, 560 円
(a) 令和7年度出来高（変更前）	64, 941, 800 円	64, 941, 800 円
(b) 設計変更分工事価格	84, 554, 800 円	16, 056, 760 円
設計変更後 工事価格（税込）	1, 668, 554, 800 円	1, 600, 056, 760 円
設計変更前 工事価格（税込）	1, 584, 000, 000 円	1, 584, 000, 000 円

1 杭撤去工事の変更

- 見積金額とする。

2 解体工事（アスベスト含有）の変更

- 見積を根拠として説明することが出来ない項目を公共単価に入れ替えるものとした。
- 単位数量を業者見積補足資料に基づき入れ替えた。
- 消耗品一式を積み上げて計上した。
- 収集運搬費及び最終処分費は、産廃業者との契約単価に入れ替えた。

3 解体工事（地中障害物）の変更

- 見積を根拠として説明することが出来ない項目を公共単価に入れ替えるものとした。
- 収集運搬費及び最終処分費は、産廃業者との契約単価に入れ替えた。

4 ブロック積擁壁工事の変更

- 令和4年度第1回出来高の積み上げ項目及び単価に入れ替えた。

5 誘導員休憩所、資源物棟の変更

(1) 誘導員休憩所の変更

- 事前協議し不要と判断した。

(2) 資源物棟建築面積の変更

- 貴社の見込み違いによる急な配置変更であり、工事費の増減の協議も無いため増額対象としない。

(3) 資源物棟設備の変更

- 事前協議によりインターほん、ITV の追加については町が要求したものであるため、積算のとおりとする。

6 消臭剤噴霧設備の変更

- 事前協議し不要と判断した。

7 その他の変更

(1) 生ごみ資源化処理施設の外観イラスト

- 事前協議し不要と判断した。

(2) 資源物棟の備品

- 不要と判断した。

2025年7月24日

葉山町環境部 御中

葉山町クリーンセンター再整備工事 設計変更等について

共和化工株式会社

関東支店長 高田真人



標記の件、令和7年7月11日に貴町より査定金額について通知され、弊社にて協議致しましたので、改めてご対応を宜しくお願い致します

1. 設計変更部分の減額について

2 解体撤去工事の追加（アスベスト）による増額の項目査定

数社の専門業者に見積依頼を行い、対応した業者と値合交渉し公共単価での施工は困難と判断し契約に至る。説明出来ないと判断されるのであれば貴町で業者に見積収し実際に施工可能な価格をご提示願います。

3 解体撤去工事の追加（地中障害物）による増額の項目査定

上記同様、説明できないと判断されるのであれば、貴町で公共単価で実際に施工できる業者の御見積書をご提示願います。

4 ブロック積擁壁の追加変更による増額の項目査定

崖条例に対する指摘により新たに発生した工事であり、当初見込んでいた工事ではない。数社に見積依頼し、対応業者と公共単価を含めた値合交渉の結果、最小金額での契約を行った。貴町にて見積依頼し実際の市場価格をご教示下さい。

5 (2) 資源物棟建築面積の変更の項目査定

建築物の位置変更のみで対応可能（追加なし）であったものの、貴町との打ち合わせにより利用者の利便性と安全をした結果、床面積が増床したためコストアップとなりました。

2. 物価スライドによる追加変更について

貴町より、令和6年12月25日を基準日とした「生ごみ資源化処理施設」に限る概算スライド金額として2億7千万円の増額である旨の通知がありました。

弊社としては、工事請負契約書第26条6項（同項は、同条1項とは異なり「書面をもって」との

要件が付されていない）に該当する事態と判断し、令和5年9月14日に町長様、副町長様、部長様も同席のうえで説明し、「物価スライドは町民に説明できるので大丈夫」とのご発言を受け、同意を頂いたと認識しました（当日は新倉部長、斎木課長、角田所長に破除袋機の実験結果の報告に伺い、急遽時間が出来たので町長様の同席となった）。当時は設計が未完了でしたので、設計完了後改めて協議をお願いするとし、残工事を対象とした金額を令和6年12月25日に提出致しました。また百歩譲って「書面をもって」と言う観点で言えば、「資源物棟」の設計が完了した令和6年9月30日に「物価スライド金額 556,033,000」とした「工事価格変更金額」を提出致しております。

いずれにしても、現場の状況も差し迫っておりますので、上記内容を考慮の上、貴町の全体の査定金額を早急にご教示頂きたくお願い申し上げます。

〔別紙9〕

工事に関する協議・承諾書

工事名称：葉山町クリーンセンター再整備工事

協議・承諾事項

現場協議事項

下記の協議書を別紙の通り提出します。

1. 汚染土処分増額確定について

上記事項について協議、承諾を願います。

発議年月日 令和 7年 7月 24日

請負者 共和化工株式会社

現場代理人 岩井 俊郎
管理技術者 米澤 欣也
設計担当者 須田 祐次

上記事項について承諾、確認をします。

令和 年 月 日

監督員

担当者

葉山町クリーンセンター再整備工事
協議・確認事項

No	項目	協議事項	回答	
	<各施設>	添付の通り汚染土処分量が確定したのでR7.5.14協議回答(令和7年4月24日発議)に基づき汚染土処分増額について確定をお願いします。		

・追加請求額

(1/4)

ア	直工費	16,506,914	
イ	共通仮設費	495,000	$\text{ア} \times 3\%$
ウ	現場管理費	850,000	$(\text{ア} + \text{イ}) \times 5\%$
エ	一般管理費	1,785,000	$(\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ}) \times 10\%$
	合計	19,636,914	
	消費税(10%)	1,963,691	
	合計	21,600,605	

(2/4)

・直工費(円) (基準単価)

品名	単価(10t)	比重	単価(10m ³)
残土(産廃)	95,000	1.82	172,900
残土(一般)			260,000
残土(汚染)	277,000		

作業(汚染土)	単価(10m ³)
ふるい分け	65,000

※産廃及び汚染土処分費は重量単価のため比重(想定)で体積単価
に置き換えた。

※汚染土受入基準が石(60mm)以下であるため選別作業を実施した。

・汚染土処分(実績)

体積(m³)	495
重量(t)	900.75

※平均比重 約1.82

残土処分の直工費(円)	24,950,775
ふるい分けの直工費(円)	3,217,500
A 合計	28,168,275

1 共和化工(株)負担直工費

・現場貯留

① B・C工区 283 m³

品名	単価(10m³)	計	増減
残土(産廃)	172,900	4,893,070	減額

② 正吟沢調整池 212 m³

品名	単価(10m³)	計	増減
残土(一般)	260,000	5,512,000	減額

③ 仕上高さ変更 72.66 m³ ※(4/4)より

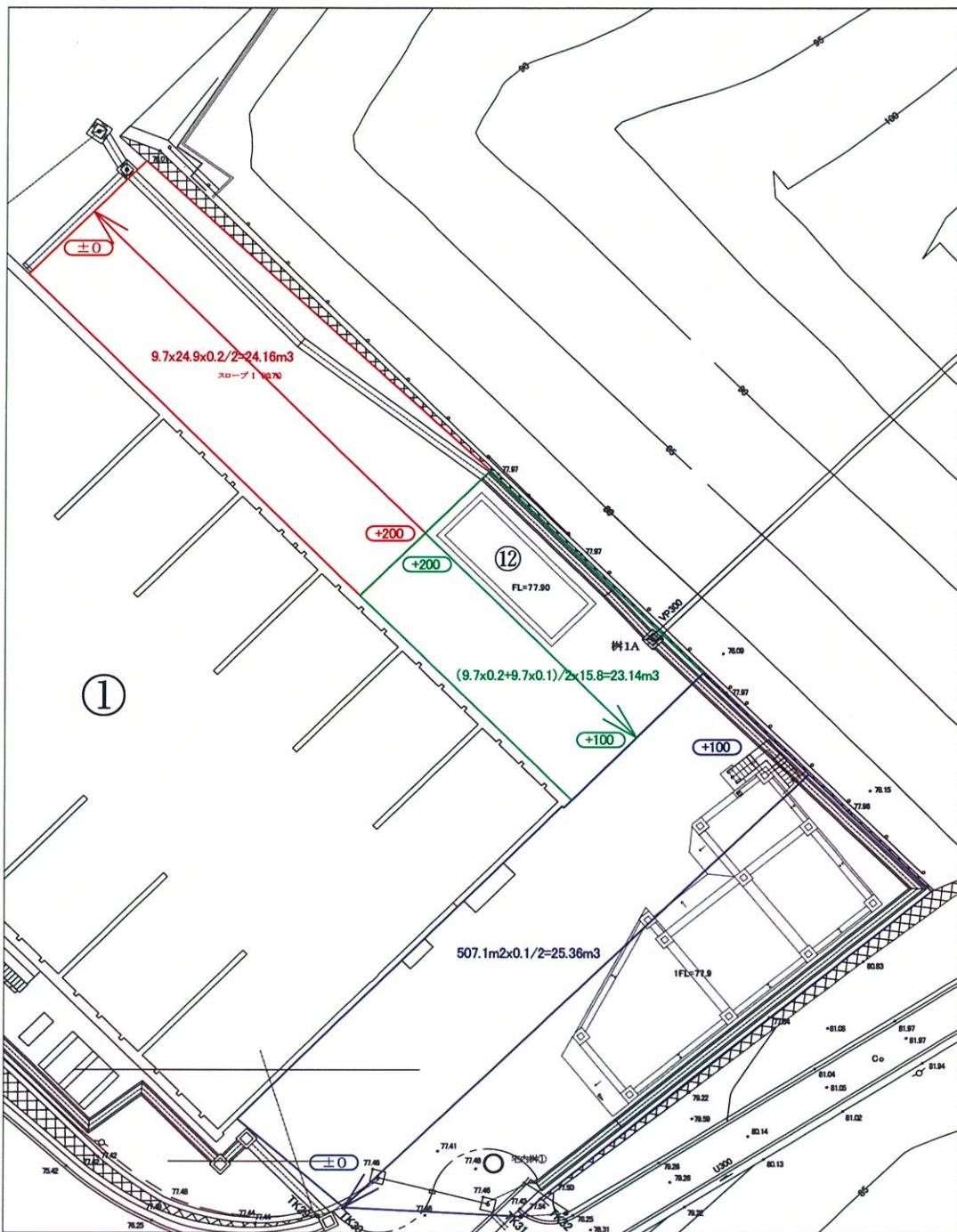
品名	単価(10m³)	計	増減
残土(産廃)	172,900	1,256,291	減額

B 合計 11,661,361 減額

2 町負担合計直工費

(A - B) 16,506,914 増額

・嵩上げ土量計算図





葉山町クリーンセンター再整備工事に係る 協議継続に関する合意書

葉山町(以下「発注者」という)と共和化工株式会社関東支店(以下「受注者」という)は令和4年2月10日付で締結した「葉山町クリーンセンター再整備工事請負契約(以下「本契約」という)」に関して本契約履行の過程において発生した協議継続事項に係る取扱いについては以下のとおり合意するものとします。

(協議継続事項)

第1条 本契約期間中に協議が開始されていたが、現時点において合意に至っていない事項については、契約関係の整理及び今後の対応に向けて発注者及び受注者が継続的かつ誠実に協議を行うものとする。

(1) 増減工事に伴う請負代金額の変更に関する協議事項

(2) 賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更に関する協議事項

(本合意書の位置づけ)

第2条 本合意書は、本契約履行に係る施設運用開始後に実施する履行業務及び協議継続事項に関し、発注者及び受注者の認識及び対応方針を整理し、今後の履行業務の確認及び協議継続の基礎とするものである。

2 本契約の契約を目的とするものではなく、契約条件に影響を及ぼす変更が必要となる場合には、別途所定の契約手続きをもって対応するものとする。

(準拠)

第3条 本合意に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本契約の定めに従うものとする。

以上、本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年7月31日

発注者

住所 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135番地
氏名 葉山町長 山梨 崇仁 印



受注者

住所 東京都品川区西五反田 7-25-19
氏名 関東支店長 高田 真人 印



参	考	資	料	2							
クリーンセンター再整備に関する特別委員会											
ク	リ	ー	ン	セ	ン	タ	一	・	環	境	課
令	和	7	年	8	月	2	1	日			

令和 7 年度
葉山町紙おむつ等対策に関する実証実験
(葉桜地区) 調査報告書

葉山町
環境課・クリーンセンター
令和 7 年 8 月

I 総則

1 調査の背景

クリーンセンター再整備において、逗子市との共同施設である生ごみ資源化処理施設を整備予定としており、生ごみを処理するためには、現在の「燃やすごみ」から、調理残渣や食べ残しなどの「生ごみ」と使用済みティッシュや革製品、紙おむつなどの「燃やすごみ」を分別して収集する必要があります。

分別収集方法は、現行の戸別収集で行っている週2回の燃やすごみの回収を、生ごみ1回、燃やすごみ1回とすることを前提として、上山口地区及び真名瀬地区で実験を実施してきましたが、この実験では保管時における生ごみの臭いや保管場所がない等との理由により、週1回収集は厳しいとの意見を多数いただきました。

その結果を踏まえ、三ヶ浦地区では実証実験期間中に生ごみの収集を週1回から週2回に変更し、その効果検証を行いました。また、更なる比較検討を行うため、一色台地区において「生ごみ週1回収集」と「生ごみ週2回収集」の2地区に分けて、保管時における課題抽出及び解決方法を確認する実験を行い、収集回数を「生ごみ週2回収集、燃やすごみ週1回収集」に決定し、生ごみの分別収集を開始しました。

しかし、燃やすごみの収集が週1回になることから、紙おむつ等の排出の課題が生じており、その解決方法を確認する必要があるため、実証実験を実施するものです。

2 調査概要

(1) 調査の名称

令和7年度葉山町紙おむつ等対策に関する実証実験（葉桜地区）

(2) 調査の目的

生ごみ分別収集における燃やすごみの排出課題に関する調査

(3) 実施時期

- ① 準備周知：令和7年4月5日（土）から4月16日（水）まで
- ② 分別収集：令和7年4月16日（水）から6月27日（金）まで

(4) 対象地区

葉桜地区 約1,500世帯（令和7年4月1日現在）

(5) 協力団体

- ① 団体名：葉桜自治会
- ② 協力事項：町内会会員への周知のための掲示板へのチラシ掲示、町内会役員会等での意見交換（表I-1）を行いました。

表I-1 葉桜自治会との調整経過

年月日	内容
令和7年4月5日（土）	○役員会において、紙おむつ等対策に関する実証実験の概要の説明 ○意見交換 ○第1弾チラシの確認
令和7年4月16日（水）	○チラシ全戸配布及び掲示板掲示 ○紙おむつ等の拠点回収ボックスの設置
令和7年4月18日（金）	○葉桜自治会広報掲示板掲示
令和7年5月13日（火）	○第2弾チラシの確認
令和7年5月14日（水）	○チラシ全戸配布及び掲示板掲示 ○紙おむつ等・ペット関連・その他衛生ごみ拠点回収ボックスの設置
令和7年5月20日（火）	○紙おむつ等を排出された家庭へアンケート調査配布（5月30日（金）まで）

令和7年6月10日（火）
令和7年6月11日（水）

○個別ヒアリングの実施（9世帯）

3 実験内容

(1) 捣点回収ボックス方式（紙おむつ等、ペット関連、その他衛生ごみ）

拠点回収ボックスを設置し、週1回の戸別収集では排出が間に合わない紙おむつ等、ペット関連、その他衛生ごみを24時間いつでも排出できるようにしました。

① 対象品目

- 紙おむつ等…紙おむつ、尿漏れパッド、お尻ふきシート
- ペット関連…ペットシーツ、ペット用紙おむつ、猫砂、ペットのふん
- その他衛生ごみ…生理用品、嘔吐物

② 設置場所

- 葉桜児童館前緑地
- 富士見児童遊園

図 I - 1 捣点回収ボックスの設置場所



紙おむつ等・ペット関連・その他衛生ごみの時



紙おむつ等のみの時



ボックス内部

③ 設置期間

□ 紙おむつ等

4月16日（水）から6月20日（金）まで

□ ペット関連、その他衛生ごみ

5月14日（水）から6月20日（金）まで

④ 排出方法

□ 24時間、好きな時間に拠点回収ボックスに排出。

□ ごみは、透明または半透明のビニール袋に入れて排出。

⑤ ごみの収集方法

□ 町職員が逗子市環境クリーンセンターへごみを搬入した帰りに空になったパッカー車で拠点回収ボックスのごみを収集。

□ 町クリーンセンターで計量して燃やすごみで処理。

(2) 週1回戸別収集回数の追加（紙おむつ等のみ）

週1回の戸別収集では紙おむつ等の排出にお困りで、拠点回収ボックスを活用することが困難な世帯に、登録制で紙おむつ等の戸別収集を実施しました。

① 対象品目

紙おむつ等…紙おむつ、尿漏れパッド、お尻ふきシート

② 実施日

6月13日（金）、20日（金）、27日（金）

※通常の燃やすごみが火曜日であるため、週2回収集の際の組合せである金曜日とするもの。

③ 対象世帯

8世帯

（紙おむつ等を排出されている世帯へのヒアリングを通じて戸別収集が必要な世帯を抽出）

④ 排出方法

□ 朝8時半までに容器包装プラスチックと袋を別にして戸別収集の容器に排出。

□ 容器包装プラスチックとは別に収集を行うため、下に紙おむつ等を入れて、上に容器包装プラスチックを入れる。

□ ごみは、透明または半透明のビニール袋に入れて排出。

⑤ ごみの収集方法

- 町職員が逗子市環境クリーンセンターへごみを搬入した帰りに空になったパッカー車で追加の戸別収集を実施。
- 町クリーンセンターで計量して燃やすごみで処理。

(3) アンケート調査

燃やすごみ収集回数の変更に伴う紙おむつ等の排出状況等や拠点回収ボックスについてアンケート調査を実施し、実証実験を行った感想や意見を募りました。

① 実施期間

5月 20日（火）～30日（金）

② 対象世帯

102世帯

（紙おむつ等を排出している世帯）

③ 実施方法

- 戸別収集の際、紙おむつ等が排出された世帯に対して、アンケート用紙を配布。
- アンケート用紙及びアンケート用紙記載のQRコードによる回答。
- アンケート回収箱は、葉桜自治会館内受付に設置。

(4) ヒアリング

アンケート調査の中から、紙おむつ等の排出にお困りの世帯を抽出し、お困りの状況や追加で戸別収集が必要かどうか等、個別にヒアリングを実施しました。

① 実施日

6月 10日（火）、11日（水）

② 対象世帯

9世帯

（拠点回収ボックスを活用することが困難な世帯）

③ 実施方法

- アンケートの回答の中から紙おむつ等の排出にお困りで拠点回収ボックスを活用することが困難な世帯を抽出。
- 事前に電話で確認の上ご自宅へ訪問し、対面で聞き取りを実施。

4 広報

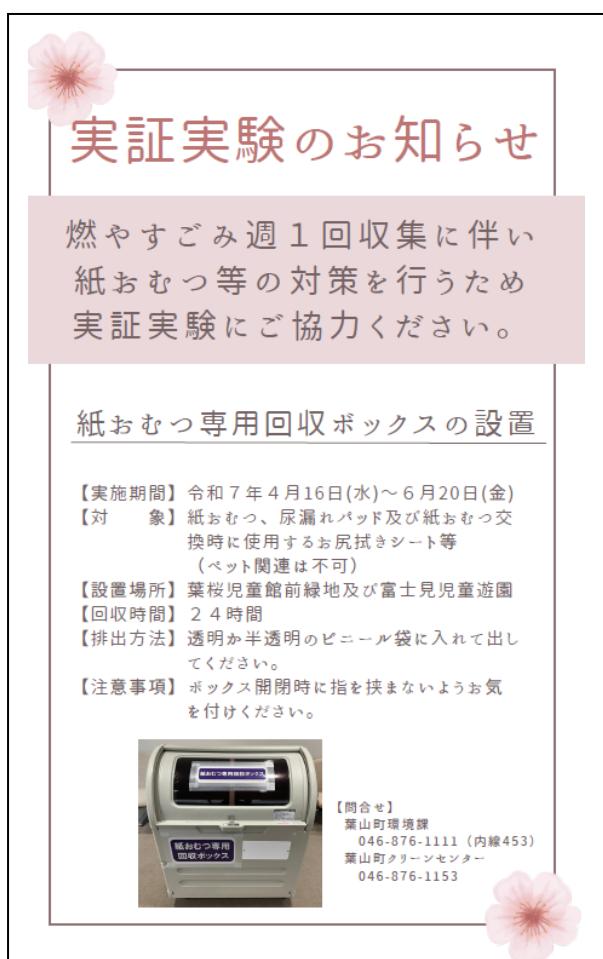
(1) 開始時

- ①紙おむつ等の拠点回収ボックス設置を第1弾とする実証実験を広報するため、4月16日（水）に図I-2の広報資料を全戸配布しました。
- ②併せて、町内会の掲示板に同資料を掲示しました。

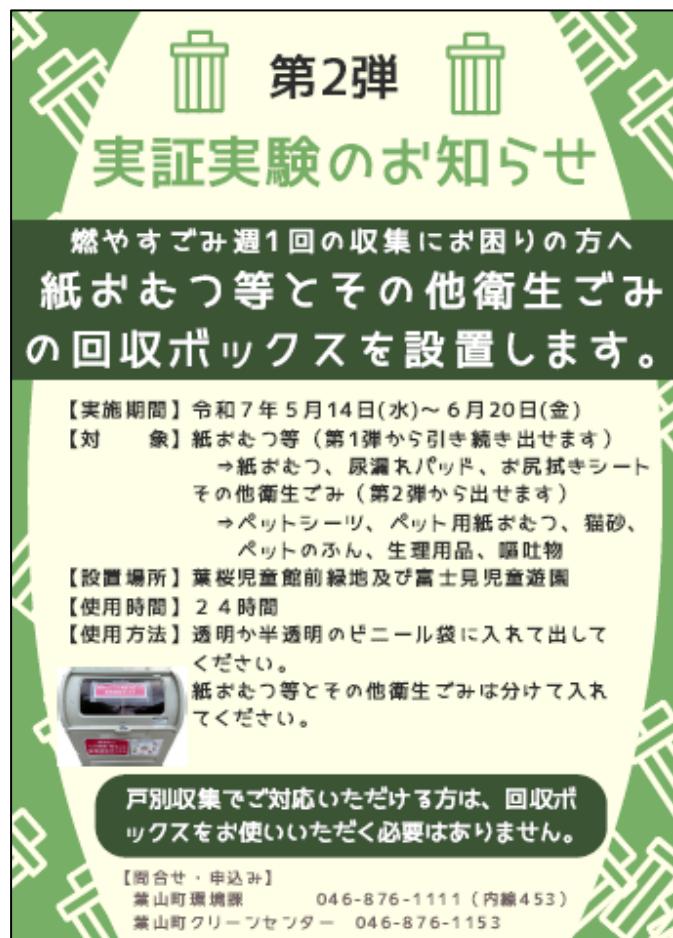
(2) 実験中

- ①第2弾としてペット関連、その他衛生ごみの拠点回収ボックス設置を実施するため、5月14日（水）に図I-3の広報資料を全戸配布しました。
- ②併せて、町内会の掲示板に同資料を掲示しました。

図I-2 実験開始時チラシ



図I-3 実験開始時チラシ



II 実証実験

1 実証実験まとめ

葉桜地区にて得られたごみ量実測値、組成分析調査、アンケート等による意見収集等による情報から実験結果をまとめました。

(1) 拠点回収ボックス

① ごみの排出量（平均値）

組成分析調査によりボックス一日あたりのごみ排出量を算出しました。

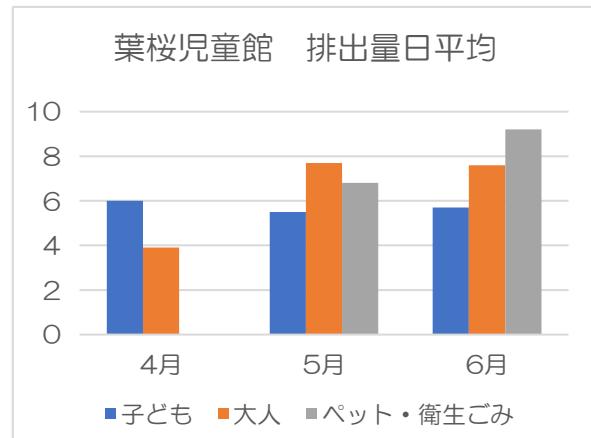
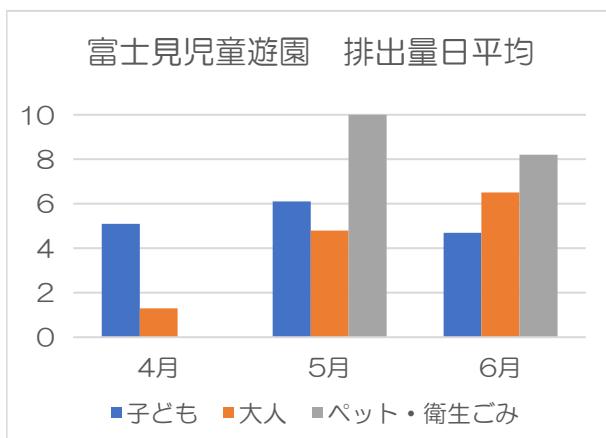
		紙おむつ等				ペット関連・ その他衛生ごみ	
		子ども		大人			
富士見 児童遊園	4月	4.1袋	5.1kg	1.0袋	1.3kg	—	—
	5月	3.8袋	6.1kg	4.3袋	4.8kg	5.3袋	10.0kg
	6月	4.6袋	4.7kg	4.5袋	6.5kg	15.0袋	8.2kg
葉桜児童 館前緑地	4月	5.5袋	6.0kg	2.7袋	3.9kg	—	—
	5月	4.7袋	5.5kg	5.0袋	7.7kg	7.7袋	6.8kg
	6月	5.4袋	5.7kg	6.0袋	7.6kg	10.4袋	9.2kg

② ごみ排出量の推移

設置直後は少なかったものの、土日はボックスが満杯になる程、活用されている様子が伺えました。特に、ペット関連ごみの受け入れを始めてからは、紙おむつ等と同程度の分量が排出されました。

種類別に見ると、紙おむつ等は大きな変化は見られず、ペット関連・その他衛生ごみは排出するものの種類が多いため変動が見られました。

場所別で見ると、収集量にあまり差異は見られませんでした。



③ 不適物の混入

燃やすごみの収集回数の減により紙おむつ等やペット関連・その他衛生ごみの排出に配慮したものでしたが、指定の品目以外や目的外のごみが少量排出されました。

- 指定品目以外の燃やすごみ
- 散歩中のペットのふん

(2) 週1回戸別収集の追加（紙おむつ等のみ）

① ごみの排出量（平均値）

組成分析調査によりボックスター日あたりのごみ排出量を算出しました。

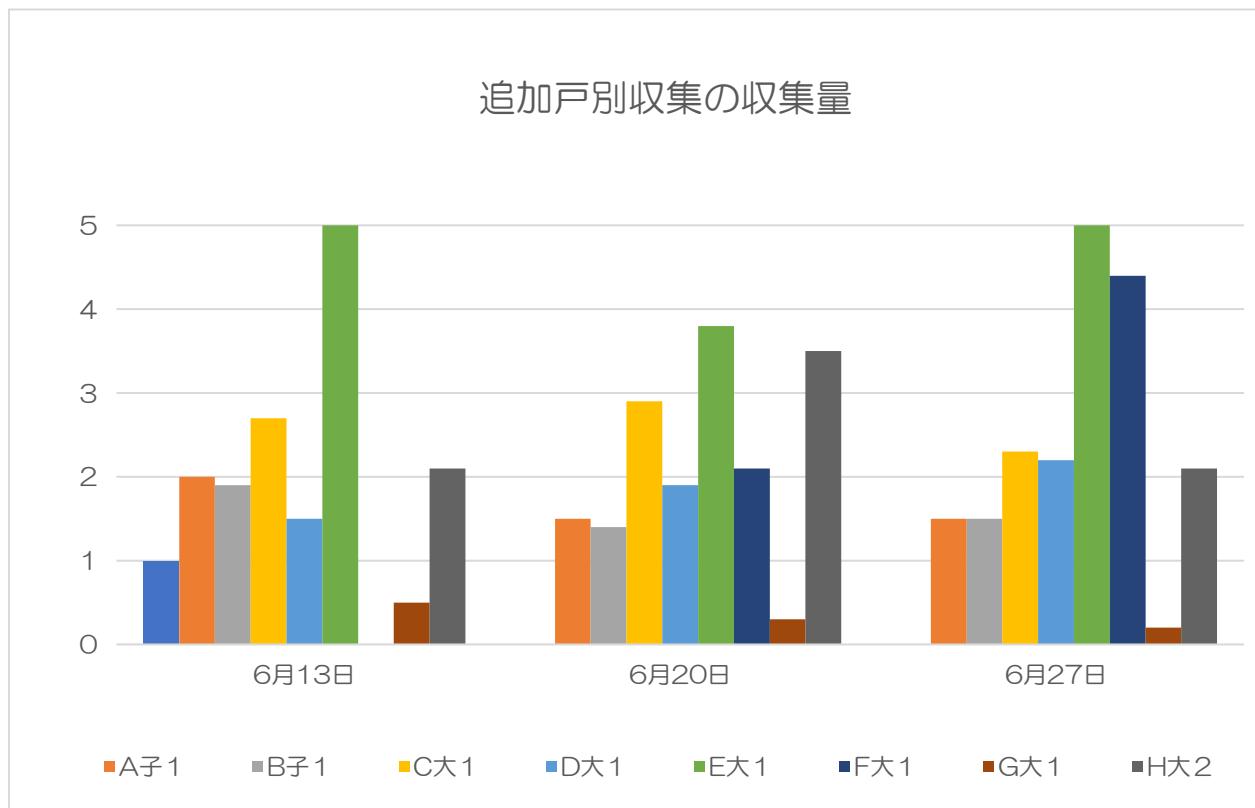
日 に ち	世帯	A	B	C	D	E	F	G	H	合計
		おむつ使 用人数	子供 1人	子供 1人	大人 1人	大人 1人	大人 1人	大人 1人	大人 2人	
6/13	個数 (個)	15	12	10	8	13	—	3	15	76
	重量 (kg)	2.0	1.9	2.7	1.5	5.0	—	0.5	2.1	15.7
6/20	個数 (個)	12	10	8	7	12	10	2	10	71
	重量 (kg)	1.5	1.4	2.9	1.9	3.8	2.1	0.3	3.5	17.4
6/27	個数 (個)	16	10	7	7	15	20	2	15	92
	重量 (kg)	1.5	1.5	2.3	2.2	5.0	4.4	0.2	2.1	19.2
日 平 均	個数 (個)	14	11	8	7	13	15	2	13	80
	重量 (kg)	1.7	1.6	2.6	1.9	4.6	3.3	0.3	2.6	17.4

② ごみ排出量の推移

排出量を比較すると、子どもの紙おむつは個数が多いが、重量は軽く、大人の紙おむつは、個数が少ないが、重量は重いため、重量でみるとこれらの世帯も大きな差はありませんでした。

8世帯のうち、寝たきりの高齢者がいる世帯は、個数も重量も多く、週1回収集では保管に課題が生じると思われます。

しかし、いずれの世帯も週1回収集で容器から溢れるほどの量ではありませんでした。



(3) アンケート調査

① 回答数 33世帯

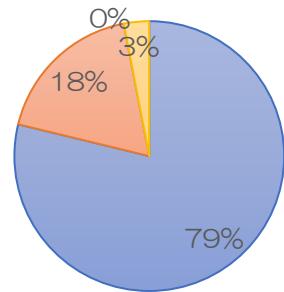
(アンケート用紙 16件、QRコード回答 17件)

② アンケート調査の内容は次のとおりです。

1. 紙おむつの使用人数について教えてください

- | | |
|---------|-----------|
| 1) 1人 | 26人 (79%) |
| 2) 2人 | 6人 (18%) |
| 3) 3人以上 | 0人 (0%) |
| 4) 未回答 | 1人 (3%) |

1. 紙おむつの使用人数について教えてください



■ 1人 ■ 2人 ■ 3人以上 ■ 未回答

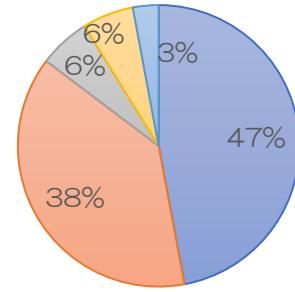
2. 紙おむつの使用者について教えてください（複数回答可）

- | | |
|--------|-----------|
| 1) 乳幼児 | 16人 (47%) |
| 2) 高齢者 | 13人 (38%) |
| 3) 障害者 | 2人 (6%) |
| 4) その他 | 2人 (6%) |
| 5) 未回答 | 1人 (3%) |

【その他回答】

- ①大人
- ②愛犬

2. 紙おむつの使用者について教えてください (複数回答可)

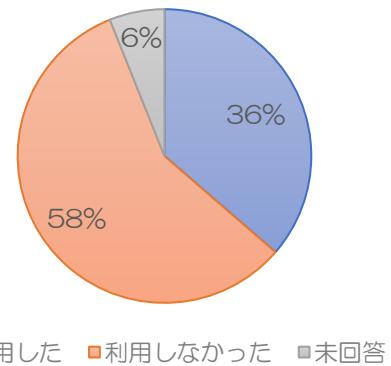


■ 乳幼児 ■ 高齢者 ■ 障害者 ■ その他 ■ 未回答

3. 紙おむつ拋点回収ボックスを利用しましたか

- | | |
|------------|--------------------|
| 1) 利用した | 12人 (36%) → 設問「5」へ |
| 2) 利用しなかった | 19人 (58%) → 設問「4」へ |
| 3) 未回答 | 2人 (6%) |

3. 紙おむつ拠点回収ボックスを利用しましたか



4.(利用しなかった人のみ)利用しなかった理由を教えてください(複数回答可)

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1) 週1回の燃やすごみ収集で対応できている | 6人 (19%) |
| 2) そもそも不要 | 3人 (10%) |
| 3) におい・衛生面が心配 | 2人 (7%) |
| 4) 拠点回収ボックスまで遠い | 14人 (45%) |
| 5) その他 | 6人 (19%) |

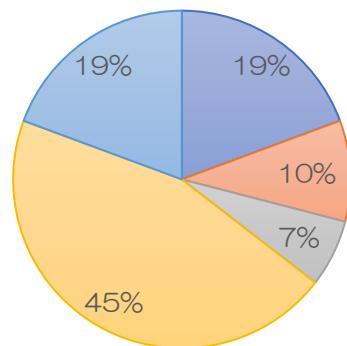
【その他回答】

- ①おむつは水分を含み重く介護人も年配のため
- ②自宅の回収ボックスを大きくした。(2回分)
- ③知りませんでした。
- ④重くて運べなかった。今まで拠点回収ボックスがわからなかった。
- ⑤利用しなかったというよりは利用できない
- ⑥自宅で消臭袋を使ってオムツを出していますが、消臭袋ごと回収ボックスに捨てても良いかどうか分かりませんでした

※ 3で「2) 利用しなかった」を選択した方はここで設問終了です。

ただし、以降の設問に回答しているものがあり、それは回答数に含んでいます。

4. (利用しなかった人のみ) 利用しなかった理由を
教えてください (複数回答可)

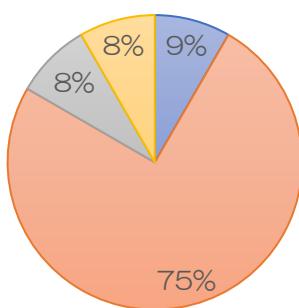


- 週1回の燃やすごみ収集で対応できている
- そもそも不要
- におい・衛生面が心配
- 拠点回収ボックスまで遠い
- その他

5. どのくらいの頻度で拠点回収ボックスを利用しましたか

- | | |
|-----------|----------|
| 1) 週に3回以上 | 1人 (8%) |
| 2) 週に1~2回 | 9人 (75%) |
| 3) 月に数回 | 1人 (8%) |
| 4) 1回のみ | 1人 (9%) |

5. どのくらいの頻度で拠点回収ボックスを利用しま
したか

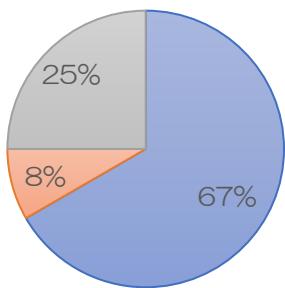


- 週に3回以上
- 週に1~2回
- 月に数回
- 1回のみ

6. どちらの拠点回収ボックスを利用しましたか

- | | |
|------------|----------|
| 1) 児童館前緑地 | 8人 (67%) |
| 2) 富士見児童遊園 | 1人 (8%) |
| 3) 両方 | 3人 (25%) |

6. どちらの拠点回収ボックスを利用しましたか

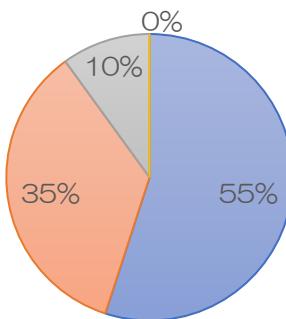


■児童館前緑地 ■富士見児童遊園 ■両方

7. 拠点回収ボックスまでの移動手段は何ですか（複数回答可）

- | | |
|------------|-----------|
| 1) 徒歩 | 11人 (55%) |
| 2) 車 | 7人 (35%) |
| 3) バイク・自転車 | 2人 (10%) |
| 4) その他 | 0人 (0%) |

7. 拠点回収ボックスまでの移動手段は何ですか (複数回答可)

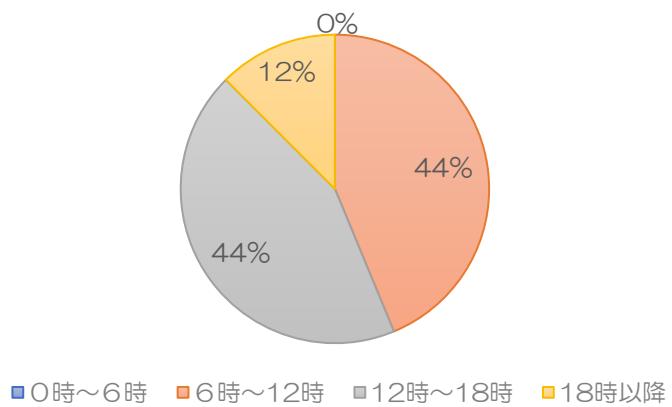


■徒步 ■車 ■バイク・自転車 ■その他

8. 利用時間帯はいつが多かったですか（複数回答可）

- | | |
|------------|----------|
| 1) 0時～6時 | 0人 (0%) |
| 2) 6時～12時 | 7人 (44%) |
| 3) 12時～18時 | 7人 (44%) |
| 4) 18時以降 | 2人 (12%) |

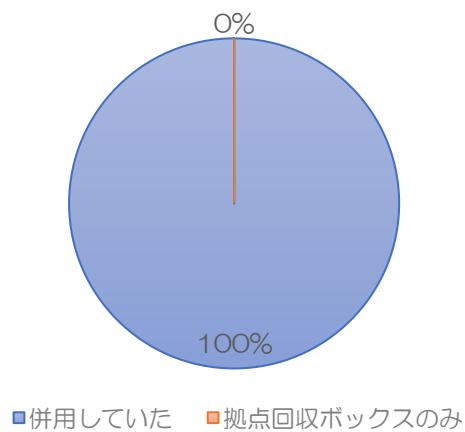
8. 利用時間帯はいつが多かったですか
(複数回答可)



9. 通常の戸別収集と併用していましたか

- | | |
|---------------|------------|
| 1) 併用していた | 12人 (100%) |
| 2) 捜点回収ボックスのみ | 0人 (0%) |

9. 通常の戸別収集と併用していましたか



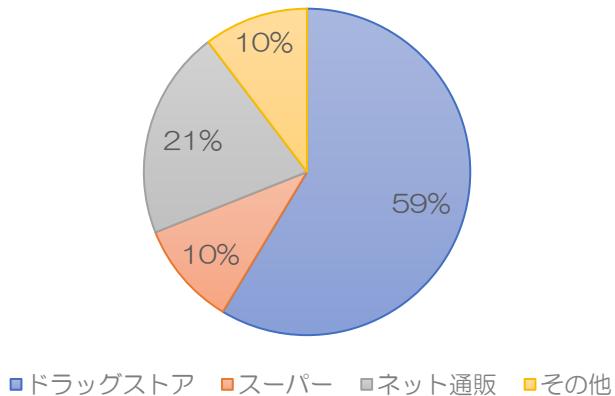
10. 紙おむつはどこで購入していますか (複数回答可)

- | | |
|------------|-----------|
| 1) ドラッグストア | 17人 (59%) |
| 2) スーパー | 3人 (10%) |
| 3) ネット通販 | 6人 (21%) |
| 4) その他 | 3人 (10%) |

【その他回答】

- ①6月1日から役場より支給
- ②自治体から仕給品をもらう
- ③ベビー用品店

10. 紙おむつはどこで購入していますか
(複数回答可)



11. その他（お困りごとや行政への要望等）ご意見などありましたら
ご記入ください

- ①拠点回収ボックスは継続して欲しい。ペットのゴミも回収していただけるのはとてもありがたい。
- ②クリーンセンターまで持つて行くのは負担があるので、ボックスが継続して町内全体になる事を願う。
- ③近い所なら利用してみたい。
- ④場所が限られてる上に小さな子供を連れて重い荷物を持っていくのは大変。
- ⑤高齢になると、家から門まで持つて出るのも重くて大変。週2回位あると少しは軽くなり、楽になる。生ゴミは少ないので、紙パンツと分けて同じ日にすれば燃えるゴミは週1回でいい。
- ⑥週2回の回収に戻して欲しい。
- ⑦週1回の回収はこれから暑くなると心配です。
- ⑧屋外に出すと、隣家にも臭気で迷惑をかける。
- ⑨我が家の愛犬は脊髄の病気のため、歩くことができなく散歩もできません。このため排泄物はマナーシートと紙おむつで対応しています。
- ⑩嘔吐物は回収ボックスを開けるたびにウィルスが出る恐れがあるので、別々のボックスを設置して欲しい。
- ⑪最初は興味本位で利用してみたが、分別回収のメリットは無いと考え3回目からは戸別収集にお願いすることにした。

(4) ヒアリング

- ① 実施世帯 8世帯
- ② ヒアリングの内容は次のとおりです。

ア. 保管方法

- ・週1回になった3月は袋を2重にして保管していた。
- ・袋に入り切らないので、バケツを用意して入れている。
- ・防臭の袋などに入れて家の中（洗面所、トイレ、玄関横など）で保管している。
- ・家の裏側（外）で保管しているが隣家のリビング前になるため臭気が心配。
- ・室内でクリアケースに入れて保管し臭いが気にならなくなったら外の戸別収集用のバケツに入れている。
- ・不衛生、臭いが気になるので外には保管しない。（クレームがあったわけではない）

イ. 排出方法

- ・1袋にまとめなくてはならないので重くて運ぶのが大変。（分ければ対応できる）
- ・今までのバケツで足りている。

ウ. 量

- ・1個のバケツで出しているが2個になることもある。
- ・バケツに入り切る。
- ・45ℓ 袋が2つくらい（おむつは1日4~5枚使用）。
- ・今のところごみ袋1枚で足りている。

エ. におい

- ・消臭スプレーを使っているので臭いは気にならない。
- ・防臭の袋を使っているので臭いは大丈夫。

オ. その他

- ・週1になってから拠点ボックスを利用している。
- ・火曜日だけではしんどいので通勤時などに拠点回収ボックスがあって助かった。

(5) 実験結果からわかったこと

① 捏点回収ボックス

紙おむつ等、ペット関連・その他衛生ごみのいずれも活用されており、アンケート調査でも続けて欲しいというご意見が寄せられていることから、町内全域においても設置の効果は期待できます。

多くは散歩や外出のついでに排出している様子が伺えるので、拠点回収ボックスを設置することは、設置場所を工夫することにより、課題の解決法の1つとして有用と考えます。

② 紙おむつ等の追加戸別収集

追加で収集することは、紙おむつ等を使用されている方にとって課題の解決にはなりますが、臭気についてはほとんどの方が工夫されてお困りの様子ではないことから、収集量を見ると収集の追加が必ずしも必要ではないケースがありました。

8件中1件は量も多く、集合住宅にお住まいのため一戸建て住宅と違い保管の問題が生じていることから、環境要因により追加の収集は必要と考えます。

しかし、その判断を個別に行うには、条件をさらに情報を得て検討する必要があります。

③ 収集体制

葉桜地区は逗子環境クリーンセンターと葉山町クリーンセンターとの経路上にあり、収集も効率よく行えましたが、事業を全町で行う場合には広範囲に広がるため、収集時間内に業務を終了させるための方策が必要となります。

戸別収集と同時に違う種類のごみを収集できれば、直営において対応することが可能と考えますが、件数により実現性が難しい場合は委託も視野に入れる必要があります。

また、土日に投入されることが多いですが、現在は収集を行っていないため、月曜日になると溢れる可能性があり、併せて収集体制を検討する必要があります。

(6) 今後の検討課題

① 捏点回収ボックス

- ・設置場所の数及び場所の決定

- ・回収する品目の決定
- ・収集方法の決定

② 紙おむつ等の追加戸別収集

- ・対象世帯の条件の決定
- ・収集方法の決定

クリーンセンター業務員によるヒアリングについて

1 目的

生ごみ分別収集に伴い、令和7年3月から、燃やすごみの収集が週2回から週1回に変更となり、紙おむつ等の排出の課題解決に向け、紙おむつの排出に対する町民の考え方さらなる排出機会確保のニーズ等を把握し、今後の施策検討の参考とする。

2 対象世帯

町内全域で燃やすごみ収集時にごみ容器が増えている世帯を調査し、ごみ容器が増えている世帯のうち、おむつを排出している世帯を対象とした。

3 実施期間

令和7年7月14日（月）～23日（水）

4 調査方法

（1）調査世帯の選定

クリーンセンター燃やすごみ収集担当職員が、3月以降、収集中に排出時のごみ箱を増やした世帯、ごみ箱の数は変わらないがごみ箱がパンパンになった等、燃やすごみの排出が多くなった世帯を調査した。

	木古庭	上山口	下山口	一色	堀内	長柄	合計
世帯数	1	4	3	33	12	13	66

（2）ヒアリングの対象の選定

調査結果から66世帯が選定され、その中から紙おむつの排出がある35世帯をヒアリング対象とした。ヒアリングは燃やすごみ収集担当職員が収集時に訪問した。

	木古庭	上山口	下山口	一色	堀内	長柄	合計
対象世帯	1	1	2	16	6	9	35

5 ヒアリング結果

おむつの排出がある 35 世帯にヒアリングのため訪問し、16 世帯の町民の協力が得られた。

(1) 世帯人数

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	7人	無回答
回答数	0	3	6	4	1	1	1

(2) 燃やすごみに占めるごみの割合が多いごみは何ですか。(複数回答あり)

紙おむつ：16

汚れた紙：5

(3) 紙おむつを使っている人数は（1世帯あたり）

① 人数

1人：14世帯

2人：2世帯

② 大人、子ども別

大人：11人【うち、介護支援者1人、寝たきり1人】

子ども：5人【うち、障がい者1人】

(4) 紙おむつの購入は葉山町にあるドラッグストアを利用していますか。(複数回答あり)

している：13

していない：0

ネット購入：6

無回答：1

(5) 紙おむつ専用回収ボックスがあつたら利用しますか。

○利用する : 4

○利用しない : 10

○無回答 : 2

【意見要望等】

□自家用車がないので持つていけない

□回収ボックスの近くに駐車場があれば利用したい

□自宅付近に回収ボックスがあれば利用したい

□持つていく時間がないので利用しない

(6) ごみ収集までの間の保管時の匂い対策等の工夫や対策を教えてください。(複数回答あり)

○密封バケツ : 2

○外バケツ : 8

○消臭スプレー : 1

○多重袋 : 0

○消臭置物 : 1

(7) 自家用車の所有(拠点ボックスに持つていけるかを今後判断するため)

○所有している : 12

○所有していない : 3

○無回答 : 1

(8) 週1回の収集体制は町民サービス、環境保全、財政のバランスを図りながら実施を決定したものであり、限りある資源の有効活用、環境負荷低減、そして処理費用の削減について、ご理解、ご協力いただきたい。今後、仮に有料であったとしても追加収集を希望されますか。

○希望する : 2

○希望しない : 13

○無回答 : 1

6 ヒアリング結果のまとめ

燃やすごみの収集が週1回になって多くなったごみの半数以上が紙おむつであり、かつ大人の紙おむつの数量が多くなっている。

紙おむつの購入場所は回答数全体で見るとドラッグストアが約65%、インターネット購入が約30%であった。

地域に紙おむつ専用回収ボックスがあったら利用するとの回答は約25%、利用しないとの回答は約63%、回収ボックスの近くに駐車場があれば持っていきたい、自宅付近に回収ボックスがあれば利用したいなどという意見・要望があった。

保管方法として密封バケツ、消臭スプレーなど工夫している事例が見受けられた。

費用負担を伴う追加収集希望の有無については、希望する人は約13%、希望しない人は約81%であり、希望しない人の回答が多数を占めた。希望する人の意見として金額による、夏・冬に限り追加収集を希望するという要望があった。

燃やすごみ収集回数の変更に伴う 紙おむつ等の対策

令和7年8月

環境課・クリーンセンター

現状の問題点

生ごみ分別収集の導入により、燃やすごみの収集回数が週 2 回から週 1 回に減少した。

これにより、紙おむつの保管や臭気問題が発生している。



550 名の署名とともに要望書「燃やすごみ収集回数の週 2 回維持を求める」が提出された。

議員 6 名より「紙おむつ（大人・乳幼児用）やペットシーツ等収集の早期対応を求める決議の提出について」が提案され、可決された。

これまでの取組み

令和7年
4～6月

紙おむつ等の排出の課題解決に向け、葉桜地区で
実証実験を実施

令和7年
4～6月

直営における収集体制の検証

令和7年
7月

燃やすごみ収集時にごみ容器が増えている世帯に
対しヒアリングを実施

取組みによる評価①

拠点回収ボックス

- 葉桜地区の実証実験から、町内全域においても設置の効果は期待できる。
- 設置を継続して欲しいという声があり、ニーズはある。
- 排出の際は、車や徒歩で持ちこまれ、仕事、散歩や買い物等、外出のついでに利用されていた。



取組みによる評価②

紙おむつの追加戸別収集

- ヒアリングでは、臭気についてほとんどの方がお困りではなく、工夫次第で解決方法がある。
- 収集量を見ると必ずしも必要ではないケースが多かった。
- 寝たきりの高齢者がいる世帯では、量が多い。
- 集合住宅にお住まいの場合、保管の問題が生じている。

取組みによる評価③

収集体制

- 町内全域で取組みを行う場合には収集場所が広範囲に広がるため、収集体制の工夫が必要。
- 抛点回収ボックスについては、土日に収集業務がないため、設置箇所数と設置方法の工夫が必要。

まとめ

- 取組みから様々な排出方法やご意見を伺った。町民の皆様が排出方法に工夫し、ご協力くださっていることで今の現状があることがわかった。

これからの取組み

今後も調査・研究を続けます。

取組みの振り返りを行い、引き続き問題解決に努めます。

併せて、資源化への取組みを進めます。

生ごみ資源化に次ぐ資源化施策を模索し、ゼロウェイストを目指します。

紙おむつ等専用回収ボックスの設置

きめ細やかな寄り添った対応をします。

紙おむつ等専用回収ボックスの概要

設置場所

役場、 南郷上ノ山公園、 横須賀市資源回収共同組合葉山事業所

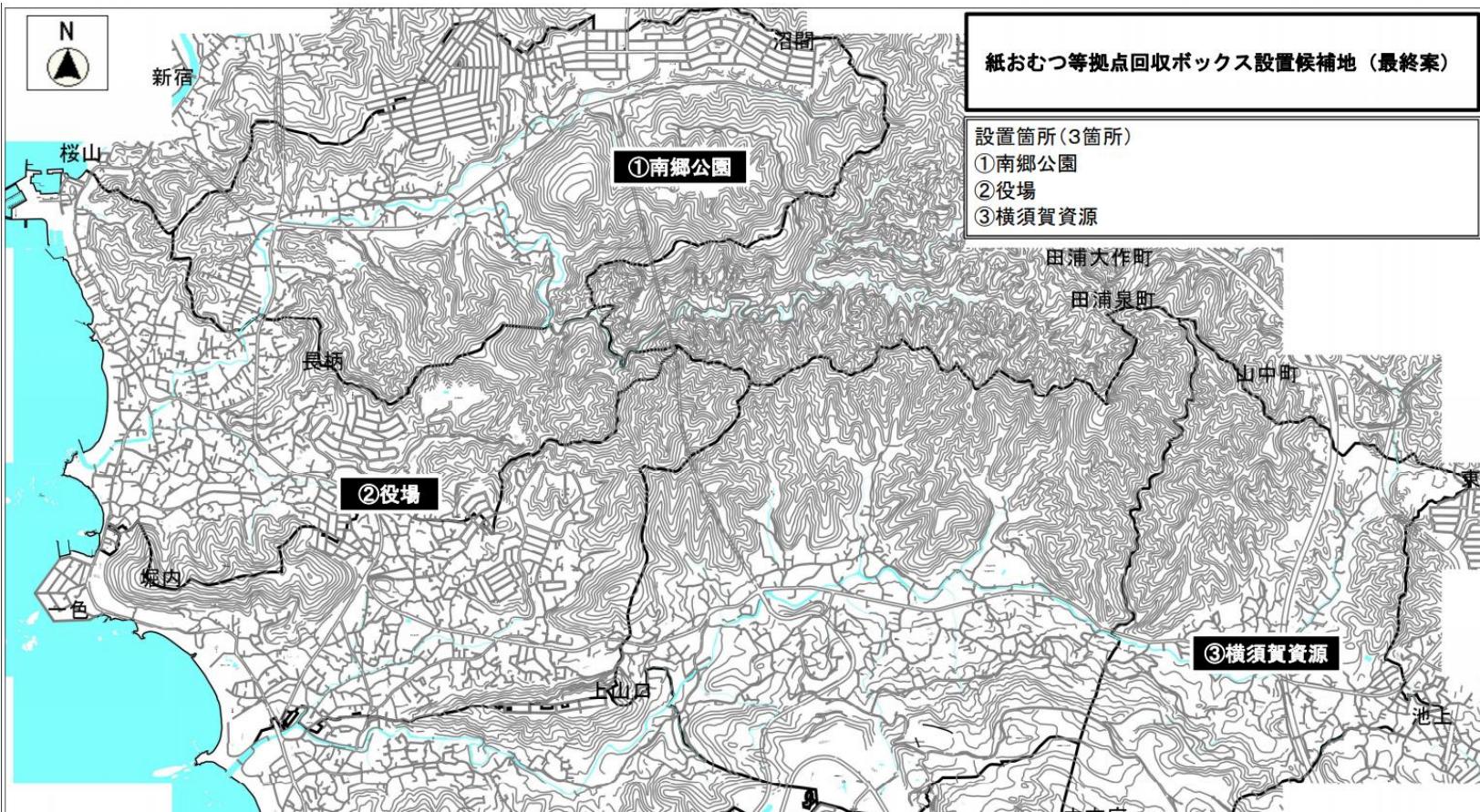
品目

- ・紙おむつ等：紙おむつ、尿漏れパッド、お尻ふきシート
- ・ペット関連：ペットシーツ、ペット用紙おむつ、猫砂、ペットの糞
- ・その他衛生ごみ：生理用品、嘔吐物

排出ルール

- ・透明・半透明の袋を指定。
- ・24時間排出可能を基本としますが、設置場所によっては施設稼働時間となります。

設置場所の位置図



運用方法

管理体制

- 専用回収ボックスの管理は、クリーンセンターが行う。
- 収集は、土・日曜日・年末年始を除き毎日行う。

周知方法

町広報、町ホームページ、LINE、さんあ～る、回覧板等

処理方法

回収した紙おむつは焼却処理を行う。

逗子市との協議経緯（6月13日）以降の経緯

日付	内容
6月16日（月）	逗子市資源循環課長来庁 <input type="checkbox"/> 6月13日付け逗子市長あて「生ごみの共同資源化処理の開始について（依頼）」の回答文書を持参【別添1】
7月4日（金）	生ごみ事務委託に関する連絡会議課長級会議 <input type="checkbox"/> 生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する負担割合について <input type="checkbox"/> 逗子市からの生ごみの搬入曜日の平準化及び水曜日の搬入等について <input type="checkbox"/> 4月17日付け葉山町副町長から逗子市副市長宛て「生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について」の回答【別添2】
7月10日（木）	逗子市議会総務常任委員会 <input type="checkbox"/> クリーンセンター所長、クリーンセンター主査傍聴
7月15日（火）	生ごみ資源化処理施設の視察 <input type="checkbox"/> 神奈川県、鎌倉市、逗子市 生ごみ事務委託に関する連絡会議
8月8日（金）	事務委託連絡会議事前打合せ <input type="checkbox"/> 令和6年度決算：燃やすごみ、し尿、容プラ <input type="checkbox"/> クリーンセンター再整備工事の報告
8月19日（火）	鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会・事務委託連絡会議 <input type="checkbox"/> 令和6年度決算及びクリーンセンター再整備工事の報告

7 逗 資 発 第 2 2 号
2025年（令和7年）6月16日

葉山町長 山梨 崇仁 様

逗子市長 桐ヶ谷



生ごみ資源化共同処理の開始について（回答）

令和7年6月13日付け、「生ごみ資源化共同処理の開始について（依頼）」について、回答いたします。

生ごみ資源化共同処理の開始にあたっての本市の考えは、2025年（令和7年）1月28日付け、本市副市長から貴町副町長宛て「生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について（依頼）」にてお伝えしましたとおりです。ご依頼の「必要な予算確保」のために、資本費と処理費の各負担金について、両市町で協議し、確定したうえで、市議会に予算案を提案し、議決を得る必要があります。

できる限り早期に協議を開始し、生ごみ資源化共同処理が早期に開始できますよう、ご配慮をお願いいたします。

担当：資源循環課 鶩原
電話：046-873-1111 内線470

7 逗資発第 28 号
2025 年（令和 7 年）7 月 4 日

葉山町長 山梨 崇仁 様

逗子市長 桐ヶ谷



生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について（回答）

令和 7 年 4 月 17 日付け、葉セ第 1 号により貴町からご依頼のありました標記の件につきまして、回答いたします。

生ごみ資源化処理施設の工期が延長されたことに起因し、本市において発生した金銭的な損害が見込まれる費用については、現時点において別添のとおりとなります。

担当：資源循環課 鶩原
電話：046-873-1111 内線 470



【支出済額(令和7年6月末現在)】

No.	項目	内訳	金額	年度
1	全戸配布チラシカラー用紙購入代	全戸配布チラシ用 カラー用紙 A3 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期について速やかに周知するため、チラシを全戸配布したもの。広報ずし1月号と同時配布(別紙②-5)。	1,270円×30包(500枚入)×1.10=41,910円	41,910 R6 別紙①
2	全戸配布チラシ配布業務委託料	広報ずし1月号と同時配布 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期について速やかに周知するため、チラシを全戸配布したもの(別紙②-5)。	5.5円×26,439部×1.10=159, 956円	159,956 R6 別紙②
3	庁内カラー印刷費	12月市民説明会中止に係るチラシ印刷費	自治会掲示板用370枚、市広報板用69枚 A4 1枚 約1.82円 ※過去の使用量とインク代をもとに計算した概算単価 1.82円×439枚=798円	798 R6 別紙③
4	庁内モノクロ印刷費	全戸配布チラシ印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に係るチラシ。広報ずし1月号と同時配布(別紙②-5)。	27,000枚(A3印刷13,500枚→A4印刷27,000枚に分割) 27,000枚÷2×0.78円×1.10=11,583円	R6
		全戸配布チラシ印刷費(転入者等配付用) ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に係るチラシ。「ごみと資源物の収集カレンダー」に挟み込み窓口にて配付(別紙②-5)	200枚(A3印刷100枚→A4印刷200枚に分割) 200枚÷2×0.78円×1.10=85円	11,796 R6 別紙④
			300枚(A3印刷150枚→A4印刷300枚に分割) 300枚÷2×0.78円×1.10=128円 ※不足のため追加印刷	R7
5	通知等郵送料	12月市民説明会中止に係る通知及びチラシ郵送料 ※自治会・町内会代表者宛て通知及び自治会・町内会掲示板用チラシを郵送し、周知の協力を依頼したもの。	11月29日*83通 12,550円	R6 別紙⑤
		生ごみ分別収集・資源化の開始時期の延期について 廃棄物減量等推進員への通知 郵送料	12月4日*61通 5,856円	R6 别紙⑥
		減免対象者への通知 郵送料 ※生ごみ用指定収集袋の交付について案内済であった減免対象者に対し、生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に伴い交付時期が延期となることを案内する必要が生じたため送付したもの。	12月25日*126通 12,110円 ・身体障害者手帳(1級・2級)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 ・精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 ・療育手帳(A1・A2)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 1月22日*531通 50,976円 ・生活保護受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯 ・特別児童扶養手当受給世帯	81,492 R6 别紙⑦ 別紙⑧

No.	項目	内訳	金額	年度
6	その他消耗品代	生ごみの分別収集・資源化についての冊子貼付用 開始時期の延期についての説明書きラベル	639円×1.10=702円 639円×1.10=702円 ※不足のため追加作成	R6 1,404 R7
7	生ごみ用指定収集袋倉庫保管料	生ごみの分別収集・資源化を少しでも早く開始できるよう、生ごみ用指定収集袋は、令和6年度予算で分別収集開始時に必要な量として想定した全量を令和6年度中に製造を完了し、倉庫会社の倉庫で分別収集開始まで保管することとしているもの。	保管料:7円／箱 10日1期制(月3期) ・生ごみ用指定収集袋3リットル袋作製数量 2,520,000枚(4,200箱) ・生ごみ用指定収集袋10リットル袋作製数量 1,800,000枚(3,000箱) 7,200箱×7円×3期×1.10=166,320円 ※1か月当たりの倉庫保管料 166,320円/月×3か月=498,960円(令和7年4～6月分)	498,960 R7.4 ～6
小計				796,316

【支出見込額(令和7年7月以降)】

No.	項目	内訳	金額	年度
8	全戸配布チラシカラー用紙購入代	全戸配布チラシ用(広報ずしと同時配布) カラー用紙A3 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期決定後に速やかに実施するために、開始時期に係るチラシを全戸配布するもの。	1,270円×30包(500枚入)×1.10=41,910円 ※令和6年度購入費と同額で試算	41,910 見込
9	全戸配布チラシ配布業務委託料	広報ずしと同時配布 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期決定後に速やかに実施するために、開始時期に係るチラシを全戸配布するもの。	5.5円×26,439部×1.10=159,956円 ※令和6年度委託料と同額で試算	159,956 見込
10	庁内カラー印刷費	市民説明会周知用チラシ印刷	自治会掲示板用370枚、市広報板用69枚 A4 1枚 約1.82円 ※過去の使用量とインク代をもとに計算した概算単価 1.82円×439枚×4か月分=3,195円 ※令和6年度と同送付数で試算	3,195 見込
11	庁内モノクロ印刷費	全戸配布チラシ印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期に係るチラシ	27,000枚(A3印刷13,500枚→A4印刷27,000枚に分割) 27,000枚÷2×0.78円×1.10=11,583円 ※令和6年度と同単価で試算	見込
		全戸配布チラシ印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期に係るチラシ (転入者等配付用)	300枚(A3印刷150枚→A4印刷300枚に分割) 300枚÷2×0.78円×1.10=128円 ※令和6年度と同単価で試算	11,992 見込
		減免対象者への通知印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始に伴い、生ごみ用指定収集袋の交付時期について案内するもの。	657枚÷2×0.78円×1.10=281円 ※令和6年度と同単価で試算	見込

No.	項目	内訳		金額	年度
12	通知等郵送料	生ごみの分別収集・資源化についての市民説明会に係る通知及びチラシ郵送料 ※生ごみの分別収集・資源化の開始に伴い、自治会・町内会代表者宛て通知及び自治会・町内会掲示板用チラシを郵送し、周知の協力を依頼するもの。	12,550円(83通)×4か月分=50,200円 ※令和6年度郵送料と同額で試算	119,142	見込
		生ごみ分別収集・資源化の開始時期について 廃棄物減量等推進員への通知 郵送料	5,856円(61通) ※令和6年度郵送料と同額で試算		見込
		減免対象者への通知 郵送料 ※生ごみの分別収集・資源化の開始に伴い、生ごみ用指定収集袋の交付時期について案内するもの。	63,086円(657通) ※令和6年度郵送料と同額で試算		見込
13	「逗子市のごみと資源物の出し方 C UZ」印刷製本費 日本語版(契約分割による差額)	生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期により、すでに印刷製本(データ作成及び印刷製本)の契約を締結していた受注者とは、データの作成までの契約に変更することで協議し合意した。開始時期決定後には別途冊子を印刷するための契約を締結する必要がある。データ作成と印刷製本とを別契約とすることにより、一つの契約としていたときと比較し、契約金額の増額が見込まれるもの。	①契約変更前(データ作成及び印刷製本) 1,887,600円 ②契約変更後(データ作成まで) 335,500円 ③新規契約(印刷製本) ※見積り金額 1,822,260円 (②+③)-①=270,160円	270,160	見込
14	「逗子市のごみと資源物の出し方 C UZ」印刷製本費 英語版(契約分割による差額)	生ごみの分別収集・資源化を少しでも早く開始できるよう、生ごみ用指定収集袋は、令和6年度予算で分別収集開始時に必要な量として想定した全量を令和6年度中に製造を完了し、倉庫会社の倉庫で分別収集開始まで保管することとしているもの。	①契約変更前(データ作成及び印刷製本) 1,135,200円 ②契約変更後(データ作成(翻訳)まで) 858,000円 ③新規契約(印刷製本) ※見積り金額 356,400円 (②+③)-①=79,200円	79,200	見込
15	市民説明会会場使用料	自治会館等会場使用料	※令和6年度予算計上額と同額で試算	52,600	見込

小計 738,155

※2025年(令和7年)7月4日時点の生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に関する対応にかかる経費として記載するもの。

生ごみの分別収集・資源化の開始に当たって見込まれる経費については、現時点で想定される経費を計上しており、今後追加で発生する可能性がある。

No.	項目	内訳	金額	年度
16	生ごみ用指定収集袋倉庫保管料	生ごみの分別収集・資源化を少しでも早く開始できるよう、生ごみ用指定収集袋は、令和6年度予算で分別収集開始時に必要な量として想定した全量を令和6年度中に製造を完了し、倉庫会社の倉庫で分別収集開始まで保管することとしているもの。	保管料:7円／箱 10日1期制(月3期) ・生ごみ用指定収集袋3リットル袋作製数量 2,520,000枚(4,200箱) ・生ごみ用指定収集袋10リットル袋作製数量 1,800,000枚(3,000箱) $7,200\text{箱} \times 7\text{円} \times 3\text{期} \times 1.10 = 166,320\text{円}$ ※1か月当たりの倉庫保管料 <令和7年7月以降 支出見込額> 166,320円(倉庫保管料) × 月数	166,320円／月 R7.7 ～ 別紙⑩

(参考)年額 166,320円×12か月=1,995,840円

クリーンセンター再整備工事の協議の経過報告

1 前回クリーンセンター再整備に関する特別委員会（6月17日）以降の経緯

日付	内容
6月17日（木）	クリーンセンター再整備工事に関する特別委員会
7月3日（木）	堆肥の主な成分試験結果報告書【別添1】
7月4日（金）	共和化工(株)打合せ 視察資料打合せ
7月7日（月）	生ごみ資源化処理施設の施設使用承諾 <input type="checkbox"/> 令和7年7月7日から施設引き渡し時まで
7月11日（金）	共和化工(株)打合せ 増工事に関する協議 【別添2】
7月18日（金）	建築基準法に基づく完了検査→7月22日付検査済証
7月24日（木）	共和化工(株)より11日の協議に対する回答書【別添3】及び汚染土処分増額確定について【別添4】が提出される。
7月31日（木）	工事しゅん工届及び葉山町クリーンセンター再整備工事に係る協議継続に関する合意書【別添5】が提出される。
8月13日（水）	完成検査→合格 8月29日（金）請負代金支払い完了後、工事目的物引き渡し予定【別添6】

検査結果報告書

1 / 1

No. KM2500036125-A6-001

2025 年 7 月 3 日

葉山町長 山梨崇仁 様

環境計量証明事業所 長野県登録環境第66号
〒390-1242 長野県松本市大字和田 4010-5
環境未来株式会社 総合検査センター



施設名又は 試料名	葉山町クリーンセンター 製品堆肥		
採取場所名	生ごみ資源化処理施設内		
採取者	共和化工株式会社		
採取日時	2025年6月11日(11時40分)	受付年月日	2025年6月11日
天候	—	採取時の温度	気温 — 水温 —
検査年月日	2025年6月11日～2025年7月3日		

貴依頼の試料についての検査の結果を次のとおり報告します。

検査結果報告書

1 / 1

No. KM2500036125-A6-002

2025 年 7 月 3 日

葉山町長 山梨崇仁 様

環境計量証明事業所 長野県登録環境第66号
〒390-1242 長野県松本市大字相田4010-5
環境未来株式会社 総合検査センター



施設名又は 試料名	葉山町クリーンセンター 製品堆肥
採取場所名	生ごみ資源化処理施設内
採取者	共和化工株式会社
採取日時	2025年6月11日(11時40分)
天候	—
検査年月日	2025年6月11日～2025年7月3日

貴依頼の試料についての検査の結果を次のとおり報告します。

設計変更に伴う共和化工積算額と葉山町査定額の比較

1 設計変更部分の金額増減計

	項目	直接工事費金額	
		共和化工積算	葉山町査定
1	杭撤去変更による減額	-1,380,000 円	共和化工の積算のとおり -1,380,000 円
2	解体撤去工事の追加（アスベ スト）による増額	39,400,000 円	14,177,000 円
3	解体撤去工事追加（地中障害 物）による増額	9,640,000 円	6,387,000 円
4	ブロック積擁壁の追加変更に による増額	5,500,000 円	607,000 円
5	誘導員休憩所の削除変更によ る増額	13,731,000 円	-3,893,000 円
(1)	誘導員休憩所の変更	-5,620,000 円	-5,620,000 円
(2)	資源物棟建築面積の変更	17,624,423 円	0 円
(3)	資源物棟設備の変更	1,727,577 円	共和化工の積算のとおり（千円止） 1,727,000 円
6	消臭剤変更の縮小変更に伴う 減額	-1,277,000 円	共和化工の積算のとおり -1,277,000 円
7	その他の減額	-2,666,000 円	共和化工の積算のとおり -2,666,000 円
(1)	生ごみ資源化処理施設外観イ ラスト	-810,000 円	共和化工の積算のとおり -810,000 円
(2)	資源物の備品	-1,856,000 円	共和化工の積算のとおり -1,856,000 円
小計		62,947,000 円	11,955,000 円

項目	共和化工積算	葉山町査定
諸経費計	13,921,000 円	2,642,055 円
工事価格	76,868,000 円	14,597,055 円
消費税相当額（10%）	7,686,800 円	1,459,705 円
設計変更分 工事価格（税込）	84,554,800 円	16,056,760 円

※諸経費は22.1%（千円止め）として積算。

2 設計変更に伴う全体工事金額

項目	金額	
	共和化工積算	葉山町査定
ア 令和4年度出来高	442, 568, 500 円	442, 568, 500 円
イ 令和5年度出来高	94, 146, 800 円	94, 146, 800 円
ウ 令和6年度出来高	982, 342, 900 円	982, 342, 900 円
エ 令和7年度出来高	149, 496, 600 円	80, 998, 560 円
(a) 令和7年度出来高（変更前）	64, 941, 800 円	64, 941, 800 円
(b) 設計変更分工事価格	84, 554, 800 円	16, 056, 760 円
設計変更後 工事価格（税込）	1, 668, 554, 800 円	1, 600, 056, 760 円
設計変更前 工事価格（税込）	1, 584, 000, 000 円	1, 584, 000, 000 円

1 杭撤去工事の変更

- 協議年月：令和5年3月
- 既存焼却施設の既存杭12本の撤去
- 引抜時に折れてしまうと地中へ残置され、撤去が困難になること及び安定している地盤が杭撤去により地盤沈下棟の悪影響の可能性があることから杭全長の撤去は行わず杭上部の切断切離しまでとした。
- 共和化工の積算：見積による。
- 町の査定：見積金額とする。

2 解体工事（アスベスト含有）の変更

- 協議年月：令和4年6月、令和6年3月
- 解体に際して改めて、全ての建材でアスベスト調査を実施したところ以下のアスベスト含有が確認されたため、その撤去処分費

建物名	場所	数量
焼却棟	屋根／アスファルト防水	807.2 m ²
管理棟	各所／配管保温材	50か所
管理棟	各所／内装材	50.8 m ² + 8室分

- 共和化工の積算：見積による。【参考資料6】
- 町の査定：以下のとおり 【参考資料7】
 - 見積を根拠として説明することができない項目を公共単価に入れ替えるものとした。
 - 単位数量を業者見積補足資料に基づき入れ替えた。
 - 消耗品一式を積み上げて計上した。
 - 収集運搬費及び最終処分費は、産廃業者との契約単価に入れ替えた。

3 解体工事（地中障害物）の変更

- 協議年月：令和6年5月
- 焼却施設の解体中にコンクリートガラや大きな石塊等の地中障害物が確認されたため、その撤去処分費

- 共和化工の積算：見積による。
- 町の査定：以下のとおり
 - 見積を根拠として説明することができない項目を公共単価に入れ替えるものとした。
 - 収集運搬費及び最終処分費は、産廃業者との契約単価に入れ替えた。

4 ブロック積擁壁工事の変更

- 協議年月：令和5年11月
- 当初計画に無かったブロック積擁壁を新設した。
- 共和化工の積算：見積による。【参考資料8】
- 町の査定：令和4年度第1回出来高の積み上げ項目及び単価に入れ替えた。【参考資料9】

5 誘導員休憩所、資源物棟の変更

(1) 誘導員休憩所の変更

- 協議年月：令和4年9月
- 当初の提案では、誘導員休憩所が計画されていたが、町としては、誘導員を配置せず、インターほん、ITV等により対応することとした。
- 事前協議し不要と判断した。
- 共和化工の積算：見積による。
- 町の査定：見積金額による。

(2) 資源物棟建築面積の変更

- 協議年月：令和6年8月
- 貴社の見込み違いによる急な配置変更であり、工事費の増減の協議も無いため増額対象としない。

(3) 資源物棟設備の変更

- 協議年月：令和4年9月

- 事前協議によりインターほん、ITV の追加については町が要求した。
- 共和化工の積算：施工費は公共単価、材料は見積による。
- 町の査定：共和化工の積算のとおり。

6 消臭剤噴霧設備の変更

- 協議年月：令和 5 年 4 月
- 当初の提案では、プラスチックストックヤードへ消臭剤噴霧設備が計画されていた。
- 事前協議し不要と判断した。
- 共和化工の積算：施工費は公共単価、材料は見積による。
- 町の査定：共和化工の積算のとおり。

7 その他の変更

(1) 生ごみ資源化処理施設の外観イラスト

- 協議年月：令和 7 年 2 月
- 当初の計画では、生ごみ資源化処理施設の膜へのイラストが計画されていた。
- 事前協議し不要と判断した。
- 共和化工の積算：見積による。
- 町の査定： 見積金額による。

(2) 資源物棟の備品

- 協議年月：令和 7 年 2 月
- 資源物棟の設計時に棚の設置が検討された。
- 不要と判断した。
- 共和化工の積算：見積による。
- 町の査定：共和化工の積算のとおり。

2025年7月24日

葉山町環境部 御中

葉山町クリーンセンター再整備工事 設計変更等について

共和化工株式会社

関東支店長 高田真人



標記の件、令和7年7月11日に貴町より査定金額について通知され、弊社にて協議致しましたので、改めてご対応を宜しくお願い致します

1. 設計変更部分の減額について

2 解体撤去工事の追加（アスベスト）による増額の項目査定

数社の専門業者に見積依頼を行い、対応した業者と値合交渉し公共単価での施工は困難と判断し契約に至る。説明出来ないと判断されるのであれば貴町で業者に見積収し実際に施工可能な価格をご提示願います。

3 解体撤去工事の追加（地中障害物）による増額の項目査定

上記同様、説明できないと判断されるのであれば、貴町で公共単価で実際に施工できる業者の御見積書をご提示願います。

4 ブロック積擁壁の追加変更による増額の項目査定

崖条例に対する指摘により新たに発生した工事であり、当初見込んでいた工事ではない。数社に見積依頼し、対応業者と公共単価を含めた値合交渉の結果、最小金額での契約を行った。貴町にて見積依頼し実際の市場価格をご教示下さい。

5 (2) 資源物棟建築面積の変更の項目査定

建築物の位置変更のみで対応可能（追加なし）であったものの、貴町との打ち合わせにより利用者の利便性と安全をした結果、床面積が増床したためコストアップとなりました。

2. 物価スライドによる追加変更について

貴町より、令和6年12月25日を基準日とした「生ごみ資源化処理施設」に限る概算スライド金額として2億7千万円の増額である旨の通知がありました。

弊社としては、工事請負契約書第26条6項（同項は、同条1項とは異なり「書面をもって」との

要件が付されていない）に該当する事態と判断し、令和5年9月14日に町長様、副町長様、部長様も同席のうえで説明し、「物価スライドは町民に説明できるので大丈夫」とのご発言を受け、同意を頂いたと認識しました（当日は新倉部長、斎木課長、角田所長に破除袋機の実験結果の報告に伺い、急遽時間が出来たので町長様の同席となった）。当時は設計が未完了でしたので、設計完了後改めて協議をお願いするとし、残工事を対象とした金額を令和6年12月25日に提出致しました。また百歩譲って「書面をもって」と言う観点で言えば、「資源物棟」の設計が完了した令和6年9月30日に「物価スライド金額 556,033,000」とした「工事価格変更金額」を提出致しております。

いずれにしても、現場の状況も差し迫っておりますので、上記内容を考慮の上、貴町の全体の査定金額を早急にご教示頂きたくお願い申し上げます。

〔別紙9〕

工事に関する協議・承諾書

工事名称：葉山町クリーンセンター再整備工事

協議・承諾事項

現場協議事項

下記の協議書を別紙の通り提出します。

1. 汚染土処分増額確定について

上記事項について協議、承諾を願います。

発議年月日 令和 7年 7月 24日

請負者 共和化工株式会社

現場代理人 岩井 俊郎
管理技術者 米澤 欣也
設計担当者 須田 祐次

上記事項について承諾、確認をします。

令和 年 月 日

監督員

担当者

葉山町クリーンセンター再整備工事
協議・確認事項

No	項目	協議事項	回答	
	<各施設>	添付の通り汚染土処分量が確定したのでR7.5.14協議回答(令和7年4月24日発議)に基づき汚染土処分増額について確定をお願いします。		

・追加請求額

(1/4)

ア	直工費	16,506,914	
イ	共通仮設費	495,000	$\text{ア} \times 3\%$
ウ	現場管理費	850,000	$(\text{ア} + \text{イ}) \times 5\%$
エ	一般管理費	1,785,000	$(\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ}) \times 10\%$
	合計	19,636,914	
	消費税(10%)	1,963,691	
	合計	21,600,605	

(2/4)

・直工費(円) (基準単価)

品名	単価(10t)	比重	単価(10m ³)
残土(産廃)	95,000	1.82	172,900
残土(一般)			260,000
残土(汚染)	277,000		

作業(汚染土)	単価(10m ³)
ふるい分け	65,000

※産廃及び汚染土処分費は重量単価のため比重(想定)で体積単価
に置き換えた。

※汚染土受入基準が石(60mm)以下であるため選別作業を実施した。

・汚染土処分(実績)

体積(m³)	495
重量(t)	900.75

※平均比重 約1.82

残土処分の直工費(円)	24,950,775
ふるい分けの直工費(円)	3,217,500
A 合計	28,168,275

1 共和化工(株)負担直工費

・現場貯留

① B・C工区 283 m³

品名	単価(10m³)	計	増減
残土(産廃)	172,900	4,893,070	減額

② 正吟沢調整池 212 m³

品名	単価(10m³)	計	増減
残土(一般)	260,000	5,512,000	減額

③ 仕上高さ変更 72.66 m³ ※(4/4)より

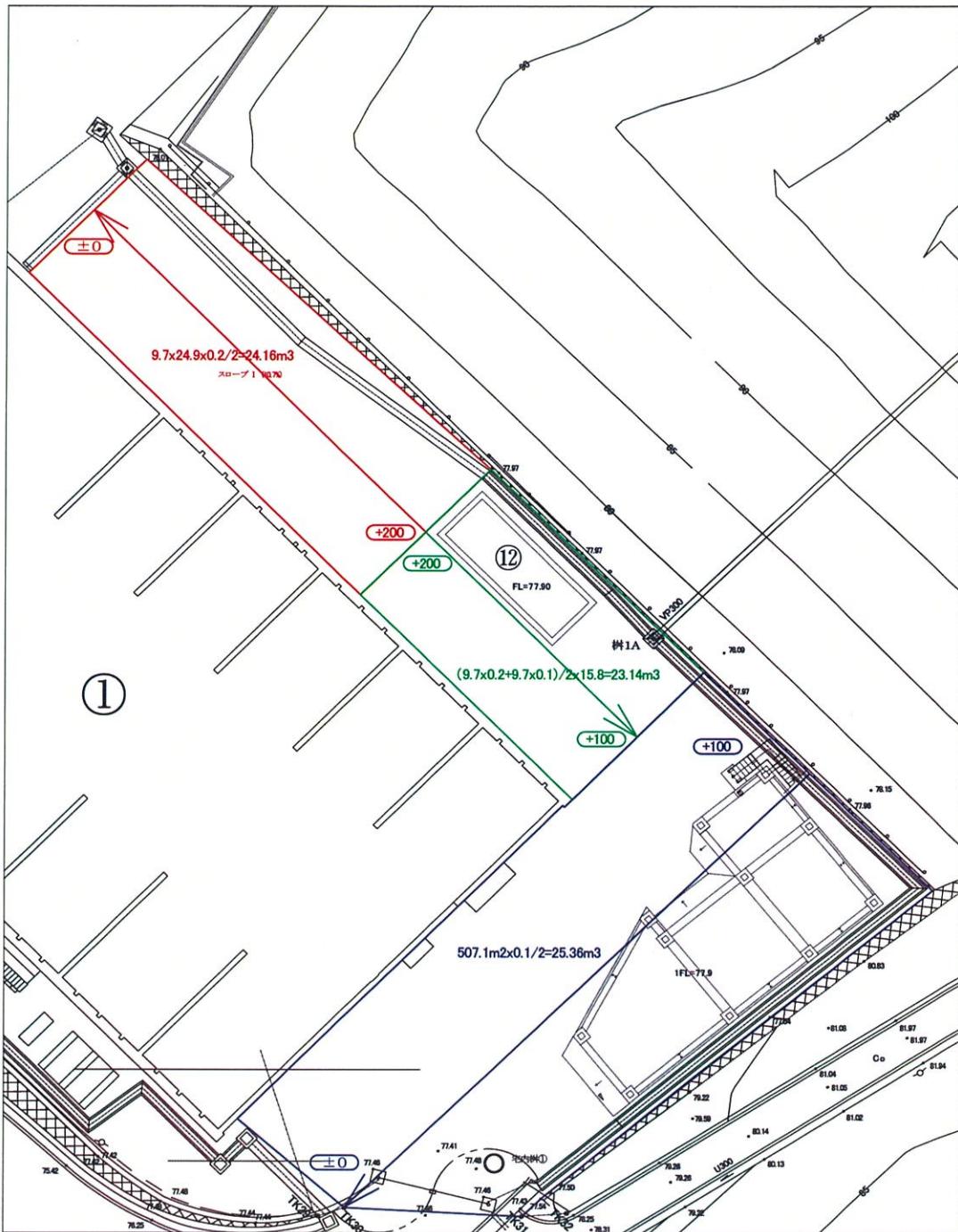
品名	単価(10m³)	計	増減
残土(産廃)	172,900	1,256,291	減額

B 合計 11,661,361 減額

2 町負担合計直工費

(A - B) 16,506,914 増額

・嵩上げ土量計算図





葉山町クリーンセンター再整備工事に係る 協議継続に関する合意書

葉山町(以下「発注者」という)と共和化工株式会社関東支店(以下「受注者」という)は令和4年2月10日付で締結した「葉山町クリーンセンター再整備工事請負契約(以下「本契約」という)」に関して本契約履行の過程において発生した協議継続事項に係る取扱いについては以下のとおり合意するものとします。

(協議継続事項)

第1条 本契約期間中に協議が開始されていたが、現時点において合意に至っていない事項については、契約関係の整理及び今後の対応に向けて発注者及び受注者が継続的かつ誠実に協議を行うものとする。

(1) 増減工事に伴う請負代金額の変更に関する協議事項

(2) 賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更に関する協議事項

(本合意書の位置づけ)

第2条 本合意書は、本契約履行に係る施設運用開始後に実施する履行業務及び協議継続事項に関し、発注者及び受注者の認識及び対応方針を整理し、今後の履行業務の確認及び協議継続の基礎とするものである。

2 本契約の契約を目的とするものではなく、契約条件に影響を及ぼす変更が必要となる場合には、別途所定の契約手続きをもって対応するものとする。

(準拠)

第3条 本合意に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本契約の定めに従うものとする。

以上、本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年7月31日

発注者

住所 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135番地
氏名 葉山町長 山梨 崇仁 印



受注者

住所 東京都品川区西五反田 7-25-19
氏名 関東支店長 高田 真人 印



工事竣工引渡書

令和7年 7月 31日

葉山町

町長 山梨 崇仁 様

住所：東京都品川区西五反田7-25-19共和ビル

共和化工株式会社 関東支店

氏名：支店長 高田 真人



令和4年2月10日付けで契約締結した次の工事目的物を、工事請負契約書第32条の規定により請負代金の支払の完了と同時に引き渡し致します。

1. 工事名

葉山町クリーンセンター再整備工事

2. 工事場所

三浦郡葉山町堀内 2286 番地

3. 引渡し部分名

葉山町クリーンセンター再整備工事に係るすべての工事目的物及び成果物

以上

参 考 資 料 2
クリーンセンター再整備に関する特別委員会
クリーンセンター・環境課
令和7年9月1日

令和7年度
葉山町紙おむつ等対策に関する実証実験
(葉桜地区) 調査報告書

葉山町
環境課・クリーンセンター
令和7年8月

I 総則

1 調査の背景

クリーンセンター再整備において、逗子市との共同施設である生ごみ資源化処理施設を整備予定としており、生ごみを処理するためには、現在の「燃やすごみ」から、調理残渣や食べ残しなどの「生ごみ」と使用済みティッシュや革製品、紙おむつなどの「燃やすごみ」を分別して収集する必要があります。

分別収集方法は、現行の戸別収集で行っている週2回の燃やすごみの回収を、生ごみ1回、燃やすごみ1回とすることを前提として、上山口地区及び真名瀬地区で実験を実施してきましたが、この実験では保管時における生ごみの臭いや保管場所がない等との理由により、週1回収集は厳しいとの意見を多数いただきました。

その結果を踏まえ、三ヶ浦地区では実証実験期間中に生ごみの収集を週1回から週2回に変更し、その効果検証を行いました。また、更なる比較検討を行うため、一色台地区において「生ごみ週1回収集」と「生ごみ週2回収集」の2地区に分けて、保管時における課題抽出及び解決方法を確認する実験を行い、収集回数を「生ごみ週2回収集、燃やすごみ週1回収集」に決定し、生ごみの分別収集を開始しました。

しかし、燃やすごみの収集が週1回になることから、紙おむつ等の排出の課題が生じており、その解決方法を確認する必要があるため、実証実験を実施するものです。

2 調査概要

(1) 調査の名称

令和7年度葉山町紙おむつ等対策に関する実証実験（葉桜地区）

(2) 調査の目的

生ごみ分別収集における燃やすごみの排出課題に関する調査

(3) 実施時期

- ① 準備周知：令和7年4月5日（土）から4月16日（水）まで
- ② 分別収集：令和7年4月16日（水）から6月27日（金）まで

(4) 対象地区

葉桜地区 約1,500世帯（令和7年4月1日現在）

(5) 協力団体

- ① 団体名：葉桜自治会
- ② 協力事項：町内会会員への周知のための掲示板へのチラシ掲示、町内会役員会等での意見交換（表I-1）を行いました。

表I-1 葉桜自治会との調整経過

年月日	内容
令和7年4月5日（土）	○役員会において、紙おむつ等対策に関する実証実験の概要の説明 ○意見交換 ○第1弾チラシの確認
令和7年4月16日（水）	○チラシ全戸配布及び掲示板掲示 ○紙おむつ等の拠点回収ボックスの設置
令和7年4月18日（金）	○葉桜自治会広報掲示板掲示
令和7年5月13日（火）	○第2弾チラシの確認
令和7年5月14日（水）	○チラシ全戸配布及び掲示板掲示 ○紙おむつ等・ペット関連・その他衛生ごみ拠点回収ボックスの設置
令和7年5月20日（火）	○紙おむつ等を排出された家庭へアンケート調査配布（5月30日（金）まで）

令和7年6月10日（火）
令和7年6月11日（水）

○個別ヒアリングの実施（9世帯）

3 実験内容

(1) 捕点回収ボックス方式（紙おむつ等、ペット関連、その他衛生ごみ）

拠点回収ボックスを設置し、週1回の戸別収集では排出が間に合わない紙おむつ等、ペット関連、その他衛生ごみを24時間いつでも排出できるようにしました。

① 対象品目

- 紙おむつ等…紙おむつ、尿漏れパッド、お尻ふきシート
- ペット関連…ペットシーツ、ペット用紙おむつ、猫砂、ペットのふん
- その他衛生ごみ…生理用品、嘔吐物

② 設置場所

- 葉桜児童館前緑地
- 富士見児童遊園

図I-1 拠点回収ボックスの設置場所



紙おむつ等・ペット関連・その他衛生ごみの時



紙おむつ等のみの時



ボックス内部

③ 設置期間

□ 紙おむつ等

4月16日（水）から6月20日（金）まで

□ ペット関連、その他衛生ごみ

5月14日（水）から6月20日（金）まで

④ 排出方法

□ 24時間、好きな時間に拠点回収ボックスに排出。

□ ごみは、透明または半透明のビニール袋に入れて排出。

⑤ ごみの収集方法

□ 町職員が逗子市環境クリーンセンターへごみを搬入した帰りに空になったパッカー車で拠点回収ボックスのごみを収集。

□ 町クリーンセンターで計量して燃やすごみで処理。

(2) 週1回戸別収集回数の追加（紙おむつ等のみ）

週1回の戸別収集では紙おむつ等の排出にお困りで、拠点回収ボックスを活用することが困難な世帯に、登録制で紙おむつ等の戸別収集を実施しました。

① 対象品目

紙おむつ等…紙おむつ、尿漏れパッド、お尻ふきシート

② 実施日

6月13日（金）、20日（金）、27日（金）

※通常の燃やすごみが火曜日であるため、週2回収集の際の組合せである金曜日とするもの。

③ 対象世帯

8世帯

（紙おむつ等を排出されている世帯へのヒアリングを通じて戸別収集が必要な世帯を抽出）

④ 排出方法

□ 朝8時半までに容器包装プラスチックと袋を別にして戸別収集の容器に排出。

□ 容器包装プラスチックとは別に収集を行うため、下に紙おむつ等を入れて、上に容器包装プラスチックを入れる。

□ ごみは、透明または半透明のビニール袋に入れて排出。

⑤ ごみの収集方法

- 町職員が逗子市環境クリーンセンターへごみを搬入した帰りに空になったパッカー車で追加の戸別収集を実施。
- 町クリーンセンターで計量して燃やすごみで処理。

(3) アンケート調査

燃やすごみ収集回数の変更に伴う紙おむつ等の排出状況等や拠点回収ボックスについてアンケート調査を実施し、実証実験を行った感想や意見を募りました。

① 実施期間

5月 20日（火）～30日（金）

② 対象世帯

102世帯

（紙おむつ等を排出している世帯）

③ 実施方法

- 戸別収集の際、紙おむつ等が排出された世帯に対して、アンケート用紙を配布。
- アンケート用紙及びアンケート用紙記載のQRコードによる回答。
- アンケート回収箱は、葉桜自治会館内受付に設置。

(4) ヒアリング

アンケート調査の中から、紙おむつ等の排出にお困りの世帯を抽出し、お困りの状況や追加で戸別収集が必要かどうか等、個別にヒアリングを実施しました。

① 実施日

6月 10日（火）、11日（水）

② 対象世帯

9世帯

（拠点回収ボックスを活用することが困難な世帯）

③ 実施方法

- アンケートの回答の中から紙おむつ等の排出にお困りで拠点回収ボックスを活用することが困難な世帯を抽出。
- 事前に電話で確認の上ご自宅へ訪問し、対面で聞き取りを実施。

4 広報

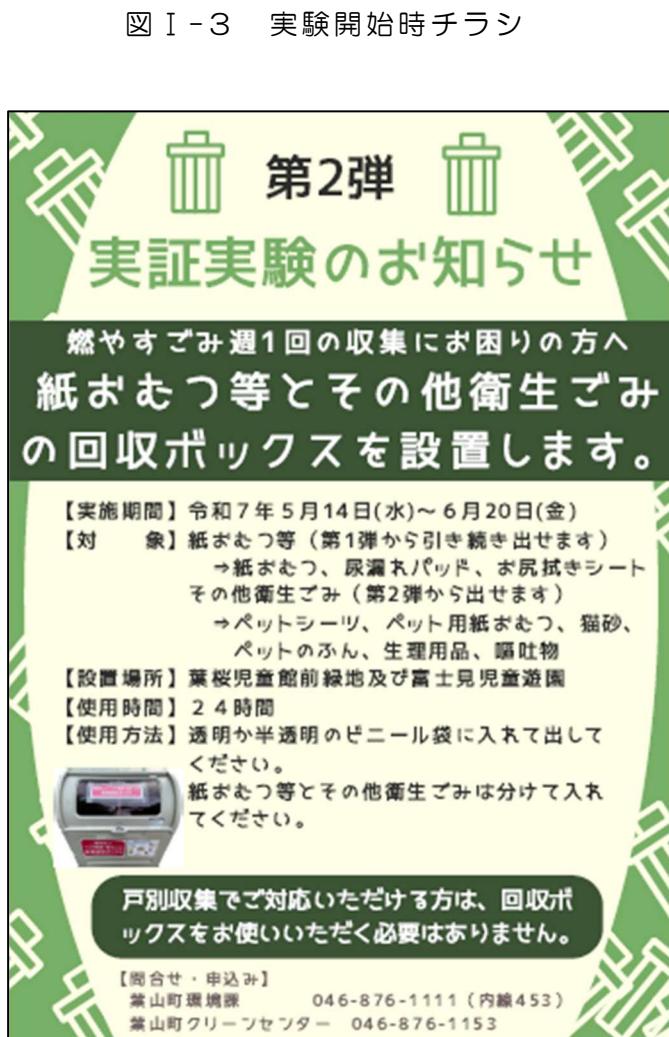
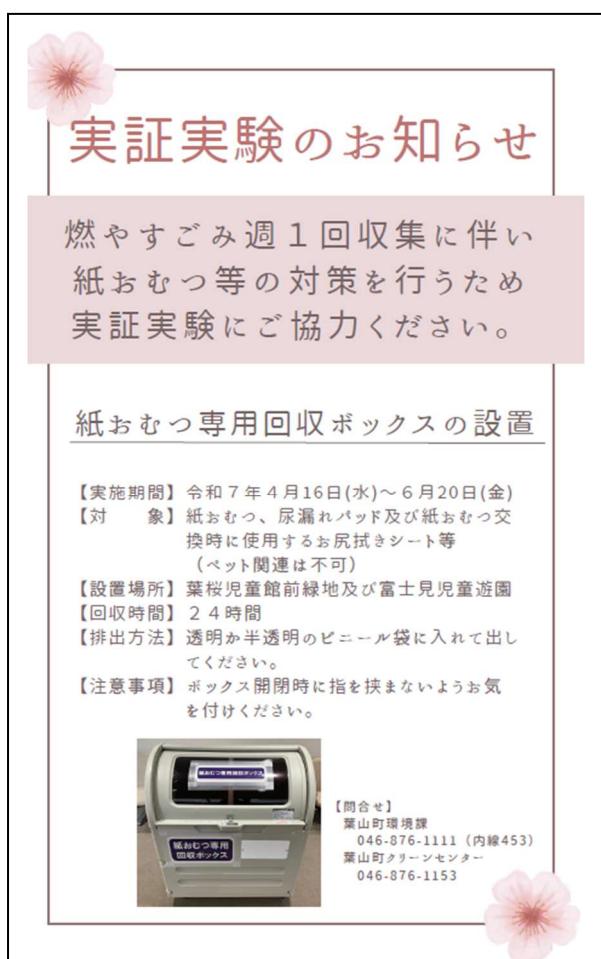
(1) 開始時

- ①紙おむつ等の拠点回収ボックス設置を第1弾とする実証実験を広報するため、4月16日（水）に図I-2の広報資料を全戸配布しました。
- ②併せて、町内会の掲示板に同資料を掲示しました。

(2) 実験中

- ①第2弾としてペット関連、その他衛生ごみの拠点回収ボックス設置を実施するため、5月14日（水）に図I-3の広報資料を全戸配布しました。
- ②併せて、町内会の掲示板に同資料を掲示しました。

図I-2 実験開始時チラシ



II 実証実験

1 実証実験まとめ

葉桜地区にて得られたごみ量実測値、組成分析調査、アンケート等による意見収集等による情報から実験結果をまとめました。

(1) 拠点回収ボックス

① ごみの排出量（平均値）

組成分析調査によりボックス一日あたりのごみ排出量を算出しました。

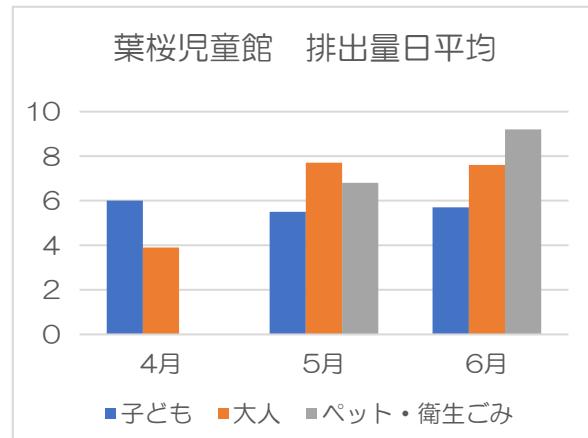
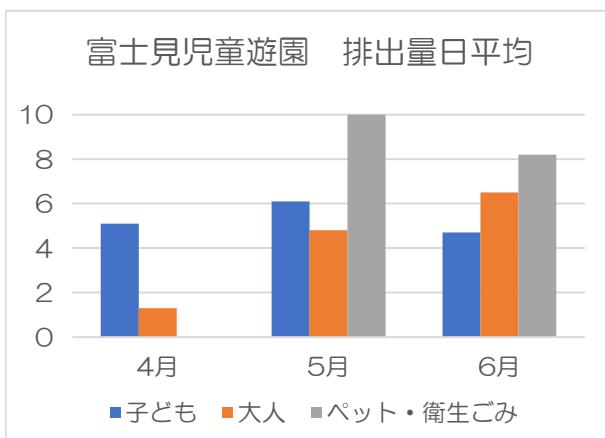
		紙おむつ等				ペット関連・ その他衛生ごみ	
		子ども		大人			
富士見 児童遊園	4月	4.1袋	5.1kg	1.0袋	1.3kg	—	—
	5月	3.8袋	6.1kg	4.3袋	4.8kg	5.3袋	10.0kg
	6月	4.6袋	4.7kg	4.5袋	6.5kg	15.0袋	8.2kg
葉桜児童 館前緑地	4月	5.5袋	6.0kg	2.7袋	3.9kg	—	—
	5月	4.7袋	5.5kg	5.0袋	7.7kg	7.7袋	6.8kg
	6月	5.4袋	5.7kg	6.0袋	7.6kg	10.4袋	9.2kg

② ごみ排出量の推移

設置直後は少なかったものの、土日はボックスが満杯になる程、活用されている様子が伺えました。特に、ペット関連ごみの受け入れを始めてからは、紙おむつ等と同程度の分量が排出されました。

種類別に見ると、紙おむつ等は大きな変化は見られず、ペット関連・その他衛生ごみは排出するものの種類が多いため変動が見られました。

場所別で見ると、収集量にあまり差異は見られませんでした。



③ 不適物の混入

燃やすごみの収集回数の減により紙おむつ等やペット関連・その他衛生ごみの排出に配慮したものでしたが、指定の品目以外や目的外のごみが少量排出されました。

- 指定品目以外の燃やすごみ
- 散歩中のペットのふん

(2) 週1回戸別収集の追加（紙おむつ等のみ）

① ごみの排出量（平均値）

組成分析調査によりボックス一日あたりのごみ排出量を算出しました。

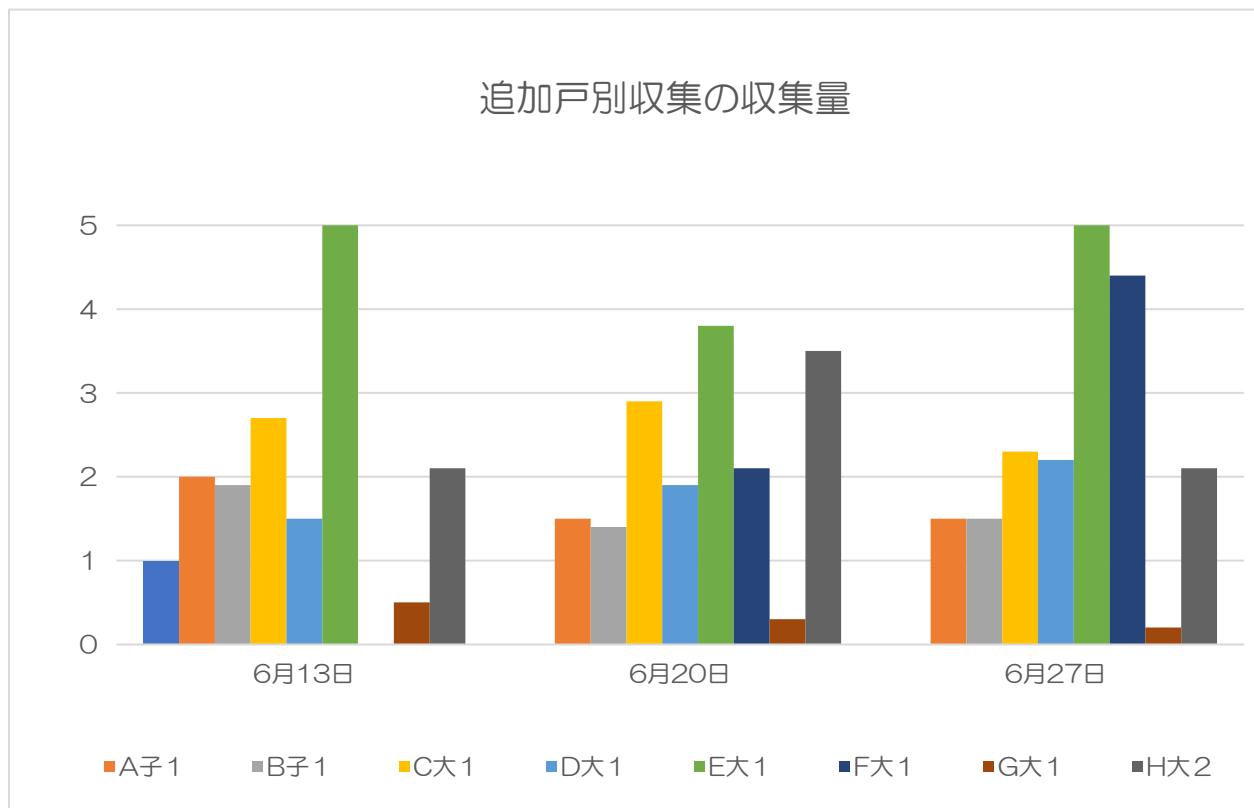
日 に ち	世帯	A	B	C	D	E	F	G	H	合計
		おむつ使 用人数	子供 1人	子供 1人	大人 1人	大人 1人	大人 1人	大人 1人	大人 2人	
6/13	個数 (個)	15	12	10	8	13	—	3	15	76
	重量 (kg)	2.0	1.9	2.7	1.5	5.0	—	0.5	2.1	15.7
6/20	個数 (個)	12	10	8	7	12	10	2	10	71
	重量 (kg)	1.5	1.4	2.9	1.9	3.8	2.1	0.3	3.5	17.4
6/27	個数 (個)	16	10	7	7	15	20	2	15	92
	重量 (kg)	1.5	1.5	2.3	2.2	5.0	4.4	0.2	2.1	19.2
日 平 均	個数 (個)	14	11	8	7	13	15	2	13	80
	重量 (kg)	1.7	1.6	2.6	1.9	4.6	3.3	0.3	2.6	17.4

② ごみ排出量の推移

排出量を比較すると、子どもの紙おむつは個数が多いが、重量は軽く、大人の紙おむつは、個数が少ないが、重量は重いため、重量でみるとこれらの世帯も大きな差はありませんでした。

8世帯のうち、寝たきりの高齢者がいる世帯は、個数も重量も多く、週1回収集では保管に課題が生じると思われます。

しかし、いずれの世帯も週1回収集で容器から溢れるほどの量ではありませんでした。



(3) アンケート調査

① 回答数 33世帯

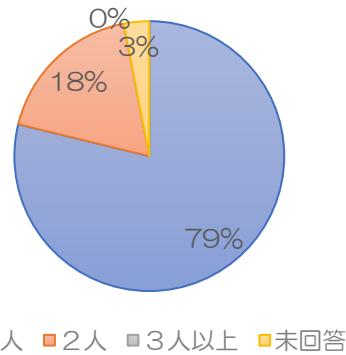
(アンケート用紙 16件、QRコード回答 17件)

② アンケート調査の内容は次のとおりです。

1. 紙おむつの使用人数について教えてください

- | | |
|---------|-----------|
| 1) 1人 | 26人 (79%) |
| 2) 2人 | 6人 (18%) |
| 3) 3人以上 | 0人 (0%) |
| 4) 未回答 | 1人 (3%) |

1. 紙おむつの使用人数について教えてください



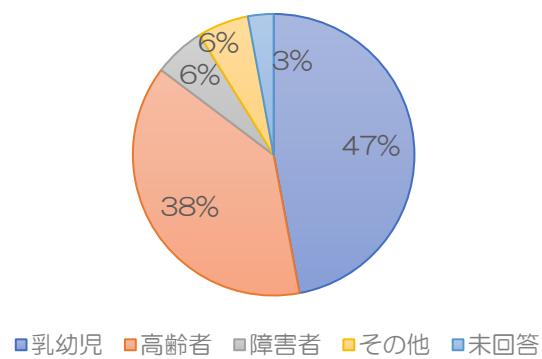
2. 紙おむつの使用者について教えてください（複数回答可）

- | | |
|--------|-----------|
| 1) 乳幼児 | 16人 (47%) |
| 2) 高齢者 | 13人 (38%) |
| 3) 障害者 | 2人 (6%) |
| 4) その他 | 2人 (6%) |
| 5) 未回答 | 1人 (3%) |

【その他回答】

- ①大人
- ②愛犬

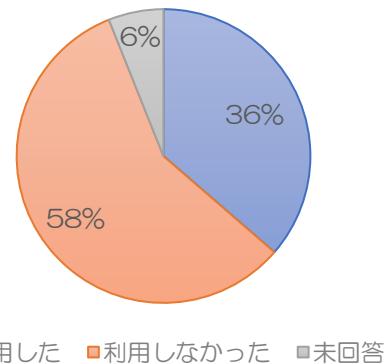
2. 紙おむつの使用者について教えてください (複数回答可)



3. 紙おむつ拠点回収ボックスを利用しましたか

- | | |
|------------|--------------------|
| 1) 利用した | 12人 (36%) → 設問「5」へ |
| 2) 利用しなかった | 19人 (58%) → 設問「4」へ |
| 3) 未回答 | 2人 (6%) |

3. 紙おむつ拠点回収ボックスを利用しましたか



4.(利用しなかった人のみ)利用しなかった理由を教えてください(複数回答可)

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1) 週1回の燃やすごみ収集で対応できている | 6人 (19%) |
| 2) そもそも不要 | 3人 (10%) |
| 3) におい・衛生面が心配 | 2人 (7%) |
| 4) 拠点回収ボックスまで遠い | 14人 (45%) |
| 5) その他 | 6人 (19%) |

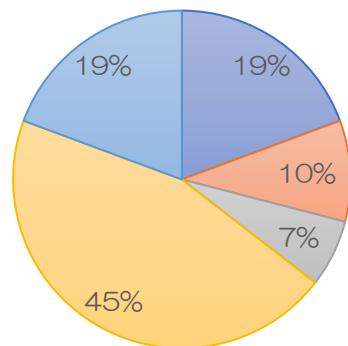
【その他回答】

- ①おむつは水分を含み重く介護人も年配のため
- ②自宅の回収ボックスを大きくした。(2回分)
- ③知りませんでした。
- ④重くて運べなかった。今まで拠点回収ボックスがわからなかった。
- ⑤利用しなかったというよりは利用できない
- ⑥自宅で消臭袋を使ってオムツを出していますが、消臭袋ごと回収ボックスに捨てても良いかどうか分かりませんでした

※ 3で「2) 利用しなかった」を選択した方はここで設問終了です。

ただし、以降の設問に回答しているものがあり、それは回答数に含んでいます。

4. (利用しなかった人のみ) 利用しなかった理由を
教えてください (複数回答可)

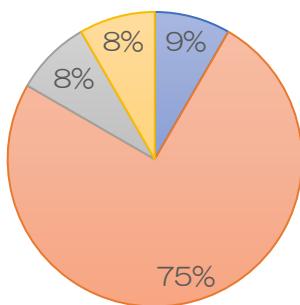


- 週1回の燃やすごみ収集で対応できている
- そもそも不要
- におい・衛生面が心配
- 拠点回収ボックスまで遠い
- その他

5. どのくらいの頻度で拠点回収ボックスを利用しましたか

- | | |
|-----------|----------|
| 1) 週に3回以上 | 1人 (8%) |
| 2) 週に1~2回 | 9人 (75%) |
| 3) 月に数回 | 1人 (8%) |
| 4) 1回のみ | 1人 (9%) |

5. どのくらいの頻度で拠点回収ボックスを利用しま
したか

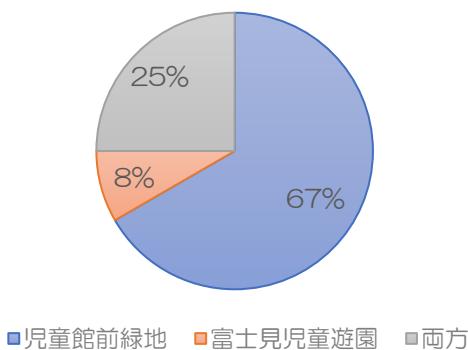


- 週に3回以上
- 週に1~2回
- 月に数回
- 1回のみ

6. どちらの拠点回収ボックスを利用しましたか

- | | |
|------------|----------|
| 1) 児童館前緑地 | 8人 (67%) |
| 2) 富士見児童遊園 | 1人 (8%) |
| 3) 両方 | 3人 (25%) |

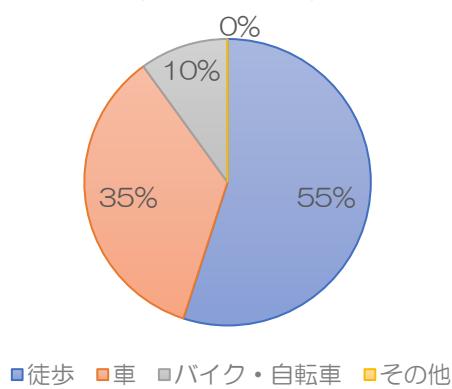
6. どちらの拠点回収ボックスを利用しましたか



7. 拠点回収ボックスまでの移動手段は何ですか（複数回答可）

- | | |
|------------|-----------|
| 1) 徒歩 | 11人 (55%) |
| 2) 車 | 7人 (35%) |
| 3) バイク・自転車 | 2人 (10%) |
| 4) その他 | 0人 (0%) |

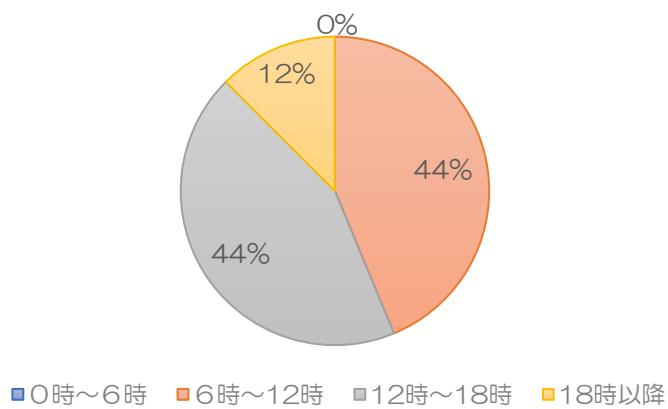
7. 拠点回収ボックスまでの移動手段は何ですか (複数回答可)



8. 利用時間帯はいつが多かったですか（複数回答可）

- | | |
|------------|----------|
| 1) 0時～6時 | 0人 (0%) |
| 2) 6時～12時 | 7人 (44%) |
| 3) 12時～18時 | 7人 (44%) |
| 4) 18時以降 | 2人 (12%) |

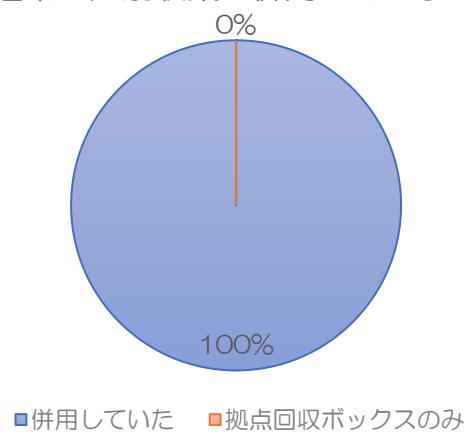
8. 利用時間帯はいつが多かったですか
(複数回答可)



9. 通常の戸別収集と併用していましたか

- | | |
|---------------|------------|
| 1) 併用していた | 12人 (100%) |
| 2) 捕点回収ボックスのみ | 0人 (0%) |

9. 通常の戸別収集と併用していましたか



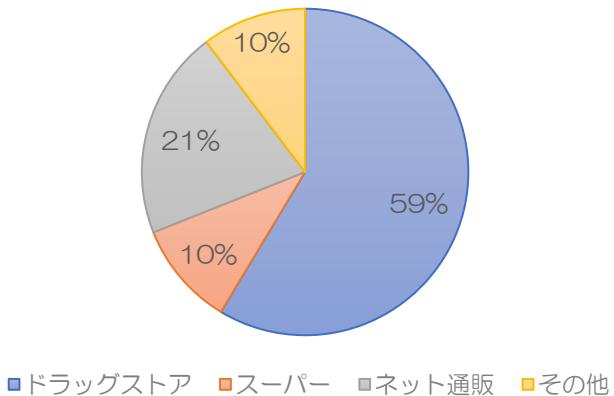
10. 紙おむつはどこで購入していますか (複数回答可)

- | | |
|------------|-----------|
| 1) ドラッグストア | 17人 (59%) |
| 2) スーパー | 3人 (10%) |
| 3) ネット通販 | 6人 (21%) |
| 4) その他 | 3人 (10%) |

【その他回答】

- ①6月1日から役場より支給
- ②自治体から仕給品をもらう
- ③ベビー用品店

10. 紙おむつはどこで購入していますか
(複数回答可)



11. その他（お困りごとや行政への要望等）ご意見などありましたら
ご記入ください

- ①拠点回収ボックスは継続して欲しい。ペットのゴミも回収していただけるのはとてもありがたい。
- ②クリーンセンターまで持つて行くのは負担があるので、ボックスが継続して町内全体になる事を願う。
- ③近い所なら利用してみたい。
- ④場所が限られてる上に小さな子供を連れて重い荷物を持っていくのは大変。
- ⑤高齢になると、家から門まで持つて出るのも重くて大変。週2回位あると少しは軽くなり、楽になる。生ゴミは少ないので、紙パンツと分けて同じ日にすれば燃えるゴミは週1回でいい。
- ⑥週2回の回収に戻して欲しい。
- ⑦週1回の回収はこれから暑くなると心配です。
- ⑧屋外に出すと、隣家にも臭気で迷惑をかける。
- ⑨我が家の愛犬は脊髄の病気のため、歩くことができなく散歩もできません。このため排泄物はマナーシートと紙おむつで対応しています。
- ⑩嘔吐物は回収ボックスを開けるたびにウィルスが出る恐れがあるので、別々のボックスを設置して欲しい。
- ⑪最初は興味本位で利用してみたが、分別回収のメリットは無いと考え3回目からは戸別収集にお願いすることにした。

(4) ヒアリング

- ① 実施世帯 8世帯
- ② ヒアリングの内容は次のとおりです。

ア. 保管方法

- ・週1回になった3月は袋を2重にして保管していた。
- ・袋に入り切らないので、バケツを用意して入れている。
- ・防臭の袋などに入れて家の中（洗面所、トイレ、玄関横など）で保管している。
- ・家の裏側（外）で保管しているが隣家のリビング前になるため臭気が心配。
- ・室内でクリアケースに入れて保管し臭いが気にならなくなったら外の戸別収集用のバケツに入れている。
- ・不衛生、臭いが気になるので外には保管しない。（クレームがあったわけではない）

イ. 排出方法

- ・1袋にまとめなくてはならないので重くて運ぶのが大変。（分ければ対応できる）
- ・今までのバケツで足りている。

ウ. 量

- ・1個のバケツで出しているが2個になることもある。
- ・バケツに入り切る。
- ・45ℓ 袋が2つくらい（おむつは1日4~5枚使用）。
- ・今のところごみ袋1枚で足りている。

エ. におい

- ・消臭スプレーを使っているので臭いは気にならない。
- ・防臭の袋を使っているので臭いは大丈夫。

オ. その他

- ・週1になってから拠点ボックスを利用している。
- ・火曜日だけではしんどいので通勤時などに拠点回収ボックスがあって助かった。

(5) 実験結果からわかったこと

① 捏点回収ボックス

紙おむつ等、ペット関連・その他衛生ごみのいずれも活用されており、アンケート調査でも続けて欲しいというご意見が寄せられていることから、町内全域においても設置の効果は期待できます。

多くは散歩や外出のついでに排出している様子が伺えるので、拠点回収ボックスを設置することは、設置場所を工夫することにより、課題の解決法の1つとして有用と考えます。

② 紙おむつ等の追加戸別収集

追加で収集することは、紙おむつ等を使用されている方にとって課題の解決にはなりますが、臭気についてはほとんどの方が工夫されてお困りの様子ではないことから、収集量を見ると収集の追加が必ずしも必要ではないケースがありました。

8件中1件は量が多く、集合住宅にお住まいのため一戸建て住宅と違い保管の問題が生じていることから、環境要因により追加の収集は必要と考えます。

しかし、その判断を個別に行うには、条件をさらに情報を得て検討する必要があります。

③ 収集体制

葉桜地区は逗子環境クリーンセンターと葉山町クリーンセンターとの経路上にあり、収集も効率よく行えましたが、事業を全町で行う場合には広範囲に広がるため、収集時間内に業務を終了させるための方策が必要となります。

戸別収集と同時に違う種類のごみを収集できれば、直営において対応することが可能と考えますが、件数により実現性が難しい場合は委託も視野に入れる必要があります。

また、土日に投入されることが多いですが、現在は収集を行っていないため、月曜日になると溢れる可能性があり、併せて収集体制を検討する必要があります。

(6) 今後の検討課題

① 捏点回収ボックス

- ・設置場所の数及び場所の決定

- ・回収する品目の決定
- ・収集方法の決定

② 紙おむつ等の追加戸別収集

- ・対象世帯の条件の決定
- ・収集方法の決定

クリーンセンター業務員によるヒアリングについて

1 目的

生ごみ分別収集に伴い、令和7年3月から、燃やすごみの収集が週2回から週1回に変更となり、紙おむつ等の排出の課題解決に向け、紙おむつの排出に対する町民の考え方さらなる排出機会確保のニーズ等を把握し、今後の施策検討の参考とする。

2 対象世帯

町内全域で燃やすごみ収集時にごみ容器が増えている世帯を調査し、ごみ容器が増えている世帯のうち、おむつを排出している世帯を対象とした。

3 実施期間

令和7年7月14日（月）～23日（水）

4 調査方法

(1) 調査世帯の選定

クリーンセンター燃やすごみ収集担当職員が、3月以降、収集中に排出時のごみ箱を増やした世帯、ごみ箱の数は変わらないがごみ箱がパンパンになった等、燃やすごみの排出が多くなった世帯を調査した。

	木古庭	上山口	下山口	一色	堀内	長柄	合計
世帯数	1	4	3	33	12	13	66

(2) ヒアリングの対象の選定

調査結果から66世帯が選定され、その中から紙おむつの排出がある35世帯をヒアリング対象とした。ヒアリングは燃やすごみ収集担当職員が収集時に訪問した。

	木古庭	上山口	下山口	一色	堀内	長柄	合計
対象世帯	1	1	2	16	6	9	35

5 ヒアリング結果

おむつの排出がある 35 世帯にヒアリングのため訪問し、16 世帯の町民の協力が得られた。

(1) 世帯人数

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	7人	無回答
回答数	0	3	6	4	1	1	1

(2) 燃やすごみに占めるごみの割合が多いごみは何ですか。(複数回答あり)

紙おむつ : 16

汚れた紙 : 5

(3) 紙おむつを使っている人数は(1世帯あたり)

① 人数

1人 : 14 世帯

2人 : 2 世帯

② 大人、子ども別

大人 : 11人【うち、介護支援者1人、寝たきり1人】

子ども : 5人【うち、障がい者1人】

(4) 紙おむつの購入は葉山町にあるドラッグストアを利用していますか。(複数回答あり)

している : 13

していない : 0

ネット購入 : 6

無回答 : 1

(5) 紙おむつ専用回収ボックスがあつたら利用しますか。

○利用する : 4

○利用しない : 10

○無回答 : 2

【意見要望等】

自家用車がないので持つていけない

回収ボックスの近くに駐車場があれば利用したい

自宅付近に回収ボックスがあれば利用したい

持っていく時間がないので利用しない

(6) ごみ収集までの間の保管時の匂い対策等の工夫や対策を教えてください。(複数回答あり)

○密封バケツ : 2

○外バケツ : 8

○消臭スプレー : 1

○多重袋 : 0

○消臭置物 : 1

(7) 自家用車の所有(拠点ボックスに持つていけるかを今後判断するため)

○所有している : 12

○所有していない : 3

○無回答 : 1

(8) 週1回の収集体制は町民サービス、環境保全、財政のバランスを図りながら実施を決定したものであり、限りある資源の有効活用、環境負荷低減、そして処理費用の削減について、ご理解、ご協力いただきたい。今後、仮に有料であったとしても追加収集を希望されますか。

○希望する : 2

○希望しない : 13

○無回答 : 1

6 ヒアリング結果のまとめ

燃やすごみの収集が週1回になって多くなったごみの半数以上が紙おむつであり、かつ大人の紙おむつの数量が多くなっている。

紙おむつの購入場所は回答数全体で見るとドラッグストアが約65%、インターネット購入が約30%であった。

地域に紙おむつ専用回収ボックスがあったら利用するとの回答は約25%、利用しないとの回答は約63%、回収ボックスの近くに駐車場があれば持っていきたい、自宅付近に回収ボックスがあれば利用したいなどという意見・要望があった。

保管方法として密封バケツ、消臭スプレーなど工夫している事例が見受けられた。

費用負担を伴う追加収集希望の有無については、希望する人は約13%、希望しない人は約81%であり、希望しない人の回答が多数を占めた。希望する人の意見として金額による、夏・冬に限り追加収集を希望するという要望があった。

燃やすごみ収集回数の変更に伴う 紙おむつ等の対策

令和7年8月
環境課・クリーンセンター

現状の問題点

生ごみ分別収集の導入により、燃やすごみの収集回数が週 2 回から週 1 回に減少した。

これにより、紙おむつの保管や臭気問題が発生している。



550 名の署名とともに要望書「燃やすごみ収集回数の週 2 回維持を求める」が提出された。

議員 6 名より「紙おむつ（大人・乳幼児用）やペットシーツ等収集の早期対応を求める決議の提出について」が提案され、可決された。

これまでの取組み



紙おむつ等の排出の課題解決に向け、葉桜地区で
実証実験を実施

直営における収集体制の検証

燃やすごみ収集時にごみ容器が増えている世帯に
対しヒアリングを実施

取組みによる評価①

拠点回収ボックス

- 葉桜地区の実証実験から、町内全域においても設置の効果は期待できる。
- 設置を継続して欲しいという声があり、ニーズはある。
- 排出の際は、車や徒歩で持ちこまれ、仕事、散歩や買物等、外出のついでに利用されていた。



取組みによる評価②

紙おむつの追加戸別収集

- ヒアリングでは、臭気についてほとんどの方がお困りではなく、工夫次第で解決方法がある。
- 収集量を見ると必ずしも必要ではないケースが多かった。
- 寝たきりの高齢者がいる世帯では、量が多い。
- 集合住宅にお住まいの場合、保管の問題が生じている。

取組みによる評価③

収集体制

- 町内全域で取組みを行う場合には収集場所が広範囲に広がるため、収集体制の工夫が必要。
- 抛点回収ボックスについては、土日に収集業務がないため、設置箇所数と設置方法の工夫が必要。

まとめ

- 取組みから様々な排出方法やご意見を伺った。町民の皆様が排出方法に工夫し、ご協力くださっていることで今の現状があることがわかった。

これからの取組み

今後も調査・研究を続けます。

取組みの振り返りを行い、引き続き問題解決に努めます。

併せて、資源化への取組みを進めます。

生ごみ資源化に次ぐ資源化施策を模索し、ゼロウェイストを目指します。

紙おむつ等専用回収ボックスの設置

きめ細やかな寄り添った対応をします。

紙おむつ等専用回収ボックスの概要

設置場所

役場、 南郷上ノ山公園、 横須賀市資源回収共同組合葉山事業所

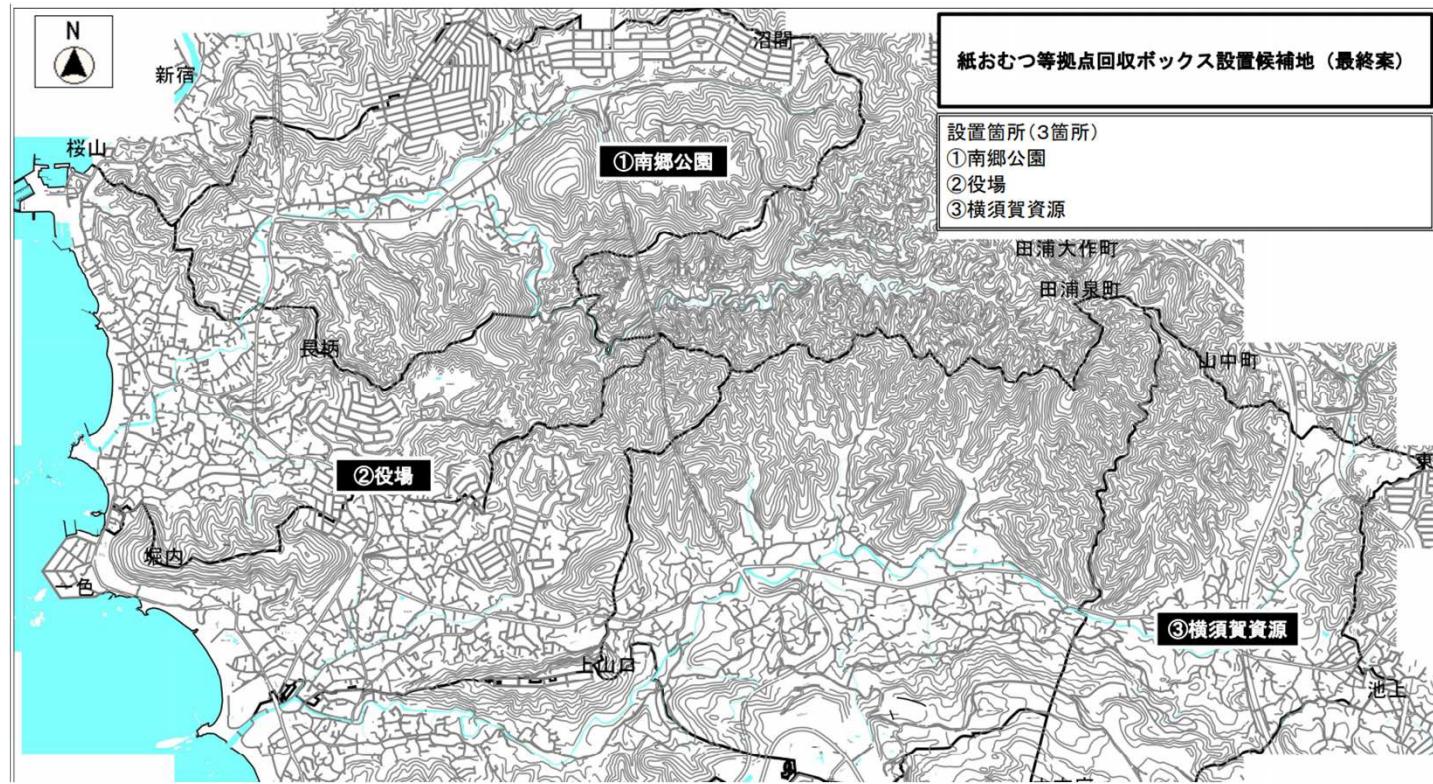
品目

- ・紙おむつ等：紙おむつ、尿漏れパッド、お尻ふきシート
- ・ペット関連：ペットシーツ、ペット用紙おむつ、猫砂、ペットの糞
- ・その他衛生ごみ：生理用品、嘔吐物

排出ルール

- ・透明・半透明の袋を指定。
- ・24時間排出可能を基本としますが、設置場所によっては施設稼働時間となります。

設置場所の位置図



運用方法

管理体制

- 専用回収ボックスの管理は、クリーンセンターが行う。
- 収集は、土・日曜日・年末年始を除き毎日行う。

周知方法

町広報、町ホームページ、LINE、さんあ～る、回覧板等

処理方法

回収した紙おむつは焼却処理を行う。

逗子市との協議経緯（6月13日）以降の経緯

日付	内容
6月16日（月）	<p>逗子市資源循環課長来庁</p> <p><input type="checkbox"/> 6月13日付け逗子市長あて「生ごみの共同資源化処理の開始について（依頼）」の回答文書を持参【別添1】</p>
7月4日（金）	<p>生ごみ事務委託に関する連絡会議課長級会議</p> <p><input type="checkbox"/> 生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する負担割合について</p> <p><input type="checkbox"/> 逗子市からの生ごみの搬入曜日の平準化及び水曜日の搬入等について</p> <p><input type="checkbox"/> 4月17日付け葉山町副町長から逗子市副市長宛て「生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について」の回答【別添2】</p>
7月10日（木）	<p>逗子市議会総務常任委員会【別添3】</p> <p><input type="checkbox"/> クリーンセンター所長、クリーンセンター主査傍聴</p>
7月15日（火）	<p>生ごみ資源化処理施設の視察</p> <p><input type="checkbox"/> 神奈川県、鎌倉市、逗子市</p> <p>生ごみ事務委託に関する連絡会議</p>
8月8日（金）	<p>事務委託連絡会議事前打合せ</p> <p><input type="checkbox"/> 令和6年度決算：燃やすごみ、し尿、容プラ</p> <p><input type="checkbox"/> クリーンセンター再整備工事の報告</p>
8月19日（火）	<p>鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会・事務委託連絡会議</p> <p><input type="checkbox"/> 令和6年度決算及びクリーンセンター再整備工事の報告</p>

7 逗 資 発 第 2 2 号
2025年（令和7年）6月16日

葉山町長 山梨 崇仁 様

逗子市長 桐ヶ谷



生ごみ資源化共同処理の開始について（回答）

令和7年6月13日付け、「生ごみ資源化共同処理の開始について（依頼）」について、回答いたします。

生ごみ資源化共同処理の開始にあたっての本市の考えは、2025年（令和7年）1月28日付け、本市副市長から貴町副町長宛て「生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について（依頼）」にてお伝えしましたとおりです。ご依頼の「必要な予算確保」のためには、資本費と処理費の各負担金について、両市町で協議し、確定したうえで、市議会に予算案を提案し、議決を得る必要があります。

できる限り早期に協議を開始し、生ごみ資源化共同処理が早期に開始できますよう、ご配慮をお願いいたします。

担当：資源循環課 鶩原
電話：046-873-1111 内線470

7 逗資発第 28 号
2025 年（令和 7 年）7 月 4 日

葉山町長 山梨 崇仁 様

逗子市長 桐ヶ谷



生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について（回答）

令和 7 年 4 月 17 日付け、葉セ第 1 号により貴町からご依頼のありました標記の件につきまして、回答いたします。

生ごみ資源化処理施設の工期が延長されたことに起因し、本市において発生した金銭的な損害が見込まれる費用については、現時点において別添のとおりとなります。

担当：資源循環課 鶩原
電話：046-873-1111 内線 470



【支出済額(令和7年6月末現在)】

No.	項目	内訳	金額	年度
1	全戸配布チラシカラー用紙購入代	全戸配布チラシ用 カラー用紙 A3 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期について速やかに周知するため、チラシを全戸配布したもの。広報ずし1月号と同時配布(別紙②-5)。	1,270円×30包(500枚入)×1.10=41,910円	41,910 R6 別紙①
2	全戸配布チラシ配布業務委託料	広報ずし1月号と同時配布 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期について速やかに周知するため、チラシを全戸配布したもの(別紙②-5)。	5.5円×26,439部×1.10=159,956円	159,956 R6 別紙②
3	庁内カラー印刷費	12月市民説明会中止に係るチラシ印刷費	自治会掲示板用370枚、市広報板用69枚 A4 1枚 約1.82円 ※過去の使用量とインク代をもとに計算した概算単価 1.82円×439枚=798円	798 R6 別紙③
4	庁内モノクロ印刷費	全戸配布チラシ印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に係るチラシ。広報ずし1月号と同時配布(別紙②-5)。	27,000枚(A3印刷13,500枚→A4印刷27,000枚に分割) 27,000枚÷2×0.78円×1.10=11,583円	R6
		全戸配布チラシ印刷費(転入者等配付用) ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に係るチラシ。「ごみと資源物の収集カレンダー」に挟み込み窓口にて配付(別紙②-5)	200枚(A3印刷100枚→A4印刷200枚に分割) 200枚÷2×0.78円×1.10=85円	11,796 R6 別紙④
			300枚(A3印刷150枚→A4印刷300枚に分割) 300枚÷2×0.78円×1.10=128円 ※不足のため追加印刷	R7
5	通知等郵送料	12月市民説明会中止に係る通知及びチラシ郵送料 ※自治会・町内会代表者宛て通知及び自治会・町内会掲示板用チラシを郵送し、周知の協力を依頼したもの。	11月29日*83通 12,550円	R6 別紙⑤
		生ごみ分別収集・資源化の開始時期の延期について 廃棄物減量等推進員への通知 郵送料	12月4日*61通 5,856円	R6 别紙⑥
		減免対象者への通知 郵送料 ※生ごみ用指定収集袋の交付について案内済であった減免対象者に対し、生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に伴い交付時期が延期となることを案内する必要が生じたため送付したもの。	12月25日*126通 12,110円 ・身体障害者手帳(1級・2級)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 ・精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 ・療育手帳(A1・A2)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 1月22日*531通 50,976円 ・生活保護受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯 ・特別児童扶養手当受給世帯	81,492 R6 别紙⑦ 別紙⑧

No.	項目	内訳	金額	年度
6	その他消耗品代	生ごみの分別収集・資源化についての冊子貼付用 開始時期の延期についての説明書きラベル	639円×1.10=702円 639円×1.10=702円 ※不足のため追加作成	R6 1,404 R7
7	生ごみ用指定収集袋倉庫保管料	生ごみの分別収集・資源化を少しでも早く開始できるよう、生ごみ用指定収集袋は、令和6年度予算で分別収集開始時に必要な量として想定した全量を令和6年度中に製造を完了し、倉庫会社の倉庫で分別収集開始まで保管することとしているもの。	保管料:7円／箱 10日1期制(月3期) ・生ごみ用指定収集袋3リットル袋作製数量 2,520,000枚(4,200箱) ・生ごみ用指定収集袋10リットル袋作製数量 1,800,000枚(3,000箱) 7,200箱×7円×3期×1.10=166,320円 ※1か月当たりの倉庫保管料 166,320円/月×3か月=498,960円(令和7年4～6月分)	498,960 R7.4 ～6
小計				796,316

【支出見込額(令和7年7月以降)】

No.	項目	内訳	金額	年度
8	全戸配布チラシカラー用紙購入代	全戸配布チラシ用(広報ずしと同時配布) カラー用紙A3 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期決定後に速やかに実施するために、開始時期に係るチラシを全戸配布するもの。	1,270円×30包(500枚入)×1.10=41,910円 ※令和6年度購入費と同額で試算	41,910 見込
9	全戸配布チラシ配布業務委託料	広報ずしと同時配布 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期決定後に速やかに実施するために、開始時期に係るチラシを全戸配布するもの。	5.5円×26,439部×1.10=159,956円 ※令和6年度委託料と同額で試算	159,956 見込
10	庁内カラー印刷費	市民説明会周知用チラシ印刷	自治会掲示板用370枚、市広報板用69枚 A4 1枚 約1.82円 ※過去の使用量とインク代をもとに計算した概算単価 1.82円×439枚×4か月分=3,195円 ※令和6年度と同送付数で試算	3,195 見込
11	庁内モノクロ印刷費	全戸配布チラシ印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期に係るチラシ	27,000枚(A3印刷13,500枚→A4印刷27,000枚に分割) 27,000枚÷2×0.78円×1.10=11,583円 ※令和6年度と同単価で試算	見込
		全戸配布チラシ印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期に係るチラシ (転入者等配付用)	300枚(A3印刷150枚→A4印刷300枚に分割) 300枚÷2×0.78円×1.10=128円 ※令和6年度と同単価で試算	11,992 見込
		減免対象者への通知印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始に伴い、生ごみ用指定収集袋の交付時期について案内するもの。	657枚÷2×0.78円×1.10=281円 ※令和6年度と同単価で試算	見込

No.	項目	内訳		金額	年度
12	通知等郵送料	生ごみの分別収集・資源化についての市民説明会に係る通知及びチラシ郵送料 ※生ごみの分別収集・資源化の開始に伴い、自治会・町内会代表者宛て通知及び自治会・町内会掲示板用チラシを郵送し、周知の協力を依頼するもの。	12,550円(83通)×4か月分=50,200円 ※令和6年度郵送料と同額で試算	119,142	見込
		生ごみ分別収集・資源化の開始時期について 廃棄物減量等推進員への通知 郵送料	5,856円(61通) ※令和6年度郵送料と同額で試算		見込
		減免対象者への通知 郵送料 ※生ごみの分別収集・資源化の開始に伴い、生ごみ用指定収集袋の交付時期について案内するもの。	63,086円(657通) ※令和6年度郵送料と同額で試算		見込
13	「逗子市のごみと資源物の出し方 C UZ」印刷製本費 日本語版(契約分割による差額)	生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期により、すでに印刷製本(データ作成及び印刷製本)の契約を締結していた受注者とは、データの作成までの契約に変更することで協議し合意した。開始時期決定後には別途冊子を印刷するための契約を締結する必要がある。データ作成と印刷製本とを別契約とすることにより、一つの契約としていたときと比較し、契約金額の増額が見込まれるもの。	①契約変更前(データ作成及び印刷製本) 1,887,600円 ②契約変更後(データ作成まで) 335,500円 ③新規契約(印刷製本) ※見積り金額 1,822,260円 (②+③)-①=270,160円	270,160	見込
14	「逗子市のごみと資源物の出し方 C UZ」印刷製本費 英語版(契約分割による差額)	生ごみの分別収集・資源化を少しでも早く開始できるよう、生ごみ用指定収集袋は、令和6年度予算で分別収集開始時に必要な量として想定した全量を令和6年度中に製造を完了し、倉庫会社の倉庫で分別収集開始まで保管することとしているもの。	①契約変更前(データ作成及び印刷製本) 1,135,200円 ②契約変更後(データ作成(翻訳)まで) 858,000円 ③新規契約(印刷製本) ※見積り金額 356,400円 (②+③)-①=79,200円	79,200	見込
15	市民説明会会場使用料	自治会館等会場使用料	※令和6年度予算計上額と同額で試算	52,600	見込

小計 738,155

※2025年(令和7年)7月4日時点の生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に関する対応にかかる経費として記載するもの。

生ごみの分別収集・資源化の開始に当たって見込まれる経費については、現時点で想定される経費を計上しており、今後追加で発生する可能性がある。

No.	項目	内訳	金額	年度
16	生ごみ用指定収集袋倉庫保管料	生ごみの分別収集・資源化を少しでも早く開始できるよう、生ごみ用指定収集袋は、令和6年度予算で分別収集開始時に必要な量として想定した全量を令和6年度中に製造を完了し、倉庫会社の倉庫で分別収集開始まで保管することとしているもの。	保管料:7円／箱 10日1期制(月3期) ・生ごみ用指定収集袋3リットル袋作製数量 2,520,000枚(4,200箱) ・生ごみ用指定収集袋10リットル袋作製数量 1,800,000枚(3,000箱) $7,200\text{箱} \times 7\text{円} \times 3\text{期} \times 1.10 = 166,320\text{円}$ ※1か月当たりの倉庫保管料 <令和7年7月以降 支出見込額> 166,320円(倉庫保管料) × 月数	166,320円／月 R7.7 ～ 別紙⑩

(参考)年額 166,320円×12か月=1,995,840円

資料一覧

総務常任委員会 所管事務調査【鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化について】

日時：2025年（令和7年）7月10日(木) 午前10時～ 場所：全員協議会室

*(1)～(3)は2024年（令和6年）の日付、(4)～(13)は2025年（令和7年）の日付

- (1) 5月28日：第1回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会（概要）
- (2) 8月28日：逗子市・葉山町事務の委託に関する連絡会議（概要）
- (3) 11月27日：第2回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会（概要）
- (4) 1月28日：第4回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会（概要）
- (5) 1月15日：生ごみ資源化処理施設の工事進捗状況等に関する、逗子市副市長と葉山町副町長との会議【概要】
- (6) 1月28日：生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について
- (7) 2月17日：生ごみ資源化処理施設の工事進捗状況等に関する、逗子市副市長と葉山町副町長との会議【概要】
- (8) 4月4日：生ごみ資源化処理施設の工事進捗状況等に関する、逗子市副市長と葉山町副町長との会議【概要】
- (9) 4月17日：生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について
- (10) 6月13日：生ごみ資源化共同処理の開始について（依頼）
- (11) 6月16日：生ごみ資源化共同処理の開始について（回答）
- (12) 6月17日：葉山町クリーンセンター再整備に関する特別委員会資料一式
- (13) 7月4日：4月17日付、「生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について」に対する回答

令和6年度（2024年度）第1回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会（概要）

1 日時

令和6年（2024年）5月28日（火）16時00分から17時00分まで

2 場所

逗子市役所 第2会議室

3 出席者

（1）鎌倉市

加藤環境部長、和田環境部次長兼環境センター担当課長（名越）、不破環境部次長兼環境施設課長、中澤ごみ減量対策課担当課長、月花環境センター担当課長（今泉）兼環境施設課長、鬼頭環境施設課環境施設担当担当係長、田中環境施設課環境施設担当担当係長、池田ごみ減量対策課課長補佐兼ごみ減量対策担当担当係長、高橋ごみ減量対策課ごみ減量対策担当担当係長、渡辺環境センター担当係長（今泉）

（2）逗子市

石井環境都市部長、青柳環境都市部次長、鷺原資源循環課長、森下資源循環課資源循環係長、鈴木資源循環課資源循環係専任主査、今村資源循環課資源循環係主事、小川環境クリーンセンター所長、岩崎環境クリーンセンター副主幹（処理係長事務取扱）

（3）葉山町

新倉環境部長、齊木環境課長、臼井環境課課長補佐兼クリーンセンター所長補佐、櫻井環境課主査、角田クリーンセンター所長、大渡クリーンセンター所長補佐、藤井クリーンセンター主査兼環境課主査

（4）神奈川県 資源循環推進課

齊藤資源循環推進課グループリーダー、川村資源循環推進課主任主事

4 議事事項

（1）確認事項

令和5年度第2回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会議事概要について

（2）議題

ア 各市町のごみ処理施策の進捗状況について

イ 2市1町ごみ処理広域化実施計画に基づくごみの減量・資源化施策の推進について

・ 事業系ごみ手数料の見直しについて

・ 処理の一元化について

ウ 2市1町ごみ処理広域化実施計画の中間評価について

エ 神奈川県 鎌倉・逗子・葉山地域循環型社会形成推進地域計画について

5 配付資料

- (1) 次第
- (2) 令和5年度第2回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会議事概要
- (3) 【資料1】ごみ処理施策の進捗状況（逗子市）
- (4) 【資料2】ごみ処理施策の進捗状況（鎌倉市）
- (5) 【資料3】ごみ処理施策の進捗状況（葉山町）
- (6) 【資料4】事業系ごみ手数料の見直しについて
- (7) 【資料5】処理の一元化について
- (8) 【資料6-1】鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画 概要版
- (9) 【資料6-2】鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画 抜粋版
- (10) 【参考資料1】令和6（2024）年度 鎌倉市・逗子市・葉山町廃棄物処理担当者名簿
- (11) 【参考資料2】鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域検討協議会規約

6 議事概要

- (1) 令和5年度第2回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会議事概要について
事務局から「令和5年度第2回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会議事概要」について、説明があり確認された。

（2）議題

ア 各市町のごみ処理施策の進捗状況について

（ア）逗子市

逗子市から資料1に基づき、次の3件について報告を行った。

a 生ごみの分別収集・資源化

広報3月号と併せて全戸配布した生ごみの分別収集・資源化の冊子に基づき、市民説明会を実施している。市主催の説明会は月2回程度開催しており、3月23日から5月28日まで6回実施し、計183名の参加があった。

b 事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定

処理手数料について、審議会より3月27日付けで答申を受け、5月14日から6月14日までパブリックコメントを実施している。9月の逗子市議会第3回定例会にて条例改正の議案提案し、令和7年4月から改定を予定している。

c 鎌倉市可燃ごみの受け入れについて

試行受け入れは、7月に10日間、9月、10月は各5日間の実施を予定している。今後、試行受け入れに向け契約書等の締結手続きを進めるとともに、6月8日及び15日の生ごみ分別収集・資源化の説明会において、鎌倉市の可燃ごみ試行受け入れについて説明を予定している。

逗子市議会第4回定例会において事務委託の議案提案し、令和7年4月より事務委託を開始する予定である。

- d 令和6年度逗子市環境クリーンセンター焼却施設の工事内容等について
焼却処理施設維持管理事業工事請負費の予算は4億4,345万4,000円となっている。工事内容としては、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ広域化実施計画の策定、検討の際に資料作成したごみ焼却施設大型機器整備計画を基本として、工事内容をプラントメーカーと現場や状況確認により、必要箇所について優先事項を再検討し予算措置した。

[質疑応答]

(葉山町) 生ごみ分別収集・資源化の市民説明会について、開催時間にばらつきがあるが違いは何か。
(逗子市) 市主催のものは1時間30分程度で詳細を説明している。各小学校区住民自治協議会や民生委員児童委員協議会では、市民説明会の事前周知や概要のみ説明した。

(イ) 鎌倉市

鎌倉市から資料2に基づき、次の4件について報告を行った。

a 名越中継施設整備

施設の稼働開始時期は、当初、令和9年度中を予定していたが、社会情勢等の変化により整備スケジュールを見直し、令和5年8月に策定した名越中継施設整備基本計画において、令和10年度中の稼働を目指すこととした。

名越クリーンセンターは令和7年1月中に焼却を停止し、その後、廃炉手続を進め、令和7年3月までに稼働を停止する予定である。

名越中継施設整備に係る事業者選定は、性能発注方式を採用し、公募型プロポーザル方式にて実施する予定である。プレゼンテーションの結果を踏まえ、令和6年市議会12月定例会において、議案提案し、令和7年1月中に契約を締結する予定である。

住民合意については、周辺住民を対象とした説明会を開催し、名越クリーンセンター地域コミュニティ推進協議会において、施設整備について了承を得ている。今泉クリーンセンターの中継機能延長については、引き続き周辺住民への説明を行うとともに住民合意に向けて今泉クリーンセンター連絡協議会において協議していく。

b 生ごみ・紙おむつ資源化方策

生ごみ資源化方策については、今泉クリーンセンターの跡地を候補地としており、堆肥化を含めた資源化手法について今泉クリーンセンター連絡協議会と協議を継続していく。

紙おむつ資源化方策については、実証実験の結果を基に資源化手法について検討していく。

c 広域処理

逗子市との燃やすごみの広域処理については、令和6年度の夏期（7～10月の4週）と春期（3月）にそれぞれ試行を行う予定である。事務委託については12月の議案提案に向け、引き続き協議していく。また、処理体制の見直しについても条例改正も含め協議を進めている。

広報かまくら6月号で広域処理への移行に伴う分別変更等について周知する予定である。

d その他

事業系燃やすごみの全量資源化は、令和4年6月から令和9年5月までオリックス資源循環株式会社と長期継続契約を締結し実施している。また、事業系ごみ処理手数料の見直しにつ

いては、現行の 25 円/kg から 40 円/kg に条例改正し、令和 6 年 10 月から施行する予定である。

戸別収集については、令和 6 年 2 月 22 日から同年 3 月 22 日までの期間でパブリックコメントを実施し、実施方針について審議会からの答申を受け、6 月議会で実施に向けた補正予算案を提出する予定である。早ければ令和 7 年 4 月から一部エリアの実施を予定している。

（ウ）葉山町

葉山町から資料 3 に基づき、次の 5 件について報告を行った。

a 葉山町クリーンセンター再整備工事

工事の進捗は次のとおり。

B 工区…サテライトセンター、プラスチックストックヤード等の建設工事を進めている。

C 工区…ごみ焼却施設のごみピット及び事務所棟の解体はほぼ終了し、7 月から生ごみ資源化処理施設の建設工事予定。

D 工区…管理棟は基礎コンクリートの打設が終了している。

b 生ごみ分別収集実証実験

令和 3 年度は上山口地区、令和 4 年度は真名瀬地区及び三ヶ浦地区で実証実験を実施した。

収集回数については、議会からの修正も踏まえ再度検討しており、令和 6 年 4 月 22 日から 5 月 24 日にかけて行った一色台地区で実証実験の内容を踏まえ、補正予算案を提出する予定である。

また、紙おむつの資源化に向けて、令和 6 年 4 月から 5 月にかけて紙おむつの保管容器や消臭剤の支給を行った。

c 生ごみ堆肥利用実験

令和 2 年度から農家を対象に堆肥を配布していたが、令和 5 年度から一般町民も対象に配布している。

d ごみ収集業務の DX 化

令和 5 年度に日野自動車と協定を結び、収集車に専用の機器を取り付け位置情報を取得することで収集業務の効率化を図る取り組みを開始している。

e 生ごみ分別収集に係る住民周知説明会等スケジュール(案)

6 月にパブリックコメントを実施。11 月に生ごみ分別冊子配布に併せ住民説明会を実施。12 月の生ごみ資源化処理施設の完成後、2か月かけて試運転し令和 7 年 3 月から稼働する予定である。

イ 2 市 1 町ごみ処理広域化実施計画に基づくごみの減量・資源化施策の推進について

(ア) 事業系ごみ処理手数料について

事務局から資料 4 に基づき説明を行った。

鎌倉市及び葉山町については、令和 5 年度第 2 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会から変更ないことを確認した。

逗子市は、生ごみの分別収集・資源化と同時期に、25 円/kg から 35 円/kg に改定し、段階的に処理原価相当額まで見直すことについて、審議会の答申を受け令和 6 年 5 月 14 日から 6 月 14 日

かけてパブリックコメントを実施している。

進捗状況については、引き続き協議会において情報共有していくことを確認した。

(イ) 処理の一元化について

事務局から資料5に基づき説明を行った。

プラスチック使用製品廃棄物については、引き続き、広域処理の可能性について協議をしていくことを確認した。

ウ 2市1町ごみ処理広域化実施計画の中間評価について

事務局から資料6に基づき、説明を行った。

令和2年8月に策定した鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画について、今年度が第1期の最終年度となることから、計画に掲げた各市町の取り組みについて作業部会で見直しを行うことを確認した。

エ 神奈川県 鎌倉・逗子・葉山地域循環型社会形成推進地域計画について

神奈川県 鎌倉・逗子・葉山地域循環型社会形成推進地域計画が今年度最終年度となることから、次期計画策定に向け、鎌倉市から近況を確認した。

(鎌倉市)

次期計画には、名越中継施設の整備、生ごみ資源化施設の整備に加え、新たに笛田リサイクルセンターの大規模改修工事も反映する必要があるかと思われる。紙おむつの資源化施設については未定である。

新たな施設整備を計画に加える場合、当該施設に係る循環型社会形成推進交付金の交付要件として、計画の末日から1年後までに2市1町がプラスチック廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置をしなければならないことを踏まえ、計画策定においては2市1町で継続して行うこととし、進捗管理等は会長市である逗子市が行うことについて確認した。

オ その他

神奈川県資源循環推進課より、災害廃棄物の処理について神奈川県産業資源循環協会が災害廃棄物委員会を設置しており、地域ごとに、災害時の具体的な連携方法等について意見交換を行いたい旨の意向を示しているとの情報提供があった。災害時における市町村と産業資源循環協会との具体的な連携方法等について、まずは年度内に意見交換の場を設けていただくよう依頼があった。

以上

逗子市・葉山町事務の委託に関する連絡会議 概要

日 時	令和6年8月28日（水）14時30分～16時30分
場 所	逗子市役所5階 第3会議室
出席者	<p>逗子市： 【環境都市部】 石井部長、青柳次長 【資源循環課】 鷺原課長、森下係長、鈴木専任主査、今村主事 【環境クリーンセンター】 小川所長、上野副主幹、岩崎副主幹</p> <p>葉山町： 【環境部】 新倉部長 【環境課】 齊木課長、臼井環境課課長補佐兼クリーンセンター所長補佐、 櫻井主査、藤井クリーンセンター主査兼環境課主査 【クリーンセンター】 角田所長、逸見副主幹</p> <p>鎌倉市： 【環境施設課】 鬼頭担当係長、大島主事 【ごみ減量対策課】 中澤担当課長、池田課長補佐、高橋担当係長 【環境センター（今泉）】 渡辺担当係長、野村事務職員 ※オブザーバーとして、可燃ごみ及び生ごみの連絡会議のみ参加</p>
	<p>【概要】</p> <p>1 逗子市と葉山町との可燃ごみの焼却処理の事務委託に関する規約第7条連絡会議</p> <p>逗子市から、次のとおり報告があった。</p> <p><現状報告></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度7月末までの焼却処理量として、逗子市約3,695トン、葉山町約1,781トンの処理を行った。 6月から開始した上期分の工事は、本日8月28日をもって終了する。 鎌倉市の可燃ごみの試行処理を7月の第1週、第2週に行い、搬入経路、受け入れ態勢の確認を行った。 鎌倉市容器包装プラスチック由来の可燃性残渣は、調査の結果当市での焼却処理は行わないこととなった。 二号炉バグフィルターパルス用空気圧縮機のドライヤーの不具合は、下期の工期内に交換工事を計画し、対応することとなった。 <p><清算単価試算></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の単価としては、予算単価算出時41.06円/kgに対し、決算見込は45.14円/kgとなり、差額として21,840,364円が不足見込である。 単価の増額の要因としては、焼却量が予算単価算出時の16,023tから実績が15,263tに減少したことと、煙突の点検調査業務による焼却処理施設維持管理費の増額が考えられる。

2 葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託に関する規約 第7条連絡会議

葉山町から、次のとおり報告があった。

<現状報告>

- ・令和6年8月23日付で共和化工株式会社より約240日（令和7年10月31日まで）の工期延長申請書が提出された。詳細について共和化工株式会社より説明がないため、葉山町としては令和7年2月末の竣工に向け、引き続き共和化工株式会社と協議する予定。
- ・令和6年9月20日頃を目途に共和化工株式会社と協議し、令和6年9月30日に「クリーンセンター再整備に関する特別委員会」で葉山町議会に報告予定である。進捗があり次第、都度情報共有をさせていただくが、葉山町が葉山町議会に報告する前に口外しないでいただきたい。

<質疑応答>

(逗子市)

9月20日頃の共和化工株式会社との協議前に、各市町で議会が始まる。その際に各市町で答弁が異ならないようにする必要はあるため、調整していただきたい。

(葉山町)

承知した。

(逗子市)

一方的に理由もなく工期延長の申請が出された状況で、葉山町と共和化工株式会社との関係性に問題はないのか。

(葉山町)

全く問題ないとは言えないが、契約を結んでいる以上、葉山町としても共和化工株式会社へ工期を間に合わせるよう要求するつもりでいる。

明日、共和化工株式会社定例会も予定している。その内容は共有させていただく。

(逗子市)

収集カレンダーは、生ごみ分別が開始する前提で既に全戸配布している。

また、ごみ分別冊子の全戸配布の準備や指定ごみ袋の作製も進めており、作業を止めることができない。今後工期の延長が決定した際は、それらの損害が発生することになる。

(葉山町)

葉山町も来年3月実施に向けて全戸配布用の冊子の校了作業を進めている。今まで工事が危うい時は場内での運用を変更しながら工事を行うことで対応してきた。次回の協議でも運用の変更が必要になった際は、逗子市にも相談させていただくこともあるかと思う。

(逗子市)

仮に工期延長となり損害が発生した場合、住民監査請求等も考慮すると逗子市としては損害賠償請求をしない訳にはいかない。

(葉山町)

共和化工株式会社との協議の中ではその観点でも話し合いたいと思う。

<意見>

(鎌倉市)

- ・各市町の議会対応として、葉山町の生ごみ資源化施設に関する答弁については、答弁内容に相違が無いよう、密に連携を取らせていただきたい。
- ・工期延長した場合は、想定していた鎌倉市の可燃ごみを逗子市へ搬入できなくなる可能性があるため、新たな受け入れ先を探すとともに予算の増額措置が必要になる。工期延長の判断は早めにいただきたい。
- ・延期となる場合は首長間での情報交換の場を設けてもらいたい。

<今後の検討内容>

- ・生ごみ資源化処理施設の進捗について、各市町で議会答弁が異ならないよう情報共有は密に行う。
- ・分別協力率確認のための組成分析については各自治体が実施することとし、詳細は近日中に個別に協議する。
- ・逗子市からの搬入体制について近日中に個別に協議する。
- ・堆肥の搬出方法や配布場所等について近日中に個別に協議する。

3 葉山町と逗子市とのし尿及び浄化槽汚泥の処理の事務委託に関する規約第7条連絡会議

葉山町から、次のとおり報告があった。

<現状報告>

- ・し尿の投入量実績は、葉山町で前年度比129m³程度増えている。逗子市は0.96m³程度減っている。
- ・現状で、令和6年度中に修繕等の予定はない。

<精算単価試算>

- ・9月の精算時に用いる負担率は、葉山町96.99%、逗子市3.01%となる。
- ・維持管理に係る経費のうち、維持管理委託料の令和5年8月以降分については下水道事業の包括契約に移行した関係で、し尿分の委託料は721,301円となる。
- ・逗子市の決算見込額は44,412円の返還となる予定である。

4 逗子市と葉山町との容器包装プラスチック処理施設の整備運営に関する事務委託に関する規約第8条連絡会議

逗子市から、次のとおり報告があった。

<現状報告>

- ・令和6年度7月までの間処理量として、逗子市約304トン、葉山町約186トンの処理を行った。
- ・風力選別用ダクトホースの破れから、軽量系への選別能力が落ち、重量系選別コンベヤへの作業比重が増えたが、処理係監督員のダクトホース交換作業で、従来の能力に回復している。
- ・ストックヤードの飛散防止ネット柱の傾きについては、市議会第三回定例会に補正予算を計上している。

<精算単価試算>

- ・9月の精算時に用いる負担率は、葉山町39.29%、逗子市60.71%となる。
- ・令和5年度の共同処理kg単価としては、予算積算時35.89円/kgに対し、決算見込は39.08円/kgとなり、差額として1,775,695円が不足見込である。
- ・容器包装プラスチック処理経費の決算見込額は55,182,893円、予算単価算出時は55,261,681円で、合計額としてはほぼ予算どおりだった。単価の増額の要因としては、搬入量が予算単価算出時の1,540tから、実績が1,412tに減少したことがある。

以上

令和6年度（2024年度）第2回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会（概要）

1 日時

令和6年（2024年）11月27日（水）9時00分から10時00分まで

2 場所

逗子市役所 第3会議室

3 出席者

(1) 鎌倉市

加藤環境部長、不破環境部次長兼環境施設課長、中澤ごみ減量対策課担当課長、月花環境センター担当課長（今泉）兼環境施設課長

(2) 逗子市

石井環境都市部長、鷺原資源循環課長、森下資源循環課資源循環係長、小川環境クリーンセンター所長

(3) 葉山町

齊木環境課長、臼井環境課課長補佐兼クリーンセンター所長補佐、櫻井環境課主査、角田クリーンセンター所長、藤井クリーンセンター主査兼環境課主査

4 議事事項

(1) 議題

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づく連携の進め方について

5 配付資料

(1) 次第

(2) 葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託について県への届出資料一式（理由書、協議書、規約、協定書、告示書、議決書（写し））

6 議事概要

(1) 議題

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づく連携の進め方について

【逗子市の生ごみの分別収集の開始時期延期について】

（逗子市）

11月25日に、葉山町長と逗子市長が生ごみの分別収集の延期に係る首長協議を開催し、逗子市は来年3月からの生ごみの分別収集を延期することとなった。葉山町長から要望や意見があったが、最終的に首長協議でそのような結果になったということである。それを受け、明日、市議会の場において正式に市長から、生ごみの分別収集の開始を延期するという報告を行う。

(葉山町)

葉山町長からは、生ごみ資源化処理施設の工事が遅れることについての謝罪と今後2市1町で広域でのごみ処理を進めるうえで、葉山町の方針としては、令和7年3月から生ごみ分別を始め、なるべく鎌倉市のごみ処理計画に影響がないようにしようという協議を逗子市長に持ち掛けたところ、逗子市としては、延期する方針が決まっているから協議はできないという話だったとかがっている。我々としてはそういう理解をしている。

(逗子市)

協議をする姿勢はずっと示してきた。葉山町からそういう提案が最初にあった時から規約上は協議事項であるため、協議しないとできないということは、再三話をしてきたが、協議に入る状況にはなかったと我々は考えている。そのリミットが来てしまっただけであるという理解なので、そこは誤解しないでもらいたい。これから協議をしたのでは来年度の当初予算に間に合う訳がない。

我々は再三、協議が必要だということは投げかけてきたが、協議に必要などこに、どのような処理方法で、いつまで外部委託するのか、費用負担をどうするのか、処理方法も燃やすかもしれないと言っていたが、それは事務委託の趣旨と大きく外れるのでそれこそ協議が必要である。

なおかつ金額も、仮に本市の当初予算の焼却処理単価よりも高い金額で外部委託することになり、燃やすということになると、我々が議会に説明ができる訳がないので、そういったところをしっかり協議しないといけないということである。

(葉山町)

葉山町としては、以前から生ごみの民間処理について令和7年3月から収集を始めて、逗子市、鎌倉市に迷惑をかけないように対応していきたい意向は申し上げてきた。それについて11月5日にも工期の延長と併せてはっきりと申し上げており、そこからどのように協議をしていくかという話は具体的に逗子市からも全く持ち掛けられていない状態だった。そのような状態から逗子市が突然葉山町へ訪問し、逗子市から生ごみの分別収集の開始について延期する旨の話をされた認識である。また協議については、この内容だけでなく、以前から逗子市が葉山町に生ごみをどのように持ってくるのかといった課題等があり、こういった課題を含めた協議も必要としていたところである。今回の逗子市の生ごみの分別収集の延期の話については、もう少し段階的に話をしていただきたいところであった。協議を互いにしなければいけないと考えていた中で、11月18日に逗子市が葉山町に来られてやらないという流れから鎌倉市にも話に行っていると聞いた。その中で、首長で話をしようとのことだが、そこでは協議の余地はなく、11月28日に議会で発表するということもそこで初めて逗子市から聞いた。葉山町としては協議をしながら決めていく事項であると考えていたところであり、本来は首長協議の前に2市1町協議会といった場を設けなければいけないのではないかとしていたところ、逗子市としてはやらないといった意向だった。首長協議後も議会前にもかかわらず、逗子市の結論にいたった経緯や報告は電話のみの対応で、協議会すら持たないとのことだったので、今回このような場を設けていただいた。葉山町としては何らかの形でも協議をし、今後も2市1町の枠組みは崩さずに行いたいと思っている。

(逗子市)

それは分かるので、協議会ということで、最終的にこの場で確認をしたという形になる。

11月5日にそのように聞いていたが、どういう形で葉山町としての公式な発表が11月15日の特

別委員会でなされるか、そこでどういう形で公表されるのかというのは、前日に資料をもらうまでは全く分からなかった訳である。結局、どこに、いくらで、どのような処理方法で外部委託するのか、工期はいつまでなのかというところも決まっていない。11月25日の葉山町長の話でもやはり決まっていないということなので、これから協議してももう間に合わない。

予算もそうだが、分別収集を始めてしまうと後戻りができないため、何も決まっていない中で、分別収集を見切り発車で始める訳にはいかないというのが逗子市としての判断であり、それは8月に遅れるかもしれないと聞いた時から、遅れればそうなるというのは当然の帰結であると思っている。

途中で、葉山町から外部委託との提案があったが、果たして外部委託が適切なのかというところの協議が全くされていないので、協議をするための材料も全く整っていないということが14日にももらった資料、15日の特別委員会での話、11月25日の首長協議の中でも明らかになった。

協議をするための資料が何も整わない中では、やはりこういう判断だというところは動きようがないという考え方だ。

逗子市と鎌倉市に迷惑をかけないということなのだが、工期が遅れた時点で我々は非常に迷惑を被っているので、その辺のところは誤解のないようにお願いする。

(鎌倉市)

逗子市の生ごみの分別収集延期については、逗子市と葉山町で合意の上なのか。

(逗子市)

首長同士の協議の中で、逗子市の方針を伝え協議を終えているため合意の上である。

(鎌倉市)

鎌倉市としては、事務委託の規約について、逗子市・葉山町それぞれの見解が異なるように見えるがいかがか。

(葉山町)

葉山町としては、神奈川県の市町村課に確認をしており、規約の中では処理方法を葉山町の処理施設と限定しているものではないため、仮に逗子市と葉山町の生ごみを葉山町以外の民間施設で処理をしても事務委託上問題無いと見解を伺っており、今までの会議の中でも逗子市には伝えてきたところである。そのため逗子市の葉山町の施設が出来上がってからでないとという部分については県の見解と異なるところがある。

(逗子市)

本日配付した、県に届け出た自治法上の資料の裏面、理由書の下から2段落目において明確に書いてある。規約の解釈はこのようにするというはずなので、普通に考えて、葉山町が整備する生ごみ資源化処理施設の運営によって生ごみを堆肥化処理するということについて事務委託をするということを合意したということは異論を挟む余地のことだと思う。それが、まさにこの理由書に書かれている訳である。だとするとそれと異なる処理をするならば、ましてや堆肥化ではなく燃やす可能性もあるという話だと、明らかに協議事項である。

規約の第9条に「規約に定めるもののほかについては両首長が協議して定める」とされており、あくまでも協議事項である。だから県もどういうつもりで答えたのか分からぬが、両市町の事務委託なので、ちゃんと両市町の協議が整えば、それは事務委託の趣旨には反しないという趣旨だと思う。

(葉山町)

規約には違反していないところであり、当然葉山町の資源化処理施設で処理することが前提ではあるが、規約を変えているわけではなく、あくまでも第9条に基づく協議をして定めれば問題無かつたことだと考える。またこの部分については、葉山町と逗子市と生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託の協議資料で協議してきた内容の中で、トラブル発生時の対応についても定めていいるところであり、民間処理施設をまず検討し、それでも難しい場合は逗子市の焼却施設で燃やすといった流れを決めていたところである。これは葉山町が勝手に決めたものではなく、本来逗子市と共同で公表するために作成した経緯がある。たしかにこの内容は運営してからのことと想定してこのような内容を設けているところであるが、運営前ではあるもののこの内容を準用して対応していくことについては、お互い協議し合意している内容であることから対応が可能だったのではないかと思われるところである。

(逗子市)

逗子市としては協議していない。準用と一方的に言われても困る。

(葉山町)

1年以上も前から協議をして作ってきたものを協議していないと言われてしまうと葉山町としても困る。ただこの協議資料の公表については、土壇場で逗子市から連名にすることを断った経緯があるだけであり、協議資料に基づいて事務委託を締結したのであるからそこを否定されるのは困る。

(逗子市)

そこを否定しているわけではない。

(葉山町)

町としては沢山時間かけて作ってきた協議内容はなんだったのだろうと感じてしまうところである。

(逗子市)

3月に向けて色々な事務を進めてきているので、出来るようにしたかったというのは本当に思うところであるが、外部委託がいつまでなのか、いつになったら施設が整うかはまだ見えないということと、外部委託先が決定しておらず、単価がいくらなのか、単価が上がってしまったらその分葉山町が負担するのか、どういう按分をするのか、遅れてしまった交付金がどうなるのか、互いに単価の合意も取れていない中、財政所管にも根拠資料を出すことができないし、説明もできない。市議会に対しても外部委託期間、単価等の説明ができない中では、3月に向けて必死にやってきたところだが、どうにもならないだろうというところが逗子市の考え方である。

(鎌倉市)

今回の決定に至った経緯としては、民間での生ごみ処理について事前の協議が整っていない状況ではできないという理解でよいか。

(逗子市)

そのとおりである。

(鎌倉市)

今回の事案は緊急事態のことだと思われるが、対応策の1つとして民間処理のことだったと思われるが、例えば緊急事態なので期間限定で20,000トンの上限を超えて焼却処理する協議などはしているか。

(葉山町)

燃やす前提で協議はしていない。

[葉山町の施設完成から逗子市の生ごみの分別収集開始までのスケジュールについて]

(鎌倉市)

葉山町の施設が整ってから、共同処理を行うまでどの程度の期間を想定しているのか。

(逗子市)

どこのタイミングで補正予算を提案して議決を得るかは、葉山町の施設が完成し、かつ、費用負担について協議が整って協議内容を書面で取り交わしてからでないと議会で議決を得られないと思う。

(葉山町)

その点は町長も気にしている。逗子市としてはどの程度の期間がかかると想定しているのか全く分からぬ。

(逗子市)

その点は事務的に整理したいと考えているが、それよりも葉山町の施設がいつ完成するかが重要である。

(鎌倉市)

期間については共有してもらいたい。

[鎌倉市からの直接搬入について]

(鎌倉市)

今泉クリーンセンターの中継能力には限界があるため、逗子市の生ごみの分別収集がいつ頃始まるかによっては、逗子市焼却施設への直接搬入への影響も生じるのではないかと考える。運用面について、協議に応じていただけるか。

(逗子市)

このような状況なので、うまく受け入れられるように協議させてもらいたい。

(鎌倉市)

もし、運用上、直接搬入が難しいようであれば、他の受入れ先において直接搬入できるか協議していく必要があると思っている。

(葉山町)

現時点では令和7年3月から生ごみの分別収集を開始する予定である。鎌倉市の量を少しでも確保できるようにさせてもらいたいと考えている。

(2) その他

各市町の議会が始まる前に、オブザーバーである神奈川県には、会長市の逗子市から一報することについて確認した。

以上

令和6年度（2024年度）第4回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会（概要）

1 日時

令和7年（2025年）1月28日（火）15時00分から17時00分まで

2 場所

鎌倉水道営業所2階 会議室

3 出席者

(1) 鎌倉市

加藤環境部長、不破環境部次長兼環境施設課長、中澤ごみ減量対策課担当課長、月花環境センター担当課長（今泉）兼環境施設課長、鬼頭環境施設課環境施設担当担当係長、池田ごみ減量対策課課長補佐兼ごみ減量対策担当担当係長、高橋ごみ減量対策課ごみ減量対策担当担当係長、渡辺環境センター担当係長（今泉）

(2) 逗子市

石井環境都市部長、鷺原資源循環課長、森下資源循環課資源循環係長、鈴木資源循環課資源循環係主任主査、今村資源循環課資源循環係主事、小川環境クリーンセンター所長、上野環境クリーンセンター副本主幹（収集係長事務取扱）岩崎環境クリーンセンター副本主幹（処理係長事務取扱）

(3) 葉山町

新倉環境部長、齊木環境課長、角田クリーンセンター所長、宮關クリーンセンター副本主幹

(4) 神奈川県

齊藤資源循環推進課グループリーダー、川村資源循環推進課主任主事

(5) 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター

池田環境課長、小野崎環境課主査

4 議事事項

(1) 議題

ア 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づく連携の進め方について

イ 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画の中間評価について

(2) その他

5 配付資料

(1) 次第

(2) 【資料1】ごみ処理施策等の進捗状況について（逗子市）

(3) 【資料2】ごみ処理施策等の進捗状況について（鎌倉市）

(4) 【資料3】ごみ処理施策等の進捗状況について（葉山町）

(5) 【資料4】鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画の中間評価について

(1) 議題

ア 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づく連携の進め方について

(ア) 逗子市

逗子市から資料1に基づき、次の3件について報告を行った。

a 逗子市環境クリーンセンター破碎処理施設の火災発生に伴う対応状況について

令和6年12月5日（木）に発生した火災に伴い、破碎処理施設機械設備及び可燃物コンベア等が焼損し、機械設備の損傷により、破碎処理施設の稼働できなくなった。不燃ごみのごみステーション収集を優先して実施するため、粗大ごみ・不燃ごみの持ち込みは当分の間、停止している。

また、粗大ごみの戸別収集については、市民の利便性を回復するため、12月24日（火）より受付件数や収集対象品目を制限した上で戸別収集を限定的に再開している。

b 持ち込みごみ処理手数料を改定

令和7年4月1日から、環境クリーンセンターへ持ち込む際のごみ処理手数料を10kg当たり250円から10kg当たり350円に改定する。

商工会員には、商工会の協力を得て、全商工会員に配布する商工会広報誌にチラシを同封して周知している。市ホームページや広報などでも周知を行う。

c 鎌倉市可燃ごみの受け入れに伴う事務委託の議案

12月11日の本会議にて全会一致で可決された。鎌倉市においても12月23日に可決いただき、1月21日に両市職員が神奈川県市町村課を訪問し、逗子市と鎌倉市との可燃ごみの焼却処理の事務委託について届出をした。

今後は、令和7年3月に試行搬入を行い令和7年4月1日から可燃ごみの一部を受け入れる。

[質疑応答]

① 破碎処理施設の火災について

（鎌倉市）今回の破碎処理施設火災の要因はなにか。

（逗子市）原因となる発火源は特定できなかったが、不燃ごみに混入した分別ルール違反のリチウムイオン電池等ではないかと推定している。

（鎌倉市）破碎前の発火なのか、破碎後の発火なのか。

（逗子市）破碎後のベルトコンベア内で火災が発生しているため、破碎後の発火である。

② 持ち込み手数料の改定について

（鎌倉市）持ち込み処理手数料の改定は、処理原価相当額の改定なのか。

（逗子市）過去3年間（令和2年度～令和4年度）の9割相当、令和4年度の8割相当としている。

（逗子市）逗子市では、今回の改定に伴い市民や事業者から反応がなかったが、鎌倉市で改定した際はどうだったのか。

(鎌倉市) 鎌倉市でも令和6年10月1日に10kg当たり250円から10kg当たり400円に改定したが、特段の意見はなかった。事前に周知していたことも影響していると思われる。改定によるごみ量の変化については、10月から12月にかけては昨年度比微増であったが、1月になり昨年度比微減に転じた。

(イ) 鎌倉市

鎌倉市から資料2に基づき、次の6件について報告を行った。

a 名越クリーンセンター

令和6年12月30日に2号炉を完全停止し、令和7年1月25日に1号炉も完全停止した。これにより稼働が完全に停止した。

b 名越中継施設整備

令和6年11月28日に仮契約を締結し、12月23日の議決後本契約となった。

契約事業者は代表企業が新明和工業株式会社、構成企業が株式会社前田産業である。

今後は令和10年10月1日稼働に向けて整備を進めるとともに、レッドゾーン対策工事や防火水槽設置工事も並行して進めていく。

本日、名越クリーンセンター地域コミュニティー推進協議会にて、工事管理協定について確認取れたため、近日中に周辺自治町内会と協定を締結する予定である。

c 今泉クリーンセンター中継機能の継続利用について

令和6年11月及び12月に今泉クリーンセンター連絡協議会を開催し、令和7年1月10日に今泉クリーンセンターの管理運営に関する協定を締結した。名越中継施設整備期間中は中継機能を継続する予定である。

d 生ごみ・紙おむつ資源化方策

生ごみ資源化については、今泉クリーンセンター連絡協議会にて引き続き協議をしていく。

紙おむつ資源化については、栗田工業株式会社及びTOPPAN株式会社と協定を締結し、昨年度中に実証実験を行い、令和6年11月6日に実証実験報告書を市ホームページにて公表した。

栗田工業株式会社とは分離処理の実証実験を富良野市にある実証機を用いて行い、TOPPAN株式会社とは分離処理にて生じた成果物の製品化について検討を行った。

検証結果を踏まえ、資源化に関する課題整理、処理手法・整備方法・事業費・収集方法等の検討を進め、早期に安定した資源化を推進する体制構築に取り組む

e ごみ処理広域化実施計画の進捗状況について

令和6年7~10月に令和7年度以降の受入・運搬体制の構築に向けた試行を実施し、両市で課題等を抽出、対応策を検討した上で、令和7年3月に試行を実施する予定である。

事務の委託については、令和7年1月21日に協議書等締結、告示、県届出を行い、1月22日に連絡会議を開催した。

f その他

① 可燃ごみ処理のバックアップ体制の構築

可燃ごみ処理のバックアップ体制として民間事業者6者と協定を結ぶほか、近隣自治体（茅ヶ崎市、大和市）とも受け入れについて承諾を得ている。

② ごみの排出方法の変更

従来、家庭から排出される「小型二次電池等（リチウムイオン電池）」は処理困難物と扱ってきたが、条例改正を行い、令和7年4月1日から「危険又は有害な家庭系一般廃棄物」として収集開始予定している。

③ 第4次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画の策定に向けた検討

第3次基本計画は平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間としている。令和8年度以降の計画策定に向けて、鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会に諮問し、審議を行っている。

④ 戸別収集（燃やすごみ）

令和7年4月1日から一部地区で先行実施し、令和8年4月1日から対象地域を全市に拡大して実施する予定である。

[質疑応答]

（逗子市）名越及び今泉の地元住民との合意形成について、進捗はいかがか。

（鎌倉市）名越クリーンセンター周辺自治町内会とは、近日中に協定を締結する予定であり、円滑に合意形成が図れている。今泉クリーンセンター周辺町内会は3町内会あるとともに、広域であることから様々な意見はいただいているが、名越中継施設整備期間中に中継機能を継続することについては合意形成を図れている。生ごみ資源化施設整備は今後も継続して協議を進めていく。

（逗子市）以前、戸別収集を検討された際は反対意見が多かったと認識しているが、今回の実施について市民の反応はいかがか。

（鎌倉市）8年前の検討時はごみの減量を目的に有料化及び戸別収集を行うと説明していたため、戸別収集については理解が得られず実施に至らなかったという経緯があった。その後、市民から戸別収集について、実施を望む意見が増えたため、自治町内会説明会にて福祉的側面に着目し、戸別収集の重要性を説明した上でアンケートを取ったところ半数近い賛成が得られた。その結果、令和6年6月議会で関連条例及び予算が可決された。

（ウ）葉山町

葉山町から資料3に基づき、次の4件について報告を行った。

a 葉山町クリーンセンター再整備工事の進捗状況と見込

建築完了検査後に培地を搬入し5月から試運転性能試験をし、その分析結果が7月中旬に出る予定である。そのため工事については7月末までという見込みとなっている。

b クリーンセンター再整備に関する特別委員会以降の経緯

資料に基づき報告があった。主な内容としては以下のとおり。

- ・令和6年12月10日 町代理人弁護士から共和化工株式会社へ内容証明にて、工期延長の協議をするために必要な工事内訳書、実施設計図書、工事工程表、生ごみ資源化処理施設に係る書類等の資料提出を求める。
- ・令和6年12月25日 共和化工株式会社及び共和化工株式会社代理人弁護士からの回答には、町が求めていた内容（①破除袋機を含めた当初内訳書、②工期延長協議に必要な令和6年度及び令和7年度の内訳書）が不足していた。
- ・令和7年1月11日 町代理人弁護士から共和化工株式会社代理人弁護士へ、不足部分の資料を提出すること、提出されなければ契約解除を行う旨の内容証明書を送付した。
- ・令和7年1月28日 町が1月11日に共和化工株式会社に求めた資料が提出された。
- ・令和7年1月31日 クリーンセンター再整備に関する特別委員会

c 令和7年3月からのクリーンセンターの運用方針

① 生ごみ分別収集

住民への説明、周知、分別に対応するための収集委託や長期継続契約により契約した請負業者が人材や車両の確保を進めていることや、11月から延べ53回説明会を開催している中で町民へ混乱をきたさないよう当初の予定どおり令和7年3月から分別は開始する。

② 生ごみの処理

緊急的に民間資源化処理施設で資源化することで対応し、鎌倉市の可燃ごみの処理計画への影響を軽減する。

概要は次のとおり。

処理期間：令和7年3月1日から7月31日まで

処理先：株式会社 Jバイオフードリサイクル横浜工場 横浜市鶴見区末広町2-1-15

処理量：125t/月

処理費：約480万円/月

予算：令和6年度補正予算対応

③ 生ごみ以外の廃棄物及び資源物

生ごみ資源化施設の工事状況としては、コンクリート打ちの工事は終了しており、令和6年度中に躯体工事は終了する予定である。

サテライトセンター、管理棟、休憩棟、車庫棟、プラスチックストックヤード、植木ストックヤード、小物類ストックヤード、資材倉庫はほぼ完成している。サテライトセンター、管理棟、休憩棟は建築基準法に基づく仮使用の承認を取り令和7年3月1日から使用予定である。

ペットボトル、びんのストックヤードは令和5年度中に完成し、令和6年度中は燃やごみと植木剪定枝のストックヤードとして使用している。他の施設が完成し次第、本来の使用用途で使う。

d 共和化工株式会社の要求内容

① 工期延長

令和6年11月28日に工期変更に伴う工程表のみ示され、しゅん工期限が令和7年2月28日から令和7年7月31日となっている。

② 延長の理由

- ・建築資材の調達が困難な状況になったため
- ・計装制御盤内の部品及びケーブル関連資材の調達が困難な状況となったため

③ 増額要求

令和6年10月4日に増額の申し出があり、令和6年12月25日に金額の内訳が示された。

内容は次のとおり

賃金又は物価の変動に基づく請負代金の増額分	743,600,000円
増工事費（8項目の増減額による請求額）	203,500,000円

[質疑応答]

① 延長理由について

(鎌倉市) 工期延長の理由として記載されている「共和化工株式会社代理人弁護士を通じて示された他の理由」についてはどのような内容か。

(葉山町) 共和化工株式会社代理人弁護士からは破除袋機の決定まで時間がかかったこと、建築確認に時間を要したことを主張されている。一方で共和化工株式会社から提出された書類には必要な書類は添付されておらず、延長理由も共和化工株式会社代理人弁護士から示されている理由と異なっており真意がわかりかねるため、葉山町としては正式な書類としては受け取っていない状況であるということを示唆している表現になっている。

② 生ごみの民間施設での資源化について

(神奈川県) 施設が出来上がるまでの間は横浜市の民間施設に持ち込むという話だが、受け入れ自治体との事前協議は済んでいるのか。

(葉山町) 正式な回答はないが、横浜市とは昨年から協議をしている。

(神奈川県) 搬入方法は直接搬入か積替えて搬入するのか。

(葉山町) 現在整備しているサテライトセンターで積替えて搬入する予定である。

(鎌倉市) 株式会社Jバイオフードリサイクルにて発生した残渣はどう処理されるのか。

(葉山町) 現在協議中である。

(逗子市) 480万円/月の内訳には運搬費用も含まれているのか。

(葉山町) 処理費のみの金額である。

③ 破除袋機について

(鎌倉市) 要求水準書で求める破除袋機の設置を進めていなければ契約解除も考えられる。一方で、破除袋機の設置を進めていたとしても、納品が本年2月末日の契約期間を超えると契約不履行となってしまうのではないか。

(葉山町) 破除袋機は既に発注している状況である。もともとの要求水準に葉山町としては、当初から破除袋機を使う予定で発注していたにもかかわらず、共和化工株式会社は破袋機

と想定し見積書を提出してきていた。指摘をしたところ仕様変更分として増額要求がされている。葉山町として、当初の契約金額でみるかについて、追加で資料を求めてい るところである。

④ 循環型社会形成推進交付金について

(逗子市) 今回の増額要求を受けている部分に対しても交付金の対象となっていると思うが、増額 分の変更申請は可能なのか。

(神奈川県) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金の増額分は要望額調査で要望してもらうもので あり、交付金の交付を受けるには、要望額調査で要望をあげてもらわなければならな いが、既に今年度、来年度とも終了している。

そのため、先日提出された令和7年度からの鎌倉・逗子・葉山地域循環型社会形成推進 地域計画でも交付金を使用しないと明記されていた。

あるとすれば交付されている分や今後交付される分を繰り越すということは3月末ま で残されている。

(葉山町) そこについては議会等でも説明しているが、共和化工株式会社から令和6年度及び令和 7年度の内訳が出なかったため要望できなかったという経緯である。

(神奈川県) 毎年秋頃に要望額調査があり内示が12月頃に出るが、その場合は内示前着手となるた めしばらく工事ができないこととなる。

(葉山町) 共和化工株式会社には再三内訳を提出するよう求めていたが、提出されなかつたため内 容証明郵便を送ったという経緯である。令和6年度、令和7年度の内訳が出ていれば要 望額調査に回答できた。

⑤ 今後の方針について

(逗子市) 資料では1月29日に今後の方針決定とあるが、特別委員会までには結論が出るのか。 どの程度決められるのか。

(葉山町) まず賃金又は物価の変動に基づく請負代金の増額分の適用期間から話が進む。増工事費 としては増額が認められる項目の精査が必要であることを考えるにしばらくかかると 思う。ただ、令和6年度補正予算や令和7年度予算にも関係する部分のため、いつまで も結論を延ばすつもりはない。今はっきりは伝えられない。

(逗子市) 仮に契約解除となった場合、生ごみ資源化処理施設の工事はどうにしようと考えて いるのか。

(葉山町) 別の事業者と契約し、生ごみ資源化処理施設の工事は継続する予定である。

(逗子市) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金の増額分については、どの程度支払う考えか。

(葉山町) ある程度の支払いは考えているが、適用期間の協議ができていない中で、共和化工株式 会社が4月からという基準日を示してきている。町としては、飲める条件ではないため 基準日について協議するつもりである。

イ 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画の中間評価について

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画の中間評価について、逗子市から鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会作業部会での近況を報告した。

(2) その他

逗子市から在宅医療廃棄物の処理に関する現状について、次のとおり報告があった。

逗葉医師会、逗葉薬剤師会と2回面談を実施した。医師会からは、在宅医療廃棄物のステーション収集を要望されているが、市としては、収集時やステーション利用時の針刺し事故が懸念される中でステーション収集は難しいという意見を述べた。

そのうえで、薬局等に回収拠点を作り収集する案を提案しているが、収集運搬業許可業者や薬局の理解を得るという課題の他に、逗子市の焼却施設が廃炉となった後には鎌倉市の中継施設へ可燃ごみを搬入する計画のため、逗子市の焼却施設が稼働している間の案であり、継続して回収拠点による収集を行うことは約束できないとの話をしている。

以上

会議名	生ごみ資源化処理施設の工事進捗状況等に関する、逗子市副市長と葉山町副町長との会議【概要】
日 時	2025年（令和7年）1月15日(水)13時30分～13時50分
場 所	逗子市役所3階 理事者応接室
出席者	<p>逗子市：</p> <p>柏村副市長 【環境都市部】石井部長、青柳次長 【資源循環課】鷺原課長</p> <p>葉山町：</p> <p>小野副町長 【環境部】新倉部長 【クリーンセンター】角田所長</p>
【概要】	
<p>新倉環境部長：クリーンセンター再整備工事の進捗状況について資料を説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ資源化処理施設については、現在、コンクリート打設工事を進めている。施設の壁はできており、中央部のコンクリート部分について打設し、今後、鉄骨の柱を立てて、屋根を掛ける工事を2月に行う予定。屋根の材質は東京ドームと同じものを使用する。 ・3月中には建物が完成すると考えているが、設備関係を含めると7月一杯までかかると見込んでいる。 ・サテライトセンター、休憩棟等については完成している。 <p>柏村副市長：市長から「作業を効率的に進めるため、屋根を支える鉄骨を早めに発注した方が良い」との話があったが、いかがか。</p> <p>角田クリーンセンター所長：屋根については2月にはのることを業者から説明を受けており、予定通り進むと考えている。</p> <p>柏村副市長：年度内に工事が完了しなければ、建物内の設備についても、国の交付金対象とはならないのか。</p> <p>角田クリーンセンター所長：担当からの説明では、施設の側については基本的に出来高となる。その中に入る設備については工場検査を終わらせておけばいいのではないかと言っている。一番大きく金がかかるのが外枠の部分と内部の設備となるが、大きく金のかかる部分については何とか年度内に終わり、その部分が、今頂いているもので使わせてもらうと解釈している。最後の仕上げの部分だったり、外の工事が残って、後は性能試験や試運転を行って、8月から施設が使えるようになるという見立てをしている。</p> <p>柏村副市長：承知した。</p> <p>小野副町長：生ごみ用指定ごみ袋の保管については、我々で手伝えることがあれば、手伝いたい。</p> <p>石井環境都市部長：指定ごみ袋は、ごみ処理手数料を収納するための証紙と同じ性質のものであり、盗難、紛失、汚損等を防止するため、防犯カメラや機械警備の措置を充分に講じた上で、厳重に保管及び管理しなければならない。このため貴</p>	

町で保管してもらうことは困難である。

工場検査については、順調に年度内に行われるのか。

小野副町長：一番大きな設備の破除袋機については、工場検査は2月中に行い、2月中旬に納品ということで発注をかけている。

柏村副市長：仮に本市が本年8月に貴町へ生ごみを搬入するとした場合、ごみ分別冊子の印刷や生ごみ用指定収集袋作製委託など、関係する補正予算の議決後、契約行為や住民説明等に4か月要するので、3月中の議決が必要となる。また、補正予算を提案するにあたっては、生ごみ処理に係る本市が負担すべき費用や、生ごみ用指定収集袋の保管経費なども整理しなければならない。それらが整っていない段階では、市議会の議決は得られないと思っている。燃やすごみや容プラのときは、十分に時間をかけて貴町と協議しながら決めてきた経緯があり、今回も恐らく同じくらい時間を要するのではないかと思っており、早めに協議していきたい。貴町では、本市とのやり取りの他に共和化工株との協議もあると思うので、相当な時間を要するものと考えている。

小野副町長：現在、町では顧問弁護士を、共和化工株は代理人弁護士を立てて動いている。

鷲原資源循環課長：工期延長申請については、昨年末に一度提出されたと聞いているが。正式に受理をしていないということなのか。

角田クリーンセンター所長：工期延長申請については、書式が整っていないので正式に出た形にはなっていないのが現状である。改めて弁護士を通して求めている。

柏村副市長：了解した。工事が順調に進むことを願っている。他の施設は完成しているのか。

新倉環境部長：事務所棟は完成しており、2月末に事務所棟に引っ越し勤務する予定である。そういう部分もありスペースも空くので、袋の保管についても手伝うことができないかという話をさせてもらった。

以上

2025年（令和7年）1月28日

葉山町副町長 小野 淳様

逗子市副市長 柏村 淳

生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について（依頼）

現在、貴町が整備中の生ごみ資源化処理施設については、工期の遅れにより 2025年3月から予定していた稼働開始が延期され、これに伴い、本市は生ごみ分別収集について同年3月からの開始時期を延期しています。

これに関して、昨年11月25日開催の逗子市・葉山町首長会議において、市長から貴町長に、「同施設の建屋が完成し、試運転に入る時をもって開始時期を詰めて行く」との考えをお伝えしています。市としても可能な限り早期の共同処理開始を望んでおりますが、開始に当たっては、市として次の1～3について準備が整っている必要があります。

- ①市民説明会の実施、②生ごみ用指定収集袋の取扱店への配達・納品、市民への販売、③ごみと資源物の分別冊子【C U Z】の印刷及び全戸配布、④英語版【C U Z】の印刷、⑤減免対象世帯への指定収集袋の交付、⑥生ごみ収集運搬業務の民間事業者への委託、⑦これらに係る予算について、令和7年度の早い時期に補正予算案を市議会に提案し、議決を得た後、契約手続き等を経て準備が整うこと。
- 資本費と処理費の各負担金に係り、同施設の工期が延長されたことに伴う増加費用及び循環型社会形成推進交付金の取扱いについて整理を行い、本市と貴町が負担する金額について貴町との合意ができていること。
- 同施設の工期が延長されたことに起因し、本市において発生した金銭的な損害について整理を行い、その費用負担に関して貴町との合意ができていること。

なお、1の②及び⑤に関し、生ごみ分別収集を少しでも早く開始できるよう、生ごみ用指定収集袋は、令和6年度予算で分別収集開始時に必要な量として想定した全量を令和6年度中に製造を完了し、倉庫会社の倉庫で分別収集開始まで保管することとしています。

上記2と3については、令和6年市議会第4回定例会において、市議会議員から強く指摘されているところです。なお、1の補正予算案の議決を得るに当たり、2と3の合意内容について本市と貴町が書面により締結し、市議会に対して説明を行う必要があり、合意に至るまでの協議には相応の時間を要することが想定されるため、できる限り早期に協議を開始する必要があるものと考えます。

貴町におかれましては、同施設の竣工に向けて工事等の準備を着々と進めているものと存じますが、並行して、本市との生ごみ資源化共同処理が早期に開始できますよう、ご配慮をお願いいたします。

担当：資源循環課 鶴原
電話：046-873-1111 内線470

会議名	生ごみ資源化処理施設の工事進捗状況等に関する、逗子市副市長と葉山町副町長との会議【概要】
日 時	2025年（令和7年）2月17日(月)11時00分～11時50分
場 所	逗子市役所3階 理事者応接室
出席者	<p>逗子市：</p> <p>柏村副市長 【環境都市部】石井部長 【資源循環課】鷺原課長</p> <p>葉山町：</p> <p>小野副町長 【環境部】新倉部長 【クリーンセンター】角田所長</p>

【概要】

新倉環境部長：生ごみ資源化処理施設の工事の進捗状況について資料をもとに説明する。

- ・現在、屋根を架ける工事を行っており、屋根のフレームは、全体の半分強くらいまでできている。5月からは試運転を行う予定であり、7月中には完成し8月から（処理を）実施して行きたい。
- ・資源物棟について：着工し4月中の完成を目指している。総合的には全て着手しており、残り2棟となる。

(3) 外構及び設備工事について

- ・キュービクル（高圧受電設備）については4月以降に完成予定である。
- ・破除袋機について：2月7日に長野県の工場で検査を行い、2月12日に納品されている。現在はブルーシートを被せて保存している。

柏村副市長：以前にもお話ししたように、ごみ分別冊子の印刷、全戸配布、市民への説明、生ごみ用指定収集袋の販売等に4か月を要する。令和7年度当初予算には生ごみ分別収集等の経費を計上していないため、施設が完成するという時期が見込めた段階で、直ちに補正予算の提案等の準備を行うことになる。仮に4月の時点で補正予算の議決が得られたとすると、5月から4か月を経た後の9月から生ごみ分別収集・資源化の開始となる。

石井環境都市部長：開始の1か月前にごみ分別冊子を全戸配布すること、1か月前からごみ袋の販売を開始する等の準備を行う必要がある。なお、補正予算案を出すためには、費用負担について葉山町との間で合意をして明確な形で取り交わしたものを作成し、その内容も議会に説明して納得してもらえるような内容でなければ議決をもらうことは厳しいと考えている。

新倉環境部長：参考資料別添1の工程表について説明する。工程表のC工区「生ごみ資源化施設」においては、5月・6月に試運転を行い、8月から稼働ができる予定である。現在のところ工程表どおりに進んでいる。

別添2の写の生ごみ資源化処理施設工事の写真について説明

参考資料3 共和化工(株)との協議経過を説明、(1)工期延長、(2)主な延長の理

由、（3）令和6年度の出来高見込及び令和7年度予算は資料のとおり（4）の物価スライドによる請負代金額の変更については約5億3,000万円、（5）増工事費については約9,600万円。合計約6億2千万円について共和化工㈱から町に要求が来ている。参考資料の4～7について説明する。

令和7年2月5日に、町顧問弁護士の事務所に町長、副町長以下が赴き、共和化工側も常務以下が出席し、共和化工㈱側の顧問弁護士もオンライン出席している。資料8と資料9について説明する。一時的な措置として、契約金額・内容を変更せず工期を令和7年3月31日まで延長することになった。今後、共和化工㈱から請書が来ることになっている。参考資料の8「工期の変更に係る協議開始日について」、参考資料9「請負代金額の変更に係る協議開始日について」の両方について、2月10日付けで共和化工㈱に対して通知を行っている。2月13日には、顧問弁護士の了解のもと、共和化工㈱と町担当者同士が請負金額の話をするについて場を設けている。

小野副町長：予算の変更協議も整わない中で、2月28日の工期満了が来てしまうため、今年度中は金額を変えずに工期の延長だけは協定により可能なため、3月31日までの延長ということで、共和化工㈱から請書が来ることになっている。工事請負金額の変更、工期の変更に係る協議については、双方が同意している中、2月5日から協議を開始し、14日以内に協議を終えることになっており、期限は2月19日までである。2月13日は弁護士の了解のもと、町と共和化工㈱の技術担当者同士の会議を行おうとしたが、当日に同社技術担当者の出席がなく会議ができていない。

柏村副市長：1月31日の町議会の特別委員会において、工期の話が出ていたが、どのようなことか。

角田クリーンセンター所長：特別委員会では、2月28日までに協議が整わなかった場合について話している。金額はともかく、相互に合意できず、工期延長の手続きをしなければ工事は終わってしまうことを話したが、工期の延長はなされた。

小野副町長：先日の本会議初日に町長から「一時的な措置として3月31日まで工期を延長する」、「工事代金と工期については協議を開始した」という議会への行政報告を行っている。1月31日の特別委員会では議員から「2月末までに町はどうするのか」との質問に対しては「3月31日まで延長する」と回答している。

柏村副市長：共和化工㈱からの工事費の上乗せ分について伺う。物価スライドによる上乗せ分については、少なからず生じるものと考えているが、その決定は貴町の責任で行うのか。また、貴町は共和化工㈱から物価スライド等により「約6億2千万円」を要求されているが、その対応についてはいかがか。今後、貴町と共和化工㈱との協議内容や決定に至る経緯について、本市としても承知していなければ、予算に関する市議会への説明ができない。

石井環境都市部長：どのような結果になるにしても、その内容を本市が承知していなければいけない。今後、それをベースに市・町で負担をどう整理するか、協議になると思う。

小野副町長：工事請負費のスライド分について、共和化工㈱は「令和6年4月1日に遡りスライド適用せよ」と町に求めている。町としては書類が出てきた12月25日である旨、伝えており、町と共和化工㈱との隔たりが非常に大きい。

物価スライドによる上乗せについては貴市にも話をしなければいけないと思う。
上乗せ分については、1月31日に資料として出てきており、この数字をスタート
に協議を開始しているが、今の段階では何も決まっていない。

柏村副市長：了解した。

小野副町長：金額については簡単に済むものではない。3月中の議会で金額を示せ
なければ工期の延長はできないと考えている。

柏村副市長：県の建設工事紛争審査会について、貴町は特別委員会において「審査
会は一審制であり、その結果をもって決定する」としていたが事実か。互いに納
得しない数字をもって解決となり得るのか。

小野副町長：その点については承知していない。

柏村副市長：互いに納得しない中で落ちつくことはないと思う。その場合の次の手
立てはあるのか。

石井環境都市部長：裁判を行う権利が奪われることは無いのではないか。

小野副町長：町担当者も県へ行き、調査をしている。それに基づいて話していると
思う。

柏村副市長：先日の本市における記者会見で、「生ごみの分別収集に係る経費とし
て、令和7年度の当初予算でどの程度計上しているのか」との質問があつたが、
「当初予算に計上していない」と答えている。以前から話をしているとおり、開
始の目途が立った段階で、市議会に補正予算として提案し、議決が得られれば、
そこから契約行為等の準備に入るという説明をしたところである。

石井環境都市部長：1月28日付の貴副町長宛て依頼文書にて記載しているとおり、
市としては準備が整えば少しでも早く開始ができるようにしたいと考えている。
なお、当初予算で唯一、生ごみ関係で当初予算にのせている生ごみ用指定ごみ袋
の倉庫代については、今年度の契約上の枚数は全て作成して納品され、4月以降
は保管しなければならない。次年度予算では1年間、最大で倉庫に保管した場合
の倉庫代約200万円を当初予算に盛り込んでいることを記者会見で話している。

鷲原資源循環課長：2月5日に協議を開始して、2月19日までが協議の期限とい
うことであるが、その結果、決裂した場合、その後の動きはどのようになるのか。

角田クリーンセンター所長：契約上は協議を行い、14日以内に協議が整わなかつた
場合は、発注者側で協議内容を決めることができるという条文になっている。町
としても決裂する前提で話し合いをしている訳ではないので、2月19日までは協
議をして共和化工(株)がどのように対応てくるかにより、町としての対応を決め
ることになる。

石井環境都市部長：双方が折り合わない場合はどうなるのか。

角田クリーンセンター所長：その場合は、約款上、紛争審査会へ申し出てもらうこ
とになる。

鷲原資源循環課長：紛争審査会への手続きに入るときは、共和化工(株)が審査会へ申
請するのか。

角田クリーンセンター所長：協議が整わなかつた場合は町が決めることになるが、
共和化工(株)が納得できないならば、紛争審査会へ共和化工(株)が申し出ることにな
ると思う。

鷲原資源循環課長：仮に審査会に諮った場合に結論が出るまでの期間はどれくらい

かかるのか。

角田クリーンセンター所長：期間については、はっきり申し上げられない。

石井環境都市部長：工期を 3 月 31 日まで延長するということは、取り交わしがで
きているのか。

角田クリーンセンター所長：合意はしているが、書類としては出てきていない。今
後、請書が提出される予定である。

石井環境都市部長：弁護士同士での協議は行っているのか。

小野副町長：連絡は取っているが、直接のやり取りはしていない。

石井環境都市部長：キュービクルに係る電気工事の業者は決まっているのか。

角田クリーンセンター所長：見込みとしてはある。

石井環境都市部長：工期的には令和 7 年度となるが、資材、下請、人工等について
は、きちんと押さえているのか。

角田クリーンセンター所長：業者も決まっている。その点について「業者が見つか
らない」という話にはなっていない。

石井環境都市部長：破除袋機についても、あとは据え付けるだけなのか。

角田クリーンセンター所長：2 月 7 日に長野県内の工場で検査を行い、2 月 12 日
に町へ納品され据え付けている。現在、ブルーシートをかけている。

柏村副市長：5 月、6 月で試運転を行うならば、その前までには電気関係の工事は
終わっていなければいけない。

角田クリーンセンター所長：試運転が本年 7 月までかかるとの理由であるが、出
来上がった堆肥の成分検査を行う期間があるためである。

柏村副市長：了解した。今後も貴町の状況を確認しながら進めて行きたい。

小野副町長：報告を怠りなくさせてもらう。

石井環境都市部長：補正予算で、貴町に生ごみの処理を委託する予算をのせるが、
トン当たりの単価で年間予算額が決まる。単価を出すに当たり、どこまでの経費
が計上され、どのように算出されているのかについて、初めは市議会でもかなり
慎重に審査されるので、きちんと逗子市が負担すべき妥当な内容であることを説
明できなければ、議会で議決を得られない。負担金の話は重要であり、協議を綿
密に行わなければならない。これまで、貴町とは、可燃ごみ、容器包装プラスチ
ック、し尿浄化槽汚泥について共同処理を行っており、初めに単価を決めるまで
には、相当の時間を要している。今回も早い段階で、内訳について提示してもら
い、各項目をしっかりと確認し、調整することが必要となる。事務的なことについ
ては早めに始めさせてもらいたいのでお願ひする。

新倉環境部長：クリーンセンター再整備工事について、当町では 3 月 1 日から生ご
み分別収集を始めるにあたり、完成している施設の内覧会を 2 月 26 日に開催す
る。貴市にも案内の通知文を送付する。

以上

会議名	生ごみ資源化処理施設の工事進捗状況等に関する、逗子市副市長と葉山町副町長との会議【概要】
日 時	2025年（令和7年）4月4日(金)13時30分～14時00分
場 所	逗子市役所3階 理事者応接室
出席者	<p>逗子市：</p> <p>柏村副市長 【環境都市部】石井部長 【資源循環課】鷺原課長</p> <p>葉山町：</p> <p>小野副町長 【環境部】町田部長</p>
【概要】	
<p>小野副町長：生ごみ資源化処理施設の工事の状況について、本体の外側は、全部、完成しており、脱臭装置についてはダクトの設置等の工事を始めている。資源物棟については鉄骨が立ち上がり、本体の建設に入っている。台貫については、2台目（1台目は既に設置済）が4月中に仮の建築確認の検査を受ける予定である。</p> <p>また、同施設では5月中旬に生ごみを入れて試運転を行う予定である。本町と共和化工株は工事請負の契約期間を7月31日まで延長して工事を進めて行くこととしており、工事は順調に進められている。なお、工事の金の話については、共和化工株との協議がまとまっておらず、スライド条項に関する共和化工株から町への申請については書類不備により返却した後、まだ提出がされていない。</p> <p>柏村副市長：同施設の稼働開始時期は、何月頃を予定しているのか。</p> <p>町田環境部長：8月初めからの稼働開始を予定している。</p> <p>石井環境都市部長：先日の2市1町の協議会でも話が出ているが、金の話が解決しないまま、貴町が同施設を使い始めて大丈夫なのか。工事請負代金の支払完済後に施設の引き渡しが行われるのが一般的かと思う。本市としては、そのような状態のところに生ごみの処理を委託して大丈夫なのかということがある。市と貴町との負担について整理がされなければ、処理を委託する訳にはいかない。</p> <p>町田環境部長：物価スライドの部分については、中々、共和化工株と折り合いがついていない。県建設工事紛争審査会の土俵に上がることも視野に入れると、恐らく2～3年の期間を要することも想定している。町では生ごみの分別収集を開始しており、でき得るならば貴市にも生ごみを入れてもらうことが安定的な稼働につながると考えている。</p> <p>石井環境都市部長：共同処理を行うことになれば、キログラム単価で負担金を支払うことになるが、その単価が定まらなければ始められない。単価を算出する基礎が固まらなければ、負担金を予算化して議会の理解を得ることはできない。</p> <p>町田環境部長：できれば紛争審査会の土俵に上がらずに共和化工株と折り合いをつけ、事務委託の負担金についても貴市と1日も早く折り合いをつけられれば良いのだが、先が見えない状況にある。</p>	

石井環境都市部長：先日の2市1町協議会にて、国の交付金に関して3月31日に出来高検査を行い、交付金はきちんと申請できる予定であると聞いているが、間違いないか。

町田環境部長：申請については手続きを進めており間違いない。工事の遅延により、令和7年度に先送りされた部分については交付が得られないため、相当分の差額が生じることは事実である。

石井環境都市部長：それらの情報については、逐一、共有ができるようお願いする。

小野副町長：当初予定していた交付額から、約1千万円が減る見込みである。

柏村副市長：その減額分は本市が負担することになるのか。市議会から様々な指摘がある中で、その負担は難しいと考える。その件を含め、全ての課題がクリアされなければ、生ごみの処理を貴町へ委託するのは困難である

小野副町長：キログラム単価とは、運営に係る経費と資本費のトータルで出すのか。

石井環境都市部長：資本費と処理費を別々に積算して、トータルでキログラム当たりの単価を出している。

小野副町長：承知した。貴市から当町への依頼のとおり、工期遅延に伴う貴市の損害について協議を進めさせてもらいたい。なお、協議においては法的根拠や理屈の整理が必要であるため、双方の弁護士を通して話を進めたいが良いか。

柏村副市長：結構である。お互いに決められるものは整理して行きたい。

小野副町長：弁護士を間に入れた方が、お互いに協議が進めやすいと考える。後は事務方で進めさせてもらいたい。

柏村副市長：これまで、貴町との話し合いを2回行っており、市議会からはそれらの面談記録を求められている。本市で面談概要（案）を作成し、貴町にも確認してもらうが、概要（案）において、本市の発言は本市の責任で趣旨を変えずに作成するが、貴町の発言を本市が修正することはない。同様に、貴町の発言について貴町が修正を行うことはあっても、本市の発言を貴町が修正することはないようにお願いしたい。

小野副町長：要旨を作成するということか。

柏村副市長：そのとおりである。

町田環境部長：過去の協議会の議事録については、行き違いがあったと聞いている。それについても市・町の責任をもって趣旨が違わないよう、互いの信頼関係をもって固めて行ければ良いと考える。

石井環境都市部長：昨年度、市町の担当者間で上手く進まなかつた状況がある。よろしくお願いする。

町田環境部長：承知した。

小野副町長：当町の生ごみ分別収集については開始から1ヶ月が経ち、今のところ大きなトラブルは発生していない。来週には収集の現場職員からのヒアリングを予定している。生ごみ処理業者からは「中身は問題ない」との話を受けている。

町田環境部長：生ごみ分別収集開始に伴い、紙おむつ等の収集に関連して「燃やすごみの収集日を週2回にしてほしい」との要望書を町へ提出した団体と、本日、懇談会を開催している。

石井環境都市部長：本市でも、生ごみ分別収集を開始すれば、残った可燃ごみは基本的に乾いたものなので週1回でも良いのではないかとの議論は制度設計時にあ

ったが、高齢化が進んでいることと、高齢者に限らず紙おむつの排出はあるため、週2回は維持しなければならないとの判断となった。

町田環境部長：葉桜地域で実証実験を一定期間行い、結果を精査して紙おむつ対策の方針を決めていきたい。

石井環境都市部長：本市では燃やすごみは有料化しているが、紙おむつは子育てと介護支援を目的に、指定ごみ袋ではなく透明・半透明の袋に入れて無料で出せるルールとなっている。

町田環境部長：当町も、紙おむつだけステーション収集という案もあったが、ステーション収集は資源物しか行っていないため、地域の合意を得ることは難しいのではないかと考えている。町議会には、遅くとも9月までにはおむつとペットシートを含めた対策を完了予定であると説明している。

鷺原資源循環課長：2025年3月14日、市議会閉会中に総務常任委員会の所管事務調査が開催されている。委員会では、本市と貴町との生ごみ資源化共同処理の協議の状況、工事の進捗状況、生ごみ分別収集・資源化の開始時期等について質問があり答弁している。今後、第2回定例会の会期中または定例会終了後に所管事務調査が開催される可能性があり、その際は貴町との協議の状況等について説明等をさせてもらうことになる。

以上



葉セ第1号
令和7年4月17日

逗子市副市長 柏村 淳様

葉山町副町長 小野 淳

生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について

2025年（令和7年）1月28日付け「生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について（依頼）」にて貴市より共同処理開始に当たり、3項目の準備が整っている必要があるとの条件をいただいているところです。

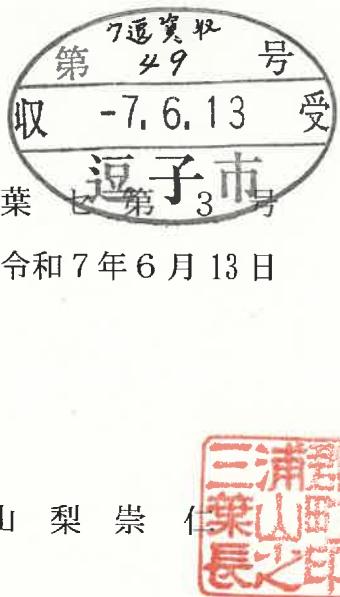
その3項目目では、「工期が延長されたことに起因し、本市において発生した金銭的な損害について整理を行い、その費用負担に関して貴町との合意が出来ていること。」とされています。

本町としましても共同処理の早期開始を望むものであり、早期開始の条件である費用負担については、両市町で円満に解決したいと考えております。先日の貴市副市長と本町副町長との面会の際、令和7年4月4日を協議開始とすると合意したところであり、内容を精査し、速やかに解決をすることが望ましいと考えることからその内容について具体的にお示しいただく必要があります。

つきましては、貴市において発生した金銭的な損害の内容について、次のとおりご教示をいただきたく、ご配慮賜りますようお願いいたします。

1. チラシのカラー用紙購入代 42,000円
チラシの内容、購入数量、購入事業者、金額及び支払日のわかる書面
2. 全戸配布業務委託 160,000円
配布物の内容、配布先、配布方法、配布部数、配布単価等のわかる仕様書、契約書などの書面
3. 収集中止に伴う町内会等への通知郵送代 83,000円
配布先、配布部数、配布金額のわかる書面
4. ごみ袋保管倉庫代 2,000,000円
倉庫の貸主、契約期間、契約金額、倉庫の場所等の内容がわかる書面

担当：クリーンセンター 角田
電話：046-876-1153



令和7年6月13日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

葉山町長 山 梨 崇 仁



生ごみ資源化共同処理の開始について（依頼）

このたびは、貴市との共同処理施設である生ごみ資源化処理施設の建設が遅れ、当初予定していた令和7年3月からの生ごみ資源化処理が実現出来なかったことに関しましてはお詫び申し上げます。

本町におきましては、当初計画のとおり、3月から生ごみの分別収集を開始し、3ヶ月経過したところですが、町民の生ごみ分別は安定化しており町民の努力により、明らかなごみの減量効果も確認されているところでございます。

クリーンセンター再整備工事も7月31日のしゅん工期限に向け順調に工事が進んでおり、貴市との共同処理施設である、生ごみ資源化処理施設は完成し、建築基準法に基づく仮使用承認を経て、5月1日から試運転性能試験を実施し、6月10日をもちまして、順調に生ごみの資源化処理が出来ていることが確認されました。

引き続き、生ごみ資源化処理施設を運営する職員のトレーニングとして生ごみの処理を継続して参ります。

つきましては、しゅん工検査を経て引き渡しを受けた8月からは正式に生ごみ資源化処理施設を供用開始するため、二市一町のごみの広域処理の基本理念である資源の無駄をなくし、環境負荷の少ない循環型社会の形成に資するゼロ・ウェイストの実現を目指し連携して取り組む施策の一つである生ごみ資源化共同処理の早期の実現のため、必要な予算の確保及び契約手続き及び市民への周知等を行っていただくよう依頼します。

事務担当は、クリーンセンター 角田
TEL : 046-876-1153
FAX : 046-876-1860
E-mail : clean@town.hayama.lg.jp

7 逗 資 発 第 2 2 号
2025 年（令和 7 年）6 月 16 日

葉山町長 山梨 崇仁 様

逗子市長 桐ヶ谷



生ごみ資源化共同処理の開始について（回答）

令和 7 年 6 月 13 日付け、「生ごみ資源化共同処理の開始について（依頼）」について、回答いたします。

生ごみ資源化共同処理の開始にあたっての本市の考えは、2025 年（令和 7 年）1 月 28 日付け、本市副市長から貴町副町長宛て「生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について（依頼）」にてお伝えしましたとおりです。ご依頼の「必要な予算確保」のために、資本費と処理費の各負担金について、両市町で協議し、確定したうえで、市議会に予算案を提案し、議決を得る必要があります。

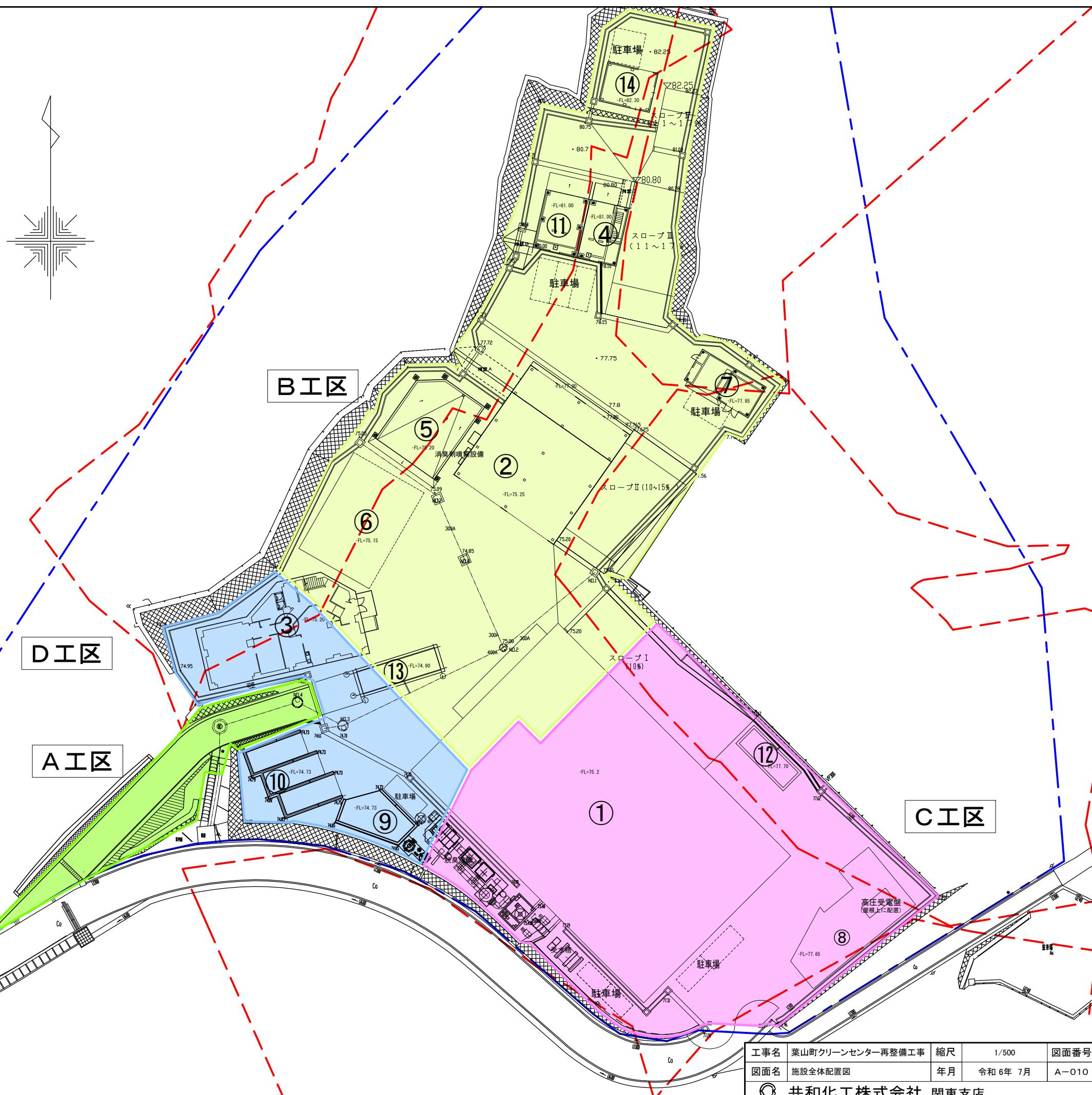
できる限り早期に協議を開始し、生ごみ資源化共同処理が早期に開始できますよう、ご配慮をお願いいたします。

担当：資源循環課 鶴原
電話：046-873-1111 内線 470

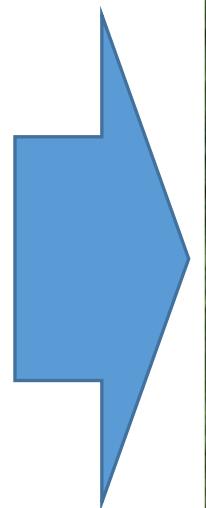
参 考 資 料 1
クリーンセンター再整備に関する特別委員会
クリーンセンター・環境課
令和7年6月17日

クリーンセンター再整備工事進捗状況報告

No.	名称	構造
①	生ごみ資源化処理施設	鉄筋コンクリート造 +鉄骨造(屋根膜構造)
②	サテライトセンター	鉄骨造
③	管理棟	鉄筋コンクリート造
④	休憩棟	鉄骨造
⑤	プラスチック ストックヤード	鉄骨造
⑥	植木剪定枝 ストックヤード	鉄筋コンクリート造 (土木構造物)
⑦	小物類 ストックヤード	鉄骨造
⑧	資源物棟	鉄骨造
⑨	ペットボトル ストックヤード	鉄筋コンクリート造 (土木構造物)
⑩	びん類 ストックヤード	鉄筋コンクリート造 (土木構造物)
⑪	車庫棟	鉄骨造
⑫	計量器(入場時用)	鉄筋コンクリート造 (土木構造物)
⑬	計量器(退場時用)	鉄筋コンクリート造 (土木構造物)
⑭	資材倉庫	鉄骨造



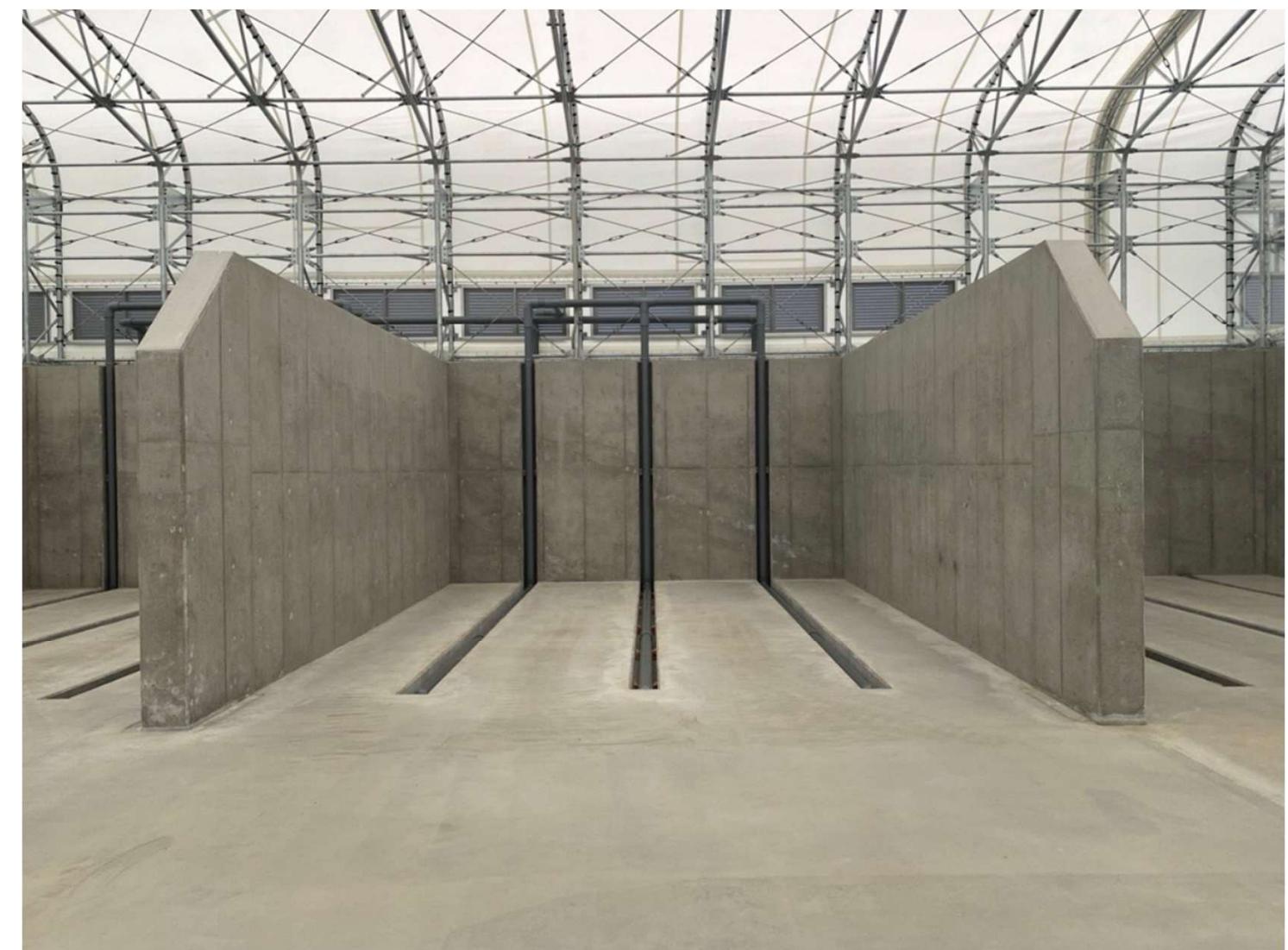
クリーンセンター再整備工事進捗状況



①生ごみ資源化処理施設建設工事



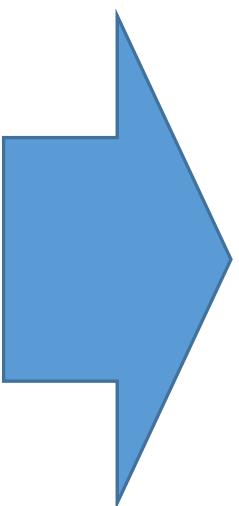
①生ごみ資源化処理施設建設工事



①生ごみ資源化処理施設建設工事



⑧資源物棟建設工事



⑫計量機設置工事



クリーンセンター再整備工事の協議の経過報告

1 前回クリーンセンター再整備に関する特別委員会（3月7日）以降の経緯

日付	内容
3月7日（金）	クリーンセンター再整備工事に関する特別委員会
3月10日（月）	<p>共和化工(株)に対し、請負代金額の変更について（通知）する。</p> <p>変更金額：0円</p> <p>決定理由：提出された資料では、請負代金額を変更すべき客観的かつ公的な根拠に基づく金額が提示されているかが確認出来なかつたため。引き続き、請負代金額の変更について協議を求める場合は、客観的かつ公的な根拠に基づく金額を相当な資料とともに提示のうえ再度協議を求ること。</p>
3月14日（金）	令和6年度補正予算議案可決
3月31日（月）	第3回出来高検査：982,342,900円
4月24日（木）	<p>定例会議</p> <p><input type="checkbox"/> 汚染土の処分について協議を求められる。</p>
4月25日（金）	<p>共和化工(株)から下記の書類が提出される。</p> <p><input type="checkbox"/> 請負代金額の変更及び賃金または物価変動に基づく請負代金額の変更について（別添1）</p>
5月9日（金）	<p>代理人弁護士相談</p> <p><input type="checkbox"/> 4月25日提出文書</p> <p><input type="checkbox"/> 汚染土の処分</p> <p>4月25日に共和化工(株)から提出された文書の対応について、担当が趣旨確認したい旨申し入れしたが、担当同士ではなく代理人を交えての協議を求められた。</p>
5月14日（水）	汚染土については、実績に基づく実費相当額で清算すること

	を回答。
5月26日（月）	<p>双方代理人弁護士同席のもと共和化工(株)と協議</p> <p><input type="checkbox"/> 増減工事及び賃金又は物価変動に基づく請負契約金額についてあらためて協議をしていくこと確認した。</p>
6月4日（水）	<p>共和化工(株)から増減工事について再度説明を受けた。</p> <p><input type="checkbox"/> 増減額：84,554,800円</p> <p><input type="checkbox"/> 共和化工(株)の増減額要求額に対して町が査定した金額を提示し協議を進めていく。</p> <p><input type="checkbox"/> 賃金又は物価変動に基づく請負契約金額の変更については、増減工事の結果をもって協議を再開する。</p>

令和7年4月25日

葉山町長 山梨崇仁様

請負代金額の変更及び賃金または物価変動に基づく請負代金額の変更について

共和化工株式会社 関東支店

支店長 高田真入



葉山町クリーンセンター再整備工事に関し、現下の状況を鑑み誠心誠意完成に向けて取り組んでいるところでございます。今般、試運転を実施する状況まで進捗しましたことから、令和7年2月27日付け「賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更について（通知）」及び「令和7年3月10日付け請負代金額の変更について（通知）」に対する弊社の見解を下記のとおり提示しますので、ご対応のほどよろしくお願ひ申し上げます。尚、令和6年12月以降に発生した追加工事がありますことを申し添えます。

記

これまでの経緯として、増減工事の内容と金額が定まらないと、基準となる「工事内訳書（当初）」が確定できないことを説明したうえで、令和6年9月30日に増減工事について協議を行いました。同日に「資源物棟」の建築確認申請が完了して設計数量がおおよそ確定したので、早急に「工事内訳書（当初）」を作成する必要がありました。その後も指摘事項に関しては都度対応しておりましたが、令和6年12月12日貴町から「申入書」が届き、その協議が中断したため、結果的に増減工事の合意がないままに令和6年12月25日に「工事内訳書」を「当初、設計変更（増減）、物価スライド」の3案提出に至りました。その後、増額項目としていた「破除袋機」に関して増額を認めない旨の通知が令和7年1月15日に届き、反論はあるものの工事の進捗に影響が出ることを危惧し、一旦通知通りに破除袋機を増額工事から除外した「工事内訳書」を令和7年1月28日に提出致しました。

令和7年2月5日貴町代理人事務所にて協議を行い、引き続き同年2月13日の協議にて、増額項目に関しては、一部修正しておりますので、その段階での増減工事の各項目及び内容については概ね同意を頂いていると認識しております。この中で、提示金額の根拠に関する追加資料の指示がありましたので、施工者として最大限提出することが可能な資料を令和7年2月18日及び令和7年2月26日に提出しております。令和7年2月27日17時から工期延長に関する件と増減工事及びスライド協議を継続する協議を行いましたが、提出した資料の説明に至っておりません。令和7年3月10日付け「請負代金額の変更について（通知）」を頂いておりますが、弊社として提出資料の説明する機会を頂いておりませんので、早急に協議をお願い致します。なお、上記提出済の資料をよりわかりやすくまとめた資料も用意しております。

また、令和7年2月27日付け「賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更について（通知）」を頂いておりますが、弊社が令和5年9月14日町長面談による合意事項として認識し、令和6年4月1日としておりますことに関し、根拠資料を提出しておりますので提出日のみ変更が必要であれば対応致します。近年の予期することが出来ない物価上昇に関する対応の趣旨を何卒ご理解の上ご対応頂きますようお願ひ申し上げます。

以上

生ごみ分別の状況

1 生ごみの収集状況

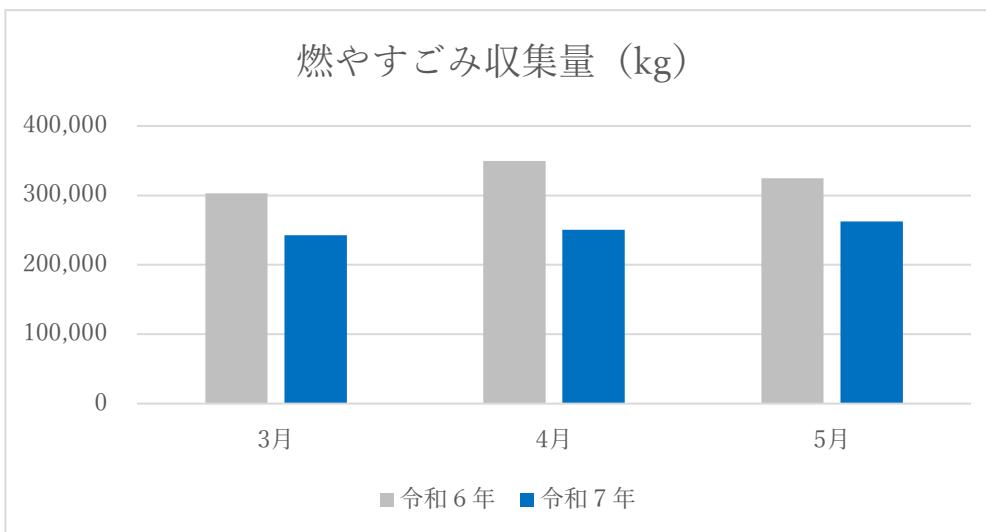
生ごみの収集量 (kg)

3月	4月	5月
107,750	119,050	118,270

2 燃やすごみ収集状況

収集量 (令和7年は燃やすごみ+生ごみ) (kg)

	3月	4月	5月
令和6年	302,950	349,520	324,640
令和7年	242,680	250,240	262,270
増減	▲60,270	▲99,280	▲62,370
増減率 (%)	▲19.9	▲28.4	▲19.2



3 生ごみ分別に伴う電話及び窓口等の対応

電話、窓口問い合わせ数 (件)

3月	4月	5月
174	21	9

4 試運転報告

期 間：令和7年5月1日から令和7年6月10日

内 容：機器単体、無負荷運動運転、負荷運転

処 理 量：35,030 kg（令和7年5月1日から5月8日までの間の5日分全量）

処理期間：令和7年5月9日から6月9日までの32日間

破除袋機からの排出量：2,030 kg

搬入された生ごみ



破除袋機から出てきた生ごみ



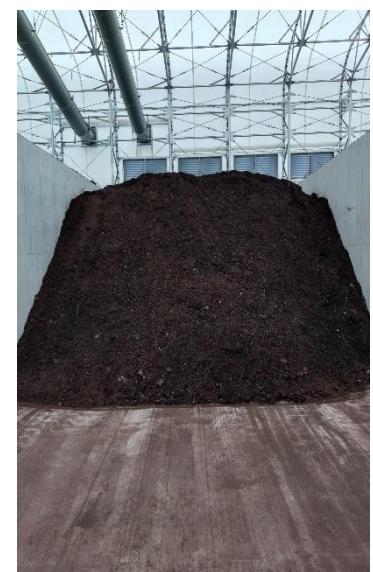
破除袋機からの排出物



生ごみ



発酵槽



紙おむつ等対策に向けた実証実験の実施について

1 目的 紙おむつ等の排出の課題解決に向けた今後の対策の検討材料とする

2 対象地区 葉桜地区 約1,500世帯

3 期間 令和7年4月16日（水）から6月27日（金）まで

4 内容

(1) 拠点回収ボックスの設置（紙おむつ、衛生ごみ等）

葉桜児童館前緑地及び富士見児童遊園の2カ所に拠点ボックスを設置し、週1回の戸別収集では排出が間に合わない紙おむつ及び衛生ごみ等を24時間いつでも排出していただけるようとする。

(2) 週1回戸別収集回数の追加（紙おむつのみ）

拠点回収ボックスへ行くことができず、通常の戸別収集では紙おむつの排出が間に合わない世帯を対象に、登録制で紙おむつのみ週1回戸別収集を追加する。

(3) アンケート調査及びヒアリング

紙おむつを排出されている世帯にアンケート調査を実施し、実験を行った感想や意見を募る。また、その中から紙おむつの排出にお困りの世帯を抽出してヒアリングを実施し、さらに詳細な状況を聴取する。

5 収集品目

(1) 紙おむつ

紙おむつ、尿漏れパッド、お尻拭きシート

(2) ペット関連

ペットシーツ、ペット用紙おむつ、猫砂、ペットのふん

(3) 衛生ごみ

生理用品、嘔吐物

逗子市との協議経緯（3月7日）以降の経緯

日付	内容
3月7日（金）	<p>クリーンセンター再整備に関する特別委員会</p> <p><input type="checkbox"/> クリーンセンター再整備工事の進捗状況</p> <p><input type="checkbox"/> 工期延長協議経過報告</p> <p>共和化工(株)との協議経緯を説明。</p>
3月11日（火）	<p>逗子市資源循環課長と葉山町環境課長電話での打ち合わせ</p> <p><input type="checkbox"/> 逗子市の生ごみ分別収集を開始する協議は、葉山町と共和化工(株)との協議が整わないとできない。</p> <p><input type="checkbox"/> 現時点での逗子市の金銭的な損害について、議員からの質問に対して議会で答弁している。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和6年度：チラシの用紙購入代 42,000円、全戸配布代 146,000円、収集中止に伴う町内会等への通知郵送代 83,000円 計 271,000円</p> <p><input type="checkbox"/> 令和7年度予算：ごみ袋保管倉庫代 200万円（1年間分のため期間短縮になれば減額）</p>
3月14日（金）	<p>逗子市議会総務常任委員会</p> <p><input type="checkbox"/> 環境課長、クリーンセンター主査傍聴</p>
3月18日（火）	<p>担当から逗子市に対して、逗子市が議会等に説明、答弁している生ごみ資源化処理施設の工期が延長されたことに起因する金銭的な損害額についての内容、根拠等お知らせ頂ける範囲で、情報共有を依頼。</p> <p><input type="checkbox"/> 弁護士相談</p> <p><input type="checkbox"/> 逗子市の損害に対しての相談</p>

4月4日（金）	<p>逗子市副市長、葉山町副町長面談</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> クリーンセンター再整備工事進捗状況 <input type="checkbox"/> クリーンセンター再整備工事の協議経過 <input type="checkbox"/> 生ごみ分別の状況 <input type="checkbox"/> ごみ処理施策の進捗状況 <input type="checkbox"/> 生ごみ分別収集に係る説明会開催結果
4月17日（木）	<p>逗子市都市環境部長、葉山町環境部長打合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 逗子市副市長宛て「生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について」提出（別添1）
4月23日（水）	<p>鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会作業部会及び鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> クリーンセンター再整備工事の進捗状況と令和7年度の予定等について情報共有
6月3日（火）	<p>鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> クリーンセンター再整備工事の進捗状況と令和7年度の予定等について情報共有
6月13日（金）	<p>逗子市都市環境部長、葉山町環境部長打合せ</p> <p>逗子市長あて「生ごみの共同資源化処理の開始について（依頼）」を持参（別添2）</p>

葉セ第1号
令和7年4月17日

逗子市副市長 柏村 淳様

葉山町副町長 小野 淳

生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について

2025年（令和7年）1月28日付け「生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について（依頼）」にて貴市より共同処理開始に当たり、3項目の準備が整っている必要があるとの条件をいただいているところです。

その3項目目では、「工期が延長されたことに起因し、本市において発生した金銭的な損害について整理を行い、その費用負担に関して貴町との合意が出来ていること。」とされています。

本町としましても共同処理の早期開始を望むものであり、早期開始の条件である費用負担については、両市町で円満に解決したいと考えております。先日の貴市副市長と本町副町長との面会の際、令和7年4月4日を協議開始とすると合意したところであります、内容を精査し、速やかに解決をすることが望ましいと考えることからその内容について具体的にお示しいただく必要がございます。

つきましては、貴市において発生した金銭的な損害の内容について、次のとおりご教示をいただきたく、ご配慮賜りますようお願ひいたします。

1. チラシのカラー用紙購入代 42,000円
チラシの内容、購入数量、購入事業者、金額及び支払日のわかる書面
2. 全戸配布業務委託 160,000円
配布物の内容、配布先、配布方法、配布部数、配布単価等のわかる仕様書、契約書などの書面
3. 収集中止に伴う町内会等への通知郵送代 83,000円
配布先、配布部数、配布金額のわかる書面
4. ごみ袋保管倉庫代 2,000,000円
倉庫の貸主、契約期間、契約金額、倉庫の場所等の内容がわかる書面

担当：クリーンセンター 角田
電話：046-876-1153

参考資料5 別添2

葉セ第3号

令和7年6月13日

逗子市長 桐ヶ谷 覚様

葉山町長 山梨 崇仁



生ごみ資源化共同処理の開始について（依頼）

このたびは、貴市との共同処理施設である生ごみ資源化処理施設の建設が遅れ、当初予定していた令和7年3月からの生ごみ資源化処理が実現出来なかつたことに関しましてはお詫び申し上げます。

本町におきましては、当初計画のとおり、3月から生ごみの分別収集を開始し、3ヶ月経過したところですが、町民の生ごみ分別は安定化しており町民の努力により、明らかなごみの減量効果も確認されているところでございます。

クリーンセンター再整備工事も7月31日のしゅん工期限に向け順調に工事が進んでおり、貴市との共同処理施設である、生ごみ資源化処理施設は完成し、建築基準法に基づく仮使用承認を経て、5月1日から試運転性能試験を実施し、6月10日をもちまして、順調に生ごみの資源化処理が出来ていることが確認されました。

引き続き、生ごみ資源化処理施設を運営する職員のトレーニングとして生ごみの処理を継続して参ります。

つきましては、しゅん工検査を経て引き渡しを受けた8月からは正式に生ごみ資源化処理施設を供用開始するため、二市一町のごみの広域処理の基本理念である資源の無駄をなくし、環境負荷の少ない循環型社会の形成に資するゼロ・ウェイストの実現を目指し連携して取り組む施策の一つである生ごみ資源化共同処理の早期の実現のため、必要な予算の確保及び契約手続き及び市民への周知等を行っていただくよう依頼します。

事務担当は、クリーンセンター 角田
TEL : 046-876-1153
FAX : 046-876-1860
E-mail : clean@town.hayama.lg.jp

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画

中間評価

令和7年（2025年）6月

鎌倉市・逗子市・葉山町

目 次

第1章 中間評価の趣旨	1
1 中間評価の目的	1
2 計画の目的及び位置づけ.....	1
第2章 鎌倉市・逗子市・葉山町のごみ処理の現状等.....	2
1 ごみ処理の概要	2
(1) ごみの分別区分.....	2
(2) 中間処理施設の整備状況	5
(3) 最終処分場の整備状況.....	6
(4) ごみ処理の流れ.....	7
2 資源物とごみの総排出量の推移.....	10
(1) 鎌倉市.....	10
(2) 逗子市.....	11
(3) 葉山町.....	12
(4) 2市1町	13
3 発生原単位	19
(1) 鎌倉市	19
(2) 逗子市	19
(3) 葉山町	19
4 資源化の状況	20
(1) 鎌倉市	20
(2) 逗子市	20
(3) 葉山町	20
5 ごみ組成	21
(1) 鎌倉市	21
(2) 逗子市	22
(3) 葉山町	23
6 ごみ処理経費	24
(1) 人口1人当たりの処理経費	24
(2) ごみ1t当たりの処理経費	25
7 生ごみ処理容器等の助成状況.....	26

(1) 鎌倉市	26
(2) 逗子市	26
(3) 葉山町	26
第3章 人口及びごみ排出量の目標達成状況.....	27
1 人口の推移	27
(1) 鎌倉市	27
(2) 逗子市	28
(3) 葉山町	29
(4) 2市1町	30
2 目標可燃ごみ量と実績量の比較.....	31
(1) 鎌倉市	31
(2) 逗子市	33
(3) 葉山町	35
(4) 2市1町	37
第4章 ごみの減量・資源化施策の取り組み状況.....	39
1 家庭から排出される燃やすごみの減量・資源化施策.....	40
(1) 生ごみ	40
(2) 紙類.....	43
2 事業所から排出されるごみの減量・資源化施策.....	44
(1) 生ごみの削減	44
(2) 排出事業者への適正排出の指導等	46
(3) 手数料の見直し	47
3 取り組むべきその他の施策.....	48
(1) Refuse の周知・啓発	48
(2) 新たな資源化の検討	49
(3) ごみ処理経費の縮減	50
第5章 ごみ処理施設の整備方針の取り組み状況.....	52
1 焼却施設、中継施設.....	52
2 容器包装プラスチック処理施設.....	53
3 生ごみ資源化施設.....	54
4 ごみ処理の連携	55
第6章 まとめ	56

1	各施策の実施状況.....	56
2	可燃ごみ総排出量の削減状況.....	57
3	ごみ処理施設の整備及び連携の取り組み状況.....	57

第1章 中間評価の趣旨

1 中間評価の目的

鎌倉市、逗子市及び葉山町（以下「2市1町」という。）は、平成28年（2016年）5月に、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を設置し、同年7月には2市1町におけるごみ処理広域化に関する「覚書」を締結してごみ処理の広域連携の検討を進め、令和2年（2020年）8月に「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定しました。

実施計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間としており、第Ⅰ期が令和6年度（2024年度）で最終年度となることから、本中間評価は計画に掲げた各施策の取り組み状況を評価するとともに、第Ⅱ期（令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）まで）の計画の推進に生かすことを目的とします。

2 計画の目的及び位置づけ

実施計画は、国及び神奈川県の考えに基づき、2市1町における今後のごみ処理の広域的な取組についての基本的な方向性を示すために策定したものです。

実施計画の位置づけは、図1に示すとおりです。

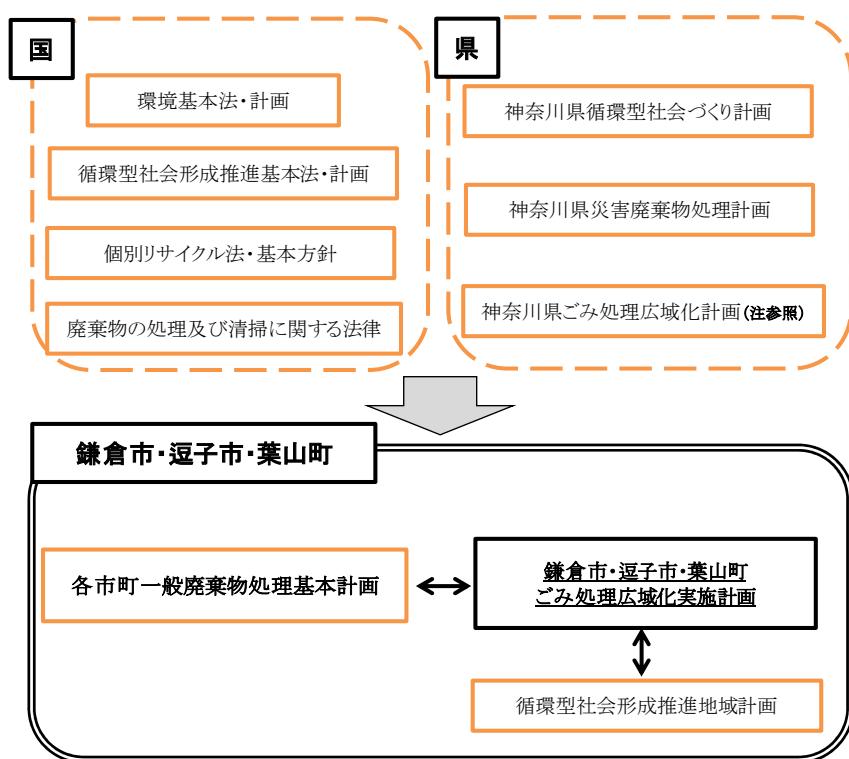


図1 実施計画の位置づけ

（注）ごみ処理広域化の取組は、神奈川県ごみ処理広域化計画における取組を引き継ぎ、「神奈川県循環型社会づくり計画」に位置づけて推進しています。

第2章 鎌倉市・逗子市・葉山町のごみ処理の現状等

1 ゴミ処理の概要

2市1町のごみ処理の概要は、次に示すとおりです。

(1) ゴミの分別区分

ア 鎌倉市

鎌倉市のゴミの分別区分は、表2.1に示すとおりです。

鎌倉市は、家庭系ごみの収集を全て委託化しました。また、ごみ処理体制の変更に伴い、令和6年（2024年）10月から粗大ごみ等については、原則全量を戸別に収集する制度に切り替えました。

表2.1 鎌倉市のゴミの分別区分

分別区分		収集主体	収集方法	収集回数	排出方法	
家庭系 収集	燃やすごみ	直営・委託	ステーション	週2回	有料袋(指定収集袋)	
	燃えないごみ	直営・委託		月1回	有料袋(指定収集袋)	
	容器包装プラスチック	委託		週1回	透明・半透明袋	
	製品プラスチック	直営・委託		月1回	透明・半透明袋	
	ミックスペーパー	委託		週1回	紙袋	
	紙パック	委託		週1回	結束	
	新聞紙	委託		週1回	結束	
	雑誌・古本	委託		週1回	結束	
	ボール紙・クラフト紙	委託		週1回	結束・紙袋(ボール紙のみ)	
	段ボール	委託		週1回	結束	
	布類	委託		週1回	透明・半透明袋	
	植木剪定材	直営・委託		週1回	透明・半透明袋、結束	
	ペットボトル	直営・委託		週1回	透明・半透明袋	
	飲食用カン・ビン	委託		週1回	コンテナ	
事業系 収集	危険・有害ごみ	直営・委託	ステーション・拠点回収	月1回	透明・半透明袋、紙包	
	使用済み食用油	直営・委託		月1回	ペットボトル	
	粗大ごみ・臨時ごみ	直営		随時	—	
	燃やすごみ	事業者による自己搬入または一般廃棄物収集運搬業許可業者への自主委託		随時	—	
	紙類					
	植木剪定材					
	布類					



令和7年(2025年)3月31日時点

分別区分		収集主体	収集方法	収集回数	排出方法
家庭系 収集	燃やすごみ	委託	ステーション	週2回	有料袋(指定収集袋)
	燃えないごみ	委託		月1回	有料袋(指定収集袋)
	容器包装プラスチック	委託		週1回	透明・半透明袋
	製品プラスチック	委託		月1回	透明・半透明袋
	ミックスペーパー	委託		週1回	紙袋
	紙パック	委託		週1回	結束
	新聞紙	委託		週1回	結束
	雑誌・古本	委託		週1回	結束
	ボール紙・クラフト紙	委託		週1回	結束・紙袋(ボール紙のみ)
	段ボール	委託		週1回	結束
	布類	委託		週1回	透明・半透明袋
	植木剪定材	委託		週1回	透明・半透明袋、結束
	ペットボトル	委託		週1回	透明・半透明袋
	飲食用カン・ビン	委託		週1回	コンテナ
事業系 収集	危険・有害ごみ	委託	ステーション・拠点回収	月1回	透明・半透明袋、紙包
	使用済み食用油	委託		月1回	ペットボトル
	粗大ごみ	委託		随時	—
	燃やすごみ	事業者による自己搬入または一般廃棄物収集運搬業許可業者への自主委託	随時	—	—
	紙類				
	植木剪定材				
	布類				

※ は変更箇所

イ 逗子市

逗子市のごみの分別区分は、表 2.2 に示すとおりです。

逗子市は、実施計画策定時から分別区分等に変更ありません。

表 2.2 逗子市のごみの分別区分

令和 7 年(2025年) 3月31日時点

分別区分		収集主体	収集方法	収集回数	排出方法			
収集	燃やごみ	直営・委託	ステーション	週 2 回	指定袋(有料)			
	不燃ごみ	委託		週 1 回	指定袋(有料)			
	危険有害ごみ	委託		2 週 1 回	透明・半透明袋			
	ペットボトル	委託		週 1 回	透明・半透明袋			
	容器包装プラスチック	直営・委託		週 1 回	透明・半透明袋			
	あきびん	委託		2 週 1 回	透明・半透明袋			
	草・葉・植木ごみ	委託		2 週 1 回	透明・半透明袋			
	小型家電	委託		2 週 1 回	透明・半透明袋			
	粗大ごみ	直営		戸別	隨時 証紙貼付			
	新聞	登録業者			結束			
家庭系	雑誌				結束			
	段ボール				結束			
	飲料用紙パック				結束			
	ミックスペーパー				紙袋			
	布類				透明・半透明袋			
	アルミ缶				透明・半透明袋			
	スチール缶				透明・半透明袋			
	家庭金物				透明・半透明袋			
拠点回収	廃インクカートリッジ	直営	拠点	随时	回収ボックス			
	廃蛍光管	委託						
	水銀式体温計							
	廃食用油							
	あきびん							
	乾電池・小型充電式電池							
事業系		事業者による自己搬入または一般廃棄物収集運搬業許可業者への自主委託			隨時			
					—			

ウ 葉山町

葉山町のごみの分別区分は、表 2.3 に示すとおりです。

葉山町は令和 7 年（2025 年）3 月からの家庭系生ごみの分別収集開始に伴い、燃やすごみの収集回数変更及び分別区分に生ごみが追加されています。

その他、スプレー缶・ガスボンベ及びライターが分別区分として増え、燃やすごみ、生ごみ、容器包装プラスチックが一部委託収集となっています。

表 2.3 葉山町のごみの分別区分

広域化実施計画策定期(令和2年(2020年)8月)

分別区分		収集主体	収集方法	収集回数	排出方法
家庭系 収集	燃やすごみ	直営	戸別 ステーション	週2回	透明・半透明の袋
	容器包装プラスチック	直営		週1回	透明・半透明の袋
	プラスチックごみ	直営		月1回	透明・半透明の袋
	ペットボトル	委託		月2回	コンテナに入る
	透明びん	委託		月2回	コンテナに入る
	茶色びん	委託		月2回	コンテナに入る
	その他の色のびん	委託		月2回	コンテナに入る
	白色トレイ	委託		月2回	コンテナに入る
	廃食油	委託		月2回	フタ付き容器に入る
	埋立ごみ	委託		月1回	コンテナに入る
	小型電気製品	委託		月1回	コンテナに入る
	乾電池	委託		月1回	コンテナに入る
	蛍光管・電球	委託		月1回	コンテナに入る
	草木類	直営		週1回	透明・半透明の袋
	粗大ごみ	直営	戸別/直接搬入	随時申込/搬入	—
	新聞、雑誌、ダンボール	登録業者	ステーション	週1回	コンテナに入る
	紙パック				
	ミックスペーパー				
	アルミ缶・スチール缶				
	金属製調理器具				
	その他金属類				
	古布・衣類				
事業系	事業者による自己搬入または一般廃棄物収集運搬業許可業者への自主委託			随時	—



令和 7 年(2025 年)3 月 31 日時点

分別区分		収集主体	収集方法	収集回数	排出方法
家庭系 収集	燃やすごみ	直営・委託	戸別 ステーション	週1回	透明・半透明の袋
	生ごみ	直営・委託		週2回	透明・半透明の袋
	容器包装プラスチック	直営・委託		週1回	透明・半透明の袋
	プラスチックごみ	直営		月1回	透明・半透明の袋
	ペットボトル	委託		月2回	コンテナに入る
	透明びん	委託		月2回	コンテナに入る
	茶色びん	委託		月2回	コンテナに入る
	その他の色のびん	委託		月2回	コンテナに入る
	白色トレイ	委託		月2回	コンテナに入る
	廃食油	委託		月2回	フタ付き容器に入る
	埋立ごみ	委託		月1回	コンテナに入る
	小型電気製品	委託		月1回	コンテナに入る
	乾電池	委託		月1回	コンテナに入る
	蛍光管・電球	委託		月1回	コンテナに入る
	スプレー缶・カセットボンベ	委託		月1回	コンテナに入る
	ライター	委託		月1回	コンテナに入る
	草木類	直営		週1回	透明・半透明の袋
	粗大ごみ	直営	戸別/直接搬入	随時申込/搬入	—
	新聞、雑誌、ダンボール	登録業者	ステーション	週1回	コンテナに入る
	紙パック				
	ミックスペーパー				
	アルミ缶・スチール缶				
	金属製調理器具				
	その他金属類				
	古布・衣類				
事業系	事業者による自己搬入または一般廃棄物収集運搬業許可業者への自主委託			随時	—

※ は変更箇所

(2) 中間処理施設の整備状況

2市1町の中間処理施設の設置状況は、表2.4に示すとおりです。また、中間処理施設の位置は、図2.1に示すとおりです。

表2.4 中間処理施設の整備状況

広域化実施計画策定期（令和2年（2020年）8月）

	鎌倉市		逗子市		葉山町	
	規模(t/日)	稼動開始年度	規模(t/日)	稼動開始年度	規模(t/日)	稼動開始年度
焼却施設	150	S57.2	140	S56.11	40(※2)	S52.4(※2)
粗大ごみ 処理施設	破碎施設 圧縮施設	100(※1) 20(※1)	S57.2	- -	- -	- -
併用施設	-	-	30	S54.6	10	S53.4
資源化施設	カン・ビン ミックスペーパー ¹ ペットボトル 容器包装プラスチック 植木剪定枝	20 20 - - -	H9.4 H9.4 - - -	- - 1.25 16.8 3.75	- - H11.11 R2.4 H22.9	- - - - -

(※1) 鎌倉市の破碎施設及び圧縮施設の規模は名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターの合計規模

(※2) 葉山町の焼却施設は、平成22年（2010年）に焼却を停止



令和7年(2025年)3月31日時点

	鎌倉市		逗子市		葉山町	
	規模(t/日)	稼動開始年度	規模(t/日)	稼動開始年度	規模(t/日)	稼動開始年度
焼却施設	廃止(※1)	-	140	S56.11	廃止(※2)	-
粗大ごみ 処理施設	破碎施設 圧縮施設	50(※1) 10(※1)	S55.3(※1) S55.3(※1)	- -	- -	- -
併用施設	-	-	30	S54.6	廃止(※2)	-
資源化施設	カン・ビン ミックスペーパー ¹ ペットボトル 容器包装プラスチック 植木剪定枝 生ごみ	20 20 - - - -	H9.4 H9.4 - - - -	- - 1.25 16.8 稼働停止(※3) -	- - H11.11 R2.4 - -	- - - - - 10(※4)

(※1) 令和7年(2025年)3月名越クリーンセンターの廃止に伴い、今泉クリーンセンターの規模及び稼働開始年度を記載

(※2) 葉山町の焼却施設、粗大ごみ処理施設は令和4年度(2022年度)に廃止

(※3) 平成30年(2018年)1月から稼働停止

(※4) 葉山町の生ごみ資源化処理施設は現在建設中

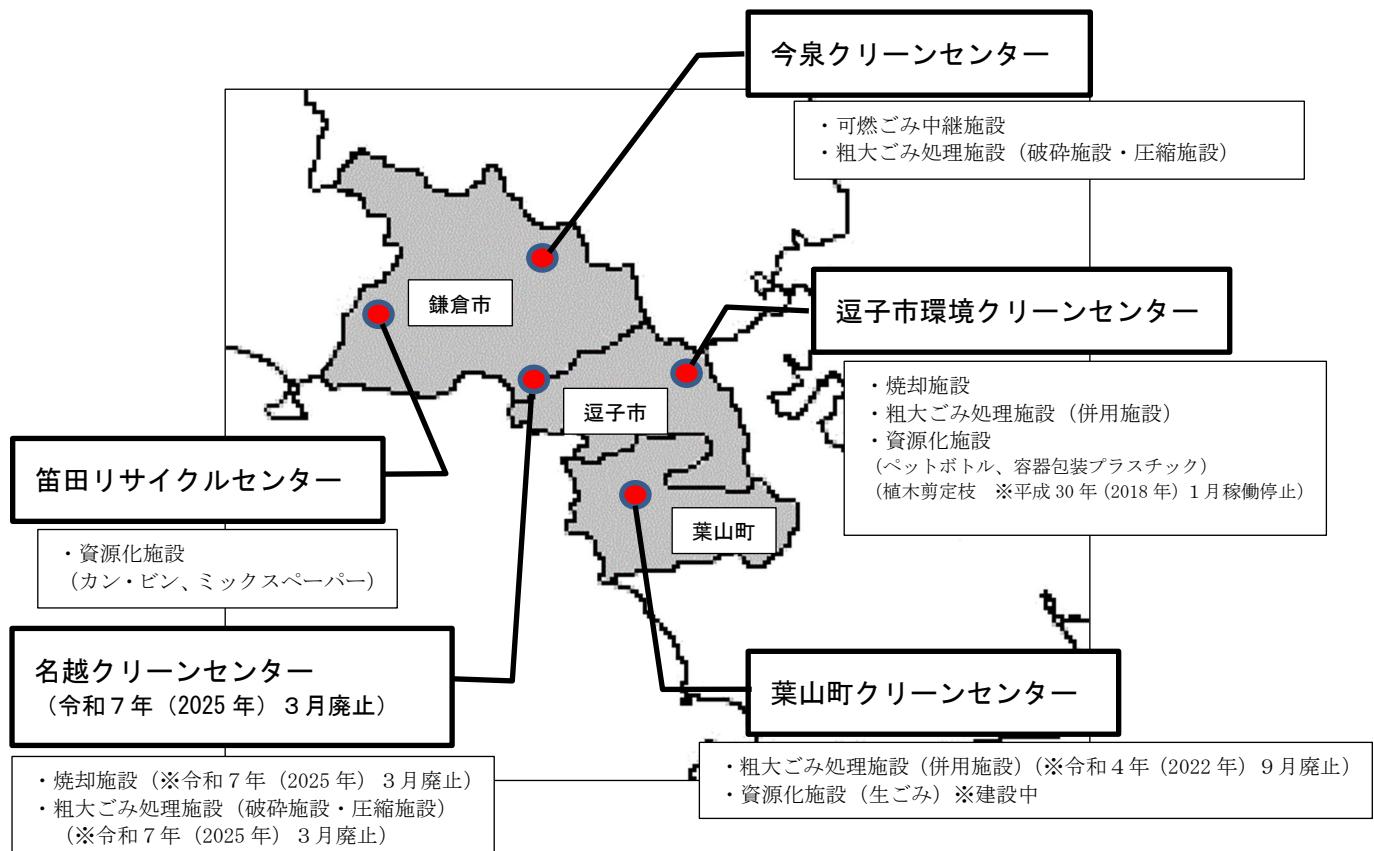


図 2.1 2市1町の中間処理施設の位置図

(3) 最終処分場の整備状況

最終処分場の整備状況は、表 2.5 に示すとおりで、逗子市ののみが最終処分場を整備していますが、最終処分場の残余容量が少なくなってきたことから、焼却残さの処理については、平成 26 年度(2014 年度)から市外の民間事業者に委託しています。

なお、鎌倉市及び葉山町は埋立可能な最終処分場を設置せず、焼却残さの処理は、市外の民間事業者に委託しています。

なお、実施計画策定期からの変更はありません。

表 2.5 最終処分場の整備状況

	埋立開始	埋立地面積 (m ²)	埋立地容量 (m ³)
逗子市	平成5年(1993年)6月	7,950	55,892

(4) ごみ処理の流れ

ア 鎌倉市

鎌倉市のごみ処理の流れは、図 2.2 に示すとおりです。

令和 7 年（2025 年）1 月に名越クリーンセンターでの焼却を停止し、家庭系燃やすごみは逗子市既存焼却施設を中心に、他自治体及び民間事業者にて処理しています。粗大ごみは、令和 6 年（2024 年）10 月から民間事業者にて選別及び処理等を行っています。

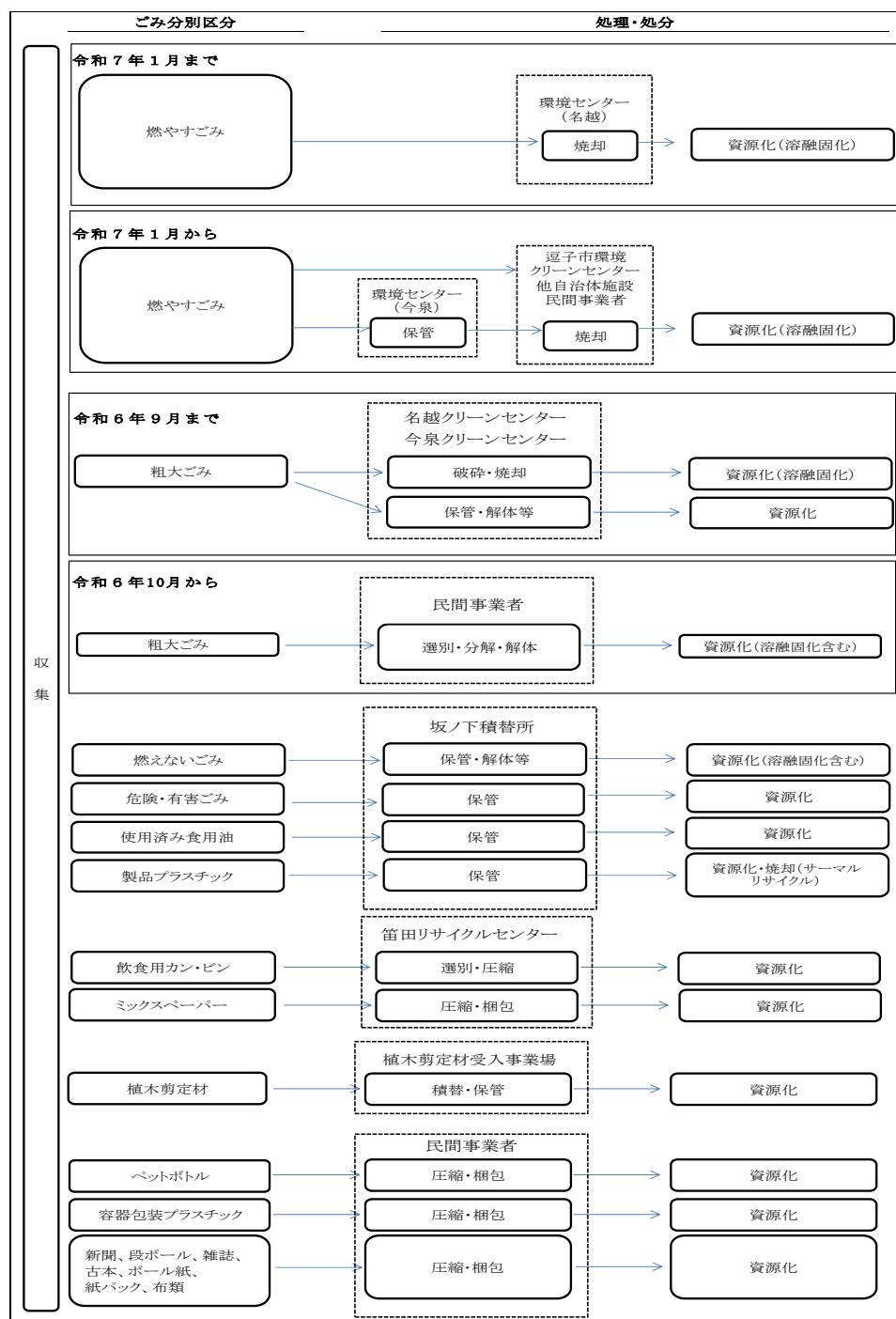


図 2.2 鎌倉市のごみ処理の流れ

イ 逗子市

逗子市のごみ処理の流れは、図 2.3 に示すとおりです。

焼却残渣の資源化を焼成及び溶融固化で行っていましたが、令和 6 年（2024 年）4 月から溶融固化により資源化を行っています。



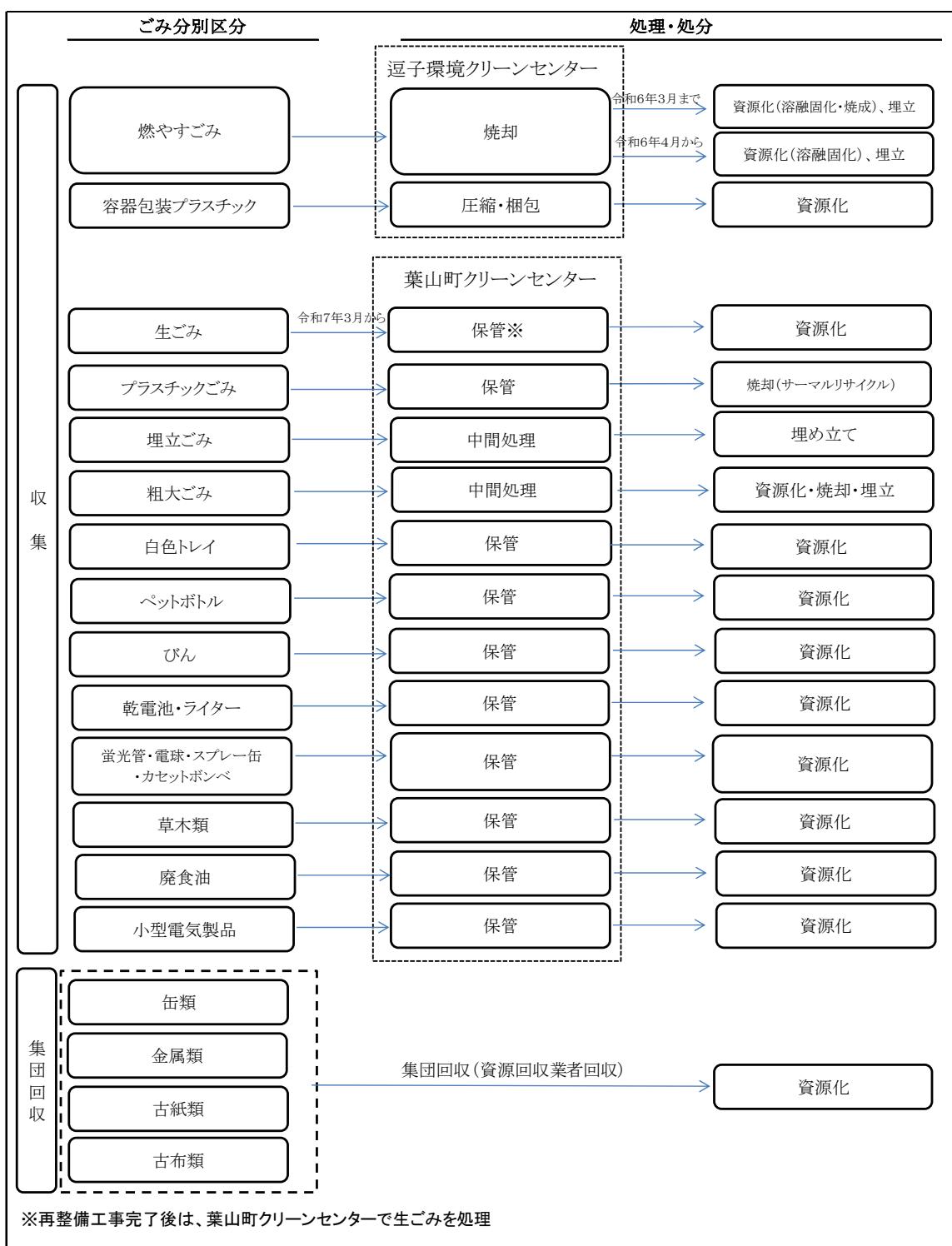
図 2.3 逗子市のごみ処理の流れ

ウ 葉山町

葉山町のごみ処理の流れは、図 2.4 に示すとおりです。

燃やすごみは平成 30 年度（2018 年度）から、容器包装プラスチックは令和 2 年度（2020 年度）から逗子市で処理を行っています。

また、生ごみの分別収集を令和 7 年（2025 年）3 月から開始しています。



2 資源物とごみの総排出量の推移

平成 24 年度(2012 年度)から令和 5 年度(2023 年度)までの資源物とごみの総排出量の推移及び各市町の資源物とごみの総排出量の内訳は、次に示すとおりです。

(1) 鎌倉市

鎌倉市の資源物とごみの総排出量の推移は、表 2.6、図 2.5 及び次に示すとおりです。

ア 家庭系資源物とごみ

鎌倉市の資源物とごみの総排出量全体は、減少傾向にあります。

家庭系資源物とごみは、平成 27 年(2015 年)4 月に燃やすごみと燃えないごみの有料化を実施したことにより、排出量が大幅に減少しました。コロナ禍の影響で、令和 2 年度(2020 年度)には前年度比で約 5,000 t 増加しましたが、令和 5 年度(2023 年度)にはコロナ禍以前よりも減少しています。

イ 事業系資源物とごみ

事業系資源物とごみは、平成 25 年(2013 年)1 月からごみ投入検査機を導入(今泉クリーンセンター中継機能の継続利用に伴い、令和 6 年(2024 年)10 月に撤去)するとともに、平成 28 年(2016 年)7 月から廃棄物発生抑制等啓発指導員を配置して、排出事業者及び搬入事業者に対して指導を行うことにより大幅に減少しました。令和元年度(2019 年度)以降はコロナ禍の影響に加え、令和 5 年度(2023 年)4 月に事業系植木剪定材の処理手数料を値上げしたことで減少し、令和 5 年度(2023 年度)には過去 12 年間で最少の排出量となりました。

表 2.6 鎌倉市の資源物とごみの総排出量の推移

年度	(t/年)					
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
家庭系資源物とごみ(収集)	48,797	48,779	49,647	46,471	47,831	42,943
事業系資源物とごみ(持込み)	18,706	17,225	17,275	17,198	17,577	16,803
合計	67,503	66,004	66,922	63,669	65,408	59,746

年度	(t/年)					
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
家庭系資源物とごみ(収集)	41,962	40,172	45,273	43,268	41,208	40,274
事業系資源物とごみ(持込み)	16,661	17,951	15,198	15,325	15,571	13,620
合計	58,623	58,123	60,471	58,593	56,779	53,894

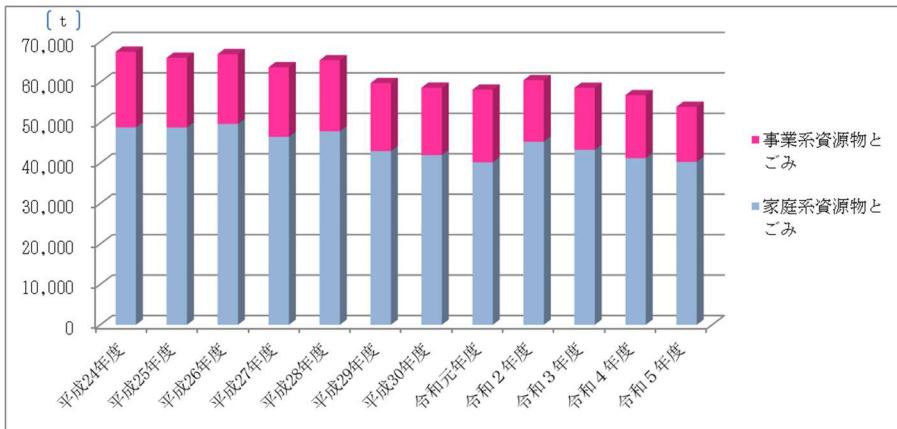


図 2.5 鎌倉市の資源物とごみの総排出量の推移

(2) 逗子市

逗子市の資源物とごみの総排出量の推移は、表2.7、図2.6及び次に示すとおりです。

ア 家庭系資源物とごみ(収集)

家庭系資源物とごみ(収集)は、平成27年(2015年)10月に家庭ごみ処理(燃やすごみ及び不燃ごみ)の有料化と分別区分の細分化を行い、平成28年度(2016年度)は平成26年度(2014年度)に比べ約2,700t(20.0%)減少しました。

その後、減少した状況が続いていましたが、コロナ禍の影響で令和2年度(2020年度)には一時的に排出量が増加しました。令和3年度(2021年度)以降は減少傾向となっています。

イ 家庭系資源物(集団回収)

家庭系資源物(集団回収)は、平成27年(2015年)10月から家庭ごみ処理の有料化と分別区分の細分化に伴い、資源物分別の徹底が進み、増加傾向に転じました。令和2年度(2020年度)には、コロナ禍の影響を受け排出量が増加しましたが、令和3年度(2021年度)以降は紙類の総排出量が減少傾向となっています。

ウ 事業系資源物とごみ(持込み)

事業系資源物とごみ(持込み)は、横ばいが続いていましたが、令和2年度(2020年度)以降は、コロナ禍の影響により減少傾向にあります。令和5年度(2023年度)は、過去12年間で最少の排出量となりました。

表2.7 逗子市の資源物とごみの総排出量の推移

年度	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
	(t/年)					
家庭系資源物とごみ(収集)	13,766	13,611	13,328	12,432	10,657	10,652
家庭系資源物(集団回収)	2,504	2,443	2,426	3,079	3,390	3,392
事業系資源物とごみ(持込み)	3,985	4,185	4,434	4,697	4,694	4,574
合計	20,255	20,239	20,188	20,208	18,741	18,618
	(t/年)					
年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
家庭系資源物とごみ(収集)	10,547	10,925	11,314	10,921	10,620	10,129
家庭系資源物(集団回収)	3,190	3,153	3,284	3,115	2,931	2,754
事業系資源物とごみ(持込み)	4,478	4,460	4,052	4,176	4,114	3,782
合計	18,215	18,538	18,650	18,212	17,665	16,665

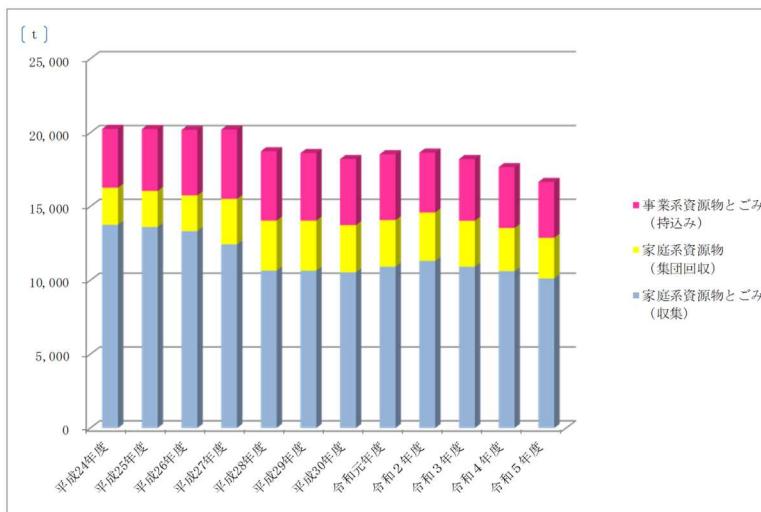


図2.6 逗子市の資源物とごみの総排出量の推移

(3) 葉山町

葉山町の資源物とごみの総排出量の推移は、表2.8、図2.7及び次に示すとおりです。

ア 家庭系資源物とごみ(収集)

葉山町では、平成26年(2014年)6月から実施した戸別収集と資源ステーション回収により、家庭系資源物とごみ(収集)は約2,300t減少し、その後は横ばいが続いておりましたが、令和元年度(2019年度)は前年度に比べ433t増加し、さらに令和2年度(2020年度)には237tの増加となりました。

この背景には、新型コロナウイルスの影響により、外出自粛やテレワークの普及により、一時的に増加したことが考えられます。

イ 家庭系資源物(集団回収)

家庭系資源物(集団回収)は、平成26年(2014年)6月から紙類、金属類、布類の集団回収を始めて以来、横ばいが続いています。

ウ 事業系資源物とごみ(持込み)

事業系資源物とごみ(持込み)は、大きな変動がなく横ばいが続いていましたが、令和元年度(2019年度)及び令和2年度(2020年度)に新型コロナウイルスの影響により家庭系資源物とごみ(収集)が増加した一方、若干減少となっています。

表2.8 葉山町の資源物とごみの総排出量の推移

年度	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	(t/年)
家庭系資源物とごみ(収集)	9,970	9,677	7,408	7,120	7,008	7,071	
家庭系資源物(集団回収)	394	552	1,705	1,879	1,818	1,799	
事業系資源物とごみ(持込み)	2,576	2,329	2,604	2,586	2,586	2,587	
合計	12,940	12,558	11,717	11,585	11,412	11,457	

年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	(t/年)
家庭系資源物とごみ(収集)	6,924	7,357	7,594	7,021	6,709	6,440	
家庭系資源物(集団回収)	1,753	1,806	1,822	1,726	1,648	1,620	
事業系資源物とごみ(持込み)	2,336	2,291	1,995	2,005	2,278	2,112	
合計	11,013	11,454	11,411	10,752	10,635	10,172	

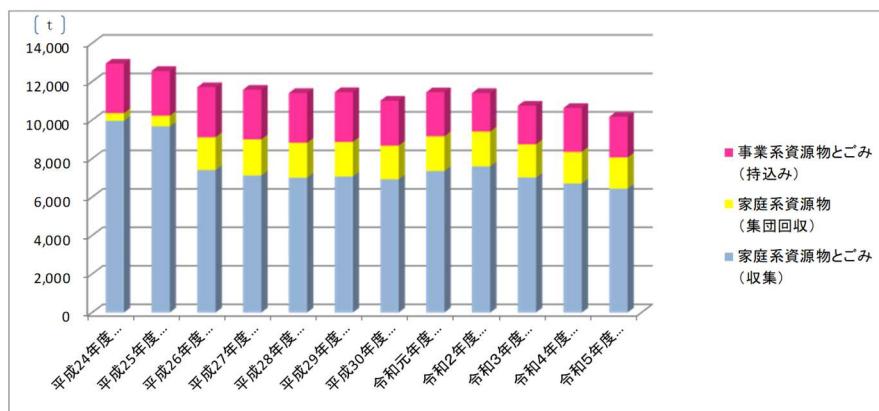


図2.7 葉山町の資源物とごみの総排出量の推移

(4) 2市1町

2市1町のごみ排出量の推移は、表2.9、図2.8及び次に示すとおりです。

家庭系資源物とごみ及び事業系資源物とごみは、コロナ禍の影響で一時的な変動はありましたが、各市町とも減少傾向にあります。

集団回収は、平成26年度（2014年度）以降増加傾向にありましたが、令和2年度（2020年度）以降減少傾向に転じています。

また、2市1町全体の資源物とごみの総排出量に占める各市町の割合は、表2.10、図2.9に示すとおりで、おおよそ鎌倉市7割、逗子市2割、葉山町1割となっております。

なお、各市町の資源物とごみの総排出量の内訳は、表2.11から表2.13、2市1町全体の資源物のごみの総排出量の内訳は、表2.14に示すとおりです。

表2.9 2市1町の資源物とごみの総排出量の推移

(t/年)

年度	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
家庭系資源物とごみ(収集)	72,533	72,067	70,383	66,023	65,496	60,666
家庭系資源物(集団回収)	2,898	2,995	4,131	4,958	5,208	5,191
事業系資源物とごみ(持込み)	25,267	23,739	24,313	24,481	24,857	23,964
合計	100,698	98,801	98,827	95,462	95,561	89,821

(t/年)

年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
家庭系資源物とごみ(収集)	59,433	58,454	64,181	61,210	58,537	56,843
家庭系資源物(集団回収)	4,943	4,959	5,106	4,841	4,579	4,374
事業系資源物とごみ(持込み)	23,475	24,702	21,245	21,506	21,963	19,514
合計	87,851	88,115	90,532	87,557	85,079	80,731

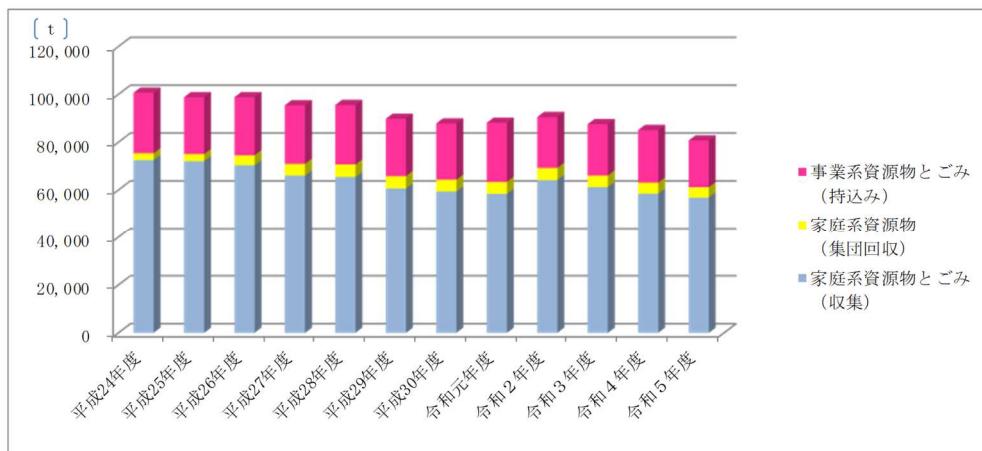


図2.8 2市1町の資源物とごみの総排出量の推移

表 2.10 2市1町の資源物とごみの総排出量に占める各市町の割合の推移

(t/年)

年度	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市 (割合%)	67,503 (67.0)	66,004 (66.8)	66,922 (67.7)	63,669 (66.7)	65,408 (68.4)	59,746 (66.5)
逗子市 (割合%)	20,255 (20.1)	20,239 (20.5)	20,188 (20.4)	20,208 (21.2)	18,741 (19.6)	18,618 (20.7)
葉山町 (割合%)	12,940 (12.9)	12,558 (12.7)	11,717 (11.9)	11,585 (12.1)	11,412 (11.9)	11,457 (12.8)
合計 (割合%)	100,698 (100.0)	98,801 (100.0)	98,827 (100.0)	95,462 (100.0)	95,561 (100.0)	89,821 (100.0)

年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
鎌倉市 (割合%)	58,623 (66.7)	58,123 (66.0)	60,471 (66.8)	58,593 (66.9)	56,779 (66.7)	53,894 (66.8)
逗子市 (割合%)	18,215 (20.7)	18,538 (21.0)	18,650 (20.6)	18,212 (20.8)	17,665 (20.8)	16,665 (20.6)
葉山町 (割合%)	11,013 (12.5)	11,454 (13.0)	11,411 (12.6)	10,752 (12.3)	10,635 (12.5)	10,172 (12.6)
合計 (割合%)	87,851 (100.0)	88,115 (100.0)	90,532 (100.0)	87,557 (100.0)	85,079 (100.0)	80,731 (100.0)

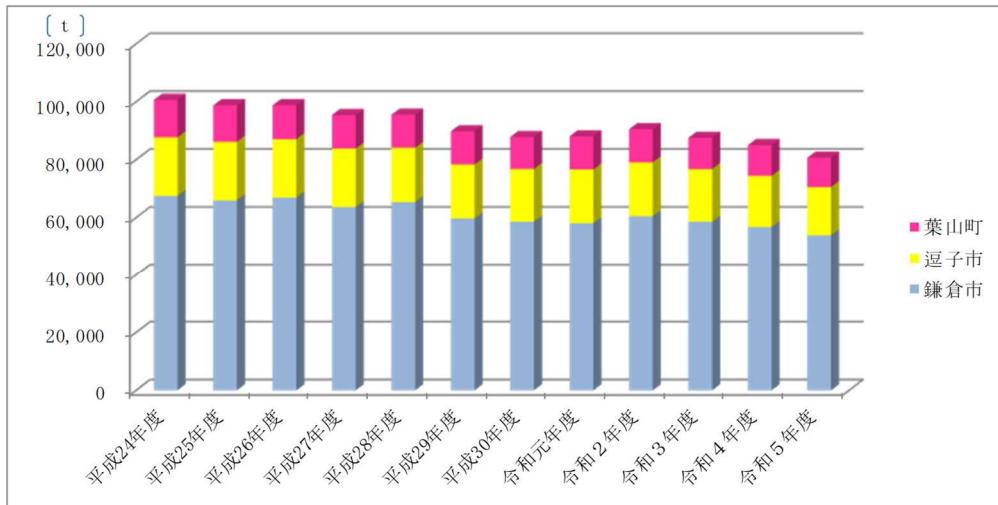


図 2.9 2市1町の資源物とごみの総排出量に占める各市町の排出量の推移

表2.11 鎌倉市の資源物とごみの総排出量の内訳

	平成24年度 (2012年度)		平成25年度 (2013年度)		平成26年度 (2014年度)		平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		
計画収集人口（人）	174,162	173,523	173,530	173,019	172,337	172,284	172,306	172,262	172,710	172,772	172,428	171,600	燃やすごみ（家庭系）	24,164	23,919	24,191	20,092	19,866	19,570	18,710	19,197	20,002	19,733	19,340	18,606
製品プラスチック等	0	0	0	13	83	91	247	292	256	394	355	339	346												
植木剪定枝材	5,162	5,004	5,083	5,241	5,344	5,288	5,024	5,185	5,483	4,889	4,923	4,645	4,645												
不燃ごみ	1,371	1,411	1,712	925	1,013	1,016	1,062	1,124	1,279	1,164	1,087	1,042	1,042												
蛍光管・乾電池	57	54	57	50	49	49	49	54	51	50	47	48	48												
粗大ごみ	554	575	559	531	635	586	566	726	701	727	590	595	595												
ペットボトル	511	514	503	505	504	511	543	606	566	578	576	590	590												
容器包装プラスチック	2,163	2,178	2,188	2,501	2,472	2,691	2,652	2,858	2,840	2,772	2,675	2,675	2,675												
飲料用びん	1,655	1,671	1,668	1,632	1,605	1,570	1,528	1,519	1,639	1,585	1,513	1,434	1,434												
飲料用かん	440	430	411	391	380	374	370	367	407	393	372	350	350												
便用済み食用油	38	38	39	44	45	47	46	35	51	51	46	45	45												
紙類	10,166	10,034	9,836	9,588	9,219	8,935	8,612	8,391	8,401	7,932	7,692	7,135	7,135												
布類	990	979	1,056	1,020	1,001	1,042	1,039	1,074	1,181	1,074	1,002	946	946												
燃やすごみ（事業系）	12,121	10,777	10,808	10,892	10,811	10,098	9,508	9,357	7,830	6,209	1,807	1,453	1,453												
資源物（事業系）																									
小計	59,392	57,584	58,124	53,495	53,064	51,805	50,040	47,543	50,843	49,378	48,104	46,223	46,223												
燃やすごみ（家庭系）	476	918	1,459	3,167	4,868	520	1,144	704	1,614	1,397	447	1,368	1,368												
燃やすごみ（事業系）	880	736	653	558	520	440	454	432	291	377	363	371	371												
直接木剪定枝材（事業系）	5,705	5,712	5,814	5,748	6,246	6,265	6,231	8,139	7,077	6,941	7,403	5,483	5,483												
搬入	99	107	102	97	82	68	81	370	73	75	72	66	66												
不燃ごみ																									
資源ごみ他	951	947	770	604	628	648	673	935	573	425	390	383	383												
小計	8,111	8,420	8,798	10,174	12,344	7,941	8,583	10,580	9,628	9,215	8,675	7,671	7,671												
合計	67,503	66,004	66,922	63,669	65,408	59,746	58,623	58,123	60,471	58,593	56,779	53,894	53,894												

※現行計画の表3.12では燃やすごみ（事業系）を全て直接搬入量として記載していますが、県への報告値と統一し、一部を計画収集量に整理し直しました。

表2.12 逗子市の資源物ごみの総排出量の内訳

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画収集人口(人)	60,933	60,859	60,729	60,425	60,556	60,139	60,125	59,936	60,060	60,006	59,609	59,019
燃やすごみ	10,424	10,253	10,017	8,992	7,048	6,995	6,947	7,095	7,320	7,212	6,998	6,734
植木剪定枝	0	0	0	471	1,447	1,375	1,550	1,493	1,317	1,337	1,209	200
不燃ごみ	528	530	531	517	193	210	224	253	227	208	195	103
小型家電	0	0	0	0	53	94	104	105	117	139	126	115
危険有害ごみ	0	0	0	14	32	31	31	31	33	32	31	30
粗大ごみ	321	348	332	312	163	170	181	193	237	238	227	200
ペット上部	206	202	194	189	186	188	197	203	216	217	212	212
容器包装プラスチック	762	755	845	882	903	915	925	973	936	896	857	857
収集	あきかん・あきびん	808	813	785	654	0	0	0	0	0	0	0
あきびん	0	0	0	11	533	537	515	512	549	532	497	482
乾電池	9	6	10	1	2	2	2	3	15	3	18	18
魔食用油	1	2	2	3	3	3	4	4	4	5	3	2
ビデオテープ・CD	5	4	4	7	6	6	4	5	6	6	4	3
紙類	641	631	640	329	66	66	59	61	73	67	72	76
布類	61	57	58	33	0	0	0	0	0	0	0	0
スチール缶	0	0	0	1	2	2	2	2	2	3	2	3
小計	13,766	13,611	13,328	12,432	10,657	10,552	10,547	10,925	11,314	10,921	10,620	10,129
燃やすごみ	3,644	3,843	4,098	3,179	3,289	3,306	3,207	2,967	2,635	2,798	2,784	2,583
植木剪定枝	0	0	0	1,133	1,011	920	874	1,021	931	924	902	794
直接	不燃ごみ	16	19	9	9	13	11	21	44	7	17	14
接続	小型家電	0	0	0	0	3	2	1	0	0	0	0
搬入	粗大ごみ	324	322	326	375	378	335	374	427	479	437	400
あきかん・あきびん	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	3,985	4,185	4,434	4,697	4,694	4,574	4,478	4,460	4,052	4,176	4,114	3,782
新聞	498	482	427	450	457	417	347	310	241	261	229	198
雑誌	821	786	802	901	897	856	810	862	776	728	672	672
段ボール	573	575	592	725	797	855	824	817	925	923	871	837
集団	ミックステーブル	15	15	15	16	16	15	12	9	10	11	10
回収	布類	430	424	442	663	763	743	713	744	744	680	653
スチール缶	167	161	165	237	257	258	246	270	294	257	233	226
アルミニウム	0	0	0	35	68	64	60	58	62	59	58	55
家庭金物	0	0	0	0	45	91	97	93	97	100	98	99
小計	2,504	2,443	2,426	3,079	3,390	3,38	46	49	51	51	42	42
合計	20,255	20,239	20,188	20,208	18,741	18,618	18,245	18,538	18,650	18,212	17,665	16,665

表2.13 葉山町の資源物とごみの総排出量の内訳

(t/年)									
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
計画収集人口 (人)	32,813	32,545	32,478	32,096	32,109	31,964	31,858	31,683	31,665
燃やすごみ	5,230	5,218	4,201	3,977	3,922	4,015	3,951	4,098	4,313
プラスチックごみ	631	615	253	223	169	201	196	207	236
植木剪定枝	1,046	1,020	932	1,052	1,171	1,156	1,096	1,242	1,251
不燃ごみ	760	672	377	248	105	132	135	133	157
粗大ごみ	82	88	100	83	75	83	91	98	118
ペットボトル	85	86	89	90	92	92	97	98	100
容器包装プラスチック	355	441	568	577	590	580	575	615	604
ガラスびん	57	76	202	352	315	321	294	304	336
乾電池	3	0	6	14	11	10	10	11	11
廃食油	1	1	7	9	10	10	9	10	13
紙類	626	468	187	0	0	0	0	0	0
白色トレイ	1	1	4	4	4	3	3	3	3
ミックステープーハー	432	432	104	16	15	14	12	13	10
紙パック	7	5	1	1	1	1	1	1	1
ガラス・陶磁器									
小計	9,315	9,123	7,018	6,637	6,467	6,628	6,475	6,793	7,164
燃やすごみ(事業系)	1,475	1,388	1,708	1,849	1,846	1,844	1,635	1,497	1,195
プラスチックごみ(事業系)	180	100	93	86	52	47	33	52	39
植木剪定枝(事業系)	1,101	941	896	737	740	743	701	794	800
不燃ごみ	118	109	61	64	87	30	31	69	43
小型家電									
粗大ごみ	204	183	196	317	271	303	355	280	261
古布	23	25	28	37	22	22	23	26	21
古紙	130	137	12	101	63	61	60	62	47
小計	3,231	2,883	2,994	3,069	3,127	3,030	2,786	2,855	2,425
新聞雑誌									
段ボール	346	387	1,006	463	449	429	398	413	406
紙パック	1	2	21	23	22	21	23	22	23
ミックステープーハー	88	335	401	383	390	393	396	364	342
古布・衣類	39	55	159	171	166	161	175	183	169
スチール缶	3	7	49	57	57	63	69	51	47
アルミ缶	2	7	53	63	65	64	69	70	67
その他金属類	3	6	82	59	44	46	48	52	49
金属製調理器具	0	0	0	17	17	20	18	17	16
小計	394	552	1,705	1,879	1,818	1,799	1,753	1,806	1,822
合計	12,940	12,558	11,717	11,585	11,412	11,457	11,014	11,454	10,752
									10,635
									10,172

表2.14 2市1町の資源物とごみの総排出量の内訳

(t/年)										
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
資源物収集人口(人)	267,958	266,327	266,737	265,540	265,002	264,687	264,289	263,881	264,435	263,468
資源物収集率(%)	39.818	39.390	38.409	33.061	30.836	30.580	29.608	30.390	31.635	31.063
燃やさないごみ(事業系)	12,121	10,777	10,808	10,892	10,811	10,098	9,508	9,357	7,830	6,209
(製品) ブラスチックごみ	631	615	266	6,015	6,764	7,962	4,848	4,663	5,284	5,20
植木剪定枝(材)	6,208	6,024	2,613	2,620	1,690	1,311	1,319	1,407	1,481	1,689
不燃ごみ	2,659	0	0	0	53	94	104	105	117	139
小剣家電	0	0	0	0	57	81	80	80	85	82
危険有害ごみ※	相大ごみ	957	1,011	991	926	873	839	838	1,017	1,056
ペットボトル	802	802	786	784	782	791	837	907	882	906
容器包装プラスチック	3,280	3,384	3,498	3,914	3,960	3,965	4,186	4,152	4,446	4,380
あきかん・おきひん	808	813	785	654	0	0	0	0	0	0
収集歩き(飲料用) かん	1,712	1,747	1,870	1,995	2,453	2,428	2,337	2,335	2,524	2,450
白色トレイ	440	430	411	391	380	374	370	367	407	393
断熱材(廃電池)	12	6	16	15	13	12	12	14	26	27
隆(廃用済み) 食用油	39	41	48	56	58	60	59	49	69	67
ヒデオーデープ・C.D	5	4	4	7	6	6	4	5	6	6
紙類	11,433	11,133	10,663	9,917	9,281	9,001	8,671	8,452	8,474	7,999
布類	1,051	1,036	1,114	1,053	1,005	1,042	1,039	1,074	1,181	1,074
白色トレイ	1	1	4	4	4	3	3	3	3	3
資源物(事業系)										
スチール缶	0	0	0	1	2	2	2	2	2	2
ミックステーパー	432	432	104	16	15	14	12	13	10	7
紙パック	7	5	1	1	1	1	1	1	1	1
ガラス・陶磁器										
小計	82,473	80,318	78,470	72,564	70,188	69,085	67,062	65,261	69,321	66,954
燃やさないごみ(家庭系)	918	1,459	3,167	4,868	520	1,144	704	1,614	1,397	1,397
燃やさないごみ(事業系)	5,999	5,967	6,459	5,586	5,655	5,590	5,296	4,896	4,121	4,491
プラスチックごみ	180	10	93	86	52	47	33	52	39	32
直接燃やさないごみ(家庭系)	6,806	6,653	6,710	7,618	7,997	7,928	7,806	9,954	8,808	8,554
不燃ごみ	233	235	172	170	182	109	133	483	123	119
小剣家電	0	0	0	0	3	14	2	1	0	0
相大ごみ	528	505	522	570	695	606	677	782	759	698
あきかん・おきひん	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
資源ごみ他	1,104	1,109	810	742	713	731	756	1,032	641	471
新聞	15,327	15,488	16,226	17,940	20,165	15,515	15,847	17,895	16,105	15,762
雑誌	869	1,433	676	666	600	507	455	363	363	365
段ボール	821	786	785	1,355	1,350	1,326	1,254	1,223	1,268	1,118
集団紙パック	16	17	36	39	38	36	34	32	32	30
ミックステーパー	430	512	777	1,064	1,146	1,133	1,106	1,140	1,108	1,017
回収布類	206	216	324	408	423	424	407	445	477	426
回収スチール缶	3	7	49	92	125	121	117	121	131	110
回収アルミニ缶	2	7	53	108	156	163	158	162	167	162
その他金属類	3	6	82	59	44	46	48	52	49	48
家庭金物	2,898	2,995	4,131	4,958	5,208	5,191	4,943	4,959	5,106	641
小計	100,698	98,801	98,827	95,462	95,561	89,821	87,852	88,115	90,532	87,557
合計	100	98	98	98	98	98	98	98	98	98

※収集危険・有害ごみは鎌倉市は、螢光管・乾電池が対象である。

3 発生原単位

平成 24 年度（2012 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの 1 人 1 日当たりの排出量（以下「発生原単位」という。）の推移は、表 2.15、図 2.10 及び次に示すとおりです。

（1）鎌倉市

鎌倉市の発生原単位は、平成 24 年度（2012 年度）は 1,062g/人・日で、令和 5 年度（2023 年度）は 858g/人・日となっており、減少傾向にあります。

（2）逗子市

逗子市の発生原単位は、平成 24 年度（2012 年度）は 910g/人・日で、令和 5 年度（2023 年度）は 771g/人・日となっており、減少傾向にあります。

（3）葉山町

葉山町の発生原単位は、平成 24 年度（2012 年度）は 1,080g/人・日で、令和 5 年度（2023 年度）は 893g/人・日となっており、減少傾向にあります。

表 2.15 発生原単位の推移

		(g/人日)					
		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市	家庭系	768	770	784	734	760	683
	事業系	294	272	273	272	279	267
	計	1,062	1,042	1,057	1,005	1,040	950
逗子市	家庭系	731	723	711	701	636	637
	事業系	179	188	200	212	212	207
	計	910	911	911	914	848	844
葉山町	家庭系	865	861	769	766	753	760
	事業系	215	196	220	220	221	222
	計	1,080	1,057	988	986	974	982
神奈川県(平均)		923	907	894	884	872	859
		(g/人日)					
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
鎌倉市	家庭系	667	637	718	686	655	641
	事業系	265	285	241	243	247	217
	計	932	922	959	929	902	858
逗子市	家庭系	626	642	666	641	623	596
	事業系	204	203	185	191	189	175
	計	830	845	851	832	812	771
葉山町	家庭系	746	790	815	757	730	708
	事業系	201	198	173	173	199	185
	計	947	988	987	930	928	893
神奈川県(平均)		846	848	836	818	799	768

※計は端数により一致しない場合があります。

出典: 神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

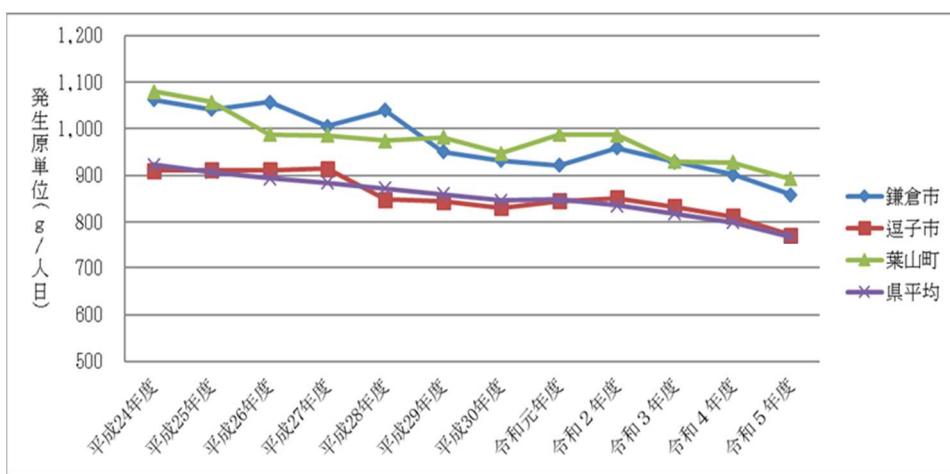


図 2.10 発生原単位の推移

4 資源化の状況

平成24年度(2012年度)から令和5年度(2023年度)までの資源化率の推移は、表2.16、図2.11及び次に示すとおりです。

(1) 鎌倉市

鎌倉市の資源化率は、平成24年度(2012年度)は48.1%で、令和5年度(2023年度)は58.7%となっており、増加傾向にあります。

(2) 逗子市

逗子市の資源化率は、平成24年度(2012年度)(28.0%)から平成28年度(2016年度)(47.6%)にかけて増加傾向にありましたが、その後はほぼ横ばいの状況で、令和5年度(2023年度)は44.9%となっています。

(3) 葉山町

葉山町の資源化率は、平成24年度(2012年度)(36.1%)から平成27年度(2015年度)(43.8%)にかけて増加し、平成29年度(2017年度)までは横ばいの状況が続きましたが、再度平成30年度(2018年度)に増加し、その後は横ばいの状況で、令和5年度(2023年度)は49.7%となっています。

表2.16 資源化率の推移

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	(%)
鎌倉市	48.1	48.8	48.5	48.7	47.9	52.0	
逗子市	28.0	28.2	39.1	43.0	47.6	47.4	
葉山町	36.1	36.1	42.2	43.8	43.9	44.3	
県平均	24.8	25.3	25.7	25.2	24.8	24.4	
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	(%)
鎌倉市	52.5	52.6	53.2	52.8	56.7	58.7	
逗子市	46.4	47.5	48.1	46.6	45.9	44.9	
葉山町	49.8	50.5	51.2	50.6	49.6	49.7	
県平均	24.3	24.1	24.9	24.7	24.4	24.2	

出典：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

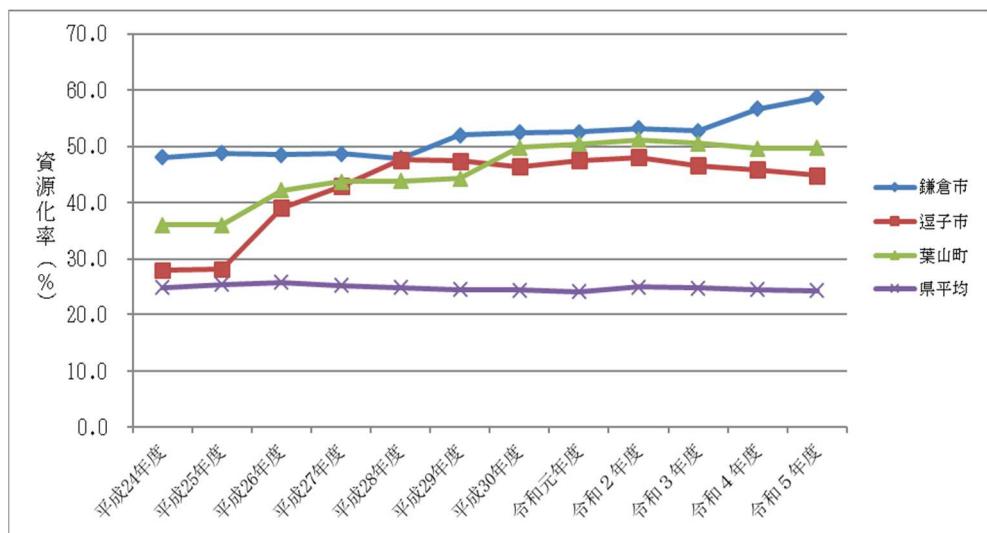


図2.11 資源化率の推移

5 ごみ組成

各市町の収集可燃ごみの組成（湿物）は、次に示すとおりです。

（1）鎌倉市

鎌倉市の収集可燃ごみの組成（湿物）割合は、表 2.17 及び図 2.12 に示すとおりです。

最も割合の多い厨芥類（生ごみ）が 48.8%から 40.6%と減少し、布類が 4.6%から 8.2%に増加しています。そのほかの紙類、合成樹脂類等は、大きな変化はありません。

表 2.17 鎌倉市の収集可燃ごみ組成（湿物）

(%)

	平成29年度 (2017年度)	令和5年度 (2023年度)
紙類	25.7	25.4
布類	4.6	8.2
合成樹脂類	10.6	11.4
木・竹・わら類	3.6	2.7
厨芥類（生ごみ）	48.8	40.6
不燃物類	1.0	0.7
その他	5.7	11.0

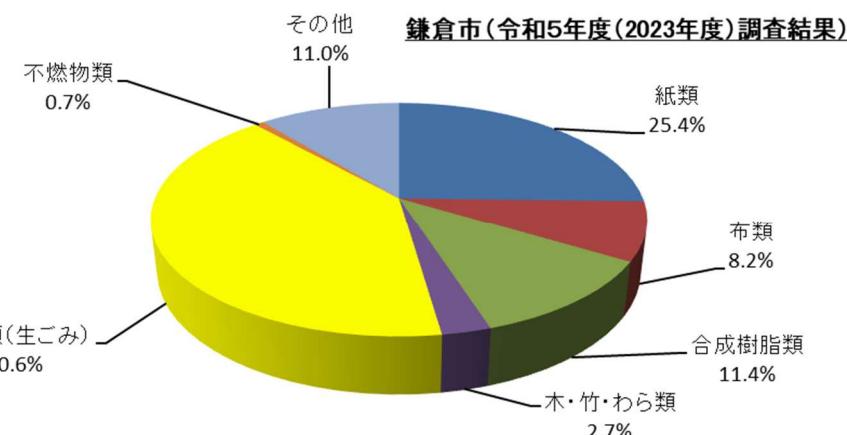
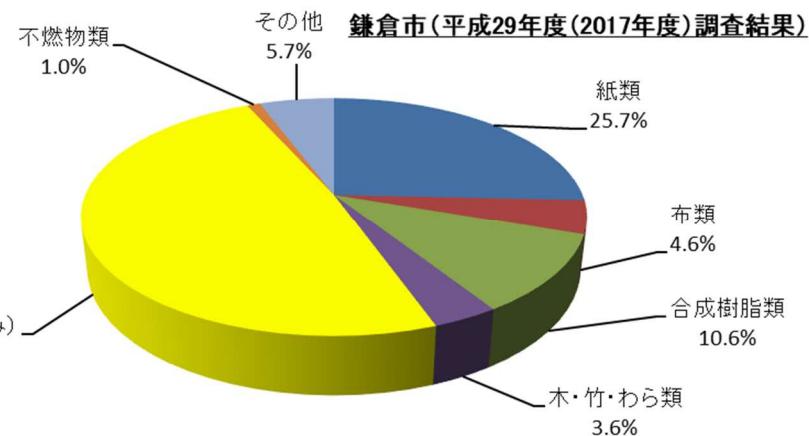


図 2.12 鎌倉市の収集可燃ごみ組成

(2) 逗子市

逗子市の収集可燃ごみの組成（湿物）割合は、表 2.18 及び図 2.13 に示すとおりです。

割合の多い厨芥類（生ごみ）は 43.3%から 32.3%と減少し、合成樹脂類が 15.1%から 24.5%、布類が 4.7%から 7.4%と増加しています。

表 2.18 逗子市の収集可燃ごみ組成（湿物）

(%)

	平成29年度 (2017年度)	令和5年度 (2023年度)
紙類	33.3	31.1
布類	4.7	7.4
合成樹脂類	15.1	24.5
木・竹・わら類	2.4	1.4
厨芥類（生ごみ）	43.3	32.3
不燃物類	0.8	1.7
その他	0.4	1.6

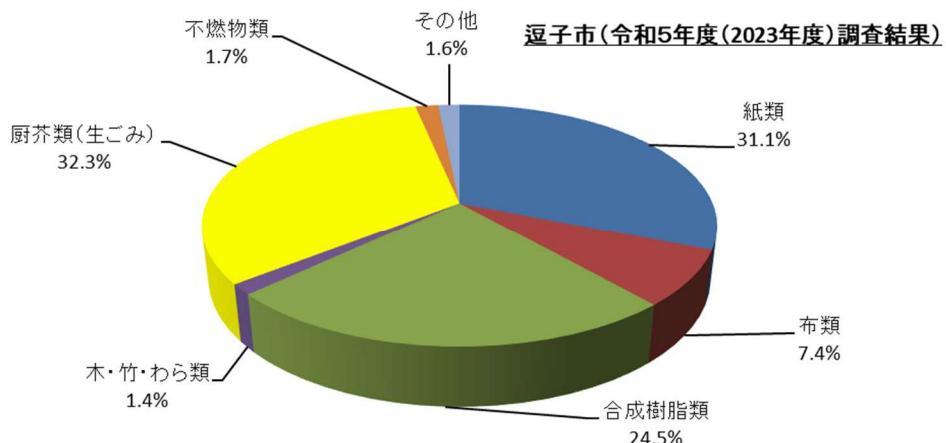
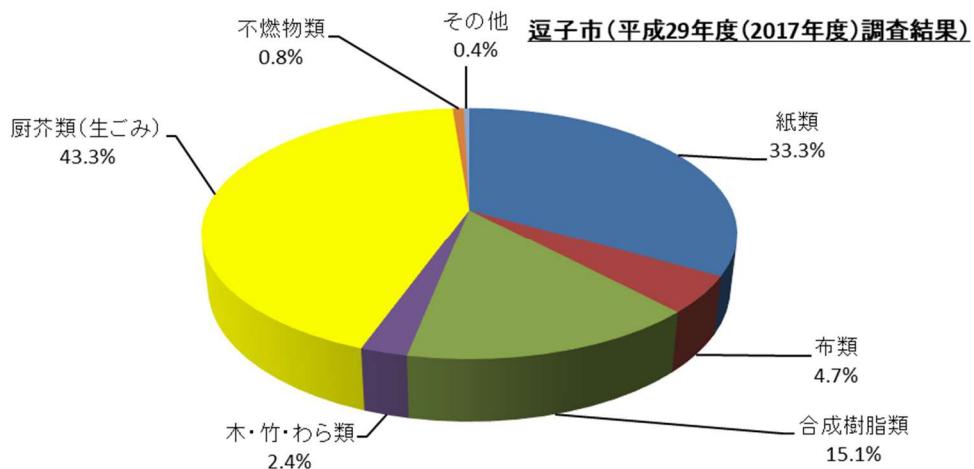


図 2.13 逗子市の収集可燃ごみ組成

(3) 葉山町

葉山町の収集可燃ごみの組成（湿物）割合は、表 2.19 及び図 2.14 に示すとおりです。

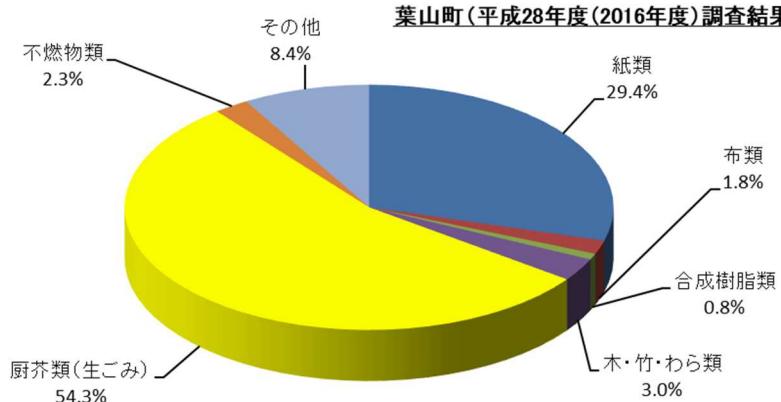
割合の多い厨芥類（生ごみ）が 54.3%から 46.3%、紙類が 29.4%から 17.9%に減少しています。また、その他が 8.4%から 26.0%に増加していますが、これは令和 5 年度（2023 年度）については紙おむつがその他に含まれているためです。

表 2.19 葉山町の収集可燃ごみ組成（湿物）

(%)

	平成28年度 (2016年度)	令和5年度 (2023年度)
紙類	29.4	17.9
布類	1.8	2.8
合成樹脂類	0.8	3.4
木・竹・わら類	3.0	3.5
厨芥類（生ごみ）	54.3	46.3
不燃物類	2.3	0.1
その他	8.4	26.0

葉山町(平成28年度(2016年度)調査結果)



葉山町(令和5年度(2023年度)調査結果)

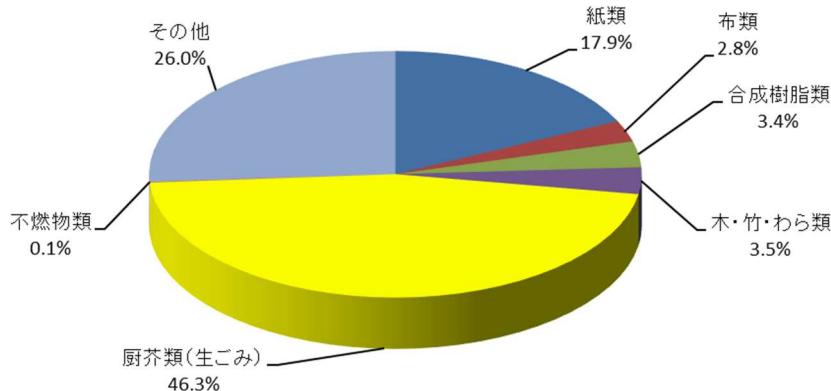


図 2.14 葉山町の収集可燃ごみ組成

6 ごみ処理経費

各年度の2市1町の人口1人当たりの処理経費及びごみ1t当たりの処理経費は、表2.20、表2.21、図2.15、図2.16及び次に示すとおりです。

(1) 人口1人当たりの処理経費

ア 鎌倉市

鎌倉市の人口1人当たりの処理経費は、平成24年度(2012年度)は19,528円/人で、令和5年度(2023年度)は21,010円/人となっており、増加しています。

イ 逗子市

逗子市の人口1人当たりの処理経費は、令和元年度(2019年度)まで15,102円/人から16,878円/人の範囲で推移していましたが、その後増加傾向にあり、令和5年度(2023年度)では21,469円/人となっています。処理経費の増加要因としては、老朽化に伴うごみ焼却施設の修繕及び葉山町からの可燃ごみ及び容器包装プラスチックの処理に伴う処理費の増加がありますが、その費用を逗子市の人口のみで除しているため、見かけ上人口一人当たりの処理経費が高くなっています。(広域処理による経費削減額を加味すると約17,000円/人となります。)

ウ 葉山町

葉山町の人口1人当たりの処理経費は、平成30年度(2018年度)は19,411円/人まで減少し、令和2年度(2020年度)までほぼ横ばいでしたが、その後増加傾向にあり、令和5年度(2023年度)は23,569円/人となっています。

表2.20 人口1人当たりの処理経費

	(円/人)					
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市	19,528	19,569	20,538	19,499	19,339	18,573
逗子市	16,107	15,285	16,878	16,556	15,102	15,508
葉山町	24,030	23,618	22,675	22,419	22,408	21,139
県平均	11,373	11,615	11,524	11,337	11,149	10,576
	(円/人)					
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
鎌倉市	18,578	19,123	18,672	19,882	21,155	21,010
逗子市	16,023	15,868	17,214	17,921	19,785	21,469
葉山町	19,411	20,049	19,678	22,613	23,161	23,569
県平均	11,305	11,487	10,981	11,160	11,638	11,463

出典:神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

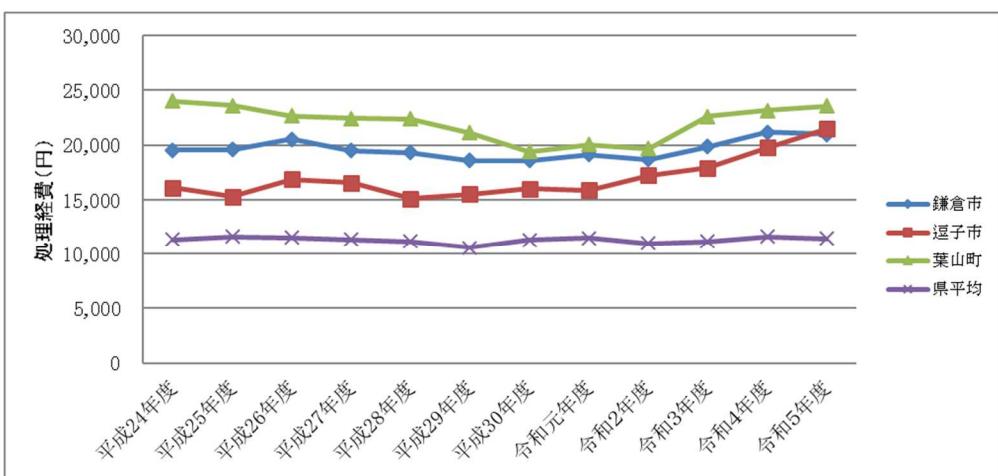


図2.15 人口1人当たりの処理経費

(2) ごみ 1 t 当たりの処理経費

ア 鎌倉市

鎌倉市のごみ 1 t 当たりの処理経費は、平成 24 年度（2012 年度）は 50,384 円/t で、令和 5 年度（2023 年度）は 66,898 円/t となっており、増加しています。

イ 逗子市

逗子市のごみ 1 t 当たりの処理経費は、平成 24 年度（2012 年度）は 55,337 円/t で、令和 5 年度（2023 年度）は 91,083 円/t となっており、増加しています。処理経費の増加要因としては、老朽化に伴うごみ焼却施設の修繕及び葉山町からの可燃ごみ及び容器包装プラスチックの処理に伴う処理費の増加がありますが、その費用を逗子市のごみ処理量のみで除しているため、見かけ上ごみ 1 t 当たりの処理経費が高くなっています。（葉山町のごみ処理量を加味した処理単価は約 64,000 円/t となります。）

ウ 葉山町

葉山町のごみ 1 t 当たりの処理経費は、平成 24 年度（2012 年度）は 62,848 円/t で、令和 5 年度（2023 年度）は 85,768 円/t となっており、増加しています。

表 2.21 ごみ 1 t 当たり処理経費

(円 / t)

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市	50,384	51,446	53,256	52,989	50,953	53,557
逗子市	55,337	52,272	57,706	58,404	59,573	61,559
葉山町	62,848	64,023	73,557	74,134	74,974	69,962
県平均	37,766	39,290	39,249	38,847	38,667	37,167
	(円 / t)					
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
鎌倉市	54,604	56,676	53,330	58,627	64,245	66,898
逗子市	64,119	61,819	67,283	71,231	80,044	91,083
葉山町	66,775	65,838	64,981	79,334	81,004	85,758
県平均	40,217	40,476	39,338	40,787	43,419	44,272

出典: 神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

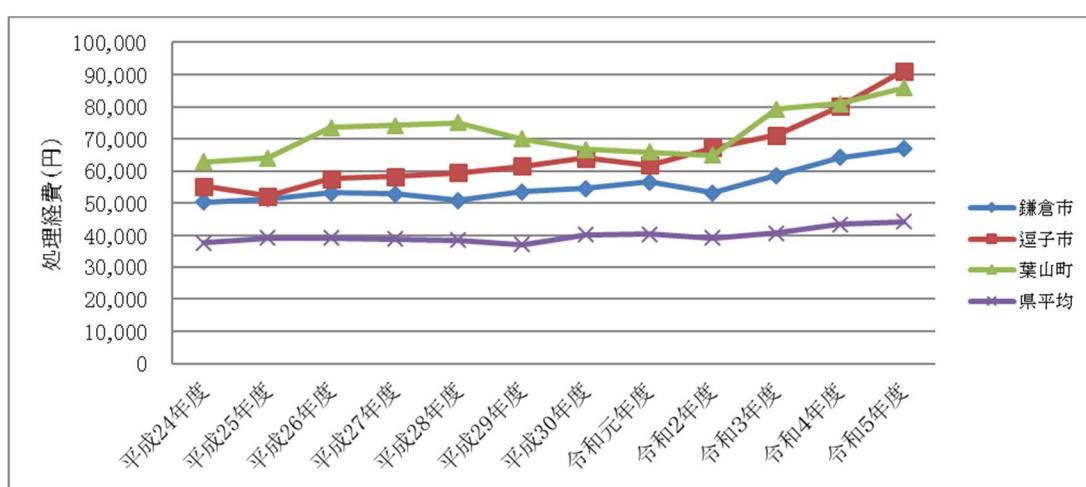


図 2.16 ごみ 1 t 当たり処理経費

7 生ごみ処理容器等の助成状況

生ごみ処理容器等の助成台数の推移は、表 2.22 及び次に示すとおりです。

(1) 鎌倉市

鎌倉市は、平成 27 年度(2015 年度)からの家庭ごみ処理の有料化の実施に先立ち、平成 25 年度(2013 年度)から平成 27 年度(2015 年度)にかけて大幅に増加しました。その後は減少傾向でしたが、令和 2 年度(2020 年度)から助成台数が年々増加しており、背景として、コロナ禍で生活様式や市民意識に変化があったことが考えられます。

(2) 逗子市

逗子市も、同様に平成 27 年(2015 年)10 月からの家庭系ごみ処理の有料化の実施により、平成 27 年度(2015 年度)は大幅に増加しましたが、平成 30 年度(2018 年度)は緊急財政対策に伴い助成を休止しました。

助成が再開した令和元年度(2019 年度)以降は増加傾向となり、令和 5 年度(2023 年度)からは、生ごみの分別収集・資源化の実施に向けて家庭用生ごみ処理容器等による生ごみの自家処理を推進したこと、集合住宅等の非電動式生ごみ処理容器の使用が困難な家庭における生ごみの自家処理の推進を図るために電動式生ごみ処理機を助成対象としたことにより、助成台数が大幅に増加しています。

(3) 葉山町

葉山町は、平成 29 年度(2017 年度)に特別販売キャンペーンを実施した際は、大幅に増加しました。また、令和 2 年度(2020 年度)及び令和 3 年度(2021 年度)には、新型コロナウイルスの影響により家庭での自炊が増え、自宅で過ごす時間が多くなったことも起因して自家処理への意識が高まり、例年よりも増えたと考えられます。

表 2.22 生ごみ処理容器等助成台数の推移

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市	904	1,181	1,216	961	446	341
逗子市	119	295	336	518	124	180
葉山町	364.5	297.0	321.5	181.0	109.5	330.5
合計	1,387.5	1,773.0	1,873.5	1,660.0	679.5	851.5

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
鎌倉市	331	279	423	591	603	612
逗子市	0	45	54	103	108	232
葉山町	113.5	125.0	183.5	169.5	105.5	129.5
合計	444.5	449.0	660.5	863.5	816.5	973.5

*葉山町は、埋込式コンポスター、EMバケツは 2 個 1 組で 1 台として集計

*逗子市は、平成30年度(2018年度)は緊急財政対策に伴い休止

*逗子市は、平成29年度(2017年度)までは申請件数、平成30年度(2018年度)以降は申請台数で集計

第3章 人口及びごみ排出量の目標達成状況

1 人口の推移

実施計画策定時の推計人口と実績人口を比較すると、次に示すとおりとなります。

(1) 鎌倉市

鎌倉市の推計人口と実績人口を比較すると表 3.1 及び図 3.1 に示すとおりです。

鎌倉市の人口は、平成 24 年度（2012 年度）は 174,162 人で、令和 6 年度（2024 年度）は 170,206 人となっており、緩やかな減少傾向にあります。

令和 2 年度（2020 年度）、令和 4 年度（2022 年度）及び令和 6 年度（2024 年度）の実績人口は、いずれもわずかに推計人口を上回っています。令和 6 年度（2024 年度）で 2,446 人（1.5%）上回っている状況です。

表 3.1 鎌倉市の実施計画策定時の推計人口と実績人口の比較表

	推計人口	実績人口	推計人口と実績人口の差 (人)
令和 2 年度 (2020 年度)	170,739	172,710	1,971
令和 4 年度 (2022 年度)	169,249	172,428	3,179
令和 6 年度 (2024 年度)	167,760	170,206	2,446

出典：国勢調査人口（各年度10月1日時点）

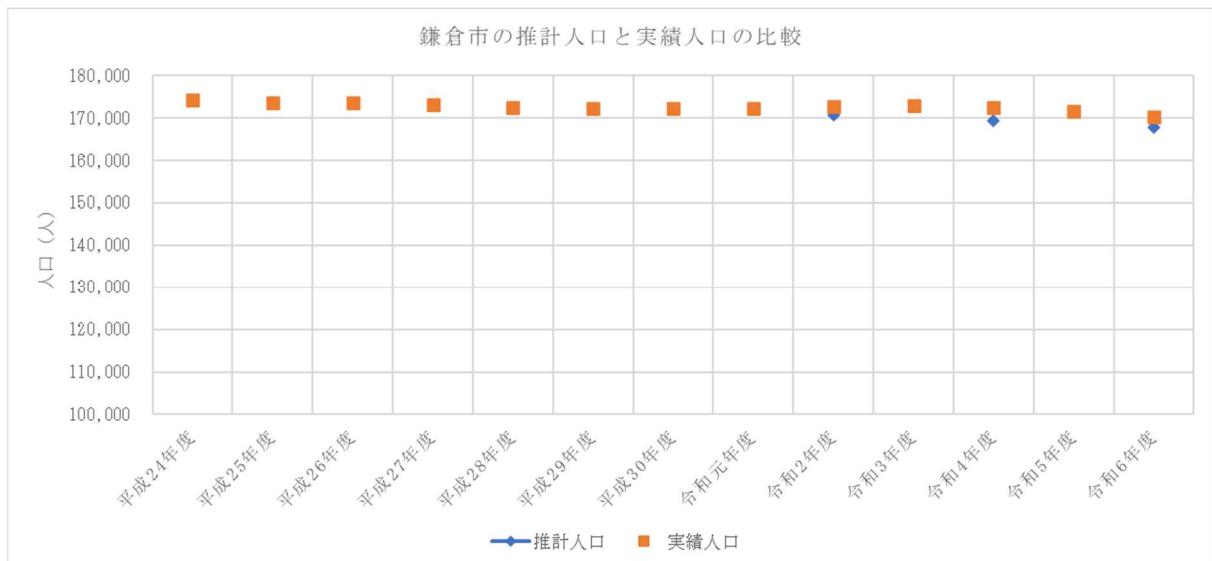


図 3.1 鎌倉市の推計人口と実績人口の比較図

(2) 逗子市

逗子市の推計人口と実績人口を比較すると表 3.2 及び図 3.2 に示すとおりです。

逗子市の人口は、平成 24 年度（2012 年度）は 60,983 人で、令和 6 年度（2024 年度）は 58,488 人となっており、緩やかな減少傾向にあります。

令和 2 年度（2020 年度）、令和 4 年度（2022 年度）及び令和 6 年度（2024 年度）の実績人口は、いずれもわずかに推計人口を上回っています。令和 6 年度（2024 年度）で 667 人（1.2%）上回っている状況です。

表 3.2 逗子市の実施計画策定時の推計人口と実績人口の比較表

	推計人口	実績人口	推計人口と実績人口の差
令和 2 年度 (2020 年度)	59,290	60,060	770
令和 4 年度 (2022 年度)	58,582	59,609	1,027
令和 6 年度 (2024 年度)	57,821	58,488	667

※逗子市の人口には池子米軍住宅人口3,000人を含む

出典：国勢調査人口（各年度10月1日時点）

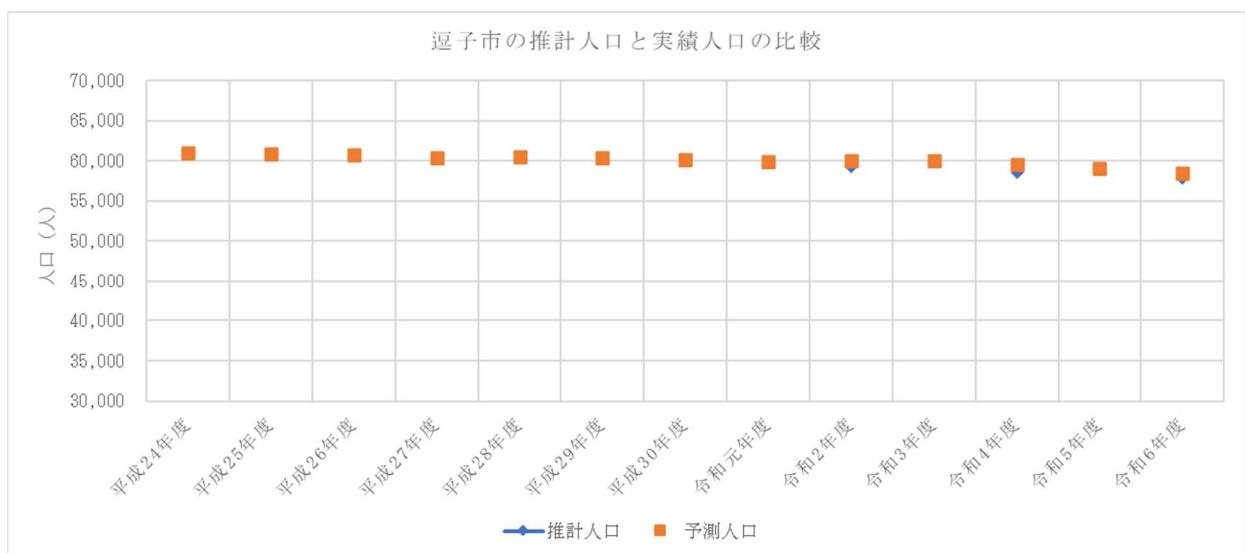


図 3.2 逗子市の推計人口と実績人口の比較図

(3) 葉山町

葉山町の推計人口と実績人口を比較すると表 3.3 及び図 3.3 に示すとおりです。

葉山町の人口は、平成 24 年度（2012 年度）は 32,813 人で、令和 6 年度（2024 年度）は 30,708 人となっており、令和 4 年度（2022 年度）から令和 6 年度（2024 年度）にかけてそれ以前に比べ減少傾向が大きくなっています。

令和 6 年度（2024 年度）で推計人口より 838 人（2.7%）下回っています。

表 3.3 葉山町の推計人口と実績人口の比較表

	推計人口	実績人口	推計人口と実績人口の差 (人)
令和 2 年度 (2020 年度)	31,754	31,665	-89
令和 4 年度 (2022 年度)	31,650	31,431	-219
令和 6 年度 (2024 年度)	31,546	30,708	-838

出典：国勢調査人口（各年度10月1日時点）

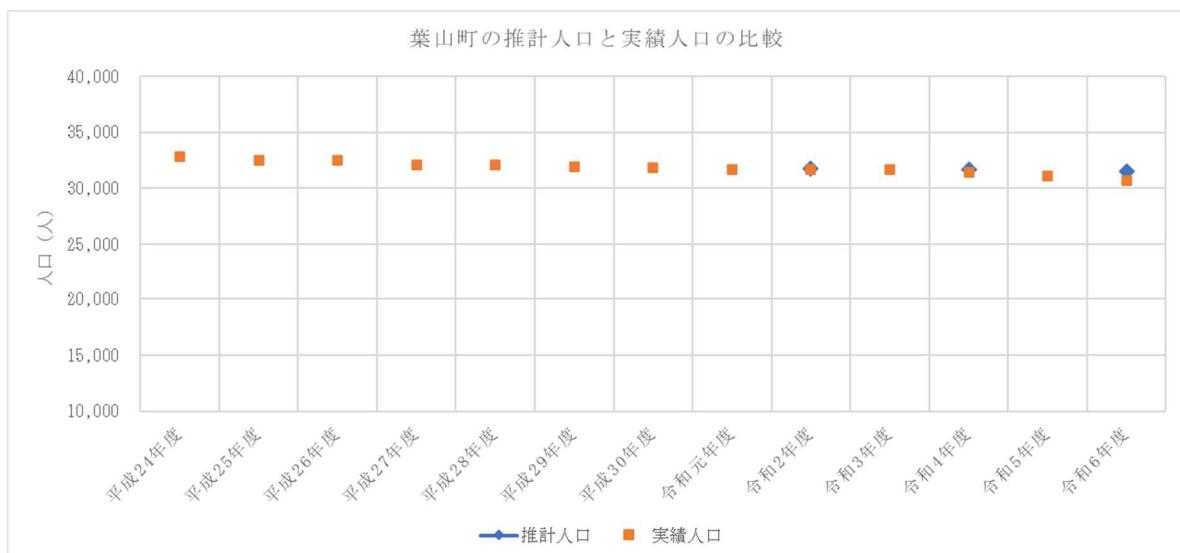


図 3.3 葉山町の推計人口と実績人口の比較図

(4) 2市1町

2市1町の推計人口と実績人口を比較すると表3.4及び図3.4に示すとおりです。

2市1町の人口は、平成24年度（2012年度）は267,958人で、令和6年度（2024年度）は259,402人となっており、12年間で8,556人減少しています。

令和2年度（2020年度）、令和4年度（2022年度）及び令和6年度（2024年度）の実績人口は、いずれも推計人口を上回っています。令和6年度（2024年度）は2,275人上回っており、割合にして0.9%程度でほぼ推計人口に近い値となっています。

表3.4 2市1町の推計人口と実績人口の比較表

	推計人口	実績人口	推計人口と実績人口の差
令和2年度 (2020年度)	261,783	264,435	2,652
令和4年度 (2022年度)	259,481	263,468	3,987
令和6年度 (2024年度)	257,127	259,402	2,275

出典：国勢調査人口（各年度10月1日時点）

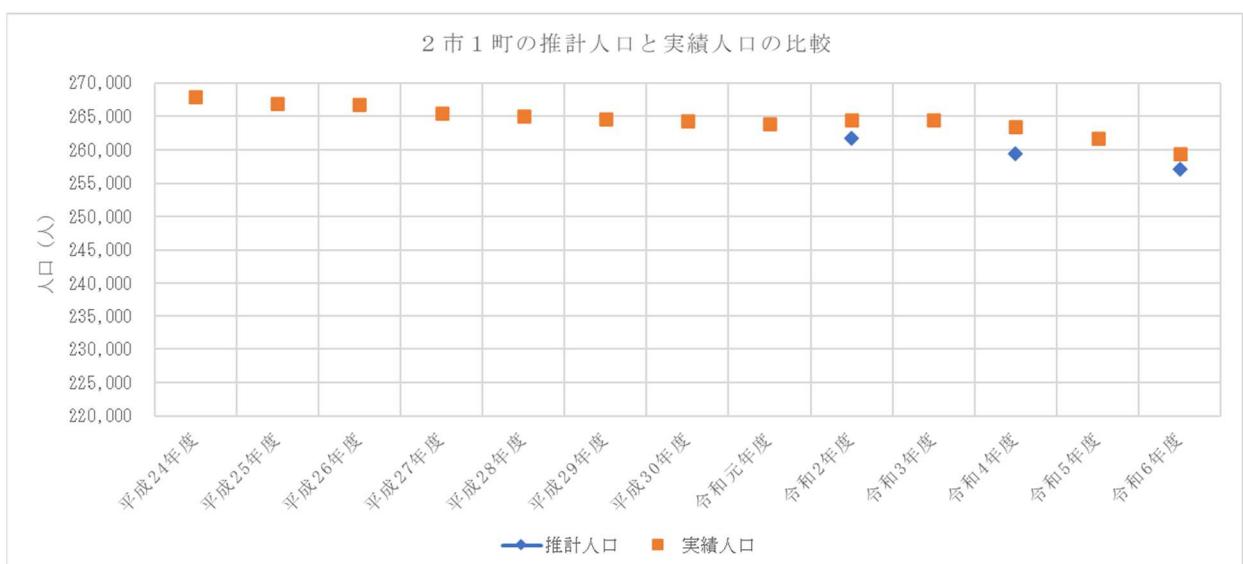


図3.4 2市1町の推計人口と実績人口の比較図

2 目標可燃ごみ量と実績量の比較

実施計画策定時の推計値を目標値（推計値＝目標値）として、その目標可燃ごみ量と実績量の比較は、次に示すとおりです。

(1) 鎌倉市

鎌倉市の実施計画策定時の可燃ごみの目標量と実績量の比較は、表 3.5 及び図 3.5 から図 3.7 に示すとおりです。

○家庭系可燃ごみの量

令和 6 年度（2024 年度）の実績量は、目標量を 1,854 t、割合で 10.8% 上回っている程度でほぼ目標どおりの値となっています。

○事業系可燃ごみの量（資源化量を除く）

令和 6 年度（2024 年度）の実績量は、目標量に対して大きく下回っており、割合にして 80.0% 下回っています。計画上のスケジュールより早期に資源化を実施できたことが減量の要因となっています。

○可燃ごみの総排出量

令和 6 年度（2024 年度）の実績量は、目標量より 4,284 t、割合にして 17.2% 下回っています。

表 3.5 鎌倉市の可燃ごみの総排出量の目標量と実績量の比較表

	令和 2 年度(2020 年度)			令和 4 年度(2022 年度)			令和 6 年度(2024 年度)		
	目標量	実績量	目標量と実績量の差	目標量	実績量	目標量と実績量の差	目標量	実績量(速報値)	目標量と実績量の差
家庭系可燃ごみ量	19,007	21,616	2,609	18,552	19,787	1,235	17,210	19,064	1,854
事業系可燃ごみ量	9,003	8,121	-882	8,206	2,170	-6,036	7,675	1,537	-6,138
合計	28,010	29,737	1,727	26,758	21,957	-4,801	24,885	20,601	-4,284

(注) 令和 6 年度（2024 年度）実績量は現時点の速報値であり、今後の精査によって変動する可能性があります。

令和 6 年度（2024 年度）の事業系可燃ごみ量は、乾式メタン発酵による資源化量を除いています。

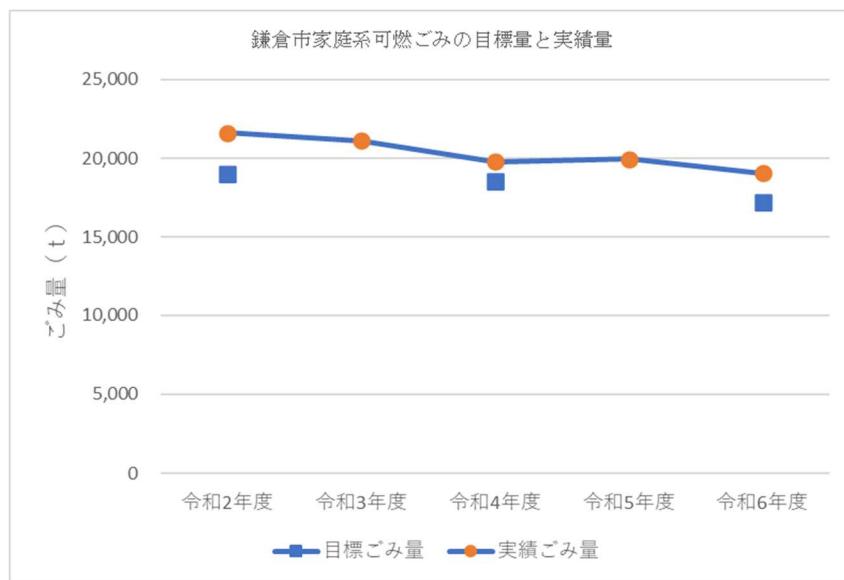


図 3.5 鎌倉市の家庭系可燃ごみの目標量と実績量の比較図

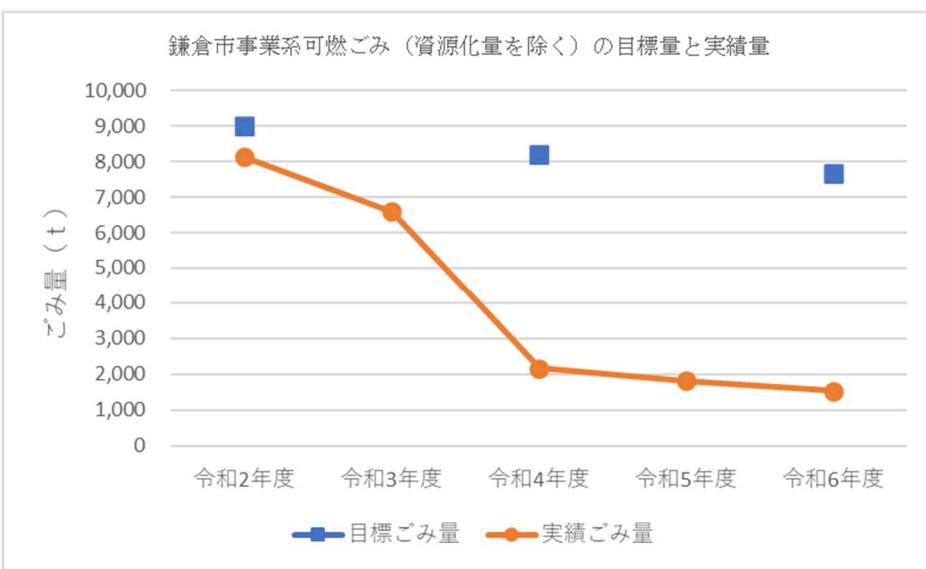


図 3.6 鎌倉市の事業系可燃ごみの目標量と実績量の比較

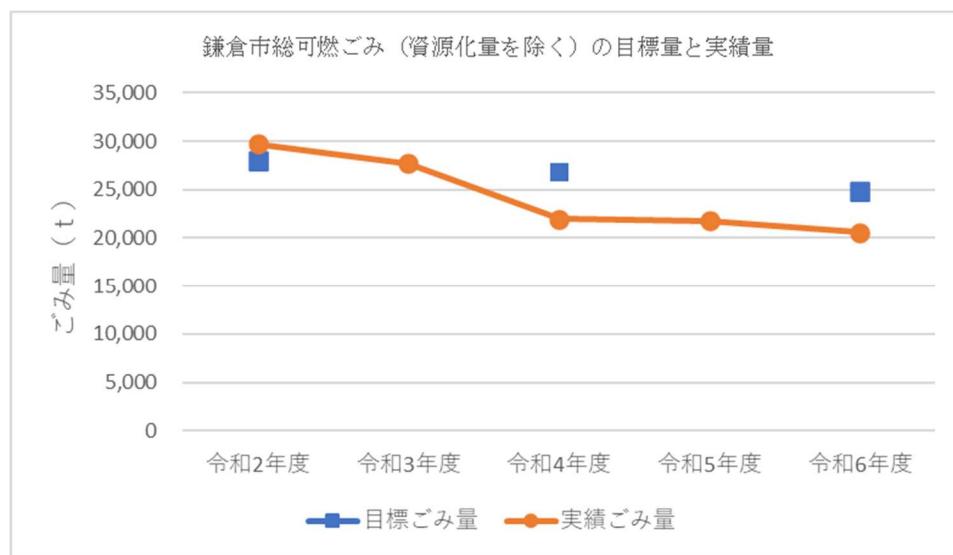


図 3.7 鎌倉市の可燃ごみの総排出量の目標量と実績量の比較

(2) 逗子市

逗子市の実施計画策定時の可燃ごみの目標量と実績量の比較は、表 3.6 及び図 3.8 から図 3.10 に示すとおりです。

○家庭系可燃ごみの量

令和 6 年度（2024 年度）の実績量は、目標量を 1,379 t、割合で 26.5% 上回っています。生ごみの分別収集が未実施のためによる所が大きいものと考えられます。

○事業系可燃ごみの量

令和 6 年度（2024 年度）の実績量は、目標量より 538 t、割合にして 17.2% 下回っています。

○可燃ごみの総排出量

令和 6 年度（2024 年度）の実績量は、目標量を 841 t、割合にして 10.1% 上回っています。

表 3.6 逗子市の可燃ごみの総排出量の目標量と実績量の比較表

	令和 2 年度(2020年度)			令和 4 年度(2022年度)			令和 6 年度(2024年度)		
	目標量	実績量	目標量と実績量の差	目標量	実績量	目標量と実績量の差	目標量	実績量(速報値)	目標量と実績量の差
家庭系可燃ごみ量	7,328	7,320	-8	7,142	6,998	-144	5,212	6,591	1,379
事業系可燃ごみ量	3,468	2,635	-833	3,432	2,784	-648	3,120	2,582	-538
合計	10,796	9,955	-841	10,574	9,782	-792	8,332	9,173	841

(注) 令和 6 年度（2024 年度）実績量は現時点の速報値であり、今後の精査によって変動する可能性があります。

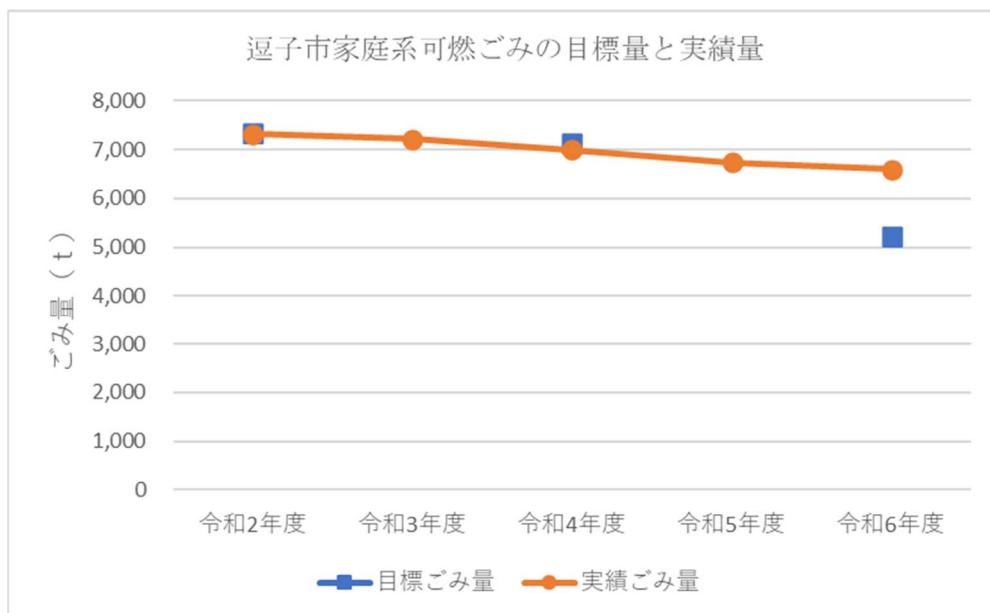


図 3.8 逗子市の家庭系可燃ごみの目標量と実績量の比較図

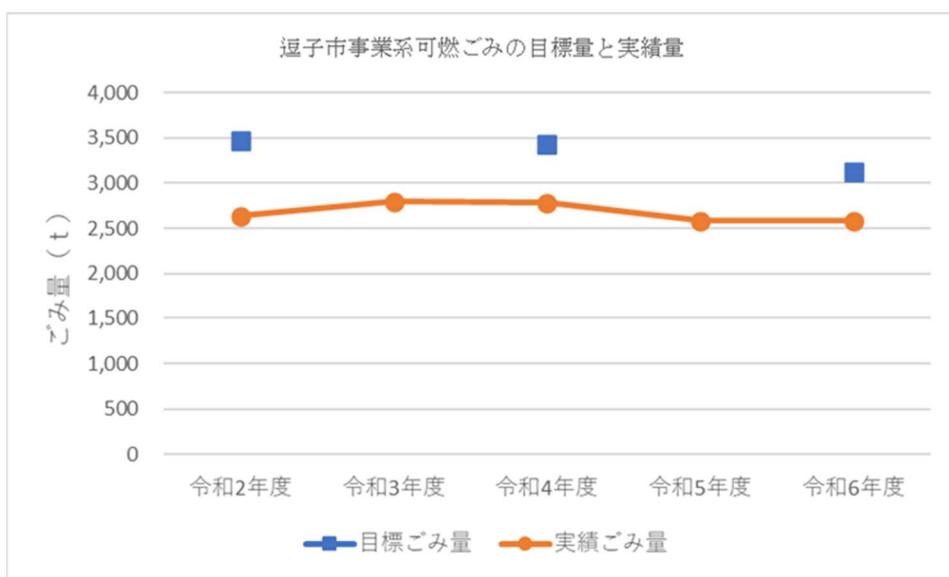


図 3.9 逗子市の事業系可燃ごみの目標量と実績量の比較

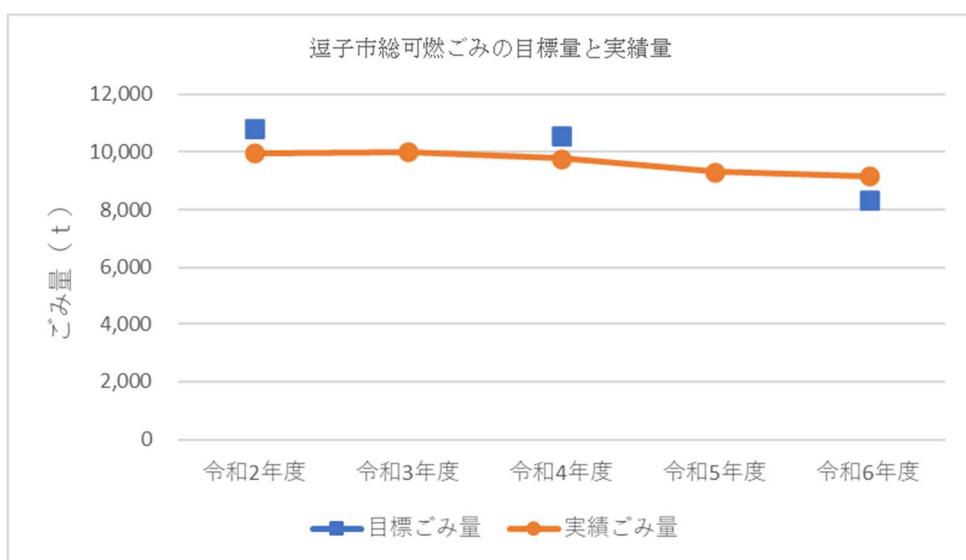


図 3.10 逗子市の可燃ごみの総排出量の目標量と実績量の比較

(3) 葉山町

葉山町の実施計画策定時の可燃ごみの目標量と実績量の比較は、表 3.7 及び図 3.11 から図 3.13 に示すとおりです。

○家庭系可燃ごみの量

令和 6 年度（2024 年度）の実績量は、目標量を 1,561 t、割合で 78.7% 上回っています。生ごみの分別収集が未実施のためによる所が大きいものと考えられます。

○事業系可燃ごみの量

令和 6 年度（2024 年度）の実績量は、目標量を 182 t、割合にして 16.0% 上回っています。

○可燃ごみの総排出量

令和 6 年度（2024 年度）の実績量は、目標量を 1,743 t、割合にして 55.9% 上回っています。

表 3.7 葉山町の可燃ごみの総排出量の推計量と実績量の比較表

	令和 2 年度(2020年度)			令和 4 年度(2022年度)			令和 6 年度(2024年度)		
	目標量	実績量	目標量と実績量の差	目標量	実績量	目標量と実績量の差	目標量	実績量(速報値)	目標量と実績量の差
家庭系可燃ごみ量	3,988	4,313	325	3,975	3,995	20	1,981	3,542	1,561
事業系可燃ごみ量	1,832	1,195	-637	1,826	1,567	-259	1,139	1,321	182
合計	5,820	5,508	-312	5,801	5,562	-239	3,120	4,863	1,743

(注) 令和 6 年度（2024 年度）実績量は現時点の速報値であり、今後の精査によって変動する可能性があります。

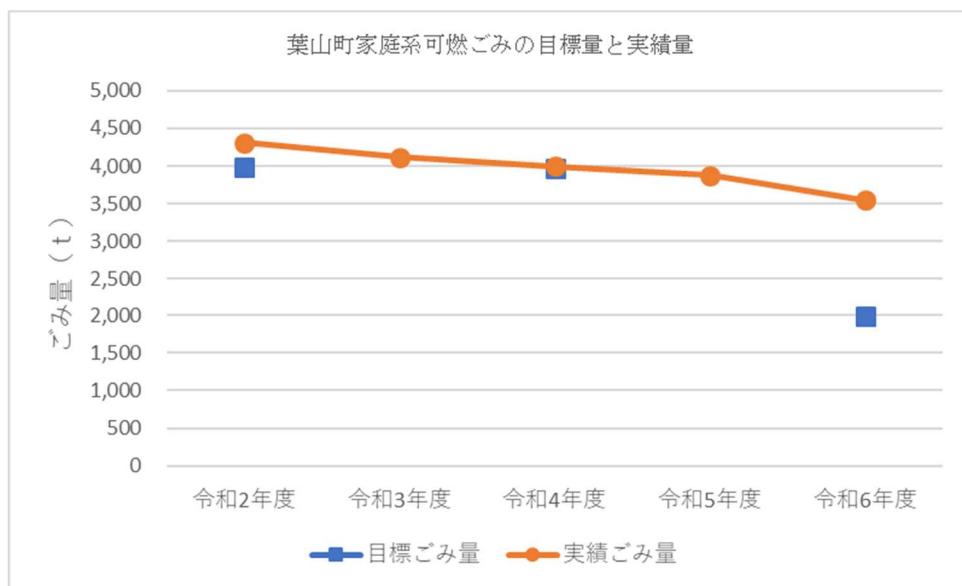


図 3.11 葉山町の家庭系可燃ごみの目標量と実績量の比較図

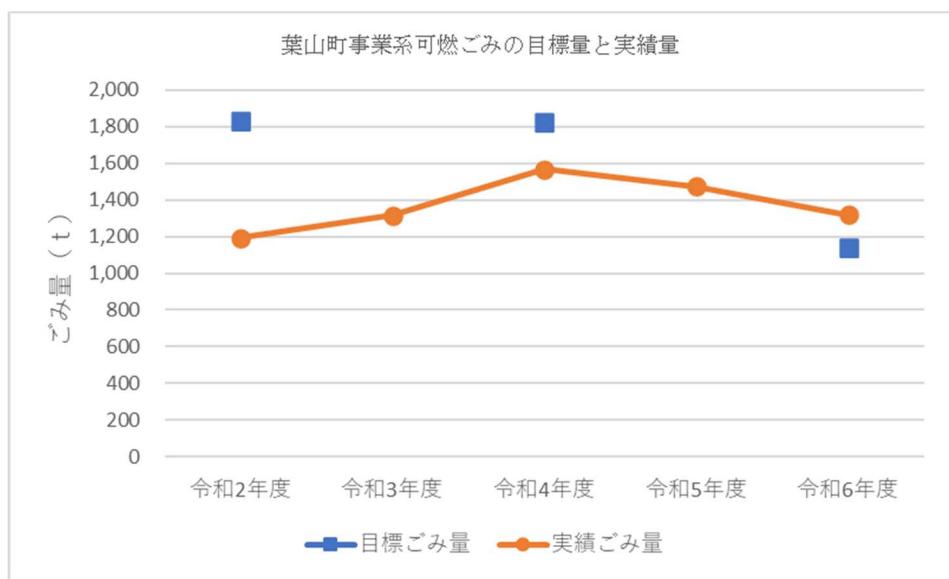


図 3.12 葉山町の事業系可燃ごみの目標量と実績量の比較

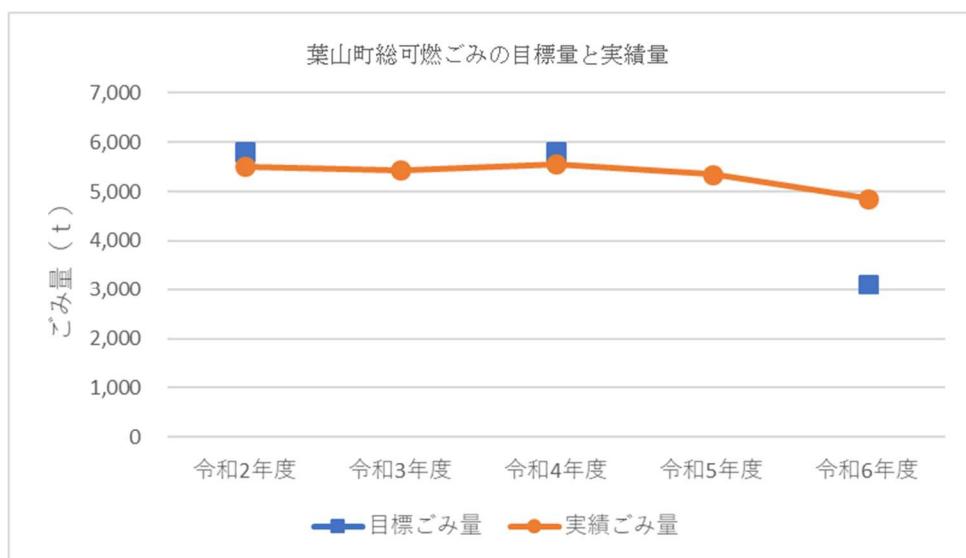


図 3.13 葉山町の可燃ごみの総排出量の目標量と実績量の比較

(4) 2市1町

2市1町の実施計画策定時の可燃ごみの目標量と実績量の比較は、表3.8及び図3.14から図3.16に示すとおりです。

○家庭系可燃ごみ

令和6年度（2024年度）の実績量は、目標量を4,794t、割合で19.6%上回っています。逗子市と葉山町の生ごみの分別収集の実施が遅れているためと考えられます。

○事業系可燃ごみの量（資源化量を除く）

令和6年度（2024年度）の実績量は、目標量より6,494t、割合にして54.4%下回っています。鎌倉市の資源化・減量化によるものと考えられます。

○可燃ごみの総排出量（資源化量を除く）

令和6年度（2024年度）の実績量は、目標量を1,700t、割合にして4.7%下回っています。

表3.8 2市1町の可燃ごみの総排出量の目標量と実績量の比較表

	令和2年度(2020年度)			令和4年度(2022年度)			令和6年度(2024年度)		
	目標量	実績量	目標量と実績量の差	目標量	実績量	目標量と実績量の差	目標量	実績量(速報値)	目標量と実績量の差
家庭系可燃ごみ量	30,323	33,249	2,926	29,669	30,780	1,111	24,403	29,197	4,794
事業系可燃ごみ量	14,303	11,951	-2,352	13,464	6,521	-6,943	11,934	5,440	-6,494
合計	44,626	45,200	574	43,133	37,301	-5,832	36,337	34,637	-1,700

(注) 令和6年度（2024年度）実績量は現時点の速報値であり、今後の精査によって変動する可能性があります。

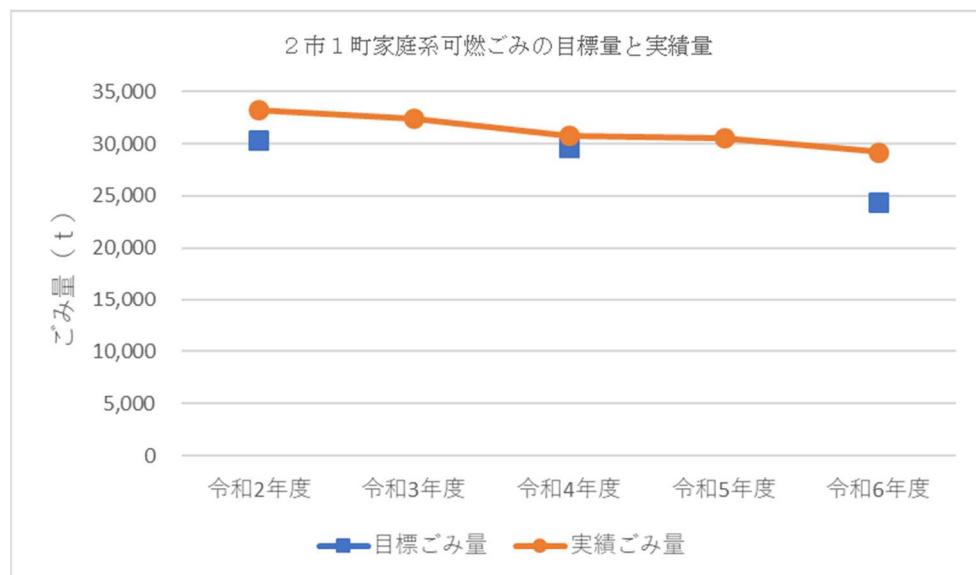


図3.14 2市1町の家庭系可燃ごみの目標量と実績量の比較図

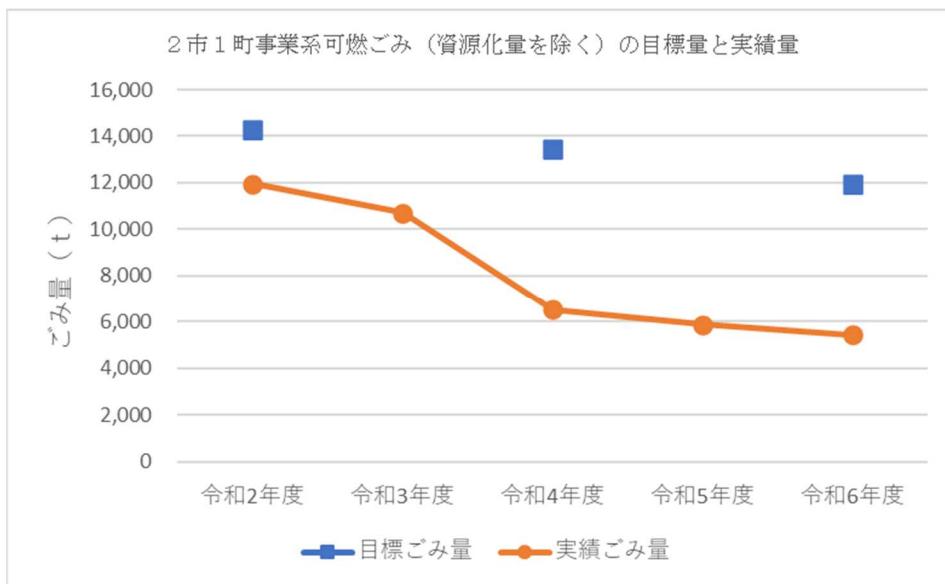


図 3.15 2市1町の事業系可燃ごみの目標量と実績量の比較

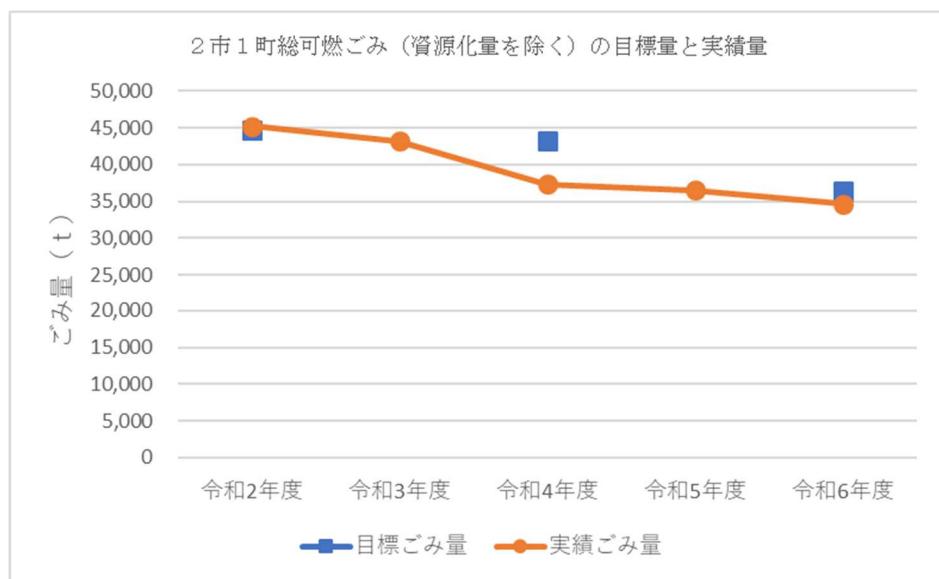


図 3.16 2市1町の可燃ごみの総排出量の目標量と実績量の比較

第4章 ごみの減量・資源化施策の取り組み状況

第Ⅰ期（令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）まで）における2市1町のごみの減量・資源化施策の取り組み状況及び対応策については次のとおりです。

なお、評価基準については施策ごとに設定しています。

1 家庭から排出される燃やごみの減量・資源化施策

(1) 生ごみ

ア 資源化の推進

【施策】

家庭から排出される燃やごみの中に含まれている生ごみについては、2市1町で資源化に取り組むべき共通の課題であることから、資源化の方法や施設整備等について情報共有や連携を図るとともに、各市町において分別収集し、鎌倉市及び葉山町で施設整備を図り資源化を実施します。

【評価基準】

◎	施設の整備が完了し、生ごみの分別収集、資源化を実施している
○	施設整備に着手している。生ごみの分別収集、資源化に向けて具体的な行動(説明会等)を実施している
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	施設整備候補地周辺住民から生ごみの堆肥化処理に対する懸念の声や堆肥化以外の資源化手法について検討を求める意見等が出されていることから、堆肥化以外の資源化手法を含め施設整備候補地周辺町内会と市で組織する協議会において、検討を行っていく。	△	地元住民の理解が得られるよう、生ごみの資源化処理体制について協議を進め、施設整備を図る。
逗子市	令和7年3月から家庭系生ごみの分別収集・資源化の実施を予定していたが、葉山町の生ごみ資源化処理施設の工期の延長に伴い、開始時期を延期した。生ごみの分別収集・資源化の方法等について、市民説明会の開催や冊子を作成し全戸配布をする等により広く周知を図った。	○	家庭系生ごみの分別収集・資源化の実施に向け、葉山町の資源化処理施設の状況を加味しながら各地域で市民説明会を開催するとともにごみの分別冊子の全面改訂を行い市民への周知徹底を図る。
葉山町	令和7年2月までに生ごみ資源化処理施設を建設し、同年3月から本格稼働の予定で進めていたが、社会情勢の影響により工期が延長となったものの、町民への影響や2市1町の枠組みを崩さないため生ごみの分別収集は予定どおり行い、民間処理施設において資源化処理を行った。	○	建設工事の工期は延期となったものの、町民への影響や2市1町の枠組みを崩さないため生ごみの分別収集は予定どおり行い、民間処理施設において資源化処理を行う。

イ 食品ロスの削減

【施策】

家庭から排出される手つかず食品や食べ残し等、食品ロスの削減を図るため、パンフレットの配布や説明会などの啓発活動を行います。

【評価基準】

◎	ホームページ、パンフレットの配布、広報等による周知・啓発に加え、説明会等を開催し効果的な周知・啓発を実施している
○	ホームページ、パンフレットの配布、広報等による周知・啓発を実施している
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	本庁舎ロビーや図書館、鎌倉駅地下道ギャラリーを使用し、食品ロスの削減に関する市民や市の取組内容の紹介等、周知・啓発を行った。 広報かまくら、ホームページ及びSNS (Facebook 及びXなど)においてフードドライブの実施等の情報発信を行った。	◎	引き続き食品ロス削減の重要性やフードドライブの実施について周知啓発を行うとともに、組成調査の厨芥類を細分化し、調査結果から食べ残し等が多いことが判明したため、対応策を検討し実施する。
逗子市	フードドライブを実施している団体を後援し、市内施設へパンフレット等を配架した。 また、生ごみの分別収集・資源化についての市民説明会及び生ごみの分別収集・資源化についての冊子において、食品ロス削減への取組について周知・啓発を行った。	◎	引き続き、パンフレットでフードドライブの実施状況等について周知するとともに、生ごみの分別収集・資源化についての市民説明会で啓発を行う。
葉山町	役場庁舎内においてポスターの掲示やパンフレットの配架により周知・啓発を行った。また、役場庁舎内及びリユースイベントにおいて、葉山フードドライブを実施し、食品ロス削減の取組みを通じて周知を行った。今回の実施により、常時設置を望む方が潜在的にいることが分かったが、それを実現するためにはフードバンクかながわへの配送手段が課題となる。	◎	引き続きポスターやパンフレット等を通じて周知・啓発するとともに、広報やホームページ等を活用し、効果的に情報発信を行う。 また、スーパー等民間事業者と連携するなど、配送手段を確立して常時設置できるよう努める。

ウ 家庭用生ごみ処理容器の普及促進

【施策】

家庭から排出される生ごみの削減を図るため、生ごみ処理容器の普及促進を目指し、各市町での個別の活動に加えて、2市1町で連携したキャンペーンなどの取組について検討します。

【評価基準】

◎	ホームページ、パンフレットの配布、広報等による周知・啓発に加え、説明会等を開催し効果的な周知・啓発を実施している
○	ホームページ、パンフレットの配布、広報等による周知・啓発を実施している
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	<p>生ごみ処理機を市役所本庁舎で展示し、使用方法についての市民からの問い合わせにきめ細かい説明を実施した。</p> <p>「資源物とごみの分け方・出し方」等で周知した他、自治・町内会等の説明会、地域のイベントに市職員が出向き、生ごみ処理機及び購入費補助制度の周知・啓発を実施した。</p> <p>コロナ禍の影響による新たな生活様式も相まって、生ごみ処理機の需要が拡大し、助成台数が増加した。</p>	◎	引き続き、生ごみ処理機の普及に向けて様々な機会を捉え周知啓発を図るとともに、市民アンケートの内容を踏まえ継続利用のフォローアップを行いながら助成を実施する。
逗子市	<p>生ごみ処理容器等の使用方法についての市民からの問い合わせにきめ細かい説明を行うとともに、生ごみの分別収集・資源化についての市民説明会において、生ごみの自家処理の推進及び助成制度について説明し、周知を図った。</p> <p>原油価格及び木材価格等の高騰の情勢により、家庭用生ごみ処理容器等の販売価格も高騰していることを受け、令和4年度から生ごみ処理容器購入に対する助成率を購入金額の4分の3から5分の4に引き上げた。令和5年度からは、集合住宅等の非電動式生ごみ処理容器の使用が困難な家庭における生ごみの自家処理を推進するため、電動式生ごみ処理機を助成対象とした。</p>	◎	様々な媒体を用いて普及啓発を行うとともに、生ごみマイスター制度等も活用しながら、生ごみ処理容器等を購入した方に対するアフターフォローも行う。
葉山町	町発祥であるキエーロを安価で提供し、定期的に役場来庁者へのPR活動を実施している。また、電動生ごみ処理機等の購入補助を行い、生活様式に合わせて自家処理を導入できるよう努めている。	◎	役場以外にもPR活動を拡大し、積極的に周知啓発を行うとともに、導入の後押しになるよう動画などを活用し分かりやすく案内する。

2市1町	連携したキャンペーンについては、具体的な検討ができなかった。	×	将来的な生ごみ分別収集に向け、2市1町で連携したキャンペーンを検討する。
------	--------------------------------	---	--------------------------------------

(2) 紙類

【施策】

家庭から排出される燃やごみの中には、まだ資源化可能な紙類やプラスチック等が混入していることから、周知・啓発をさらに進めるとともに分別指導を強化し、分別の徹底を図ります。

【評価基準】

◎	ホームページ、パンフレットの配布、広報等による周知・啓発に加え、説明会等を開催し効果的な周知・啓発を実施している
○	ホームページ、パンフレットの配布、広報等による周知・啓発を実施している
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	家庭系ごみについては、令和6年度に「資源物とごみの分け方・出し方」を改訂する際、分別方法がより分かりやすくなるよう案内を更新した他、自治・町内会等の説明会等において分別徹底の啓発を行った。	◎	組成調査の結果において、資源物等の混入割合が有料化実施に伴い一時減少したものの、その後、有料化実施前の水準に戻りつつある状況が確認できるため、引き続き分別の徹底について様々な媒体で情報発信を行うとともに、不適物排出に対する内容物調査や訪問指導を実施する。
逗子市	廃棄物減量等推進員を対象に、古紙再生促進センターの講師を招き、講習会を実施し地域への普及啓発を図った。	○	引き続きポスターやチラシ等の他、生ごみ分別収集資源化に関する説明会にて周知するとともに、資源回収事業者との情報共有の場を設けることで課題等を確認していく。
葉山町	ホームページ、分別冊子やカレンダーのコラムを通じて分別の周知・啓発を行うも、組成分析の結果から、未だ分別可能な紙類やプラスチック等が燃やごみに含まれている。	○	引き続き広報、町内回覧やHP等により周知・啓発を図るとともに、実際のごみを使って分別方法を窓口で展示するなど、分かりやすく伝える工夫を取り入れる。

2 事業所から排出されるごみの減量・資源化施策

(1) 生ごみの削減

ア 食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用

【施策】

事業所から排出される生ごみを削減するためには、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の施設における生ごみの資源化が重要であることから、事業者に対して生ごみ資源化を促すとともに、さらなる効果的な資源化誘導策を検討します。

具体策としては、平成30年(2018年)8月に新たに横浜市鶴見区に民間事業者の施設が整備され、令和元年度(2019年度)に登録再生利用事業者の認可を取得したため、今後、排出事業者に周知し、搬出を誘導することで資源化を図ります。また、先進市の事例から、各市町の一般廃棄物処理計画に食品廃棄物の再生利用を明記することなどにより資源化の促進を図ります。

また、搬出先となる登録再生利用事業者の施設が三浦半島地域にないことが課題であることから、施設の誘致等の対応策も検討します。

【評価基準】

◎	計画どおり実施している
○	一部実施している
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	登録再生利用事業者及びその他の食品再生利用事業者の受入状況を確認し、当該情報を排出事業者等に提供了した。	○	登録再生事業者の受け入れ状況について排出事業者等に情報提供を行っており、引き続き生ごみの減量・資源化に誘導する。
逗子市	近隣市の登録再生事業所の受け入れ状況等について、情報収集を行った。家庭系生ごみの分別収集・資源化の開始時期に合わせて事業系ごみ処理手数料の見直しを行い、事業系生ごみの排出削減につながるよう周知を図った。	○	多量排出事業者等に対し、登録再生利用事業者の受け入れ状況について情報提供し、生ごみの資源化を促す。
葉山町	事業者から排出されるごみを持ち込む収集運搬業者へ分別指導を行うとともに、分別が守られていない事業者へ直接啓発をしている。	△	引き続き資源化へ移行していくことを念頭に入れて啓発していく。併せて、2市1町の枠組みの中で情報共有し、処理可能な施設を探す。
2市1町	施設の誘致等については、具体的な検討ができなかった。	×	各市町の状況を鑑みながら、施設の誘致等について検討する。

イ 食品廃棄物の発生抑制・排出抑制

【施策】

生ごみの排出が多い飲食店等に対しては、食品廃棄物の発生抑制及び排出抑制を促進するため、2市1町で連携して効果的な周知・啓発等の対応を検討します。

【評価基準】

◎	効果的な周知・啓発等の対応をしている
○	効果的な周知・啓発等の対応を具体的に検討している
△	効果的な周知・啓発等の対応について情報を収集している
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	令和3年度に「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」を創設し、協力店が実施している取組や工夫内容をホームページやSNSで紹介するとともに、協力店の場所等を掲載した「鎌倉市食品ロス削減協力店マップ」を更新し、広く情報提供を実施した。 店舗等に対しては、廃棄物発生抑制等啓発指導員による周知・訪問や廃棄物適正処理主任指導員による組合等の役員会での説明会の実施等を通して、本制度への参加を要請するとともに、ポスターやチラシの配布など、多様な手段・媒体を用いてPRを実施した。 また、大型生ごみ処理機の購入費助成制度の活用を呼びかけるとともに、令和5年度に対象機器の要件を緩和した。	◎	廃棄物発生抑制等啓発指導員及び廃棄物適正処理主任指導員による訪問指導、説明会の実施及び協力店登録制度の周知・啓発、大型生ごみ処理機の購入費助成制度の活用を引き続き呼びかけるとともに、国の「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を踏まえドギーバッグの利用促進の啓発を一層推進する。
逗子市	食品ロス削減について、ホームページや広報等で周知啓発を行っている。	○	飲食店等に対して様々な手法を用いて食品ロスについて周知啓発を図る。
葉山町	飲食店等に対しては周知・啓発できていないが、学校や保育園など、給食を提供する事業者には自家処理を推進している。児童や生徒を通じて地域住民へ働きかけることにより、消費者としての意識向上を図るとともに飲食店での食品ロス削減や家庭での食品廃棄物削減への効果も併せて期待している。	◎	現在、保育園には児童から家庭へと働きかけることを目的にキエーロを貸与している。 今後は、飲食店等への周知・啓発を図り、自家処理を推進することで発生抑制及び排出抑制を促進するとともに、自家処理が困難な場合の効果的な対応策についても併せて検討する。
2市1町	連携した取り組みについては、具体的な検討ができなかった。	×	各市町の状況を鑑みながら、2市1町で連携した周知・啓発手法を検討する。

(2) 排出事業者への適正排出の指導等

【施策】

事業者から排出される燃やすごみの減量・資源化を進めるため、紙類等の資源物とプラスチック等の産業廃棄物の分別徹底が図られるよう、排出事業者の減量化計画策定等に対する指導の徹底や啓発を連携して進めます。

【評価基準】

◎	紙類等の資源物とプラスチック等の産業廃棄物の分別徹底が図られるよう、排出事業者の減量化計画策定等に対する指導の徹底や啓発をしている
○	紙類等の資源物とプラスチック等の産業廃棄物の分別徹底が図られるよう、啓発をしている
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	事業系ごみについては、訪問指導やピット前検査等の実施を通じて分別徹底を図り、毎年度実施する組成調査及び資源化不燃物調査の結果において、産業廃棄物の混入等の割合が減少した。	◎	引き続き、啓発指導員による訪問指導を実施するとともに、組成調査及び資源化不適切物調査の結果を注視し必要に応じた対応を検討する。
逗子市	不定期で展開検査を行い指導とともに、ごみステーションのごみから事業系ごみが発見された場合は訪問指導を行っている。 また、市商工会と連携し商工会員に対して適正な排出方法について周知を行った。	○	引き続き、不定期の展開検査及び訪問指導を実施し、適正な排出を促す。
葉山町	クリーンセンター場内に持ち込まれるごみは展開検査を行っている。 収集運搬業者に聞き取りをして分別できていない事業者を確認し、状況によっては持ち帰らせている。	○	引き続き、展開検査を行い、分別の状況を確認するとともに、事業者への訪問指導を通して周知、啓発を行っていく。

(3) 手数料の見直し

【施策】

事業系ごみ手数料については、中央環境審議会の食品リサイクル専門委員会の報告書において「事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、その処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい」とされています。これを受け、食品リサイクル法の基本方針においても、「事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進」を位置づけており、このことがさらなるごみの減量・資源化を促進すると考えられることから、社会情勢等を勘案しながら、事業系ごみ処理手数料の見直しを進めます。

【評価基準】

◎	事業系ごみ処理手数料の見直しの手続きが完了した
○	事業系ごみ処理手数料見直しの手続きを進めている
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	「植木剪定材」については、令和4年5月に鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会から答申を受け、同年10月に条例を改正した。植木剪定材受入事業場利用者への通知、広報かまくらやホームページでの周知の他、造園組合等に対して説明を実施し、令和5年4月から改定後の金額（10kg当たり210円）を適用した。 「植木剪定材以外のもの」については、令和5年5月に同審議会から答申を受け、同年9月に条例を改正した。広報やホームページでの周知の他、鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者や鎌倉商工会議所に対して説明を実施し、令和6年10月から改定後の金額（10kg当たり400円）を適用した。	◎	「植木剪定材以外のもの」については改定後も原価相当の約70%であり、処理原価の低減を目指しながら、人件費や物価の上昇等の社会情勢も踏まえ、引き続き処理原価との整合を検討していく。
逗子市	令和6年3月に逗子市廃棄物減量等推進審議会から答申を受け、同年9月に条例を改正した。広報やホームページでの周知の他、逗子市一般廃棄物収集運搬業許可業者、逗子市商店街連合会に個別に周知し、関係事業者への周知の協力を得た。また、逗子市商工会を通じてチラシの配布による周知を図った。令和7年4月1日から改定後の金額（10kg当たり350円）を適用する。	◎	近隣市町村や社会情勢を勘案し、事業系ごみ処理手数料について段階的な見直しを検討していく。
葉山町	さらなるごみの減量、資源化に向けて、事業者に適正排出を促し、今後の処理方法を模索している。	△	展開検査を通して原価相当を算出し、処理の方向性を見極めた上で近隣市町の状況を鑑みて手数料の見直しを検討している。

3 取り組むべきその他の施策

(1) Refuse の周知・啓発

【施策】

家庭から排出される燃やすごみの中には、食品ロスとして問題となっている手つかずの食品や食べ残し等の食品廃棄物のほかにも、再使用可能なものなどが混入しています。このようなごみの発生及び排出がされないよう、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）及びRecycle（再生利用）といった3Rの前段階であるRefuse（不要な物を買わない・断る）についても周知・啓発を行います。

【評価基準】

◎	ホームページ、パンフレットの配布、広報等による周知・啓発に加え、説明会等を開催し効果的な周知・啓発を実施している
○	ホームページ、パンフレットの配布、広報等による周知・啓発を実施している
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	マイボトルの使用を促すため、令和元年度から市内公共施設に水道直結式ウォーターサーバーを設置し、令和6年12月現在34台を供用。給水スポットの場所を掲載した「鎌倉市給水スポットマップ」を鎌倉市SDGsつながりポイント（まちのコイン）と連携して周知した。（令和5年度の推計では、500mlペットボトル換算で約62万本分の利用実績）	◎	引き続き、マイボトルやマイバックの一層の普及を目指して効果的な施策の検討を図る。また、食品ロス量の割合が増加傾向にあるため、家庭での計画的な食材の購入、保存、調理の工夫を普及啓発する。
逗子市	マイボトルの使用を促すため、令和4年度及び令和5年度に、市内公共施設に水道直結式ウォーターサーバーを設置した。令和6年12月時点で500mlペットボトル換算で約1万8千本分の削減効果が出ている。	◎	引き続き、マイボトルの普及を目指すとともに、食品ロスについても、生ごみの分別収集と並行して市民へ周知する。
葉山町	3R+1を基本とし、周知・啓発を行っている。啓発にあたっては、エシカルアクションを通じて推進している。HPやイベント等により取組みのヒントを提供し、行動しやすい環境づくりに努めている。	◎	地球温暖化対策と連携し、周知・啓発していく。特に理解の深まる若年層を中心に環境教育やイベント等を通じて啓発し、効果的に取り組む。

(2) 新たな資源化の検討

【施策】

家庭から排出される燃やごみの中に含まれている紙おむつについては、さらなる高齢化が進展することに鑑み、引き続き資源化の検討を進めます。

現在、国土交通省が進めている下水道施設での紙おむつの受け入れに関する技術面、制度面の検討状況、令和2年(2020年)3月に策定された、環境省の「使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」、既に民間事業者が資源化を実施している福岡県大木町や実証実験を行っている鹿児島県志布志市の状況、民間事業者における処理施設の整備状況等を踏まえ、費用対効果を勘案して実施の見通しが立った段階で削減効果を見極め、新たな資源化として位置付けます。

また、資源物及びごみの処理に関しては、日々、新たな技術開発が進められていることから、その動向を注視し、新たな技術の利用や民間施設の活用を視野に入れ、ゼロ・ウェイストの実現に寄与する資源化手法の導入を検討します。

【評価基準】

◎	新たな資源化について検討が完了し、方向性が決定している
○	新たな資源化について具体的に検討している
△	新たな資源化についての情報を収集している
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	<p>国の動向や先進自治体・民間事業者の資源化に向けた進捗状況、費用対効果を踏まえて紙おむつの資源化施設の整備及び民間委託の検討を進めた。</p> <p>令和3年度にサウンディング調査を実施し、令和4年度は更に排出事業者の施設内で処理可能な設備機器の導入に向けたサウンディング調査を実施して、主に熱分解や水溶化処理、汚物を薬剤により分離して減容化する方法が提案された。</p> <p>令和5年度に民間事業者と連携して実証実験を実施した。その結果、異物除去や乾燥等の追加工程を踏むことで分離処理した廃棄物は製品原料としての活用の可能性はあると考えられる。</p>	○	国や県、資源化に取り組む事業者等とも連携し、資源化の手法、収集体制、費用対効果などの検討を進める。

逗子市	紙おむつの資源化について情報収集を行い、資源化の手法について検討している。	○	先進自治体や民間施設の取り組みを参考に、逗子市における紙おむつ資源化の可能性を検討していく。
葉山町	生ごみ分別に伴い、燃やすごみの収集回数が減ることにより、紙おむつを使用する家庭における課題を解決するための手法を検討している。併せて資源化の導入を見据えた検討を進めているが、近隣に資源化を行う処理施設がないことが課題となっている。	○	資源化に向けて先進地視察や民間処理施設の情報収集を行い、資源化の動向を注視していくと共に、資源化が可能となった際に円滑に取り組めるよう収集の手法を工夫する。

(3) ごみ処理経費の縮減

ア 処理の一元化

【施策】

資源物又はごみの処理先（中間処理又は最終処分）を統一し、2市1町で一括して処理することでスケールメリットが得られることから、処理にかかる費用が抑えられる見込みがあります。

処理にかかる費用に加え、施設への収集運搬にかかる費用に関しても、より効率的な体制を検討します。

【評価基準】

◎	2市1町で連携して処理の一元化について検討が完了し、方向性が決定している
○	2市1町で連携して処理の一元化について検討している
△	2市1町で効果的な一元化の対応について情報の交換を実施している
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
2市1町	鎌倉市・逗子市・葉山町広域化検討協議会において、製品プラスチック、紙おむつ等について処理の一元化の可能性を検討した。	○	引き続き、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会において、検討を継続する。

イ 分別品目の統一化等

【施策】

各市町単独で実施しているごみ処理体制を、将来的に2市1町で実施する体制へと移行することによって、より効率的なごみ処理を行うことができることから、分別品目の統一化や2市1町にわたる収集運搬体制について研究します。

【評価基準】

◎	2市1町で連携して分別品目の統一化等について研究し、方向性が決定している
○	2市1町で連携して分別品目の統一化等について研究している
△	2市1町で連携して分別品目の統一化等について情報の交換を実施している
×	実施できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
2市1町	鎌倉市・逗子市・葉山町広域化検討協議会において、分別品目の統一化についての可能性を検討した。	○	引き続き、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会において、検討を継続する。

第5章 ごみ処理施設の整備方針の取り組み状況

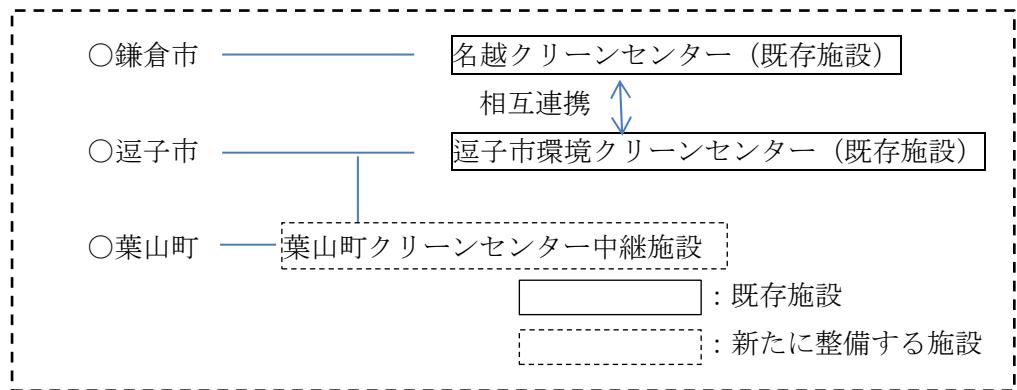
第Ⅰ期（令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）まで）計画の整備状況は次のとおりです。

1 焼却施設、中継施設

【整備方針】

焼却施設は、鎌倉市と逗子市の既存施設を利用することとし、次に示すグループで連携を図り処理を行います。また、葉山町に中継施設を整備します。

なお、鎌倉市と逗子市の焼却施設では、それぞれの施設の工事等に伴う休炉時及び緊急を要する災害時等において相互に連携を図るものとします。



【評価基準】

◎	計画どおり実施している
○	実施に向けて準備段階である
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

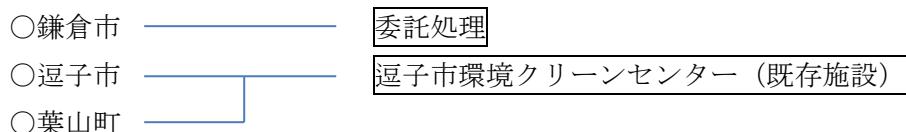
	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	令和7年1月25日に焼却を停止した。焼却停止後は、バックアップ協定に基づく民間事業者での処理を中心に、逗子市や近隣自治体での処理など安定的な処理に努めた。	◎	名越クリーンセンター稼働停止後は、令和10年度中の稼働を目指し、中継施設整備を進める必要がある。
逗子市	平成30年度から葉山町の可燃ごみの受け入れを開始した（平成29年度は可燃ごみの受け入れ処理を試行）。令和7年度からの鎌倉市の可燃ごみの受け入れに備え、焼却施設の大規模修繕等を実施した。	◎	年間焼却量2万tの範囲内で円滑に処理ができるよう適正な維持・修繕を図っていく。
葉山町	令和7年2月に新施設の整備が完了し、同年3月から供用開始した。	◎	

2 容器包装プラスチック処理施設

【整備方針】

容器包装プラスチックの処理は、逗子市は直営（既存施設）で処理し、鎌倉市は市内の民間事業者に処理を委託し、葉山町は逗子市に処理を委託します。

次に示す連携を図り処理を行うこととします。



【評価基準】

◎	計画どおり実施している
○	実施に向けて準備段階である
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

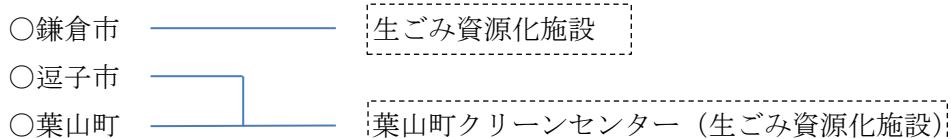
	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	市内の民間事業者に処理を委託している。	◎	民間事業者へ委託し安定的な処理を継続しつつ、今後、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一体処理の検討を行う。
逗子市	令和2年度から葉山町の容器包装プラスチック全量について処理を受託し、円滑に処理できている。	◎	今後は製品プラスチックの資源化に向けて、葉山町と検討を進める。
葉山町	逗子市の施設へ処理の委託を行っている。	◎	今後は製品プラスチックの資源化に向けて、逗子市と検討を進める。

3 生ごみ資源化施設

【整備方針】

生ごみについては、ゼロ・ウェイストの実現を目指して出来るかぎり減量・資源化を図るという基本理念や生ごみの減量・資源化を共通の課題として取り組むという基本方針に基づき、これまでの検討状況を考慮し、次に示す連携を図り施設整備を行い、資源化を行うこととします。

なお、鎌倉市の生ごみ資源化施設は、5 t 未満の施設を先行して整備する予定です。



【評価基準】

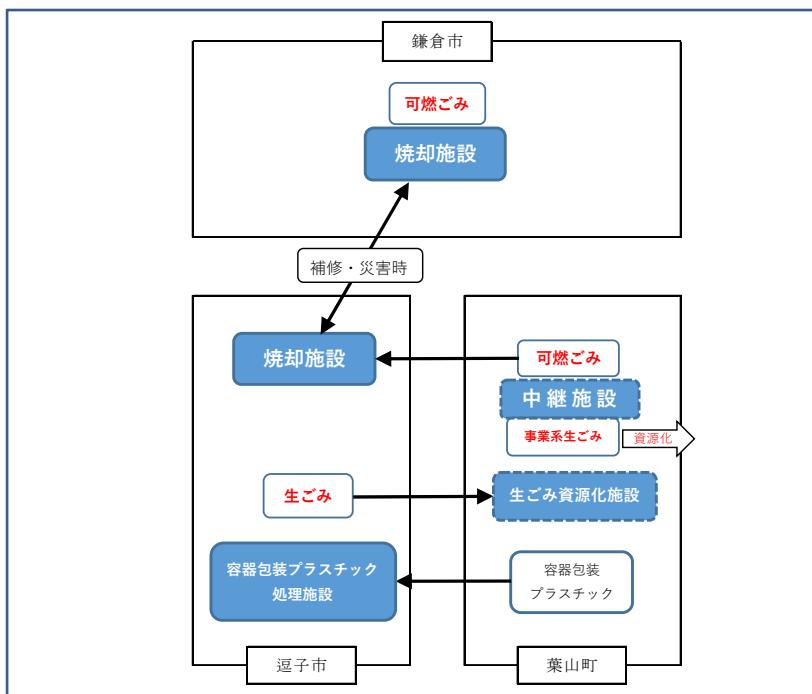
◎	計画どおり実施している
○	実施に向けて準備段階である
△	検討はしているが、具体的な実施に至っていない
×	検討できていない

【評価】

	状況・課題	評価	対応策
鎌倉市	施設整備候補地周辺の町内会と市で組織する協議会において、名越中継施設整備期間中にごみの中継施設として継続利用していくための協議を実施し、協定を締結した。	△	名越中継施設整備後は、生ごみ資源化施設の整備に向けて、施設周辺町内会と市で組織する協議会を中心に資源化手法を含め、協議を進める必要がある。
逗子市	指定収集袋の作製、ごみと資源物の出し方についての冊子「CUZ」の改訂、市民周知等、生ごみの分別収集・資源化に向けて準備を進めたが、生ごみ資源化処理施設の工期延期により、分別収集の実施を延期した。	○	葉山町の生ごみ資源化処理施設が完成し、供用が開始された後、葉山町との処理の委託に向けた協議等の準備が整い次第、市民周知、冊子全戸配布、指定収集袋販売等の準備を進め、生ごみの分別収集・資源化を実施する。
葉山町	令和7年2月までに生ごみ資源化処理施設を建設し、同年3月から本格稼働の予定で進めていたが、社会情勢の影響により工期が延長となつた。	○	工期延長にはなるが、令和7年7月には新施設の整備が完了し、同年8月からは供用開始予定となっている。

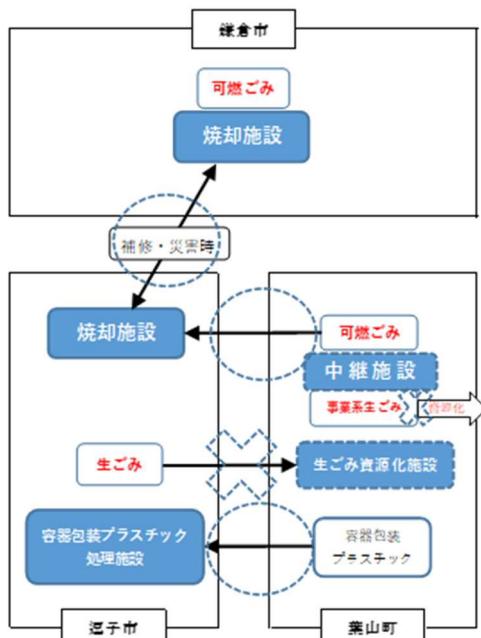
4 ごみ処理の連携

【連携の方針】



【評価】

現状は、葉山町での生ごみ資源化施設の整備が遅れしており、逗子市との連携が実施されていません。



○：実施 ×：未実施

第6章 まとめ

1 各施策の実施状況

各施策の実施状況は、表 6.1 に示すとおりです。

各施策に対する各市町の実施状況には、進捗状況に差が見られますが、中間評価としては、概ね計画どおり進んでいるものと評価できます。

検討段階の施策については、今後、第Ⅱ期(令和 7 年度(2025 年度)から令和 11 年度(2029 年度)まで)の段階で実施する必要があります。特に、2 市 1 町が連携し進める施策については、積極的に進める必要があります。

表 6.1 各施策の実施状況のまとめ

<ごみ減量・資源化施策の取り組み状況>

各施策	鎌倉市	逗子市	葉山町	2 市 1 町
1 家庭から排出される燃やごみの減量・資源化施策				
(1) 生ごみ				
ア 資源化の推進	△	○	○	—
イ 食品ロスの削減	◎	◎	◎	—
ウ 家庭用生ごみ処理容器の普及促進	◎	◎	◎	×
(2) 紙類	◎	○	○	—
2 事業所から排出されるごみの減量・資源化施策				
(1) 生ごみの削減				
ア 食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用	○	○	△	×
イ 食品廃棄物の発生抑制・排出抑制	◎	○	◎	×
(2) 排出事業者への適正排出の指導等	◎	○	○	—
(3) 手数料の見直し	◎	◎	△	—
3 取り組むべきその他の施策				
(1) Refuseの周知・啓発				
(2) 新たな資源化の検討	○	○	○	—
(3) ごみ処理経費の縮減				
ア 処理の一元化	—	—	—	○
イ 分別品目の統一化等	—	—	—	○

2 可燃ごみ総排出量の削減状況

令和6年度（2024年度）の2市1町の各施策実施等に伴う焼却対象の可燃ごみの総量は、34,637tで目標量36,337tを1,700t下回っており、減量化目標を達しているものと評価できます。

しかし、減量化は、鎌倉市の事業系可燃ごみの資源化によるところが大きく寄与しており、家庭系可燃ごみは目標を上回っており、家庭系可燃ごみの減量化が第Ⅱ期(令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)まで)での課題といえます。逗子市と葉山町の生ごみの分別資源化が進めば、概ね目標を達成できることが見込まれます。

表 6.2 可燃ごみ総排出量の削減状況

(t)

	令和6年度（2024年度）		
	目標量①	実績量（速報値）②	差（②-①）
家庭系可燃ごみ量	24,403	29,197	4,794
事業系可燃ごみ量	11,934	5,440	-6,494
合計量	36,337	34,637	-1,700

3 ごみ処理施設の整備及び連携の取り組み状況

ごみ処理施設整備の取り組みは、葉山町の生ごみ資源化施設の建設が遅れている状況ですが、令和7年度（2025年度）中には稼働が予定されており、計画どおりの進捗といえます。

また、鎌倉市の生ごみ資源化施設整備は候補地周辺の町内会と市で組織する協議会を中心に資源化手法を含め協議を進めていく段階です。

逗子市既存焼却施設の焼却可能量が年間20,000t程度であることを踏まえ、鎌倉市の可燃ごみの一部を他自治体及び民間事業者で適正に処理するよう安定的なごみ処理体制を構築し、第Ⅱ期(令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)まで)の計画を推進していきます。

表 6.3 ごみ処理施設の整備状況のまとめ

<ごみ処理施設の整備方針の取り組み状況>

ごみ処理施設	鎌倉市	逗子市	葉山町
1 焼却施設、中継施設	◎	◎	◎
2 容器包装プラスチック処理施設	◎	◎	◎
3 生ごみ資源化施設	△	○	○

資料内訳

総務常任委員会 所管事務調査

資料⑬

4月17日付、「生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について」に対する回答

送付鑑文

生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に関する対応に係る経費

別紙①-1 請求書（全戸配布チラシカラー用紙購入代）

別紙①-2 財務会計より作成（全戸配布チラシカラー用紙購入代）

別紙②-1 請求書（全戸配布チラシ配布業務委託料）

別紙②-2 業務完了届（全戸配布チラシ配布業務委託料）

別紙②-3 逗子市広報「広報ずし」等配布業務委託契約書

別紙②-4 財務会計より作成（全戸配布チラシ配布業務委託料）

別紙②-5 全戸配布チラシ「生ごみの分別収集・資源化の開始時期を延期します」

別紙③ 庁内カラー印刷費

別紙④ 庁内モノクロ印刷費（機器類賃貸借契約書 モノクロ高速デジタル印刷機）

別紙⑤ 12月市民説明会中止に係る通知及びチラシ郵送料

別紙⑥ 生ごみ分別収集・資源化の開始時期の延期について 廃棄物減量等推進員への通知郵送料

別紙⑦ 減免対象者への通知郵送料（身体障害者手帳（1級・2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級）または療育手帳（A1・A2）の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯）

別紙⑧ 減免対象者への通知郵送料（生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯）

別紙⑨-1 請求書（生ごみの分別収集・資源化についての冊子貼付用 開始時期の延期についての説明書きラベル）

別紙⑨-2 生ごみの分別収集・資源化についての冊子貼付用 開始時期の延期についての説明書きラベル

別紙⑨-3 生ごみの分別収集・資源化についての冊子表紙（説明書きラベル貼付）

別紙⑩ 生ごみ用指定収集袋倉庫保管料

7 逗資発第 28 号
2025 年（令和 7 年）7 月 4 日

葉山町長 山梨 崇仁 様

逗子市長 桐ヶ谷



生ごみ資源化共同処理の早期開始に向けた対応について（回答）

令和 7 年 4 月 17 日付け、葉セ第 1 号により貴町からご依頼のありました標記の件につきまして、回答いたします。

生ごみ資源化処理施設の工期が延長されたことに起因し、本市において発生した金銭的な損害が見込まれる費用については、現時点において別添のとおりとなります。

担当：資源循環課 鶩原
電話：046-873-1111 内線 470

【支出済額(令和7年6月末現在)】

No.	項目	内訳	金額	年度
1	全戸配布チラシカラー用紙購入代	全戸配布チラシ用 カラー用紙 A3 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期について速やかに周知するため、チラシを全戸配布したもの。広報ずし1月号と同時配布(別紙②-5)。	1,270円×30包(500枚入)×1.10=41,910円	41,910 R6 別紙①
2	全戸配布チラシ配布業務委託料	広報ずし1月号と同時配布 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期について速やかに周知するため、チラシを全戸配布したもの(別紙②-5)。	5.5円×26,439部×1.10=159, 956円	159,956 R6 別紙②
3	庁内カラー印刷費	12月市民説明会中止に係るチラシ印刷費	自治会掲示板用370枚、市広報板用69枚 A4 1枚 約1.82円 ※過去の使用量とインク代をもとに計算した概算単価 1.82円×439枚=798円	798 R6 別紙③
4	庁内モノクロ印刷費	全戸配布チラシ印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に係るチラシ。広報ずし1月号と同時配布(別紙②-5)。	27,000枚(A3印刷13,500枚→A4印刷27,000枚に分割) 27,000枚÷2×0.78円×1.10=11,583円	R6
		全戸配布チラシ印刷費(転入者等配付用) ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に係るチラシ。「ごみと資源物の収集カレンダー」に挟み込み窓口にて配付(別紙②-5)	200枚(A3印刷100枚→A4印刷200枚に分割) 200枚÷2×0.78円×1.10=85円	11,796 R6 別紙④
			300枚(A3印刷150枚→A4印刷300枚に分割) 300枚÷2×0.78円×1.10=128円 ※不足のため追加印刷	R7
5	通知等郵送料	12月市民説明会中止に係る通知及びチラシ郵送料 ※自治会・町内会代表者宛て通知及び自治会・町内会掲示板用チラシを郵送し、周知の協力を依頼したもの。	11月29日*83通 12,550円	R6 別紙⑤
		生ごみ分別収集・資源化の開始時期の延期について 廃棄物減量等推進員への通知 郵送料	12月4日*61通 5,856円	R6 别紙⑥
		減免対象者への通知 郵送料 ※生ごみ用指定収集袋の交付について案内済であった減免対象者に対し、生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に伴い交付時期が延期となることを案内する必要が生じたため送付したもの。	12月25日*126通 12,110円 ・身体障害者手帳(1級・2級)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 ・精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 ・療育手帳(A1・A2)の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯 1月22日*531通 50,976円 ・生活保護受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯 ・特別児童扶養手当受給世帯	81,492 R6 别紙⑦ 別紙⑧

No.	項目	内訳	金額	年度
6	その他消耗品代	生ごみの分別収集・資源化についての冊子貼付用 開始時期の延期についての説明書きラベル	639円×1.10=702円 639円×1.10=702円 ※不足のため追加作成	R6 1,404 R7
7	生ごみ用指定収集袋倉庫保管料	生ごみの分別収集・資源化を少しでも早く開始できるよう、生ごみ用指定収集袋は、令和6年度予算で分別収集開始時に必要な量として想定した全量を令和6年度中に製造を完了し、倉庫会社の倉庫で分別収集開始まで保管することとしているもの。	保管料:7円／箱 10日1期制(月3期) ・生ごみ用指定収集袋3リットル袋作製数量 2,520,000枚(4,200箱) ・生ごみ用指定収集袋10リットル袋作製数量 1,800,000枚(3,000箱) 7,200箱×7円×3期×1.10=166,320円 ※1か月当たりの倉庫保管料 166,320円/月×3か月=498,960円(令和7年4～6月分)	498,960 R7.4 ～6
小計				796,316

【支出見込額(令和7年7月以降)】

No.	項目	内訳	金額	年度
8	全戸配布チラシカラー用紙購入代	全戸配布チラシ用(広報ずしと同時配布) カラー用紙A3 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期決定後に速やかに実施するために、開始時期に係るチラシを全戸配布するもの。	1,270円×30包(500枚入)×1.10=41,910円 ※令和6年度購入費と同額で試算	41,910 見込
9	全戸配布チラシ配布業務委託料	広報ずしと同時配布 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期決定後に速やかに実施するために、開始時期に係るチラシを全戸配布するもの。	5.5円×26,439部×1.10=159,956円 ※令和6年度委託料と同額で試算	159,956 見込
10	庁内カラー印刷費	市民説明会周知用チラシ印刷	自治会掲示板用370枚、市広報板用69枚 A4 1枚 約1.82円 ※過去の使用量とインク代をもとに計算した概算単価 1.82円×439枚×4か月分=3,195円 ※令和6年度と同送付数で試算	3,195 見込
11	庁内モノクロ印刷費	全戸配布チラシ印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期に係るチラシ	27,000枚(A3印刷13,500枚→A4印刷27,000枚に分割) 27,000枚÷2×0.78円×1.10=11,583円 ※令和6年度と同単価で試算	見込
		全戸配布チラシ印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始時期に係るチラシ (転入者等配付用)	300枚(A3印刷150枚→A4印刷300枚に分割) 300枚÷2×0.78円×1.10=128円 ※令和6年度と同単価で試算	11,992 見込
		減免対象者への通知印刷費 ※生ごみの分別収集・資源化の開始に伴い、生ごみ用指定収集袋の交付時期について案内するもの。	657枚÷2×0.78円×1.10=281円 ※令和6年度と同単価で試算	見込

No.	項目	内訳		金額	年度
12	通知等郵送料	生ごみの分別収集・資源化についての市民説明会に係る通知及びチラシ郵送料 ※生ごみの分別収集・資源化の開始に伴い、自治会・町内会代表者宛て通知及び自治会・町内会掲示板用チラシを郵送し、周知の協力を依頼するもの。	12,550円(83通)×4か月分=50,200円 ※令和6年度郵送料と同額で試算	119,142	見込
		生ごみ分別収集・資源化の開始時期について 廃棄物減量等推進員への通知 郵送料	5,856円(61通) ※令和6年度郵送料と同額で試算		見込
		減免対象者への通知 郵送料 ※生ごみの分別収集・資源化の開始に伴い、生ごみ用指定収集袋の交付時期について案内するもの。	63,086円(657通) ※令和6年度郵送料と同額で試算		見込
13	「逗子市のごみと資源物の出し方 C UZ」印刷製本費 日本語版(契約分割による差額)	生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期により、すでに印刷製本(データ作成及び印刷製本)の契約を締結していた受注者とは、データの作成までの契約に変更することで協議し合意した。開始時期決定後には別途冊子を印刷するための契約を締結する必要がある。データ作成と印刷製本とを別契約とすることにより、一つの契約としていたときと比較し、契約金額の増額が見込まれるもの。	①契約変更前(データ作成及び印刷製本) 1,887,600円 ②契約変更後(データ作成まで) 335,500円 ③新規契約(印刷製本) ※見積り金額 1,822,260円 (②+③)-①=270,160円	270,160	見込
14	「逗子市のごみと資源物の出し方 C UZ」印刷製本費 英語版(契約分割による差額)	生ごみの分別収集・資源化を少しでも早く開始できるよう、生ごみ用指定収集袋は、令和6年度予算で分別収集開始時に必要な量として想定した全量を令和6年度中に製造を完了し、倉庫会社の倉庫で分別収集開始まで保管することとしているもの。	①契約変更前(データ作成及び印刷製本) 1,135,200円 ②契約変更後(データ作成(翻訳)まで) 858,000円 ③新規契約(印刷製本) ※見積り金額 356,400円 (②+③)-①=79,200円	79,200	見込
15	市民説明会会場使用料	自治会館等会場使用料	※令和6年度予算計上額と同額で試算	52,600	見込

小計 738,155

※2025年(令和7年)7月4日時点の生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に関する対応にかかる経費として記載するもの。

生ごみの分別収集・資源化の開始に当たって見込まれる経費については、現時点で想定される経費を計上しており、今後追加で発生する可能性がある。

No.	項目	内訳	金額	年度
16	生ごみ用指定収集袋倉庫保管料	生ごみの分別収集・資源化を少しでも早く開始できるよう、生ごみ用指定収集袋は、令和6年度予算で分別収集開始時に必要な量として想定した全量を令和6年度中に製造を完了し、倉庫会社の倉庫で分別収集開始まで保管することとしているもの。	保管料:7円／箱 10日1期制(月3期) ・生ごみ用指定収集袋3リットル袋作製数量 2,520,000枚(4,200箱) ・生ごみ用指定収集袋10リットル袋作製数量 1,800,000枚(3,000箱) $7,200\text{箱} \times 7\text{円} \times 3\text{期} \times 1.10 = 166,320\text{円}$ ※1か月当たりの倉庫保管料 <令和7年7月以降 支出見込額> 166,320円(倉庫保管料) × 月数	166,320円／月 R7.7 ～ 別紙⑩

(参考)年額 166,320円×12か月=1,995,840円

請求書

2024 年 12 月 25 日

逗子市長殿

理想科学工業株式会社

神奈川県横浜市中区山下町209
帝蚕閣内ビル11F
神奈川営業所
営業所長 永田 純一
TEL 045-330-9938
登録番号 T9010401031452

合計金額 ¥ 41,910

	合 計 (税 込)	¥41,910
	消費税等	3,810
	税 拠 金 額	税 額
10%対象	38,100	3,810
8%対象(軽減)	0	0
8%対象	0	0

納品先：逗子市役所資源循環課

得意先CD:5147203000

振込先

銀行名 横浜銀行 反町支店

種 目 普通 №0051879

日座名義 理想科学工業(株)

2024年度(令和6年度)家庭系ごみ排出抑制推進事業 整理簿 4.2.1.2.5.11.1 消耗品費

日付	伝票区分	伝票番号	件名	相手先	負担行為額(円)	支出命令額(円)	状態
06.12.05	負担行為	0029000-000	カラー用紙代(生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に伴う全戸配布チラシ用)	理想科学工業(株)	41,910		月次済
07.01.16	支出命令	0029000-001	カラー用紙代(生ごみの分別収集・資源化の開始時期の延期に伴う全戸配布チラシ用)	理想科学工業(株)		41,910	月次済
合計					41,910	41,910	

逗子市財務会計システムより作成

御 請 求 書

2025年3月6日

逗子市長様

このたびは誠にありがとうございます。

生ごみ分別収集延期

の配布業務が完了しましたので、下記の通り請求申し上げます。

横須賀新聞販売協同組合
代表理事 井出総一郎
横須賀市日の出町1-15 エステート中央402
(TEL) 046-827-4332
(FAX) 046-827-4375
登録番号T1021005007688

合計請求金額 159,956 円也

(単位:円)

品名	単価	数量	小計	消費税額(10%)	税込小計
生ごみ分別収集延期	¥5.5	26,439	¥145,415	¥14,541	¥159,956
合計		26,439	145,415	14,541	159,956

●振込口座番号

ミツビシ 三井UFJ銀行 ギンコウ 逗子支店

フジウ 普通 0003825

ヨコスカ シンブン ハンバイ キョウドウクミアイ
横須賀新聞販売協同組合ダイヒョウリジ
代表理事イデ
井出 総一郎

(受付窓口) 横須賀新聞販売協同組合
責任者:逗子支部長 鈴木大介(担当 金井 真紀)
〒249-0001 逗子市久木1-1-11 ASA逗子・葉山内
(TEL) 046-872-9666
(FAX) 046-872-9667

*よろしくお願いいたします。

逗子市長

様御中

生ごみ分別収集延期 業務完了届(配布終了報告書)、残余数返却報告

2024 年 12 月 28 日

下記に記述したとおり

生ごみ分別収集延期 の配布業務が完了した事を、報告致します。

横須賀新聞販売協同組合

代表理事 井出総一郎

横須賀市日の出町1-15 エステート中央402

(TEL) 046-827-4332

(FAX) 046-827-4375

* 詳細は、別紙配布明細をご参照下さい。

持込月日	2024/12/23	配布指定日	12月25日 ~ 12月28日
持込枚数		26,450	枚
期間内配布枚数		26,432	枚
未配布届枚数		7	枚
合計配布実数		26,439	枚
先返却数		0	枚
今回返却数		11	枚

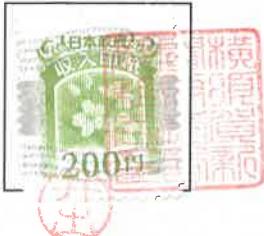
生ごみ分別収集延期

町丁別配布明細

配布期間

2024/12/25～12/28

字・町・丁目	ASA 逗子		ASA 東逗子		YC 逗子		YC 東逗子		YC 葉山		0		毎日 逗子		合計		備考
	配布枚数	配布日	配布枚数	配布日	配布枚数	配布日	配布枚数	配布日	配布枚数	配布日	配布枚数	配布日	配布枚数	配布日	配布枚数	配布日	
逗子1丁目											322	12/25	322	12/25			逗子1丁目
" 2 "											365	12/25	365	12/25	" 2 "		
" 3 "					183	12/25							183	12/25	" 3 "		
" 4 "											658	12/25	658	12/25	" 4 "		
" 5 "											402	12/25	402	12/25	" 5 "		
" 6 "											359	12/25	359	12/25	" 6 "		
" 7 "											836	12/25	836	12/25	" 7 "		
桜山1丁目					522	12/25							522	12/25			桜山1丁目
" 2 "					505	12/25							505	12/25	" 2 "		
" 3 "					532	12/25							532	12/25	" 3 "		
" 4 "					513	12/25							513	12/25	" 4 "		
" 5 "	896	12/25											896	12/25	" 5 "		
" 6 "							713	12/25					713	12/25	" 6 "		
" 7 "	420	12/25	161	12/25									581	12/25	" 7 "		
" 8 "													572	12/25	572	12/25	" 8 "
" 9 "									300	12/25				300	12/25	" 9 "	
沼間1丁目							914	12/25					914	12/25			沼間1丁目
" 2 "			1,098	12/25									1,098	12/25	" 2 "		
" 3 "							1,039	12/25					1,039	12/25	" 3 "		
" 4 "			372	12/25									372	12/25	" 4 "		
" 5 "							531	12/25					531	12/25	" 5 "		
" 6 "			211	12/25									211	12/25	" 6 "		
池子1丁目							283	12/25					283	12/25			池子1丁目
" 2 "			1,552	12/25									1,552	12/25	" 2 "		
" 3 "							772	12/25					772	12/25	" 3 "		
" 4 "							8	12/25					8	12/25	" 4 "		
池子																	池子
山の根1丁目			356	12/25									356	12/25			山の根1丁目
" 2 "			355	12/25									355	12/25	" 2 "		
" 3 "			584	12/25									584	12/25	" 3 "		
久木1丁目			217	12/25									217	12/25			久木1丁目
" 2 "			283	12/25									283	12/25	" 2 "		
" 3 "			534	12/25									534	12/25	" 3 "		
" 4 "					458	12/25							605	12/25	605	12/25	" 4 "
" 5 "			209	12/25									458	12/25	" 5 "		
" 6 "			308	12/25									209	12/25	" 6 "		
" 7 "			1,403	12/25									308	12/25	" 7 "		
" 8 "			205	12/25									1,403	12/25	" 8 "		
" 9 "													205	12/25	" 9 "		
小坪1丁目											1,217	12/25	1,217	12/25			小坪1丁目
" 2 "	503	12/25											503	12/25	" 2 "		
" 3 "	405	12/25											405	12/25	" 3 "		
" 4 "	299	12/25											299	12/25	" 4 "		
" 5 "	541	12/25											541	12/25	" 5 "		
" 6 "	397	12/25											397	12/25	" 6 "		
" 7 "	482	12/25											482	12/25	" 7 "		
新宿1丁目			484	12/25									484	12/25			新宿1丁目
" 2 "			489	12/25									489	12/25	" 2 "		
" 3 "			602	12/25									602	12/25	" 3 "		
" 4 "											381	12/25	381	12/25	" 4 "		
" 5 "			76	12/25									76	12/25	" 5 "		
小計	6068	12/25	4439	12/25	5648	12/25	4260	12/25	300	12/25	0		5717	12/25	26,432	12/25	小計
未記布局	0		0		0		0		0		0		0		0		未記布局
未記布局																	未記布局
未記布局																	未記布局
未記布局																	未記布局
未記布局																	未記布局
未記布局																	未記布局
未記布局																	未記布局
未記布局																	未記布局
未記布局																	未記布局
前月訂正																	前月訂正
未記布小計	2				2								3		7		未記布小計
配布數合計	6,070		4,439		5,650		4,260		300		0		5,720		26,439		配布數合計
各店舗数	6,070		4,440		5,650		4,260		300		0		5,720		26,440		各店舗数
残部数	0		1		0		0		0		0		0		1		残部数



契約業第 370 号

業務委託単価契約書

業務の名称	逗子市広報「広報すし」等配布業務委託
業務の場所	逗子市内
委託の期間	着手期日 令和6年7月1日 履行期限 令和7年3月31日
契約金額 (単価)	別紙内訳書のとおり
契約保証金	免除

上記の委託業務について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年4月26日

発注者 逗子市逗子5丁目2番16号
逗子市長 桐ヶ谷 覚



受注者 横須賀市日の出町1-15 エステート中央402
横須賀新聞販売協同組合
代表理事 井出紹一郎



(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書等に従いこれを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継せしめてはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(一括下請負の禁止等)

第3条 受注者は、業務を一括して第三者に請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に請け負わせようとするときは、発注者に委託業務一部下請承認届により届け出なければならない。

3 発注者は、前項の規定による届出があった場合において、下請負人が不適格と認めたときは、受注者に対し変更を命じることができる。

(調査及び報告)

第4条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の仕様変更等)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の履行を中止し、又は設計若しくは仕様の変更をすることができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議して定める。

2 前項の場合において、受注者が著しい損害を受けたときは、発注者は、受注者に対し損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者、受注者協議して定める。

(履行期間の延長)

第6条 受注者は、天災事変その他やむを得ない理由の生じたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明らかにして、発注者に履行期限延長申請書を提出することができる。

2 発注者は、前項の規定による申請があったときは、その事実を審査し、これを承認するものとする。

(危険負担)

第7条 委託業務完了前に生じた損害又は業務履行上生じた一切の損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、受注者と協議してその負担額を定めることができる。

(違約金の徴収)

第8条 受注者が自らの責に基づく理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みのあるときは、発注者は、業務を継続せしめ、業務完了後受注者から違約金を徴収する。

2 前項の違約金は、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。

(業務完了検査)

第9条 受注者は、委託業務が完了したときは、発注者に業務完了届を提出してその検査に合格しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、発注者の指示する

期間等において、受けるもの

3 発注者に

4 前項の場

ればならな

第10条 発

は、これを

だし、これ

2 前条第

た日からま

(契約金額)

第11条 受

従って契約

2 発注者に

うものとす

(発注者の)

第12条 発

るほか、ま

2 発注者に

は、その

(発注者の)

第13条 発

の履行の付

とができる

上の社会に

なお、契

ても弁済の

(1) 正当な

(2) 委託契

に契約の

(3) 前2項に

約に違反す

2 受注者に

請負代金

い。

(発注者の)

第14条 発

契約の全

ることがな

期間等における委託業務の履行状況を示す報告書を提出させることができる。この場合において、受注者は当該報告書において報告した業務の履行状況について発注者の検査を受けるものとする。

- 3 発注者は、検査の結果不合格のときは、期間を指定して補正を命じなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者は、指定期間内にこれを補正して改めて検査を受けなければならない。

第10条 発注者は、前条第1項の業務完了届又は同条第2項の報告書の提出があったときは、これを受理した日から10日以内に受注者を立ち会わせて検査を行うものとする。ただし、これにより難いときは15日以内とする。

- 2 前条第4項の場合における検査の時期は、受注者から補正を終了した旨の届出を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第11条 受注者は、第9条に規定する業務完了検査に合格したときは、適法な手続きに従って契約金額の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による支払請求があったときは、請求の日から30日以内に支払うものとする。ただし、これにより難いときは、45日以内とする。

(発注者の任意による契約の解除)

第12条 発注者は、契約の履行が完了するまでの間は、次条から第15条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による契約の解除)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

なお、契約の全部又は一部を解除する場合において、受注者が損害を受けることがあっても弁済の責を負わない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 委託期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 前2号のほか、法令及び逗子市財務規則（平成3年逗子市規則第6号）又はこの契約に違反したとき。
- 2 受注者は、発注者が前項の規定により契約を解除した場合においては、違約金として請負代金の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。

(発注者の催告によらない契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けることがあっても弁済の責を負わない。

- (1) 第2条の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の履行の全部を完了することを拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) この契約の入札に関して談合その他不正の行為があったとき。
- (8) 受注者が破産手続開始の決定を受け、又は所在不明となったとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合においては、前項第8号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人。
- (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人。
- (3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第215号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等。
- 3 第13条第2項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。（暴力団排除に係る契約の解除）
- 第15条 発注者は、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 受注者が個人である場合にあっては、その者が逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号。以下「条例」という。）第2条第3号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき又は受注者が法人等（法人又は団体をいう。）である場合にあっては、当該法人等が条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

- (2) 受注者が神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下「県条例」という。）第 23 条第 1 項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者が県条例第 23 条第 2 項に違反したと認められたとき。
- (4) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (5) 受注者が下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第 1 号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 受注者が第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 受注者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 第 13 条第 2 項の規定は、前 2 項の規定により契約を解除した場合について準用する。
- 4 前項の場合において、受注者が共同事業体であるときは、構成員は、連帯して発注者に違約金を支払わなければならない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 16 条 第 13 条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による契約の解除）

第 17 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の規定による請求があった場合で、発注者が当該契約を解除することを認めたときにおいて、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告によらない契約の解除）

第 18 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 5 条の規定により業務中止の日数が契約期間の 2 分の 1 を超過し、又は設計若しくは仕様の変更のため、契約金額の 3 分の 2 以上が減じたとき。
- 2 前項の規定による請求があった場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第19条 第17条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第20条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合には、遅滞なく発注者に報告するとともに管轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期限に遅れが生じると認められた場合は、第6条の規定により、発注者に履行期限延長の申請を行うものとする。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、速やかに管轄の警察署に通報しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期限に遅れが生じると認められた場合は、第6条の規定により発注者に履行期限延長の申請を行うものとする。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務上知り得た秘密事項を他人に洩らしてはならない。

(補則)

第22条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたとき又はこの契約に定めてない事項については、逗子市財務規則によるほか、その都度発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

内訳書

(税抜)

品名、大きさ、頁数	配布予定期数	単価	予定期数	合計
広報なし A4 12~24 頁	26,450 部	10 円	9 回	2,380,500 円
けんしんナビ A4 8 頁	同時配布	26,450 部	7 円	185,150 円
ごみど資源物の出し方 CUZ	同時配布	26,450 部	18 円	1 回 476,100 円
ごみど資源物の収集力レンダード A4 20 頁	同時配布	26,450 部	12 円	1 回 317,400 円
議会だより A4 18 頁まで	同時配布	26,450 部	9 円	1 回 238,050 円
議会だより A4 18 頁まで	単独配布	26,450 部	10 円	2 回 529,000 円
A4 サイズ 2 頁まで	同時配布	26,450 部	5.5 円	1 回 145,475 円
	単独配布	26,450 部	6.5 円	1 回 171,925 円
	合計			4,443,600 円

1 件名
逗子市

2 概要
広報す
市内の全

3 契約フ
1部ま

4 委託契
2024

5 配布日
別紙

6 配布回数
1回

7 配布場所
広報す
までとし
間程度

8 広報
別紙

9 配布
(1) 配布
(2) 広報す
(3) 配布
(4) 配布
(5) 天候

仕様書

1 件名

逗子市広報「広報ずし」等配布業務委託

2 概要

広報ずし、広報ずしとの同時配布物及び単独での配布物（以下、「配布物」という。）を市内の全世帯に配布するもの。

3 契約方法

1部あたりの単価契約とする。

4 委託期間

2024年7月1日から2025年3月31日まで

5 配布物の形態、発行予定回数及び納入方法など

別紙1のとおり

6 配布予定部数

1回あたり約26,450部（世帯数による増減あり）

7 配布期限

広報ずし及び広報ずしとの同時配布物については、原則として広報ずし発行日の前日までとし、配布にかかる日数は4日間程度とする。なお、単独での配布物については、原則として発注者が指定する日の前日までとし、配布にかかる日数は発注者が指定する4日間程度とする。

8 広報ずしの発行日、納入日及び配布日

別紙2のとおり

9 配布方法等

- (1) 配布物は必ず、別紙2に記載した配布日に配布をすること。
- (2) 広報ずしの表紙が見えるよう、同時配布物は広報ずしに挟み込むこと。
- (3) 配布物には市が許可した配布物以外の印刷物等との混入をしないこと。
- (4) 配布物は、必ずポストの奥まで押し込み、完全投函すること。
- (5) 天候に配慮し配布物が破損・汚損しないよう工夫をする。

[別添]

- (6) 遅配、配布漏れ等の苦情には原則として即日対処し、配布完了まで対応すること。
- (7) マンションなどへの配布は、発注者の指示による。
- (8) 発注者から市内全戸配布のための配布先一覧の提供は行わない。

10 業務完了

- (1) 配布が完了した時は、直ちに担当所管課に報告する。
- (2) 配布後、配布枚数を確認し、担当所管課に業務完了届の提出をする。
- (3) 配布物の残余分は担当所管課に速やかに返納する。

11 支払方法

配布枚数あたりの出来高払いとし、受注者は業務完了後、配布物の担当所管課にそれぞれ請求するものとする。

12 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、逗子市財務規則によるほか、その都度、発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

この契約
律(以下
基づき、
)

(基本的
第1条
人情報
(秘密
第2条
ない。
(責任
第3条
を維持
(責任
第4条
業務に
らない
(作業
第5条
前に書
2 受注
受注者
(再委
第6条
注者に
子会社
2 受注
含む。
3 受注
務を再
4 受注
応じ、
(派
第7条
基づ
2 受注

[別添]

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らが行い、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

に対して
ができる

2 受注者
ばならな
(指示)

第18条 発

必要な指
(契約解

第19条 発
び損害賠

のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報を保有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

この目的を明確に行わなければなら

損、滅失、紛失、
当該個人情報の適

指示又は承諾を
よい。

指示又は承諾を

指示又は承諾を

が適用されるこ
つ適切な監督を

を図るため、こ
)他本委託業務の
。

する必要がなく

の事故が発生し、
なければならな

復旧、再発防止

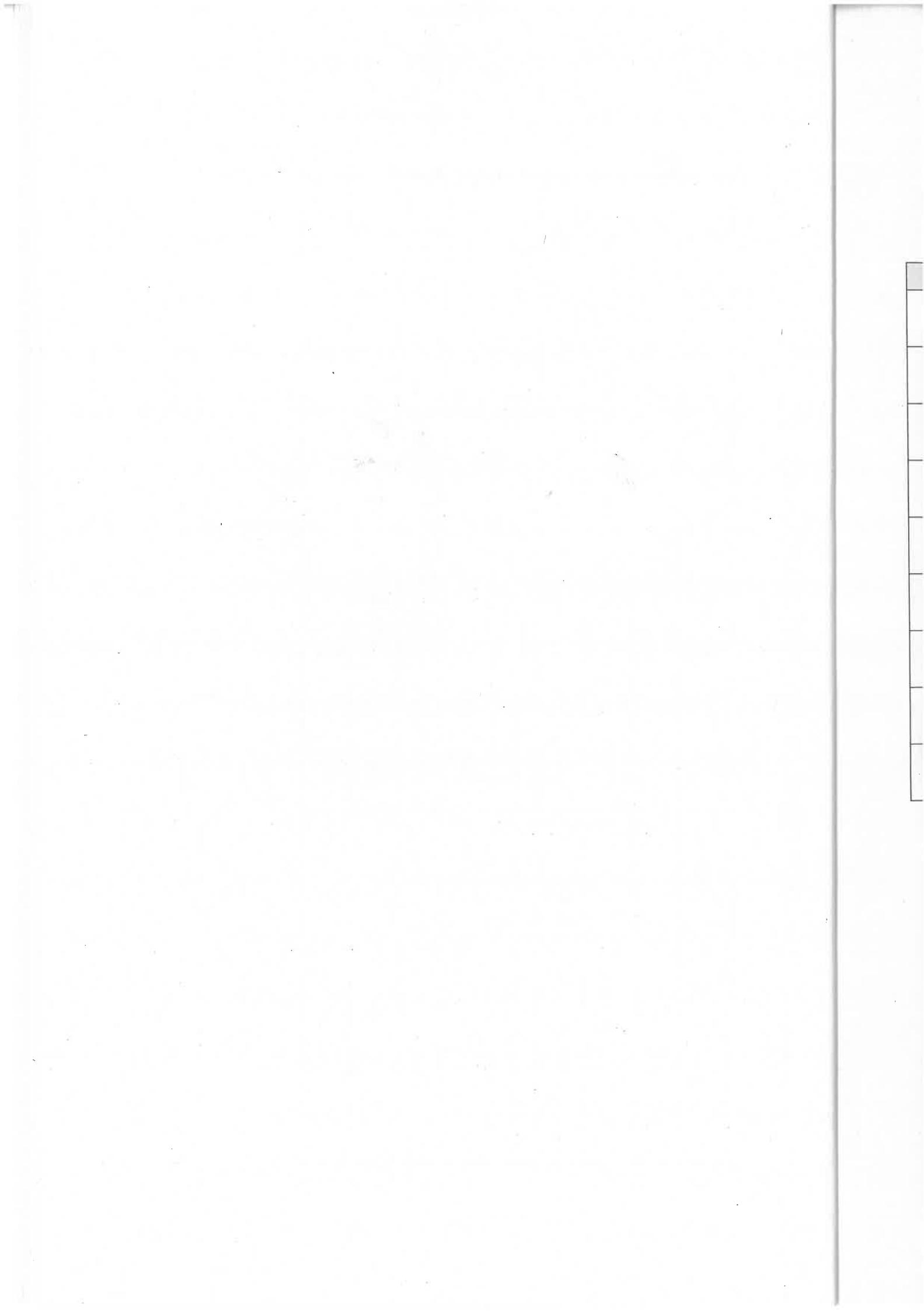
観点から、可能
きるものとする。

し、又は受注者

配布物の形態、発行予定回数及び納入方法など

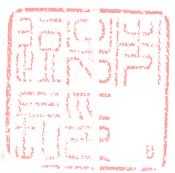
配布物の形態、発行予定回数及び納入方法など

品名、大きさ、頁数	予定回数	納入方法	備考
広報ずし A4 12～24 頁	9回		
けんしんナビ A4 8 頁	同時配布	1回	広報ずし4月号と同時配布
ごみと資源物の出し方 CUZ A4 44 頁	同時配布	1回	広報ずし2月号と同時配布
ごみと資源物の収集カレンダー A4 20 頁	同時配布	1回	広報ずし9月号と同時配布
議会だより A4 18 頁まで	同時配布	1回	印刷会社から納入
A4 サイズ 2 頁まで	単独配布	2回	
	同時配布	1回	
	単独配布	1回	



広報ずしの発行日、納入日及び配布日

号	発行日	納入日	配布日
8月号	8月1日	7月26日	7月27日～31日
9月号	9月1日	8月27日	8月28日～31日
10月号	10月1日	9月26日	9月27日～30日
11月号	11月1日	10月25日	10月26日～31日
12月号	12月1日	11月26日	11月27日～30日
1月号	1月1日	12月24日	12月25日～28日
2月号	2月1日	1月27日	1月28日～31日
3月号	3月1日	2月21日	2月22日～28日
4月号	4月1日	3月27日	3月28日～31日



2024年度(令和7年度)家庭系ごみ排出抑制推進事業 整理簿 4.2.1.2.5.13.1 委託料

日付	伝票区分	伝票番号	件名	相手先	負担行為額(円)	支出命令額(円)	状態
06.12.28	負担行為	0036394-000	チラシ全戸配布業務委託料(生ごみの分別収集・資源化の開始時期を延期します)	横須賀新聞販売協同組合	159,956		月次済
07.03.27	支出命令	0036394-001	チラシ全戸配布業務委託料(生ごみの分別収集・資源化の開始時期を延期します)	横須賀新聞販売協同組合		159,956	月次済
合計					159,956	159,956	

逗子市財務会計システムより作成

生ごみの分別収集・資源化の開始時期を延期します

2025年（令和7年）3月から稼働開始予定であった葉山町の生ごみ資源化処理施設の工期の延長に伴い、2025年（令和7年）3月から開始を予定していた生ごみの分別収集・資源化について、開始時期を延期することにいたしました。

分別開始に向けて、準備にご協力をいただいているところ大変申し訳ございません。

今後の予定など詳細につきましては、決まり次第、市民の皆様にお伝えいたします。

■ ごみと資源物の収集カレンダーについて

広報ずし9月号と同時配布しました「ごみと資源物の収集カレンダー」の3月以降は、燃やすごみと生ごみのマークを掲載していますが、生ごみの分別収集・資源化の開始までは、生ごみは分別せずにこれまでどおり燃やすごみとして出してください。

【3月以降のカレンダー記載マーク】



■ 生ごみ用指定ごみ袋の販売について

2月から予定していた生ごみ用指定ごみ袋の販売を延期いたします。生ごみの分別収集・資源化の開始時期が決まりましたら、改めて販売時期をお知らせいたします。

■ 市民説明会の開催について

生ごみの分別収集・資源化の開始時期が決まりましたら再開いたします。

減免対象世帯の方へ

※「生活保護受給世帯」、「身体障害者手帳（1級・2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級）または療育手帳（A1・A2）の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯」、「児童扶養手当受給世帯」、「特別児童扶養手当受給世帯」の方

2025年（令和7年）2月以降、生ごみ用指定ごみ袋の交付を予定していましたが、生ごみの分別収集・資源化の延期に伴い、燃やすごみ用・不燃ごみ用指定ごみ袋のみ交付いたします。

生ごみ用指定ごみ袋の交付につきましては、改めてお知らせいたします。

オルフィスFT ランニングコスト算出シート

単価(A4換算)は……

	白黒	単色カラー	フルカラー
単価	¥0.42	¥0.43	¥1.82

調査期間:

調査員:

【月日詳細カウント】

用紙サイズ	白黒	単色カラー	フルカラー
A3			
A4			
B4			
B5			
ハガキ			
不定形L			
不定形S			
合計			0

【月日詳細カウント】

用紙サイズ	白黒	単色カラー	フルカラー
A3	1500枚	6枚	508936枚
A4	49665枚	86枚	2072530枚
B4	25枚	枚	9523枚
B5	枚	枚	15366枚
ハガキ	61枚	枚	5995枚
不定形L	1枚	枚	25047枚
不定形S	14枚	1401枚	31060枚
合計			2,721,216

【使用枚数】

用紙サイズ	白黒	単色カラー	フルカラー	合計	サイズ比率
A3	1500枚	6枚	508936枚	510,442枚	18.76%
A4	49665枚	86枚	2072530枚	2,122,281枚	77.99%
B4	25枚	枚	9523枚	9,548枚	0.35%
B5	枚	枚	15366枚	15,366枚	0.56%
ハガキ	61枚	枚	5995枚	6,056枚	0.22%
不定形L	1枚	枚	25047枚	25,048枚	0.92%
不定形S	14枚	1401枚	31060枚	32,475枚	1.19%
合計	51266枚	1493枚	2668457枚	2,721,216枚	
白黒/カラー比率	1.88%	0.05%	98.06%		

【A4換算使用枚数】

	白黒	単色カラー	フルカラー	合計
A4換算(ページ)	52,726枚	799枚	3,177,012枚	3,230,536枚
比率	1.6%	0.02%	98.3%	100.0%

※A3は2倍、B4は1.5倍、B5を0.75倍、ハガキを0.5倍、不定形Lサイズは1.75倍、不定形Sは0.5倍換算。

【インク重量入力欄】

色	使用前インク(%)	使用後インク(%)	インク交換本数	今回使用したインク重量(ml)	使用コスト(円)
ブラック	100%	98%	37	37020	¥1,360,115
シアン	100%	95%	41	41050	¥1,643,642
マゼンタ	100%	66%	28	28340	¥1,134,734
イエロー	100%	76%	41	41240	¥1,651,250
インク代				¥5,789,740	
1枚平均				¥2.13	



契約他第 90 号

機 器 類 貸 貸 借 契 約 書

事業の名称	モノクロ高速デジタル印刷機賃貸借契約
設置場所	逗子市役所 3階 総務課印刷室（逗子市逗子五丁目 2-16）
賃貸借期間	令和4年8月1日 から 令和9年7月31日 まで
賃 借 料	<p>○機器賃借料 金 3,504,600円（月額 58,410円） うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 318,600円</p> <p>（内訳） 令和4年8月1日 から 令和5年3月31日 まで 金 467,280円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 42,480円） 令和5年4月1日 から 令和9年3月31日 まで（4カ年度） 1カ年度 金 700,920円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 63,720円） 令和9年4月1日 から 令和9年7月31日 まで 金 233,640円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 21,240円）</p> <p>○使用カウント数当たりの単価料金（消費税及び地方消費税別） 1カウント当たり 0.78円</p>
契約保証金	免 除

上記の賃貸借について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年7月8日

逗子市逗子5丁目2番16号

発注者

逗子市長 桐ヶ谷



横浜市西区みなとみらい4-6-2

リコージャパン株式会社

受注者 神奈川支社 神奈川LA第二営業部

部長 谷村 純二



郵便物差出票(庁内)
主管課: 資源循環課 取扱者: 内線
会計区分: 1一般・特別(2国保・3後期高齢・4介護)・5下水道
支出科目: 款4項上目1事業14事業2

差出日: 〇年11月27日 別紙⑤

説明会アラミ用

・定形内・定形外規格外を(定形内・外・規格外)と表記しています。

内容		重量	単価	通数	金額
通常郵便 (定形内)		50gまで	110	()	
・通数の欄中()内は、返子市内宛ての内数を ()外は、越数を記入すること。					
通常郵便 (定形外)	規格内	50gまで	140	70	9800
		100gまで	180	9	1620
		150gまで	270	3	810
		250gまで	320	1	320
		500gまで	510		
		1kgまで	750		
	規格外	gまで			
通常はがき		2g~6g	85		
郵便区内特別(1)*ア (定形内)		50gまで	96		
郵便区内特別(1)*ア (定形外)		50gまで	128		
		100gまで	164		
		gまで			
郵便区内特別(2)*イ		50gまで	92		
郵便区内特別(3)*ウ		50gまで	81		

*ア 市内+同一重量帯+ 100通以上+(定形内・外)

*イ 市内+同一重量帯+ 100通以上+(定形内+バーコード付)

*ウ 市内+同一重量帯+1,000通以上+(定形内+バーコード付)

速達	内 容	重 量	単 価	通 数	金 額
○	定形内・外・規格外	gまで			
	特定記録(定形内・外・規格外)	gまで			
	特定記録(定形内・外・規格外)	gまで			
	簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
	簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
	簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
	一般書留(定形内・外・規格外)	gまで			
	配達証明(定形内・外・規格外)	gまで			
	配達日指定 平・土・日・祝	gまで			
	配達時間帯指定郵便(普通・書留)	gまで			
	ゆうメール	gまで			
	ゆうメール	gまで			
○	ゆうパケット 60サイズ	1cmまで	250		
	・タテ34cm以内	2cmまで	310		
	・1kg以内	3cmまで	360		
	ゆうパック 県内・地帯	サイズ			
	県内・地帯	サイズ			
	県内・地帯	サイズ			
	重 量	送 金 金 額	通 数	金 額	
	現金書留	gまで			
	現金書留	gまで			
	現金書留	gまで			
	合 計	83 通	12,550 円		

・通常郵便(定形内)を標ね40通以上差し出す場合は、差出当日に総務課までご連絡ください。
区分ごとの市全体の通数により、区内特別に変更する場合があります。
神奈川県あての文書は通常便を利用してください。
現金書留 100通以上の書留類、1000通以上の郵便物は、各課で郵便局に持込んでください。

R6.10

100g以下 (9通)

- 東町内会
- 沼向3丁目
- 不若山4丁目町内会
- 桜山1丁目自治会
- chの木自治会
- 東延3ハイツ管理組合
- 延子高砂内同自治会
- 延子新宿自治会
- 小坪区会

150g以下 (3通)

- 久不連合町内会
- 東延3第一回地区自治会
- 沼向1丁目自治会

250g以下 (1通)

- 東延3第2回地区自治会

郵便物差出票(府内)

管課: 資源循環課 取扱者: 田中内線 472

差出日: R6年12月4日

会計区分: 1一般・特別(2国保・3後期高齢・4介護)・5下水道

支出科目: 款4項2目1事業14事業21

・(定形内・定形外規格外)を(定形内・外・規格外)と表記しています。

内 容	重 量	単 価	通 数	金 額
通常郵便 (定形内)	50gまで	110	()	
・通数の欄中()内は、逗子市内宛ての内数を ()外は、总数を記入すること。				
通常郵便 (定形外)	50gまで	140		
	100gまで	180		
	150gまで	270		
	250gまで	320		
	500gまで	510		
	1kgまで	750		
	規格外	gまで		
通常はがき	2g~6g	85		
郵便区内特別(1)*ア (定形内)	50gまで	96	61	5856
郵便区内特別(1)*ア (定形外)	50gまで	128		
	100gまで	164		
	gまで			
郵便区内特別(2)*イ	50gまで	92		
郵便区内特別(3)*ウ	50gまで	81		

*ア 市内+同一重量帯+ 100通以上+(定形内・外)
*イ 市内+同一重量帯+ 100通以上+定形内+バーコード付
*ウ 市内+同一重量帯+1,000通以上+定形内+バーコード付

速達	内 容	重 量	単 価	通 数	金 額
○	定形内・外・規格外	gまで			
	特定記録(定形内・外・規格外)	gまで			
	特定記録(定形内・外・規格外)	gまで			
	簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
	簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
	簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
	一般書留(定形内・外・規格外)	gまで			
	配達証明(定形内・外・規格外)	gまで			
	配達日指定 平・土・日・祝	gまで			
	配達時間帯指定郵便(普通・書留)	gまで			
	ゆうメール	gまで			
	ゆうメール	gまで			
○	ゆうパケット 60サイズ ・タテ34cm以内 ・1kg以内	1cmまで	250		
		2cmまで	310		
		3cmまで	360		
	ゆうパック 県内・地帯 県内・地帯 県内・地帯	サイズ			
		サイズ			
		サイズ			
		重 量	送 金 額	通 数	金 額
	現金書留	gまで			
	現金書留	gまで			
	現金書留	gまで			
	合 计	61 通	5856 円		

・通常郵便(定形内)を経ね40通以上差し出す場合は、差出当日に総務課まで「連絡ください。
区分ごとの市全体の通数により、区内特別に変更する場合があります。
・神奈川県での文書は通常便を利用してください。
現金書留、100通以上の書留類、1000通以上の郵便物は、各課で郵便局に持込んでください。

生ごみの分別収集・資源化の延期に係る
逗子市廃棄物減量等推進員への通知郵送料

主管課: 資源循環課 取扱者 松原 内線 472

会計区分: 1一般・特別 (2国保・3後期高齢・4介護)・5下水道

支出科目: 款4 項2目1 事業1 2事業2 5

・(定形内・定形外規格外)を(定形内・外・規格外)と表記しています。

内 容		重 量	単 価	通 数	金 額
通常郵便 (定形内)		50gまで	110	1()	110
・通数の欄中()内は、逗子市内宛ての内数を ()外は、总数を記入すること。					
通常郵便 (定形外)	規格内	50gまで	140		
		100gまで	180		
		150gまで	270		
		250gまで	320		
		500gまで	510		
		1kgまで	750		
	規格外	gまで			
通常はがき		2g~6g	85		
郵便区内特別(1)*ア (定形内)		50gまで	96	125	12,000
郵便区内特別(1)*イ (定形外)		50gまで	128		
		100gまで	164		
		gまで			
郵便区内特別(2)*イ		50gまで	92		
郵便区内特別(3)*ウ		50gまで	81		

*ア 市内+同一重量帯+ 100通以上+(定形内・外)
 *イ 市内+同一重量帯+ 100通以上+定形内+バーコード付
 *ウ 市内+同一重量帯+1,000通以上+定形内+バーコード付

速達	内 容	重 量	単 価	通 数	金 額
○	定形内・外・規格外	gまで			
	特定記録(定形内・外・規格外)	gまで			
	特定記録(定形内・外・規格外)	gまで			
	簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
	簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
	簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
	一般書留(定形内・外・規格外)	gまで			
	配達証明(定形内・外・規格外)	gまで			
	配達日指定 平・土・日・祝	gまで			
	配達時間帯指定郵便(普通・書留)	gまで			
	ゆうメール	gまで			
	ゆうメール	gまで			
○	ゆうパケット	60サイズ ・タテ34cm以内 ・1kg以内	1cmまで 2cmまで 3cmまで	250 310 360	
	ゆうパック	県内・地帯	サイズ		
		県内・地帯	サイズ		
		県内・地帯	サイズ		
	重 量	送 金 額	通 数	金 額	
現金書留	gまで				
現金書留	gまで				
現金書留	gまで				
合 計		126	通	12,110	円

・通常郵便(定形内)を概ね40通以上差し出す場合は、差出当日に総務課まで「連絡ください」。
 区分ごとの市全体の通数により、区内特別に変更する場合があります。
 神奈川県での文書は速便を利用してください。
 現金書留、100通以上の書留類、1000通以上の郵便物は、各課で郵便局に持込んでください。

郵便物差出票(序内)

差出日: 7年1月22日 別紙⑧

主管課: 資源循環課 取扱者: 木原 内線 472

会計区分: 1一般・特別(2国保・3後期高齢・4介護)・5下水道

支出科目: 款4項2目/事業12事業25

(定形内・定形外規格内・定形外規格外)を(定形内・外・規格外)と表記しています。

内 容		重 量	単 価	通 数	金 額
通常郵便	(定形内)	50gまで	110	()	
・通数の欄中()内は、還子市内宛ての内数を()外は、總数を記入すること。					
通常郵便 (定形外)	規格内	50gまで	140		
		100gまで	180		
		150gまで	270		
		250gまで	320		
		500gまで	510		
		1kgまで	750		
規格外		gまで			
通常はがき		2g~6g	85		
郵便区内特別(1)*ア (定形内)		50gまで	96	53/ 50,976	
郵便区内特別(1)*ア (定形外)		50gまで	128		
		100gまで	164		
		gまで			
郵便区内特別(2)*イ		50gまで	92		
郵便区内特別(3)*ウ		50gまで	81		

*ア 市内+同一重量帯+ 100通以上+(定形内・外)
 *イ 市内+同一重量帯+ 100通以上+定形内+バーコード付
 *ウ 市内+同一重量帯+1,000通以上+定形内+バーコード付

速達	内 容	重 量	単 価	通 数	金 額
○	定形内・外・規格外	gまで			
速達	特定記録(定形内・外・規格外)	gまで			
の	特定記録(定形内・外・規格外)	gまで			
場	簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
合	簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
の	簡易書留(定形内・外・規格外)	gまで			
み	一般書留(定形内・外・規格外)	gまで			
速達	配達証明(定形内・外・規格外)	gまで			
の	配達日指定 平・土・日・祝	gまで			
の	配達時間帯指定郵便(普通・書留)	gまで			
欄	ゆうメール	gまで			
に	ゆうメール	gまで			
○	ゆうパケット 60サイズ	1cmまで	250		
を	・タテ34cm以内	2cmまで	310		
記	・1kg以内	3cmまで	360		
入	ゆうパック 県内・地帯	サイズ			
	県内・地帯	サイズ			
	県内・地帯	サイズ			
重 量	送 金 額	通 数	金 額		
現金書留	gまで				
現金書留	gまで				
現金書留	gまで				
合 計	53/ 通	50,976	円		

・通常郵便(定形内)を概ね40通以上差し出す場合は、差出当日に総務課まで連絡ください。
 区分ごとの市全体の通数により、区内特別に変更する場合があります。
 ・神奈川県での文書は遅送便を利用してください。
 ・現金書留類、100通以上の書留類、100通以上の郵便物は、各課で郵便局に持込んでください。

R6.10

減免対象者への通知 郵送料
 •生活保護受給世帯
 •児童扶養手当受給世帯
 •特別児童扶養手当受給世帯

逗子市役所 御中

逗子市長

1001191 04/04

(請求ID : 3384520)

請求書

毎度、お取引ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。
 右記口座へお振込いただきますようお願い致します。
 なお、振込手数料は貴社にてご負担頂きますようお願い申し上げます。

お届け先
神奈川県逗子市逗子5丁目2-16逗子市役所

逗子市役所 資源循環課 池田様

請求締日 2024年11月14日

モナタロウ

株式会社 MonotaRO



代表執行役
社長 田村 咲耶

お客様お問い合わせ窓口

〒530-0001

大阪市北区梅田三丁目2番2号

JPタワー大阪22階

TEL ☎ 0120-443-509

FAX ☎ 0120-289-888

email:toiawase@monotaro.com

https://www.monotaro.com

登録番号 T6140001054380

発行日 2024/11/15

注文書番号 033845200018

ページ 1 / 1

振込先

銀行: 三井住友銀行 (銀行コード=0009)

支店: ドットコム支店 (支店コード=953)

口座: 当座 7140380

名義: 株式会社MonotaRO モナタロウ

今回お買上金額 ¥29,017

消費税等金額 ¥2,902

今回ご請求金額 ¥31,919

〈税率別内訳〉	御買上額	消費税等	税込御買上額
内、10%	29,017	2,902	31,919
内、8%	0	0	0
内、非課税	0	0	0

日付	納品書番号	品名・摘要	数量	単価	金額	軽減 消費税等	税率	参照番号
11/14	033845200018-01	(01658877) 綿特日本一軍手 10ゲージ	5	299	1,495	150	10%	
11/14	033845200018-01	(02147014) 綿特日本一軍手 10ゲージ	3	299	897	90	10%	
11/14	033845200018-01	(27518829) 不織布手提げバッグ小	3	1,298	3,894	389	10%	
11/14	033845200018-02	(24120678) カラーペーパーA4特厚口50P	2	619	1,238	124	10%	
11/14	033845200018-02	(61386178) ラミネートフィルムA4横型 静電防止タイプ	10	1,490	14,900	1,490	10%	
11/14	033845200018-02	(25691690) ラミネートフィルム A3 100 枚入100μ	1	2,898	2,898	290	10%	
11/14	033845200018-01	(31527807) いつものラベル 宛名・タイ トル用	3	639	1,917	192	10%	
11/14	033845200018-01	(34853795) クリアホルダー	2	889	1,778	178	10%	

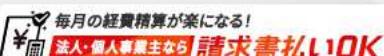


ログイン

初めてのお客様へ 新規登録

マイページ

定期注文 | ご購入履歴

WEB
お問い合わせ
フォームチャット
専任スタッフ
が対応ご利用ガイド
お届け・お支払い
よくあるご質問7,000
ご注文
選べる1回7,000円(税抜)ご購入でさらにお得に!
同じ月なら何回買っても送料無料!欲しいものがすぐ届く!
毎月の経費精算が楽になる!毎月の経費精算が楽になる!
法人・個人事業主なら請求書払いOK

今すぐカンタン登録

カテゴリから探す

クリック
オーダー

(品番注文)

すべてのカテゴリ

商品名、キーワード、商品番号、使用用途

詳細

検索

0

バスケット

買ったもの

...

マイページ

本日は
水曜特価

車両メンテ用品の大特価 整備現場を応援

商品一覧はこちら >

印刷用

印刷用紙/インク/印刷機 の新着商品



レザーマーカ用ラベル

ヒサゴ



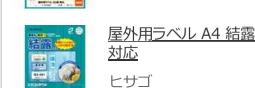
屋外用ラベル A4 強粘再剥離

ヒサゴ



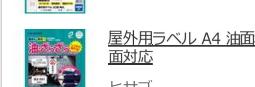
屋外用ラベル A4 強粘着

ヒサゴ



屋外用ラベル A4 結露面対応

ヒサゴ



屋外用ラベル A4 油面粗面対応

ヒサゴ



ストックフォーム

スマートバリュー



BK-2001 給与明細

BSLシステム研究所



BZ-4001 汎用用紙

BSLシステム研究所



のり無しスチレンボード

ジャストコーポレーション



再剥離ハガキサイズシートパック

コーパス

新規ご登録で
全品対象 10%OFF

利用期限:ご登録日を含む3日間

キャンペーン
コード | 0000 1313 9364

※こちらを閉じるとコードの取得ができなくなります

① コードを
コピー② お手元で
保存

③ 会員登録

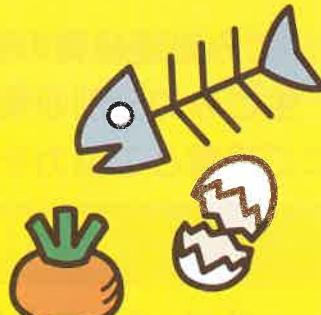
④ 注文確認画面で
コードを適用

2025年3月から

始まります

分別収集・資源化が

生ごみの



生ごみの分別収集・資源化の開始を延期します

葉山町の生ごみ資源化処理施設の工期の延長に伴い、2025年(令和7年)3月から開始を予定していた生ごみの分別収集・資源化について、開始時期を延期することにいたしました。

今後の予定など詳細につきましては、決まり次第、市民の皆様にお伝えいたします。

生ごみの分別収集・資源化
p1~2

生ごみの定義
p3~4

指定ごみ袋について
p5~6

収集日と生ごみの出し方
p7~8

逗子市の取り組み
p9~10

事業系ごみ・今後の予定
p11

逗子市

逗子市家庭ごみ処理用指定ごみ袋受託事業
収支予算書

自 令和 7年 4月 1日
至 令和 8年 3月 31日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	令和7年度予算額	摘要
指定収集袋取扱手数料	8,870,400	販売代金 100,800,000×8.80%
一般廃棄物処理手数料 収納事務受託料	2,217,600	販売代金 100,800,000×2.20%
指定収集袋取扱事務受託料	10,692,000	月810,000×1.10%×12ヶ月
合 計	21,780,000	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	令和7年度予算額	摘要
取扱店収納受託料	8,870,400	取扱店手数料 販売代金×8.80%
変動費	1,452,000	R7/4～R8/3 取扱店向け配送料 平均@120×年9,600箱=1,152,000 商工会⇒田浦倉庫 @3,000×2名×50回
		振込み手数料、Web管理費他
		取扱店向け広報印刷費 等
支払消費税	700,000	
変動費合計	11,122,400	
商工会事務受託費	1,800,000	@150,000×12ヶ月
倉庫保管費	4,245,840	R7/4～R8/3 倉庫管理費（月5万円） R7/4～R8/3 倉庫借損料（月約13万円） R7/4～R8/3 生ごみ袋保管（月166,320円）
固定費	3,000,000	人件費 @1,550*週24H*52週 1,934,400円 @1,350*週14H*52週 982,800円 雇用保険・通勤費他 82,800円
リース料	1,180,000	ワゴン車 480,000円、防犯カメラ 80,000円 システム・PC（ウイルスソフト代含む） 620,000円
事務費	300,000	事務用品、消耗品等 通信費（TEL・FAX、郵送料他）
雑費	131,760	保険、ガソリン代、その他
固定費合計	10,657,600	
合 計	21,780,000	

交付金対象内事業

第 Z15102号 明細表

本工事費種別明細書

(118)

工種別	工事細別	名 称	摘要	単位	数量	単 価	金 額	特殊製品額	積算根拠
B.その他解体工事									
-2.交付金対象外事業									
	(6)追加解体工事(アスベスト)								
	1)一般仮設工事費			式	1.0		717,000	0	
	2)アスベスト除去(配管保温材)			式	1.0		2,330,000	0	
	3)アスベスト除去(管理棟内装材)			式	1.0		2,174,556	0	
	4)アスベスト除去(アスファルト防水)			式	1.0		30,343,400	0	
	5)廃棄物処分費			式	1.0		2,685,300	0	
	6)報告書作成費			式	1.0		1,150,000	0	
	B-2-(6) 計						39,400,256	0	
	B-2-(6) 改計						39,400,000	0	

交付金対象内事業

本工事費種別明細書

第 Z15103 号 明細表

(119)

交付金対象内事業

第Z15104号 明細表

本工事費種別明細書

(120)

工種別	工事細別	名 称	摘要	単位	数 量	単 価	金 額	特殊製品額	積算根拠
B.その他解体工事									
(6)追加解体工事(アスベスト)									
	2)アスベスト除去(配管保温材)								
	飛散防止養生	湿潤含む(配管材)	箇所	50.0	5,200	260,000			見積
	非石綿部切断	セイバーソー使用	箇所	50.0	16,500	825,000			見積
	切断済み保温材梱包	二重梱包	箇所	50.0	3,600	180,000			見積
	切断済み保温材小運搬	人力	箇所	50.0	2,300	115,000			見積
	消耗品費	替え刃、保護衣、保護マスク、 保護メガネ含む(配管材撤去分)	式	1.0	350,000	350,000			見積
	真空掃除機による清掃	配管保温材50箇所	式	1.0	600,000	600,000			見積
	2)計						2,330,000	0	

交付金対象内事業

本工事費種別明細書

第Z15105号 明細表

(121)

工種別	工事細別	名 称	摘要	単位	数量	単 価	金 額	特殊製品額	積算根拠
B.その他解体工事									
(6)追加解体工事(アスベスト)									
	3)アスベスト除去(管理棟内装材)								
	飛散防止養生	湿潤含む(内装材)	m ²	50.8	2,000		101,600		見積
	非石綿部人力解体	湿潤含む(内装材)	m ²	50.8	1,070		54,356		見積
	飛散防止養生	湿潤含む(居室単位)	室	8.0	27,000		216,000		見積
	非石綿部人力解体	湿潤含む(居室単位)	室	8.0	9,200		73,600		見積
	切断済み内装材梱包	二重梱包	t	1.0	64,000		64,000		見積
	切断済み内装材小運搬	人力	t	1.0	115,000		115,000		見積
	消耗品費	替え刃、保護衣、保護マスク、 保護メガネ含む(内装材撤去分)	式	1.0	550,000		550,000		見積
	真空掃除機による清掃	50m ² 程度	式	1.0	1,000,000		1,000,000		見積
	3)計						2,174,556	0	

交付金対象内事業

本工事費種別明細書

第Z15106号 明細表

(122)

工種別	工事細別	名 称	摘要	単位	数量	単 価	金 額	特殊製品額	積算根拠
B.その他解体工事									
(6)追加解体工事(アスベスト)									
	4)アスベスト除去(アスファルト防水)								
		屋上設備先行解体	人力・ミニユンボ併用	m ²	807.2	2,300	1,856,560		見積
		押さえコン撤去	t80~100mm 想定	m ²	807.2	5,200	4,197,440		見積
		同上発生ガラ小運搬・集積	人力	t	107.5	115,000	12,362,500		見積
		飛散防止養生	湿潤含む(As防水)	m ²	807.2	3,500	2,825,200		見積
		非石綿部人力解体	湿潤含む(As防水)	m ²	807.2	2,000	1,614,400		見積
		切断済み内装材梱包	二重梱包	t	28.7	64,000	1,836,800		見積
		切断済み内装材小運搬	人力	t	28.7	115,000	3,300,500		見積
		消耗品費	替え刃、保護衣、保護マスク、 保護メガネ含む(As防水撤去分)	式	1.0	850,000	850,000		見積
		真空掃除機による清掃	800m ² 程度	式	1.0	1,500,000	1,500,000		見積
	4) 計						30,343,400	0	

交付金対象内事業

本工事費種別明細書

第Z15107号 明細表

(123)

工種別	工事細別	名 称	摘要	単位	数量	単 価	金 額	特殊製品額	積算根拠
B.その他解体工事									
(6)追加解体工事(アスベスト)									
	5)廃棄物処分費								
	(配管保温材/特別管理廃棄物)								
	積み込費	保温材・フランジ・保護衣類	m ³	3.0	18,000		54,000		見積
	収集運搬費(現場～兵庫県保温材・フランジ・保護衣類)	保温材・フランジ・保護衣類	台	1.0	155,000		155,000		見積
	最終処分費	保温材・フランジ・保護衣類	m ³	3.0	96,000		288,000		見積
	(内装材/石綿含有産業廃棄物)								
	積み込費	内装材・保護衣等	m ³	4.1	16,200		66,420		見積
	収集運搬費(10コンテナ)	内装材・保護衣等	台	1.0	85,300		85,300		見積
	最終処分費	内装材・保護衣等	m ³	4.1	62,400		255,840		見積
	(アスファルト防水/石綿含有産業廃棄物)								
	積み込費	アスファルト防水・保護衣等	m ³	19.4	16,200		314,280		見積
	収集運搬費(10コンテナ)	アスファルト防水・保護衣等	台	3.0	85,300		255,900		見積
	最終処分費	アスファルト防水・保護衣等	m ³	19.4	62,400		1,210,560		見積
	5)計						2,685,300	0	

交付金対象内事業

本工事費種別明細書

第Z15108号 明細表

(124)

工種別	工事細別	名 称	摘要	単位	数量	単 価	金 額	特殊製品額	積算根拠
B.その他解体工事									
(6)追加解体工事(アスベスト)									
	6)報告書作成費								
		書類作成及び報告書作成費(届出含む)		式	1.0	600,000	600,000		見積
		石綿作業主任者現場管理費		日	10.0	55,000	550,000		見積
	6) 計						1,150,000	0	

本工事費種別明細書

参考資料 7
 クリーンセンター再整備に関する特別委員会
 クリーンセンター・環境課
 令和7年9月1日

工種別	工事細別	名称	摘要	単位	数量	単価	金額	積算根拠
B.その他解体工事								
-2.交付金対象外事業								
	(6)追加解体工事(アスベスト)							
	1)一般仮設工事費			式	1.0		419,821	
	2)アスベスト除去(配管保温材)			式	1.0		1,269,532	
	3)アスベスト除去(管理棟内装材)			式	1.0		503,164	
	4)アスベスト除去(アスファルト防水)			式	1.0		9,393,299	
	5)廃棄物処分費			式	1.0		1,441,917	
	6)報告書作成費			式	1.0		1,150,000	
	B-2-(6) 計						14,177,732	
	B-2-(6) 改計						14,177,000	

本工事費種別明細書

第Z15103号 明細表

工種別	工事細別	名 称	摘要	単位	数量	単 価	金 額	積算根拠
B.その他解体工事								
(6)追加解体工事(アスベスト)								
1)一般仮設工事費	ローリング足場掛け外し	高さ3.5m以下 2段 存置1ヶ月		箇所	3.0	25,600	76,800	24-4建施P. 120
	立馬掛け外し			m ²	29.1	688	20,021	R6. 4標準・市場 (3)
	屋上転落防止用措置	ガードポスト(手すり 柱) 存置1ヶ月		m	100.0	1,210	121,000	24-4建施P. 122
	石綿則・立入禁止看板等設置			式	1.0	76,000	76,000	
	仮設材、資材機器運搬費			式	1.0	126,000	126,000	
		1) 計					419,821	

本工事費種別明細書

第Z15104号 明細表

工種別	工事細別	名 称	摘要	単位	数量	単 価	金 額	積算根拠
B.その他解体工事								
(6)追加解体工事(アスベスト)								
	2)アスベスト除去(配管保温材)							
		飛散防止養生	湿潤含む(配管材)	箇所	50.0	5,200	260,000	
		非石綿部切断	セイバーソー使用	箇所	50.0	16,500	825,000	
		切断済み保温材梱包	二重梱包	m ³	4.5	1,200	5,400	24-4建施P. 510
		切断済み保温材小運搬	人力	m ³	4.5	8,603	38,714	人力運搬(積込み)
		消耗品費	替え刃、保護衣、保護マスク、 保護メガネ含む(配管材撤去分)	式	1.0	54,558	54,558	別紙明細
		整理清掃後片付け	配管保温材50箇所	m ²	162.0	530	85,860	24-4建施P.510
	2) 計						1,269,532	

本工事費種別明細書

第Z15105号 明細表

工種別	工事細別	名 称	摘要	単位	数量	単価	金 額	積算根拠
B.その他解体工事								
(6)追加解体工事(アスベスト)								
	3)アスベスト除去(管理棟内装材)							
	飛散防止養生	湿潤含む(内装材)	m ²	50.8	1,630		82,804	24-4建施P.510
	非石綿部人力解体	湿潤含む(内装材)	m ²	50.8	1,640		83,312	24-4建施P.510
	飛散防止養生	湿潤含む(居室単位)	m ²	50.8	1,240		62,992	24-4建施P.510
	非石綿部人力解体	湿潤含む(居室単位)	m ²	50.8	1,470		74,676	24-4建施P.510
	切断済み内装材梱包	二重梱包	m3	4.5	1,200		5,400	24-4建施P.510
	切断済み内装材小運搬	人力	m3	4.5	9,620		43,290	24-4建施P.458
	消耗品費	替え刃、保護衣、保護マスク、 保護メガネ含む(内装材撤去分)	式	1.0	96,842		96,842	別紙明細
	整理清掃後片付け 内装材撤去箇所		m ²	50.8	530		26,924	24-4建施P.510
	整理清掃後片付け ボード撤去箇所		m ²	50.8	530		26,924	24-4建施P.510
	3)計						503,164	

本工事費種別明細書

第Z15106号 明細表

工種別	工事細別	名 称	摘要	単位	数量	単 価	金 額	積算根拠
B.その他解体工事								
(6)追加解体工事(アスベスト)								
	4)アスベスト除去(アスファルト防水)							
	屋上設備先行解体	人力・ミニユンボ併用		m ²	807.2	2,300	1,856,560	
	押さえコン撤去	t80~100mm 想定		m ²	807.2	4,480	3,616,256	24-4建施P.456
	同上発生ガラ小運搬・集積	人力		t	107.5	9,620	1,034,150	24-4建施P.458
	飛散防止養生	湿潤含む(As防水)		m ²	807.2	1,200	968,640	24-4建施P.510
	非石綿部人力解体	湿潤含む(As防水)		m ²	807.2	1,470	1,186,584	24-4建施P.510
	切断済み内装材梱包	二重梱包		m3	15.9	1,200	19,080	24-4建施P.510
	切断済み内装材小運搬	人力		m3	15.9	11,390	181,101	24-4施工パ
	消耗品費	替え刃、保護衣、保護マスク、 保護メガネ含む(As防水撤去分)		式	1.0	103,112	103,112	別紙明細
	整理清掃後片付け			m ²	807.2	530	427,816	24-4建施P.510
	4) 計						9,393,299	

本工事費種別明細書

第Z15107号 明細表

工種別	工事細別	名 称	摘要	単位	数量	単 価	金 額	積算根拠
B.その他解体工事								
(6)追加解体工事(アスベスト)								
	5)廃棄物処分費							
	(配管保温材/特別管理廃棄物)							
	積み込費	保温材・法兰ジ・保護衣類	m ³	3.0	9,620	28,860	24-4建施P.458	
	収集運搬費(現場～兵庫県)	保温材・法兰ジ・保護衣類	台	1.0	180,000	180,000	TC SOLUTIONS(株)	契約書
	最終処分費	保温材・法兰ジ・保護衣類	m ³	3.0	38,000	114,000		契約書 (株)環境クリーン
	(内装材/石綿含有産業廃棄物)							
	積み込費	内装材・保護衣等	m ³	4.1	6,690	27,429	24-4建施P.458	
	収集運搬費(10コンテナ)	内装材・保護衣等	台	1.0	50,000	50,000	22025254-0002	契約書
	最終処分費	内装材・保護衣等	m ³	4.1	30,000	123,000	22025254-0002	契約書
	(アスファルト防水/石綿含有産業廃棄物)							
	積み込費	アスファルト防水・保護衣等	m ³	19.4	9,620	186,628	24-4建施P.458	
	収集運搬費(10コンテナ)	アスファルト防水・保護衣等	台	3.0	50,000	150,000	22025254-0002	契約書
	最終処分費	アスファルト防水・保護衣等	m ³	19.4	30,000	582,000	22025254-0002	契約書
	5) 計						1,441,917	

本工事費種別明細書

第 Z15108号 明細表

本工事費種別明細書

#REF!

工種別	工事細別	名 称	摘要	単位	数量	単 価	金 額	特殊製品額
B.その他解体工事								
-2.交付金対象外事業								
		(7)追加解体工事(地中障害物)						
		撤去手間	GL-1500程度 重機施工	m ²	183.0	17,970	3,288,510	
		選別作業	重機施工	m ²	183.0	6,570	1,202,310	
		産業廃棄物 積み込費	コンクリートガラ(地中障害物)	m ³	80.0	3,180	254,400	24-4建施P.458
		産業廃棄物 収集運搬費	コンクリートガラ(地中障害物)	台	14.0	23,000	322,000	契約書 24008588-0004
		産業廃棄物 最終処分費	コンクリートガラ(地中障害物)	m ³	80.0	16,500	1,320,000	契約書 24008588-0004
		B-2-(7) 計					6,387,220	
		B-2-(7) 改計					6,387,000	

別紙明細

消耗品一式 (配管保温材)

品名	仕様	単位	数量	単価	価格
セーバーソー替刃	HIKOKI 湾曲 厚物 5枚入	パック	2	4298	8,596
防塵ゴーグル	GL70TBTETC	個	2	2,131	4,262
ニトリルラテックス手袋	USDA/FDA	双	8	540	4,320
タイベック製つなぎ服	JIS T8115	着	8	1,215	9,720
タイベック製シューズカバー	6673ブーツ型	双	8	335	2,680
防塵マスク	7191DK-03	個	2	6,090	12,180
アルファリングフィルター	RD6	セット	8	1,600	12,800
計					54,558

消耗品一式 (管理棟内装材)

品名	仕様	単位	数量	単価	価格
カッター替刃	LB10K 10枚入	パック	2	239	478
防塵ゴーグル	GL70TBTETC	個	4	2,131	8,524
ニトリルラテックス手袋	USDA/FDA	双	12	540	6,480
タイベック製つなぎ服	JIS T8115	着	12	1,215	14,580
タイベック製シューズカバー	6673ブーツ型	双	12	335	4,020
防塵マスク	7191DK-03	個	4	6,090	24,360
アルファリングフィルター	RD6	セット	24	1,600	38,400
計					96,842

消耗品一式 (アスファルト防水)

品名	仕様	単位	数量	単価	価格
カッター替刃	LB10K 10枚入	パック	2	239	478
防塵ゴーグル	GL70TBTETC	個	4	2,131	8,524
ニトリルラテックス手袋	USDA/FDA	双	15	540	8,100
タイベック製つなぎ服	JIS T8115	着	15	1,215	18,225
タイベック製シューズカバー	6673ブーツ型	双	15	335	5,025
防塵マスク	7191DK-03	個	4	6,090	24,360
アルファリングフィルター	RD6	セット	24	1,600	38,400
計					103,112

交付金対象内事業

本工事費種別明細書

第C15203号 明細表

(134)

工種別	工事細別	名称	摘要	単位	数量	単価	金額	特殊製品額	積算根拠
VI.土木造成工事	F 追加擁壁工事								
1)土工事	掘削床掘			m ²	100.0	2,000	200,000		見積
	残土場内小運搬費			m ²	100.0	1,200	120,000		見積
	土木敷均し整地			m ³	100.0	200	20,000		見積
	重機回送資材運搬費			式	1.0	250,000	250,000		見積
2)ブロック積工	基礎コンクリート			m ³	6.6	82,000	538,740		見積
	碎石基礎			m ²	20.0	2,600	52,000		見積
	コンクリートブロック積工			m ²	47.5	33,620	1,596,950		見積
	裏込め碎石			m ³	16.6	9,500	157,320		見積
	現場打天端コンクリート			m ³	1.8	65,300	117,540		見積
	小口止め			箇所	2.0	120,000	240,000		見積
	既設擁壁補修			箇所	1.0	150,000	150,000		見積
3)その他	雑費	諸経費、法定福利費、宿泊費 他		式	1.0	2,057,450	2,057,450		見積
	VI-F 計						5,500,000	0	
	VI-F 改計						5,500,000	0	

本工事費種別明細書

第 C15203号 明細表

参考資料 9
 クリーンセンター再整備に関する特別委員会
 クリーンセンター・環境課
 令和7年9月1日

工種別	工事細別	名称	摘要	単位	数量	単価	金額	積算根拠
VI.土木造成工事								
	F 追加擁壁工事							
	1)土工事	掘削床掘		m ²	100.0		0	
		残土場内小運搬費		m ²	100.0		0	
		土木敷均し整地		m ³	100.0		0	
		重機回送資材運搬費		式	1.0		0	
	2)ブロック積工	基礎コンクリート		m ³	6.60		0	
		碎石基礎		m ²	20.0		0	
		コンクリートブロック積工	H=2mタイプ 切土部	m ²	20.1	13,100	263,310	令和4年度出来高単価
		コンクリートブロック積工	H=3mタイプ 切土部	m ²	26.3	13,100	344,530	令和4年度出来高単価
		裏込め碎石		m ³	16.6		0	
		現場打天端コンクリート		m ³	1.80		0	
		小口止め		箇所	2.0		0	
		既設擁壁補修		箇所	1.0		0	
	3)その他	雑費	諸経費、法定福利費、宿泊費 他	式	1.0		0	
		VI-F 計					607,840	0
		VI-F 改計					607,000	0

クリーンセンター再整備工事の協議の経過報告

1 前回クリーンセンター再整備に関する特別委員会（9月1日）以降の経緯

日付	内容
9月1日（月）	クリーンセンター再整備工事に関する特別委員会
9月2日（水）	共和化工(株)副社長、常務来庁 請負残金支払い及び引渡しの確認
9月11日（金）	7月24日付け共和化工(株)より11日の協議に対する回答書 【別添1】について回答

令和7年9月11日

共和化工株式会社
関東支店長 高田真人 様

葉山町環境部長



設計変更に伴う金額増減協議について

令和7年7月24日付け「葉山町クリーンセンター再整備工事 設計変更等について」について回答します。

設計変更に伴う金額増減に関する本町の基本的な考え方については、令和7年7月11日協議の際に説明したものから何ら変更はありません。

1 設計変更部分の減額について

2 解体撤去工事の追加（アスベスト）による増額の項目査定

令和7年7月11日に示したとおりです。

3 解体撤去工事の追加（地中障害物）による増額の項目査定

令和7年7月11日に示したとおりです。

4 ブロック積擁壁の追加変更による増額の項目査定

令和7年7月11日に示したとおりです。

5 (2) 資源物棟建築面積の変更の項目査定

令和7年7月11日に示したとおりです。

汚染土処分について

令和7年9月1日に汚染土処分に係るマニフェストの提出により処理量が確定出来ましたので、追加請求額のとおりとします。

2 物価スライドによる追加変更について

増減工事協議の確定をもって協議するものと認識しております。

事務担当は、クリーンセンター所長 角田
〒240-0112 三浦郡葉山町堀内 2286 番地
TEL : 046-876-1153
FAX : 046-876-1860
E-mail : kcp@hayama.kanagawa.jp

逗子市との協議経緯（9月1日）以降の経緯

日付	内容
9月2日（火）	逗子市資源循環課長から、所長あて、「生ごみ処理の予算について、生ごみ処理負担金（資本費等）が来年度予算要求期限までに協議が調わなければ逗子市は来年度当初予算の計上はできない。」旨の連絡があった。
9月16日（火）	逗子市副市長との協議にて以下の事項についての報告及び確認を行った。 <input type="checkbox"/> クリーンセンター再整備工事完了の報告 <input type="checkbox"/> 共和化工との協議状況の報告 <input type="checkbox"/> 逗子市生ごみ受入れに関する今後の協議について

参 考 資 料 3
クリーンセンター再整備に関する特別委員会
クリーンセンター・環境課
令和7年9月29日

生ごみ分別の状況

環境課・クリーンセンター

1－1 生ごみ収集量

収集実績

単位：トン

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	平均
生ごみ	108	119	118	121	130	117	119
燃やすごみ	135	131	144	133	148	152	140
計	243	250	262	254	278	269	259

※制度設計における月平均：生ごみ約125トン、燃やすごみ約190トン

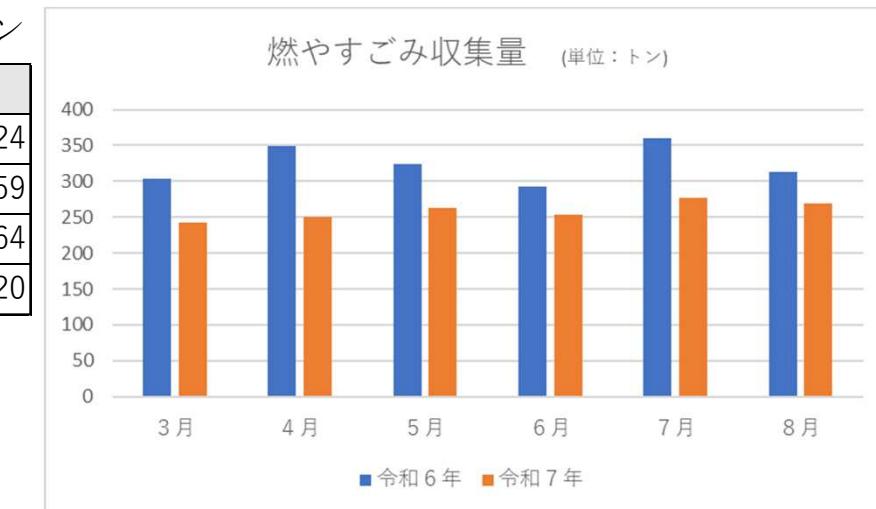
1－2 燃やすごみの収集量比較

(1) 収集実績

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	平均
令和6年	303	350	325	293	360	313	324
令和7年	243	250	262	254	278	269	259
増減	▲ 60	▲ 99	▲ 62	▲ 39	▲ 82	▲ 44	▲ 64
増減率	▲ 20	▲ 28	▲ 19	▲ 13	▲ 23	▲ 14	▲ 20

※令和7年は、生ごみ+燃やすごみ

前年同月比で約20%の減量



(2) 処理実績

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
数量(トン)	5,532	5,328	4,826

1－3 その他の処理量及び自家処理の動向

(1) 容器包装プラスチック処理量及び集団資源回収の推移 (各年4月～8月)



(2) 自家処理〔キエ一口、電動生ごみ処理機等の補助〕



1 - 4 生ごみ・燃やすごみの組成分析調査

四半期毎、年4回実施、速報

(1) 調査日：6月23日（月）、26日（木）
対象地区：長柄

【100kg換算値】

（単位：kg）

分類	生ごみの日	燃やすごみの日
①生ごみ	78.65	10.02
②生ごみでも可燃ごみでもどちらでも排出可能なもの	12.87	0.27
③燃やすごみ	1.69	82.45
④その他	1.62	6.13
⑤排出袋	5.19	1.13
⑥合計	100	100

【100kg換算値】

（単位：kg）

分類	生ごみの日	燃やすごみの日
①生ごみ	79.47	8.49
②生ごみでも可燃ごみでもどちらでも排出可能なもの	11.29	1.27
③燃やすごみ	2.88	79.12
④その他	1.65	8.74
⑤排出袋	4.72	2.38
⑥合計	100	100

端数の丸めの関係で合計が100にならない場合があります。

2－1 生ごみ処理経過

(1) 分別開始当初 【令和7年3月～】

- 3月3日収集分から7月4日収集分までは、委託により民間資源化処理施設〔Jバイオフードリサイクル(株)(横浜市鶴見区)〕においてバイオガス化及び肥料化処理。

(2) 本稼働 【令和7年7月7日～】

- 生ごみ資源化処理施設において、堆肥化処理。

2-2 Jバイオフードリサイクル(株)による資源化

(1) 資源化量と処理費及び運搬費

月	3月	4月	5月	6月	7月	計
数量 (kg)	95,090	114,430	53,760	91,570	30,770	385,620
処理費 (円)	3,660,965	4,405,555	2,069,760	3,525,445	1,184,645	14,846,370
運搬費 (円)	665,280	951,600	447,068	761,496	255,883	3,081,327

(2) 生ごみの資源化による肥料（はまのみのり）の配布

- ① 配布時期：令和7年6月～8月
- ② 配布先：野菜の会会員【一色：3名、上山口：2名、木古庭：1名】
- ③ 配布重量：計570kg
- ④ 使用感：全体的に混ぜて使用した。特に悪いと感じたところは無いが良いかは分からなかった。
水分が多く混ぜづらいが作物の育ちは例年通りだった。

2 – 3 クリーンセンターによる資源化

(1) 資源化量

月	7月	8月
数　量　(kg)	110,800	117,400
月	7月	8月

(2) 堆肥量

月	7月	8月
理論値数量　(kg)	5,540	5,870
実績数量　(kg)	—	—

(3) 排出袋

月	7月	8月
数　量　(kg)	9,080	10,630
月	7月	8月

3 生ごみ堆肥の配布

- (1) 名 称：葉山エシカル堆肥
- (2) 配 布 開 始：令和 7 年 11 月 29 日（土）
- (3) 配 布 場 所：クリーンセンター
- (4) 以降の予定：未定

「環境フェス」概要

1 目的

令和7年3月からの生ごみ分別収集開始、8月から生ごみ資源化処理施設の稼働を契機に、環境に関わる各種企画に参加することを通して町民の資源化、減量化に対するさらなる意識醸成を図り循環型社会の構築を目指す。

2 開催日時：令和7年11月29日（土）9時から12時まで

3 会 場：クリーンセンター及び福祉文化会館

4 対 象：制限なし（オープン参加）

5 イベント内容

No.	企画	担当・協力者等	場所
①	リユース市・ペット用品リユース市	環境課 ごみへらし隊	福祉文化会館2階
②	野菜の販売	環境課 野菜の会 JAよこすか葉山	福祉文化会館入口
③	学校備品リユース品販売	環境課 教育総務課	福祉文化会館ホワイエ
④	クリーンセンター施設見学ツアー	クリーンセンター	クリーンセンター
⑤	生ごみ堆肥の展示及び配布	クリーンセンター	クリーンセンター
⑥	生ごみ処理機の展示実演	環境課 ごみへらし隊 キエ一口発案者	福祉文化会館入口
⑦	電動生ごみ処理機のPR	環境課、メーカー	福祉文化会館入口
⑧	フードドライブ	環境課 フードバンクかながわ	福祉文化会館入口
⑨	脱炭素ブース、パネル展	環境課	
⑩	緑地保全ブース、パネル展	神奈川県 かながわ海岸美化財団 気候市民会議 など	福祉文化会館大会議室
⑪	鳥獣対策ブース、タイワンリス、アライグマ、イノシシ	環境課 わな猟の会	福祉文化会館大会議室
⑫	エシカルブース	政策課	福祉文化会館大会議室
⑬	スタンプラリー	環境課	クリーンセンター 福祉文化会館